H26.12.17版

能代市地域防災計画
（素案）

平成27年３月修正

能代市防災会議

目　　次

第１編　総則 ･･････ 1
第１章　総　則 ･･････ 3
第１節　計画の目的 ･･････ 3
第２節　計画の性格及び構成 ･･････ 4
第３節　計画の対象となる災害 ･･････ 5
第４節　計画の推進 ･･････ 6
第５節　防災に関する調査研究の推進 ･･････ 7
第６節　防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 ･･････ 8
第７節　能代市の概況 ･･････ 18
第８節　能代市の災害履歴 ･･････ 23

第２編　一般災害対策 ･･････ 31
第１章　被害想定 ･･････ 33
第１節　被害想定 ･･････ 33
第２章　災害予防計画 ･･････ 35
第１節　防災知識の普及啓発 ･･････ 35
第２節　自主防災組織等の育成 ･･････ 41
第３節　防災訓練 ･･････ 44
第４節　情報連絡体制の整備 ･･････ 47
第５節　安全避難の環境整備 ･･････ 50
第６節　防災拠点等の整備 ･･････ 59
第７節　備蓄体制の整備 ･･････ 62
第８節　通信施設の整備 ･･････ 66
第９節　水害予防 ･･････ 70
第10節　海岸保全、港湾施設等の災害予防 ･･････ 73
第11節　火災の防止 ･･････ 75
第12節　危険物施設等の安全確保 ･･････ 78
第13節　建築物等の災害予防 ･･････ 82
第14節　土砂災害の防止 ･･････ 84
第15節　公共施設の災害対策 ･･････ 91
第16節　風害の予防 ･･････ 100
第17節　雪害の予防 ･･････ 102
第18節　農林業災害対策 ･･････ 109
第19節　文化財の災害予防 ･･････ 114
第20節　流出油等の災害予防 ･･････ 117
第21節　特殊災害の予防 ･･････ 119
第22節　廃棄物処理体制の整備 ･･････ 124
第23節　医療救護体制の整備 ･･････ 125
第24節　要配慮者の安全確保 ･･････ 129
第25節　災害ボランティアの受入体制の整備 ･･････ 133
第26節　相互応援体制の整備等 ･･････ 135
第27節　緊急輸送の環境整備 ･･････ 140

第28節　企業防災の促進 …… 144
第29節　大規模停電対策 …… 146
第３章　災害応急対策計画 …… 148
第１節　災害応急活動体制 …… 148
第２節　職員の動員体制 …… 167
第３節　自衛隊の災害派遣要請 …… 175
第４節　相互応援 …… 180
第５節　気象予警報等の伝達 …… 189
第６節　災害情報の収集・伝達 …… 202
第７節　孤立地区対策 …… 212
第８節　通信の確保 …… 214
第９節　災害時の広報・広聴活動 …… 217
第10節　避難対策 …… 223
第11節　消防・救助救急活動対策 …… 244
第12節　消防防災ヘリコプターの活用 …… 250
第13節　水防活動 …… 254
第14節　災害警備活動 …… 264
第15節　交通、輸送対策 …… 266
第16節　給食、給水対策 …… 274
第17節　生活必需物資等の供給対策 …… 279
第18節　燃料の確保 …… 281
第19節　応急医療救護 …… 282
第20節　災害ボランティアの受入れ …… 290
第21節　公共施設等の応急対策 …… 293
第22節　危険物施設等の応急対策 …… 307
第23節　危険物等積載運搬車両の事故対策 …… 311
第24節　防疫、保健衛生対策 …… 313
第25節　動物の救護 …… 317
第26節　廃棄物の処理 …… 318
第27節　行方不明者及び遺体の捜索、収容、埋火葬計画 …… 321
第28節　障害物の除去 …… 326
第29節　文教対策 …… 329
第30節　応急保育の実施 …… 334
第31節　住宅応急対策 …… 336
第32節　海上災害応急対策 …… 340
第33節　流出油等の防除対策 …… 345
第34節　航空機事故応急対策 …… 348
第35節　原子力施設災害対策 …… 352
第36節　災害救助法の適用 …… 354
第37節　罹災証明書の発行 …… 357

第３編　地震災害対策 …… 359
第１章　地震被害想定 …… 361
第１節　地震に関する知識 …… 361
第２節　活断層 …… 364

第３節　積雪期における地震 366
第４節　地震・震度観測 368
第５節　地震・津波等に関する調査研究 369
第６節　地震被害想定 370
第２章　災害予防計画 377
第１節　計画的な地震防災対策の推進 377
第２節　防災知識の普及啓発 379
第３節　自主防災組織等の育成 381
第４節　防災訓練 382
第５節　情報連絡体制の整備 383
第６節　安全避難の環境整備 385
第７節　防災拠点等の整備 393
第８節　備蓄体制の整備 394
第９節　通信施設の整備 396
第10節　河川施設、ため池施設の地震対策 400
第11節　火災の防止 402
第12節　危険物施設等の安全確保 404
第13節　危険物等積載運搬車両の災害予防 405
第14節　建築物等の災害予防 406
第15節　土砂災害の防止 410
第16節　公共施設の災害対策 413
第17節　農業災害対策 420
第18節　文化財の災害予防 421
第19節　廃棄物処理体制の整備 422
第20節　医療救護体制の整備 423
第21節　要配慮者の安全確保 424
第22節　災害ボランティアの受入体制の整備 426
第23節　相互応援体制の整備等 427
第24節　緊急輸送の環境整備 428
第25節　積雪期の地震災害予防 429
第26節　企業防災の促進 432
第27節　行政機能の維持・確保 433
第28節　大規模停電対策 434
第３章　災害応急対策計画 435
第１節　災害応急活動体制 435
第２節　職員の動員体制 440
第３節　自衛隊の災害派遣要請 442
第４節　相互応援 443
第５節　地震・津波情報、津波予報等の伝達 444
第６節　災害情報の収集・伝達 447
第７節　孤立地区対策 449
第８節　通信の確保 450
第９節　災害時の広報・広聴活動 451
第10節　避難対策 452
第11節　消防・救助救急活動対策 460
第12節　消防防災ヘリコプターの活用 463

第13節　水防活動 464
第14節　災害警備活動 467
第15節　交通、輸送対策 468
第16節　給食、給水対策 469
第17節　生活必需物資等の供給対策 470
第18節　燃料の確保 471
第19節　応急医療救護 472
第20節　災害ボランティアの受入れ 473
第21節　公共施設等の応急対策 474
第22節　危険物施設等の応急対策 476
第23節　危険物等積載運搬車両の事故対策 477
第24節　防疫、保健衛生対策 478
第25節　動物の救護 479
第26節　廃棄物の処理 480
第27節　行方不明者及び遺体の捜索、収容、埋火葬計画 481
第28節　障害物の除去 482
第29節　文教対策 483
第30節　応急保育の実施 484
第31節　住宅応急対策 485
第32節　災害救助法の適用 487
第33節　罹災証明書の発行 488

第４編　津波災害対策 489
第１章　津波被害想定 491
第１節　津波に関する知識 491
第２節　津波観測体制 493
第３節　津波被害想定 495
第４節　津波防災の基本方針 501
第２章　災害予防計画 502
第１節　防災知識の普及啓発 502
第２節　災害情報の収集・伝達体制の整備 505
第３節　避難体制の整備 508
第４節　津波防御施設等の整備 510
第３章　災害応急対策計画 513
第１節　災害応急活動体制 513
第２節　職員の動員体制 518
第３節　津波情報、津波予警報等の伝達 520
第４節　災害情報の収集・伝達 524
第５節　避難対策 527
第６節　消防・救急救助活動対策 535
第７節　海上災害応急対策 538

第５編　災害復旧計画 541
第１章　災害復旧計画 543

第１節　市民生活安定のための緊急措置 ･･･ 543
第２節　農林漁業関係対策 ･･･ 562
第３節　中小企業関係対策 ･･･ 565
第４節　義援金の受入及び配分に関する計画 ･････････････････････････････････････ 566
第５節　財政金融計画 ･･･ 568
第６節　激甚災害の指定に関する計画 ･･･ 570
第７節　公共施設災害復旧事業計画 ･･･ 575

第１編　総則

第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条及び能代市防災会議条例（平成18年条例第172号）に基づく「能代市地域防災計画」として、能代市防災会議が策定する計画であり、能代市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

この計画では、市の地域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

市及び防災関係機関並びに市民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害及び経済被害を軽減するための備えを、より一層充実させる必要から、その実践を積極的かつ計画的に推進するための市民運動を展開して、防災力の向上を図るものとする。

第２節　計画の性格及び構成

第１　計画の性格及び構成

１　性格

この計画は、災対法の規定に基づく「能代市地域防災計画」として作成するもので、能代市の地域に係る災害対策の根幹となるものであり、災害時における防災関係機関の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえで必要となる基本的な大綱を、その内容として定めるものである。したがって、この計画は、市における具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、市内の防災活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されるべきものである。

この計画は､秋田県の地域防災計画と相互に補完的な関係にあり､その運用にあたっては、両者が密接な関連のもとに運用されるよう留意されなければならない。なお、他の法令に基づいて作成する「水防計画」、「国民保護計画」等と十分調整を図るものとする。

また､この計画は､防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、実施細目等については、防災関係機関において別途定めるものとする。市及び防災関係機関は、平常時から防災に関する研究・訓練を行う等、この計画の習熟に努めるとともに、市民に対して周知を図り、効果的な運用ができるように努めるものとする。

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完・修正する。

２　構成

「能代市地域防災計画」は、「総則編」、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「災害復旧計画編」及び「資料編」を合わせた６編で構成する。また、この計画は、能代市及び防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画等を定め、その推進を図るものとする。さらに、「自らの生命は自らが守る」との観点から、市民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促すものとする。

第３節　計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定めたものである。

なお、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）における「武力攻撃事態等」から市民を保護するための対策については、「能代市国民保護計画」に定める。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災もしくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第４節　計画の推進

災害による人的･経済的被害を軽減するための備えを一層充実させる必要性から､市及び防災関係機関は、平常時から災害に対する予防対策として、主要交通や通信機能の強化、住宅、教育・医療等の公共施設、ライフライン機能の安全性確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。また、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、防災関係機関の相互連携や、各種防災活動体制の整備・強化を図る。さらに、被災者支援対策として、障がい者・高齢者等の要配慮者や女性の視点から捉えた避難所の運営等、これら諸対策に関する実践的な防災訓練を多くの市民が参加できる形で実施するなど、防災思想の普及・啓発に努める。

併せて、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進する。

なお、男女双方の視点や、高齢者、障がい者等に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災対策活動や復旧・復興の現場において、女性や高齢者、障がい者等、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めるものとする。

また、市及び防災関係機関は、国土強靭化基本法における国土強靭化の基本目標である、

1　人命の保護が最大限図られる
2　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
3　国民の財産及び公共施設にかかる被害の最小化
4　迅速な復旧・復興

を踏まえ、防災対策の推進を図る。

第５節　防災に関する調査研究の推進

防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在おかれている地形・気象条件、また都市化や人口構成等を基本データとし、県が市民との協力や研究機関等と連携しながら実施している。

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、市は、県が実施した防災に関する調査研究結果を活用し、防災対策のための基礎資料等として活用するとともに、これを地域防災計画に反映させる。

第６節　防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

第１　能代市防災会議

能代市防災会議は、災対法第16条に基づき、市長を会長として能代市防災会議条例第３条に規定する委員42人以内により構成する機関である。

本会議は、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べるほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行う。

会長（市長）

委　　員
１　指定地方行政機関の職員
２　秋田県の知事の部内の職員
３　秋田県警察の警察官
４　部内の職員
５　教育長
６　消防長及び消防団長
７　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
８　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
上記１～４、７～８については、各機関等から市長が任命する。

能代市防災会議組織の概要

第２　防災関係機関の責務

１　市の責務（災対法第５条）

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有する。

市長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

２　県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

３　指定地方行政機関の責務（災対法第３条）

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する責務を有する。

指定地方行政機関の長は、市の防災活動が円滑に実施されるよう、必要な勧告、指導、助言、その他適切な措置を取らなければならない。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関の責務（災対法第６条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施するとともに､市の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について市に対して協力する責務を有する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務（災対法第７条）

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、自ら必要な防災活動を実施する責務を有する。

第３　市民及び事業所の基本的責務（災対法第７条）

広域的災害や大規模災害に備え、市民や事業所は、飲料水、非常用食料、生活必需品等の備蓄等の手段を講ずるとともに、災害発生時には自発的な防災活動を実施するよう努める。

１　市民の果たす役割

市民は、「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点に立って、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために平常時及び災害発生時に次のことを実践する。

（１）平常時から実践する事項

ア　防災に関する知識の修得
イ　地域の危険箇所等の把握と認識
ウ　家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策
エ　ブロック塀等の改修
オ　火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置
カ　避難場所及び避難路の確認
キ　飲料水、食料、生活必需品、衣料等の備蓄
ク　医療品の備蓄
ケ　各種防災訓練への参加
コ　積雪時における除雪の励行
サ　災害教訓の伝承

（２）災害発生時に実践が必要となる事項

ア　正確な情報の把握
イ　出火防止措置及び初期消火の実施
ウ　適切な避難の実施
エ　応急救助・救護活動
オ　防災ボランティア等応急復旧活動への参加と協力
カ　要配慮者（高齢者、身体障がい者等）に対する支援

２　事業所の果たす役割

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄等、災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保すること

はもちろん、地域の防災活動への積極的な協力に努めなければならない。このため事業所は、平常時及び災害発生時に次のことを実践するものとする。

（１）平常時から実践する事項

ア　防災責任者の育成及び従業員への防災教育
イ　建築物の耐震化の促進
ウ　火を使用する設備、危険物施設等の点検及び安全管理
エ　防災訓練の実施
オ　自衛消防隊の結成と防災計画の作成
カ　地域防災活動への参加及び協力
キ　防災用資機材の備蓄と管理
ク　飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
ケ　広告、外装材等の落下防止
コ　災害教訓の伝承

（２）災害発生時に実践が必要となる事項

ア　正確な情報の把握及び伝達
イ　出火防止措置及び初期消火の実施
ウ　従業員及び利用者等の避難誘導
エ　応急救助・救護活動
オ　避難場所の提供等ボランティア活動への支援
カ　地域における災害対策活動への協力

第４　防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

災害防止に関し、能代市、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務または業務を処理するものとする。

１　能代市

（１）能代市防災会議及び能代市災害対策本部に関すること
（２）防災に関する施設及び組織の整備と訓練に関すること
（３）防災に関する調査・研究に関すること
（４）防災事業の推進に関すること
（５）防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備、流通対策に関すること
（６）防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること
（７）市の区域内にある公共的団体及び自主防災組織等の結成、育成、指導に関すること
（８）災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること
（９）災害の予防、警戒及び防御、被害の拡大防止に関すること
(10) 避難準備情報、避難の勧告・指示の発令、並びに避難誘導に関すること
(11) 被災者の救助、保護に関すること
(12) 災害復旧資材の確保に関すること
(13) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
(14) 被災市施設の応急対策に関すること
(15) 被災時における保健衛生、文教対策に関すること
(16) 災害対策要員の動員に関すること

(17) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
(18) 被災施設の復旧に関すること
(19) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
(20) 災害時における給水確保に関すること
(21) 下水道施設の被害調査及び復旧対策に関すること
(22) 県その他の防災関係機関との連絡調整、協力に関すること
(23) 災害救助法が適用された災害に関し、知事から委任された救助事務または知事の補助者としての当該事務の実施に関すること
(24) その他市の分掌に係わる防災対策に関すること

２　能代消防署・二ツ井消防署

（１）消防力等の整備に関すること
（２）警防のための調査に関すること
（３）防災教育訓練に関すること
（４）災害の予防、警戒及び防御に関すること
（５）災害時の避難、救助及び救急に関すること
（６）その他消防計画に定める災害対策に関すること

３　秋田県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
秋　田　県	1　秋田県防災会議及び秋田県災害対策本部に関すること 2　災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3　災害に関する情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること 4　他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5　災害救助法の適用実施に関すること 6　災害時の文教対策及び警備対策に関すること 7　防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること 8　市町村防災業務の助言・調整に関すること
山本地域振興局 総務企画部	1　地域災害対策部の庶務に関すること（災害対策部設置時） 2　県災害対策本部等との連絡調整に関すること 3　市町との連絡調整に関すること 4　要望及び陳情に関すること 5　災害広報に関すること 6　庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること 7　救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること 8　管内地方機関との連絡調整に関すること 9　災害時緊急通行車両証明書の発行に関すること 10　県税の徴収猶予及び減免に関すること（総合県税事務所山本支所に取次ぎ） 11　その他の部所に属しない事項に関すること
山本地域振興局 福祉環境部	1　医療・社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること 2　要配慮世帯の被災者援護に関すること

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
	3　医療・社会福祉施設の災害応急復旧に関すること 4　医療・救護に関すること 5　防疫・清掃に関すること 6　環境衛生関係施設の被害調査に関すること
山本地域振興局 農林部	1　農林漁業関係施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2　災害防止及び災害応急復旧に関すること
山本地域振興局 建設部	1　土木関係施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2　水防警報の発表・伝達に関すること 3　災害防止及び災害応急復旧に関すること
能代港湾事務所	1　港湾関係施設等の被害情報の調査及び応急対策に関すること 2　災害防止及び災害応急復旧に関すること
北教育事務所山本出張所	1　教育庁所管に係る県有財産の被害調査及び恒久対策に関すること 2　市町教育委員会との連絡調整に関すること 3　児童、生徒、教職員の安全指導に関すること
その他の地方機関	1　応援・協力に関すること
能代警察署	1　災害情報の収集に関すること 2　交通情報の収集と交通規制に関すること 3　警察通信の確保と通信統制に関すること 4　被災者の救出、負傷者の救護に関すること 5　犯罪の予防・取締に関すること 6　死体検視及び身元不明死体の身元確認に関すること

4　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東北管区警察局	1　災害状況の把握と報告連絡に関すること 2　関係職員の派遣に関すること 3　警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること 4　関係機関との連絡調整に関すること
東北総合通信局	1　放送・通信設備の耐震性確保に関すること 2　災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3　通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
東北財務局 秋田財務事務所	1　災害状況の調査に関すること 2　災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること 3　災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること 4　地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること 5　地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東北厚生局	1　災害状況の情報収集、通報に関すること 2　関係職員の派遣に関すること 3　関係機関との連絡調整に関すること
秋田労働局 能代労働基準監督署	1　工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること 2　被災者に対する職業あっせんに関すること
東北農政局 秋田農政事務所 （地域第１課）	1　農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること 2　農業災害に係る資金融資に関すること 3　災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること
東北森林管理局 米代西部森林管理署	1　国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること 2　国有林野の林野火災の防止に関すること 3　国有林林道その他施設の整備保全に関すること 4　災害時における応急復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	1　災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること 2　災害時の物価安定対策に関すること 3　被災商工業者に対する融資に関すること
関東東北産業保安監督部 東北支部	1　災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関すること 2　鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること 3　鉱山における災害時の応急対策に関すること
東北地方整備局 能代河川国道事務所	1　国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2　水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること 3　災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること
東北地方整備局 秋田港湾事務所能代事務所	1　港湾及び所轄海岸における地震、津波等による災害の防止対策に関すること 2　能代港の港域内における港湾施設の整備（国の直轄土木工事）及びその災害復旧に関すること
東北運輸局 秋田運輸支局	1　交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2　緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
東京航空局 秋田空港・航空路監視レーダー事務所	1　災害時における航空保安対策に関すること 2　災害時における緊急航空輸送、並びに遭難航空機の捜索、救助に関すること

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
仙台管区気象台 　秋田地方気象台	1　気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2　気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること 3　気象、地象、（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること 4　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に関すること 5　市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること 6　災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること 7　県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
第二管区海上保安本部 　秋田海上保安部	1　海上における災害警備、海難救助対策に関すること 2　船舶交通の安全確保に関すること 3　海上における災害予防及び災害応急対策に関すること
東北防衛局	1　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること 2　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
東北地方環境事務所 　鹿角自然保護官事務所 　秋田自然保護官事務所	1　所管施設等の避難場所等としての利用に関すること 2　緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること 3　大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること 4　災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的支援の要請及び調整に関すること

５　自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	1　災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること

６　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 本部北海道東北ブロック事務所	1　災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること 2　広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保に関すること 3　災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること 4　独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること
日本銀行 秋田支店	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること 2　資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5　各種措置に関する広報に関すること
日本赤十字社 秋田県支部	1　災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること 2　災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること 3　義援金品の受付、配分に関すること
日本放送協会 秋田放送局	1　気象予報、災害情報等の報道に関すること 2　防災知識の普及に関すること 3　放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東日本高速道路株式会社 東北支社 （秋田管理事務所） （十和田管理事務所） （横手管理事務所）	1　東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること 2　秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること 3　日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 （東能代駅、能代駅、二ツ井駅） 日本貨物鉄道株式会社 東北支社秋田総合鉄道部	1　鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2　災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関すること
東日本電信電話株式会社 秋田支店 株式会社ＮＴＴドコモ 東北支社秋田支店 ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社 東北支店 ＫＤＤＩ株式会社 東北総支社 ソフトバンクテレコム株式会社 東北事業所 ソフトバンクモバイル株式会社 東北事業所	1　電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること 2　災害時における非常通話の運用に関すること 3　気象警報の伝達に関すること

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
日本郵便株式会社 秋田中央郵便局 （能代郵便局）	1　災害時における郵便業務の確保に関すること
日本通運株式会社 秋田支店 （能代営業所） 佐川急便株式会社 北東北支店秋田営業所 （能代営業所） ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店 （秋田能代南支店） 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社	1　災害時における救援物資等の輸送に関すること
東北電力株式会社 秋田支店 （能代営業所）	1　電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2　災害時における電力供給の確保に関すること

7　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
土地改良区	1　ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2　農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田	1　気象予報、災害情報等の報道に関すること 2　防災知識の普及に関すること 3　放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
一般社団法人秋田県ＬＰガス協会 のしろｴﾈﾙｷﾞｰｻｰﾋﾞｽ株式会社	1　ガス供給施設の防災に関すること 2　被害地に対する燃料供給の確保に関すること 3　ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
秋北バス株式会社 能代営業所 公益社団法人秋田県トラック協会 能代山本支部 秋田中央交通株式会社	1　被災地の人員輸送の確保に関すること 2　災害時の応急輸送対策に関すること 3　緊急支援物資の輸送に関すること
一般社団法人秋田県医師会 一般社団法人能代市山本郡医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 一般社団法人秋田県成人病医療センター 公益社団法人秋田県看護協会 能代・山本地区支部 一般社団法人秋田県薬剤師会 能代山本支部 一般社団法人秋田県歯科医師会 能代市・山本郡歯科医師会	1　災害時における医療救護活動に関すること 2　防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
一般社団法人秋田県建設業協会 一般社団法人能代山本建設業協会	1　災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
報道機関	1　市民に対する防災知識の普及に関すること 2　災害情報等の報道に関すること
病院等	1　災害時における収容者の保護対策に関すること 2　災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること 3　避難用設備の整備と避難訓練に関すること
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 その他の農林漁業関係団体	1　市が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること 2　農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること 3　被災農林漁業者に対する融資に関すること 4　共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること 5　災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉施設	1　災害時における入所者の保護対策に関すること 2　避難用設備の整備と避難訓練に関すること
社会福祉協議会	1　被災生活困窮者の援護に関すること 2　災害ボランティアに関すること
商工会議所・商工会	1　市が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること 2　被災商工業者に対する融資あっせんに関すること 3　災害時における物価安定対策に関すること 4　救助用物資、復旧資器材の調達あっせんに関すること
金融機関	1　被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること
学校法人	1　消防用設備の整備と避難訓練に関すること 2　教育施設の防火管理並びに災害復旧に関すること 3　被災時における応急教育対策に関すること
公民館、集会所等	1　避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2　避難者の受入体制に関すること
文化財管理者	1　文化財の防災及び避難対策に関すること
危険物取扱所等	1　石油類等危険物の安全管理に関すること 2　災害時における燃料等の供給に関すること

第７節　能代市の概況

第１　能代市の自然的概況

１　位　置

能代市は、秋田県北西部に位置し、東は北秋田市・上小阿仁村、西は日本海、南は三種町、北は八峰町・藤里町に接している。また県都秋田市には、60km～80kmの圏内にある。

２　地　勢

本市は、東西30km、南北35kmに広がり、面積は426.740km^{2}である。

東北地方を縦断する奥羽山脈に源を発する一級河川米代川が、市域の中央を東西に流れ、日本海に注いでいる。下流部には能代平野が広がり、その両側は、広大な台地が広がって大部分が農地として活用されている。また東南部は、房住山を主体になだらかな丘陵地となっており、西部は、日本海に沿って南北に砂丘が連なり、湖沼が点在している。

３　地　質

本市の地質は、花岡岩類を基盤として、新第三紀層及び第四紀層等の地層が広く分布している。新第三紀層は、大別すると下部の火山岩類を主とする岩相と、上部の堆積岩類を主とする岩相に分けられる。火山岩類は海底火山噴出物である変質安山岩、石英安山岩、玄武岩等から成り、緑色凝灰岩（グリーンタフ）によって特徴づけられる。堆積岩類は、出羽丘陵以西の日本海側沿いに厚く発達しており、泥岩、砂岩、礫岩等で構成されている。褶曲運動による背斜構造が幾系列も発達しており、その中に石油や天然ガスを胚胎している。第四紀層としては、平野部では扇状地、段丘、砂丘等を構成する砂礫が卓越している。

４　気象

（１）特色

本市は、東に奥羽山脈が南北に縦断し、西が日本海に面した典型的な日本海型の気候である。寒候期、特に冬期の12月から３月前半までは、西北西の季節風が強く吹き、天候が悪く、暖候期は冬期に比べて晴れの日が多い。気温は沿岸部の冬は、比較的高い。しかし、山沿いに行くにしたがって季節風に伴う降雪が多い。梅雨期には、太平洋側に比べ日照時間が多く、晴れの日が続くことが多い。また、梅雨末期には、しばしば大雨が降る。

３月下旬から４月中旬にかけては融雪と降雨による洪水や、７月・８月には梅雨前線の影響による集中豪雨、９月・10月には台風による大雨や強風等で、被害を受けることがある。また、12月から３月にかけては積雪期であり、家屋等の倒壊等の被害や人身被害が発生することがある。

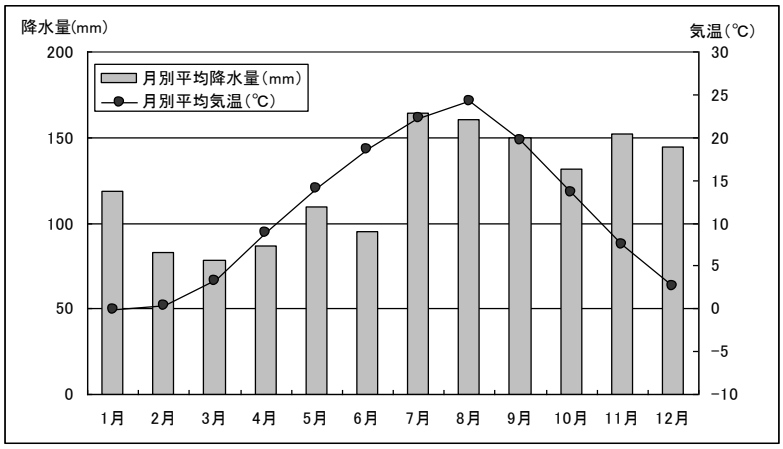

（資料：気象庁ホームページ　気象観測データ　地点「能代」）

能代市の月別平均気温・降水量（昭和56年（1981年）～平成22年（2010年））

能代市の月別平均気象データ（昭和56年（1981年）～平成22年（2010年））

要素	降水量(mm)	平均気温(℃)	日最高気温(℃)	日最低気温(℃)	平均風速(m/s)	日照時間(時間)	降雪の深さ合計(cm)	最深積雪(cm)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1987～2010	1981～2010	1981～2010
1月	118.6	-0.1	2.6	-2.8	5.1	37.0	140	34
2月	82.6	0.3	3.3	-2.7	4.8	64.7	116	37
3月	78.5	3.2	7.0	-0.5	4.5	125.6	40	18
4月	86.4	8.9	13.7	4.3	4.1	175.3	1	1
5月	109.2	14.0	18.7	9.7	3.6	191.8	0	0
6月	94.9	18.6	22.9	14.8	3.2	179.0	0	0
7月	164.5	22.3	26.3	19	3.2	166.6	0	0
8月	160.1	24.2	28.7	20.4	3.2	196.3	0	0
9月	149.9	19.7	24.4	15.6	3.4	156.4	0	0
10月	131.9	13.5	18.3	9.1	3.8	144.2	0	0
11月	152.0	7.5	11.6	3.8	4.5	82.0	7	3
12月	144.3	2.6	5.7	-0.3	5.0	41.2	72	21
年	1472.6	11.2	15.3	7.5	4.0	1558.3	373	41

（資料：気象庁ホームページ　気象観測データ　地点「能代」）

能代市の年ごとの主な気象データ（平成16年（2004年）～平成25年（2013年））

平成年	降水量(mm)			気温(℃)			風向・風速(m/s)					日照	雪(寒候年・cm)		
	合計	日最大	1時間最大	日平均	最高	最低	平均	最大風速		最大瞬間風速		時間	降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪
							風速	風速	風向	風速	風向	(h)			
16	1682	110	33	11.9	36.4	-6	4.1	18	西			1392.8	365	21	49
17	1665	57	30	11.1	32.8	-6.8	4.2	16	西			1346.4	501	34	46
18	1405	87	49	11.2	36.4	-8.1	4.1	15	西南西			1402.1	597	32	92
19	1267	76	34	11.8	35.7	-4.9	3.9	16	北西			1544.1	70	18	14
20	1237.5	48.0	28.0	11.7	32.7	-6.3	3.9	17	西	25.8	南南西	1562.8	244	12	22
21	1710.0	73.0	30.5	11.4	32.3	-7.0	4.0	17.0	西	29.5	西	1542.9	257	18	26
22	1531.5	45.5	23.5	11.9	34.1	-8.2	3.8	15.1	西	27.8	西	1386.5	349	32	31
23	1692.5	97.5	42.5	11.3	35.3	-7.9	4.0	15.5	東北東	24.7	東北東	1457.5	316	13	36
24	1605.0	80.0	31.0	11.5	35.8	-11.1	4.2	19.5	西	32.0	西	1656.5	328	15	56
25	1581.5	136.0	28.5	11.3	32.6	-6.6	4.1	15.1	西	27.9	西	1401.7	391	25	79

（資料：気象庁ホームページ　気象観測データ　地点「能代」）

（２）気温

本市の年間を通しての日平均気温は、11.1～11.9℃であり、月別平均気温の変化を見ると、最高は８月で24.2℃、最低は１月で-0.1℃である。

平成16年～平成25年の過去10年間の最高気温は32℃を超え、平成18年８月17日には36.4℃に達した。最低気温は-4℃以下であり、2012年２月２日には-11.1℃を観測した。なお、最高気温は主に８～９月に観測することが多く、稀に６月や７月に観測する年もある。また、最低気温は１～２月に観測することが多く、稀に12月に観測する年もある。

（３）風

本市の風速の年平均は概ね4.0m/秒で、春から秋にかけては東からの風が多く、冬は西～西北西からの風が多く吹いている。最も月平均風速の強い月は、１月の5.1m/秒で、最も月平均風速の弱い月は、６～８月の3.2m/秒となっている。また、最大風速や最大瞬間風速を観測する風は、西からの風が多い。

（４）雨

本市の年間の平均降水量は1,472.6㎜であり、最も降水量の多い月は、７月の164.5㎜で、最も少ない月は、３月の78.5㎜となっている。

平成16年～平成25年の過去10年間における日最大降水量は、平成25年９月16日に136.0㎜を記録している。これは、台風18号の影響によるものである。また１時間当たり最大降水量は、平成23年８月17日に42.5㎜を観測している。

（５）雪

本市の降雪は、11月～３月に多くなっているが、稀に４月に降雪を観測することがある。

最深積雪量の平均は41㎝であり、平成18年（2006年）豪雪と呼ばれた降雪では、最深積雪は92㎝に達した。

（６）日照

本市の年間の日照時間の平均は1558.3時間で、月の合計が最も多いのは、８月の196.3時間で、最も少ないのは、１月の37.0時間となっている。

平成25年の月別天気日数は、６月が最も晴れの日が多く23日で、１月と12月が晴れの日が最も少なく、それぞれ３日となっている。（能代市ホームページ、「能代市の統計」、能代山本広域消防本部資料より）

（７）湿度

本市の平成18年～平成25年の平均湿度は、67～76％である。平成25年の月別平均湿度では、１月と６月が74％と最も高く、５月が41％で最も低くなっている。（能代市ホームページ、「能代市の統計」、能代山本広域消防本部資料より）

（８）霜

春と秋に移動性高気圧に覆われて晴れると、夜間に放射冷却によって気温が著しく低下する。気温が４℃以下に下がると、地表面の温度が０℃以下になって霜が降りることがあり、農作物に被害をもたらす。発生時期により春の霜害を晩霜害、秋の霜害を早霜害と呼び、秋田県では春の霜害が多く発生している。

（９）梅雨

東北北部における平年の梅雨入りは６月14日頃、梅雨明けは７月28日頃である。昭和26年からの統計では、梅雨期間の最短記録は昭和42年の15日、最長記録は平成３年の65日である（前後５日程度の移り変わり期間を含む）。

(10) 台風

本市に特に影響を及ぼす台風は年１回ないし２回程度であるが、経路、季節及び地域によって影響の程度が異なり、時にははるか遠くにあるうちに、前線を刺激して大雨となったり、うねりや高浪が押し寄せて来たりするものがある。

(11) 雷・霧・雹（ひょう）

雷は、大陸から寒冷高気圧に覆われ始める10月から12月までの晩秋から初冬にかけて多く発生する。

霧は、夏から秋にかけて多く発生し、発生時間帯は夜間や早朝が多い。

雹は、４月から５月にかけて多く発生し、花が終わり結実した果樹に被害をもたらすことがある。

(12) 雪崩・融雪洪水

雪崩の種類は、表層雪崩と全層雪崩に大別される。雪崩は、山腹や急傾斜地に積もった雪が重力による駆動力の作用によって急激に谷や麓にすべり下りる現象であり、傾斜の急なところに起こりやすく、過去の統計をみると30度から60度の間で多く発生している。しかし、傾斜のゆるいところでも発生することがあり、表層雪崩は18度、全層雪崩では24度が雪崩の起きない限界とみられる。また、雪崩は気温・日射・風・雨等、そのときの気象状態に影響されることが多い。

融雪洪水は、３月から５月の早温期に多く発生しており、気象が上昇した日、雨の降った日に起こりやすく、また雪質や風速等にも影響される。

第２　能代市の社会的、経済的概況

１　人口

本市の人口は、継続して減少傾向にあり、平成22年10月１日の国勢調査では、59,084人となっている。また、高齢化率（65歳以上の人口比率）は32.7％となっており、高齢化が進行している。

能代市の人口

年次（平成）（年）	総人口（人）	年少人口（0～14 歳）（人）	生産年齢人口（15～64 歳）（人）	老年人口（65 歳以上）（人）	年齢別割合		
					年少人口（%）	生産年齢人口（%）	老年人口（%）
2	69,516	11,934	45,739	11,843	17.2	65.8	17.0
7	67,816	9,972	43,584	14,260	14.7	64.3	21.0
12	65,237	8,436	40,226	16,572	12.9	61.7	25.4
17	62,858	7,468	36,987	18,396	11.9	58.8	29.3
22	59,084	6,530	33,180	19,269	11.1	56.3	32.7

（各年10月１日）

（※　総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。）

（資料：国勢調査）

２　産業構造（平成22年国勢調査時点）

本市の就業者比率は、第一次産業9.1％、第二次産業25.3％、第三次産業65.6％となっている。

３　土地利用の状況

本市の土地利用状況は、田んぼ、原野、山林が多く、次いで宅地、畑となっている。

土地地目別面積　（単位：千㎡）

年次	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
H25.1.1	426,740	71,095	15,185	17,421	4,143	55,068	55,675	6,429	201,724
%	100	16.7	3.6	4.1	1.0	12.9	13.0	1.5	47.3

※その他は非課税地（国、県有地、河川、墓地、道路等）

（資料：総務部税務課）

第８節　能代市の災害履歴

第１　一般災害

１　大雨・洪水

本市に大きな被害を与えた大雨・洪水は、昭和47年（1972年）７月５日～６日にかけて発生した豪雨（「昭和47年７月豪雨」）災害と平成19年（2007年）９月17日に発生した豪雨災害である。この２つの災害については、本市において災害救助法が適用されている。

本市の主な災害履歴（大雨・洪水）

年	月日	現象	主な被災地域・被害状況等	能代市の被害の詳細
昭和 35 年（1960 年）	８月２日～３日	集中豪雨	県北・中央	能代市の被害は、河川８箇所、道路３箇所。
昭和 38 年（1963 年）	7 月 25 日	豪雨	県北・中央	能代市で住家床上浸水１棟、住家床下浸水 24 棟、田の流失・冠水 1097ha、畑の流失・冠水 10ha。 山本地域で、農地・農業用施設 203 箇所、河川 159 箇所、道路 37 箇所、橋梁 29 箇所、文教施設１箇所。
昭和 39 年（1964 年）	４月	長雨	秋田県全域	能代市で住家床下浸水 27 棟、田の流失・冠水 0.1ha、畑の流失・冠水 52ha、農地・農業用施設 38 箇所、治山・林道５箇所。 山本地域で、河川 114 箇所、道路 13 箇所、橋梁３箇所。
昭和 40 年（1965 年）	7 月 15 日～16 日	集中豪雨	秋田県全域	山本地域で、農地・農業用施設６箇所、河川 11 箇所、砂防１箇所、道路１箇所。 秋田県全体で、文教施設 25 箇所。
昭和 44 年（1969 年）	7 月 27 日～31 日	大雨	秋田県全域	能代市で、田の流失・冠水 331ha、農地・農業用施設 10 箇所、治山・林道５箇所、文教施設１箇所。 山本地域で、河川 46 箇所、道路８箇所、橋梁２箇所。
昭和 47 年（1972 年）	**７月５日～９日**	**豪雨「昭和 47 年７月豪雨」**	**秋田県全域**	**能代市地内で米代川の堤防が 78m にわたり決壊。災害救助法が適用。 能代市で、住家全壊・流失 66 棟、住家半壊 70 棟、住家床上浸水 2,117 棟、住家床下浸水 753 棟、非住家（その他）1,851 棟、水道・清掃施設３箇所、田の流失・冠水 3,085ha、畑の流失・冠水 483ha、農地・農業用施設 224 箇所、畜産 17 件、水産（食用ごい等流失魚）4,860 匹、水産施設（養魚池）61,000m2、治山・林道 23 箇所、商工施設 139 箇所、文教施設５箇所。 山本地域で、河川 260 箇所、砂防２箇所、**
昭和 49 年（1974 年）	7 月 28 日～８月５日	集中豪雨	秋田県全域	山本地域で、河川 28 箇所。
昭和 50 年（1975 年）	7 月 11 日	大雨	秋田県全域	能代市で、田の流失・冠水 110ha、畑の流失・冠水 115ha、農地・農業用施設６箇所、治山・林道１箇所。 山本地域で、河川 64 箇所、道路 11 箇所。
昭和 50 年（1975 年）	８月５日～７日	大雨	秋田県全域 強雨による洪水に加えて、落雷による火災が発生。	能代市で、田の流失・冠水 818ha、畑の流失・冠水 1.8ha、農地・農業用施設 12 箇所、治山・林道５箇所。 山本地域で、河川 64 箇所、道路 11 箇所。
昭和 50 年（1975 年）	８月 20 日	大雨	県北・中央	能代市で、住家全壊・流失１棟、住家床上浸水６棟、住家床下浸水 133 棟、非住家２棟、田の流失・冠水 393.1ha、畑の流失・冠水３ha、農地・農業用施設 52 箇所、治山・林道５箇所、文教施設３箇所。
昭和 54 年（1979 年）	８月４日～７日	大雨	秋田県全域	能代市で、田の流失・冠水 137.26ha、文教施設１箇所。 山本地域で、河川 57 箇所、道路 25 箇所、橋梁２箇所。

年	月日	現象	主な被災地域・被害状況等	能代市の被害の詳細
昭和 55 年（1980 年）	４月６日	大雨・融雪	秋田県全域	能代市（旧二ツ井町）の 1,150 戸で一時避難の指示を発令。 能代市で、住家床上浸水 54 棟、住家床下浸水 84 棟、非住家 75 棟、水道・清掃施設３棟、農地・農業用施設 621,080 千円。 山本地域で、河川 152 箇所、道路 37 箇所、橋梁３箇所。
昭和 57 年（1982 年）	４月 14 日～16 日	大雨	秋田県全域	山本地域で、河川 93 箇所、道路 16 箇所。
昭和 62 年（1987 年）	８月 16 日～18 日	豪雨	秋田県全域	能代市で、田の流失・冠水 32ha。 山本地域で、河川 29 箇所、道路７箇所。
昭和 63 年（1988 年）	１月～３月	大雪・融雪	秋田県全域	能代市で、負傷者３人。
平成９年（1997 年）	５月７日～11 日	地すべり・大雨	秋田県全域	能代市で、住家床下浸水２棟、非住家３棟。 山本地域で、河川 66 箇所、道路６箇所。
平成 19 年（2007 年）	**９月 17 日**	**豪雨**	**秋田県全域**	**能代市で災害救助法適用。 能代市で、住家半壊 15 棟、住家床上浸水 166 棟、住家床下浸水 108 棟、非住家４棟、田の流失・冠水 615.3ha、畑の流失・冠水 37.5ha、農地・農業用施設４箇所、畜産 10,300 件、水産施設３件、河川４箇所、道路２箇所。**
平成 20 年（2008 年）	８月 28 日～30 日	豪雨	県北・中央	能代市で、田の流失・冠水 16.6ha、稲作２箇所、畑作２箇所、農産物 2,420 千円。
平成 21 年（2009 年）	７月 10 日	豪雨	全県	能代市で、農業用施設１箇所。 山本地域で、河川６箇所、道路２箇所。
平成 21 年（2009 年）	７月 18 日	豪雨	全県	能代市で、住家一部破壊１棟、住家床上浸水４棟、住家床下浸水 39 棟、田の流失・冠水 431.8ha、畑の流失・冠水 32.2ha、農業用施設８箇所、稲作１箇所、畑作６箇所、農産物合計 100,035 千円、林地崩壊１箇所、林道 16 箇所。 山本地域で、河川 94 箇所、道路 20 箇所。
平成 21 年（2009 年）	８月 13 日	豪雨	県北	能代市で、住家床下浸水２棟、農業用施設１箇所。
平成 22 年（2010 年）	８月 31 日	大雨	全県	能代市で、住家床下浸水２棟、稲作１箇所、畑作１箇所、農産物 1,434 千円。 山本地域で、河川 16 箇所、道路８箇所。
平成 23 年（2011 年）	６月 23 日～24 日	大雨	全県	能代市で、農地２箇所、農業用施設２箇所。
平成 23 年（2011 年）	８月 16 日～19 日	豪雨	全県	山本地域で、河川 18 箇所、道路 17 箇所。
平成 23 年（2011 年）	８月 17 日～19 日	大雨	全県	能代市で、住家一部破壊１棟、住家床上浸水 17 棟、住家床下浸水 86 棟、非住家その他２棟、田の流失・冠水 55.2ha、農地 17 箇所、農業用施設 30 箇所、稲作１箇所、畑作１箇所、農産その他１箇所、農産物 17,563 千円、林地崩壊７箇所。
平成 23 年（2011 年）	９月 12 日～13 日	豪雨	県北・中央	山本地域で、河川８箇所、道路２箇所。
平成 24 年（2012 年）	７月 16 日～17 日	大雨	県北	能代市で、田の流失・冠水５ha、畑の流失・冠水 0.5ha、稲作１箇所、畑作１箇所、農産物 742 千円。 山本地域で、道路３箇所。
平成 24 年（2012 年）	10 月 21 日	大雨・強風	県北	能代市で、住家床下浸水１棟。

（※　本市において特に被害の大きかった災害を太字で示す。）

（参考資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」「秋田県消防防災年報　各年」「秋田県災害年表」）

２　風害（台風・暴風雪を含む）

本市に大きな被害を与えた風害（台風・暴風雪を含む）は、昭和42年（1967年）10月28日～29日にかけて発生した台風第34号及び平成３年（1991年）９月28日に発生した台風第19号（「りんご台風」）による災害である。

また、平成11年（1999年）10月29日～30日と平成21年（2009年）10月30日には、市域においてF0～F1（※）の規模の竜巻が発生し、被害をもたらしている。

※藤田スケール（竜巻等強い風の尺度として世界的に用いられている、F0～F5で分けた６

段階の指標。被害が大きいほどFの値が大きく、風速が大きかったことを示す。日本ではこれまでF4以上の竜巻は観測されていない。）

F0：アンテナが吹き飛ばされる等、17～32m/s（約15秒間の平均）の風速を推定する軽微な被害

F1：屋根瓦が飛びガラスが割れる等、33～49m/s（約10秒間の平均）の風速を推定する中程度の被害

本市の主な災害履歴（風害）

年	月日	現象	主な被災地域・被害状況等	能代市の被害の詳細
昭和 42 年（1967 年）	**10 月 28 日～29 日**	**台風第 34 号**	**秋田県全域**	**能代市で、死者・行方不明者２人、負傷者２人、住家全壊・流失３棟、住家半壊６棟、住家一部破損 211 棟、非住家 298 棟、果樹 9 ha、文教施設 21 箇所。 山本地域で、海岸１箇所。**
昭和 56 年（1981 年）	8 月 21 日～24 日	台風第 15 号	秋田県全域	能代市で、住家半壊４棟、住家一部破損 15 棟、非住家 23 棟、田の流失・冠水 194ha、畑の流失・冠水 225ha、果樹 50ha、農地・農業用施設 12 箇所。 山本地域で、河川 58 箇所、道路 14 箇所、橋梁 1 箇所。
平成３年（1991 年）	**9 月 28 日**	**台風第 19 号「りんご台風」**	**秋田県全域**	**能代市で、負傷者 10 人、住家半壊 16 棟、住家一部破損 269 棟、非住家 598 棟、医療・福祉施設 1 箇所、田の流失・冠水 2,780ha、畑の流失・冠水 778.4ha、果樹 30ha、農地・農業用施設 484 箇所、畜産 18 件、水産施設・漁具等３件、治山・林道４箇所、商工施設 89 箇所、文教施設 12 箇所。**
平成 11 年（1999 年）	10 月 29 日～30 日	竜巻	能代市	29 日 21 時 25 分頃、能代市荷八田付近で竜巻（Ｆ0～Ｆ1）が発生し、住家の屋根部（41m2）が吹き飛ばされた。発生及び移動経路が水田上であったため被害件数は多くはなかったが、稲藁が散乱した。 能代市で、住家半壊２棟。
平成 16 年（2004 年）	8 月 19 日～20 日	台風第 15 号	秋田県全域	能代市で、住家一部破損３棟、非住家１棟、畑の流失・冠水 44ha、果樹 16.5ha、治山・林道１箇所。 山本地域で、海岸１箇所。
平成 20 年（2008 年）	2 月 23 日	暴風	秋田県全域	能代市で、共同施設４、畑作３箇所、農産物 57 千円、治山施設２箇所。
平成 20 年（2008 年）	11 月 4 日	暴風	県北	能代市で、住家一部破壊１棟。
平成 20 年（2008 年）	12 月 11 日	暴風	県北	能代市で、軽傷者１人。
平成 21 年（2009 年）	2 月 20 日	暴風	秋田県全域	能代市で、農産その他 14 箇所、農産物合計 1,332 千円。
平成 21 年（2009 年）	10 月 30 日	竜巻	能代市	30 日 09 時 20 分頃、能代市浅内で突風が発生し、1 名が負傷した他、住家の半壊、非住家の損壊、電柱破損等の被害が発生した。この突風をもたらした現象は強さ F1 の竜巻であると認められた。 能代市の被害は以下のとおり。 人的被害：1 人（軽傷）。 非住家：全壊９棟、半壊４棟、一部損壊 10 棟。 住家等ガラス戸破損８棟、停電 102 棟、ブロック塀等破損２箇所、倒木３本、電柱折損２本、ビニールハウス倒壊５棟、ビニールハウス一部破損６棟、カーポート半壊１棟、車輌損壊等 22 台。
平成 21 年（2009 年）	11 月 15 日	暴風	秋田県全域	能代市で、軽傷者１人、住家一部破壊１棟、畑作１箇所、農産その他 11 箇所、農産物合計 24,312 千円。
平成 22 年（2010 年）	3 月 27 日	暴風	県北	能代市で、住家一部破壊１棟。
平成 22 年（2010 年）	4 月 13 日	暴風	秋田県全域	能代市で、農産その他 64 箇所、農産物合計 5,660 千円。
平成 23 年（2011 年）	5 月 29 日～30 日	強風	県北	能代市で、住家一部破壊２棟。
平成 23 年（2011 年）	7 月 20 日	強風	県南	能代市で、住家一部破壊３棟、畑作１箇所、果樹１箇所、農産その他 12 箇所、農産物 13,452 千円。
平成 23 年（2011 年）	9 月 21 日～22 日	台風 15 号	全県	能代市で、田の流失・冠水 17.1ha、稲作１箇所、畑作１箇所、農産物 1,178 千円。

年	月日	現象	主な被災地域・被害状況等	能代市の被害の詳細
平成 23 年（2011 年）	12 月３日～４日	強風	秋田県全域	能代市で、住家一部破壊１棟、農産その他２箇所、農産物 201 千円。
平成 23 年（2011 年）	12 月 22 日～23 日	強風	県北・中央	能代市で、畜舎等２件、畜産物 1,301 千円。
平成 24 年（2012 年）	２月 17 日～18 日	暴風雪	県北	能代市で、住家一部破壊１棟。
平成 24 年（2012 年）	３月 18 日	強風	県北	能代市で、農産その他７箇所、農産物 515 千円。
平成 24 年（2012 年）	４月３日～４日	暴風雪	秋田県全域	能代市で、住家一部破壊 16 棟、非住家その他 10 棟、共同施設２箇所、畑作１箇所、畜舎等８件、漁船漁具７件、農産物 44,872 千円、畜産物 2,831 千円、水産物 200 千円。 山本地域で、港湾２。
平成 24 年（2012 年）	11 月 26 日～27 日	暴風雪	秋田県全域	能代市で、住家一部破壊１棟。
平成 24 年（2012 年）	12 月５日～６日	暴風雪	秋田県全域	能代市で、住家一部破壊３棟、農産その他３箇所、農産物 238 千円。

（※　本市において特に被害の大きかった災害を太字で示す。）

（参考資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」「秋田県消防防災年報　各年」「秋田県災害年表」）

３　雪害

本市に大きな被害を与えた雪害は、昭和38年（1963年）の豪雪（「昭和38年１月豪雪（三八豪雪）」）、昭和49年（1974年）の豪雪（「48豪雪」）、平成18年（2006年）の豪雪（「平成18年豪雪」）が挙げられる。

本市の主な災害履歴（雪害）

年	月日	現象	主な被災地域・被害状況等	能代市の被害の詳細
昭和 38 年（1963 年）	**１月～４月**	**豪雪「昭和 38 年１月豪雪（三八豪雪）**	**秋田県全域 秋田市の１月の最深積雪 79cm、日積雪の最大 25cm。**	**山本地域で、住家半壊１棟、住家一部破損１棟、非住家５棟、農政関係被害 17,521 千円、漁港１箇所、林務関係被害 93,441 千円、河川 63 箇所、砂防１箇所、道路３箇所、文教施設２箇所、その他 14,284 千円。**
昭和 40 年（1965 年）	１月～４月	大雪	秋田県全域	能代市で、農作物関係 4,500ha。 山本地域で、耕地関係 11 箇所、河川 24 箇所、砂防４箇所、道路３箇所。
昭和 43 年（1968 年）	１月～４月	大雪・融雪	秋田県全域	山本地域で、河川 84 箇所、道路２箇所。
昭和 49 年（1974 年）	**１月～５月**	**豪雪（48 豪雪）**	**秋田県全域 秋田市の１月の最深積雪 103cm、日積雪の最大 51cm。**	**能代市で住家一部破損２棟、非住家 13 棟、水道・清掃施設１箇所、果樹 10,035 千円、畜産 2,352 千円。**
昭和 59 年（1984 年）	４月５日・４月 19 日	融雪	秋田県全域	能代市で、農地・農業用施設６箇所、治山・林道 24,900 千円。 山本地域で、河川 112 箇所、道路 23 箇所。
昭和 61 年（1986 年）	４月 22 日～28 日	融雪	秋田県全域	山本地域で、河川 75 箇所、道路 11 箇所。
昭和 63 年（1988 年）	１月～３月	大雪・融雪	秋田県全域	能代市で、負傷者３人。
平成２年（1990 年）	２月 11 日～25 日	融雪	秋田県全域	能代市で、河川 87 箇所。
平成３年（1991 年）	３月 29 日～４月 18 日	融雪	秋田県全域	能代市で、河川 79 箇所、道路７箇所、橋梁１箇所。
平成４年（1994 年）	４月 11 日～15 日	融雪	秋田県全域	山本地域で、河川 91 箇所、砂防２箇所、道路５箇所。
平成 13 年（2001 年）	１月～５月上旬	大雪・融雪	秋田県全域	能代市で、住家床下浸水２棟。
平成 17 年（2005 年）	１月～３月	大雪	秋田県全域	能代市で、負傷者１人、農産物 2.01ha、畜産２箇所。 山本地域で、河川６箇所、道路１箇所。
平成 18 年（2006 年）	**寒候期**	**豪雪「平成 18 年豪雪」**	**秋田県全域 能代市の１月の最深積雪 92cm、日降雪の最大 32cm。**	**能代市で、負傷者 10 人、住家一部破損５棟、住家床上浸水２棟、非住家 13 棟、林産３箇所。 山本地域で、道路 14 箇所。**

年	月日	現象	主な被災地域・被害状況等	能代市の被害の詳細
平成 20 年（2008 年）	１月～３月	雪害	全県	能代市で、重傷者１人、軽傷者２人。
平成 21 年（2009 年）	12 月	雪害	全県	能代市で、軽傷者１人。
平成 22 年（2010 年）	１月～３月	雪害	全県	能代市で、重傷者１人、軽傷者１人、農産その他１箇所、農産物合計 375 千円。
平成 23 年（2011 年）	１月～３月	雪害	全県	能代市で、重傷者２人、軽傷者２人。
平成 24 年（2012 年）	１月～３月	雪害	全県	能代市で、重傷者３人、非住家その他４棟、農産その他 52 箇所、農産物 17,038 千円。

（※　本市において特に被害の大きかった災害を太字で示す。）

（参考資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」「秋田県消防防災年報　各年」「秋田県災害年表」「気象庁ホームページ」）

４　火災

本市における大規模な火災については、昭和24年（1949年）２月20日の第一次能代大火と昭和31年（1956年）３月20日の第二次能代大火が有名である。これらの火災では、損傷棟数が1,000棟を超える被害が発生している。

本市の主な災害履歴（火災（焼損棟数50棟以上））

年	月日	現象	主な被災地域・被害状況等	能代市の被害の詳細
昭和 24 年（1949 年）	**２月 20 日**	**火災「第一次能代大火」**	**能代市**	**20 日 00 時 35 分に能代市清助町の三国樽丸工場作業場付近から出火。強い西風にあおられて全市街地に拡大し、住家 1,296 棟 1,755 世帯、非住家 942 棟（土蔵 346 棟を含む）を全焼し、死者３名、負傷者 265 名を出して同日 08 時頃に鎮火した。被害総額は 30 億 2,590 万円に達した。**
昭和 31 年（1956 年）	**３月 20 日**	**火災「第二次能代大火」**	**能代市**	**能代市に災害救助法が適用。焼損棟数(住家+非住家)1,475 棟 罹災世帯数 1,263 世帯、負傷者 23 人。**
昭和 40 年（1965 年）	６月 15 日	火災	能代市	焼損棟数（住家+非住家）85 棟、罹災世帯数 44 世帯。

（※　本市において特に被害の大きかった災害を太字で示す。）

（参考資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」「秋田県災害年表」「消防年報」）

５　その他の一般災害

本市では、大雨・洪水、風害、雪害、火災等の災害の他に、一般災害として、低温（凍霜害）・少雨（干害）・日照不足や多照等による農作物への被害や、凍上災（※）が発生している。

※　冬期の低温によって道路の地盤中に霜柱が発生することによる地面の隆起等により、道路舗装面にひび割れ等が発生する災害

本市の主な災害履歴（その他の一般災害）

年	月日	現象	主な被災地域・被害状況等	能代市の被害の詳細
昭和 46 年（1971 年）	４月 23 日～５月９日	低温（凍霜害）	秋田県全域	山本地域で、稲作 57.7ha。
昭和 48 年（1973 年）	６月～７月	少雨（干害）	秋田県全域	能代市で、田の旱ばつ 584ha、畑の旱ばつ 1,156ha、果樹 93ha。
昭和 55 年（1980 年）	７月～９月	低温・日照不足	秋田県全域	能代市で、農作物 1,954,597 千円。
昭和 56 年（1981 年）	５月～９月	低温	秋田県全域	能代市で、稲作 5,515ha。
昭和 63 年（1988 年）	７月～10 月	低温・日照不足	秋田県全域	能代市で、稲作 3,925ha。
平成３年（1991 年）	７月中旬～８月中旬	日照不足・多雨	秋田県全域	能代市で、稲作 5,069ha、畑作 948.3ha。

年	月日	現象	主な被災地域・被害状況等	能代市の被害の詳細
平成５年（1993年）	５月～10月	低温・日照不足	秋田県全域	能代市で、稲作5,530ha。
平成６年（1994年）	７月～８月	少雨・高温・多照	秋田県全域	能代市で、農産その他69ha。
平成13年（2001年）	４月21日～22日	低温	秋田県全域	能代市で、果樹4.5ha。
平成15年（2003年）	５月中旬～９月下旬	低温・日照不足	秋田県全域	能代市で、稲作4,296ha、農作物730,250千円。
平成24年（2012年）	２月	凍上災	全県	山本地域で、道路22箇所。

（※　本市において特に被害の大きかった災害を太字で示す。）
（参考資料：「秋田県消防防災年報　各年」「秋田県災害年表」）

第２　被害地震

本市における大きな被害を与えた地震は、古いものでは1694年６月19日（元禄７年）（死者300名）、1704年５月27日（元禄17年）（死者58人）、1810年９月25日（文化７年）の地震が挙げられる。近年では、昭和30年（1955年）10月19日の二ツ井地震（負傷者４人、住宅半壊３戸等）がある。

特に、1983年（昭和58年）５月26日の日本海中部地震では、能代市で震度５を記録し、また地震直後には大津波が来襲して、死者・行方不明者38人、住家の全壊・流失が696棟等、能代市においても非常に大きな被害が発生した。また、能代平野では、液状化が発生して被害が生じた。

2011年（平成23年）３月11日の東北地方太平洋沖地震では、能代市では重傷者が１人発生した他は、死亡者や建物被害等の大きな被害は起こらなかったが、東北地方をはじめとする東日本の太平洋沿岸に甚大な被害をもたらしており、停電の長期化や燃料不足、物資不足、原発事故による放射性物質の拡散への対応等、多方面に影響を及ぼしている。

本市の主な地震災害履歴

年	月日	震央	震源の深さ	地震の規模（ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	秋田県内または能代市の震度	能代市の被害の詳細
1694年	**６月19日**	**能代付近（北緯40°12′、東経140°06′）**	**不明**	**7.0**		**能代で死者300人、総戸数1,132戸のうち1,122戸に被害。能代から津軽領の深浦沿岸にかけて山崩れあり。**
1704年	**５月27日**	**羽後・陸奥（北緯40°24′、東経140°00′）**	**不明**	**7.0**		**能代の被害が最大。死者58人、町家の戸数1,250（享保ころ）のうち被害家屋1,193。内訳は焼失758、潰435、土蔵の被害116のうち焼失61、潰55、寺院の焼失７、潰４、焼失米4755石、同大豆188.5石、同小豆241石。田畑損40.4石、苗代損108.5石、堰破損1446間。**
1810年	**９月25日**	**羽後（北緯39°54′、東経139°54′）**	**不明**	**6.5**		**男鹿大地震。寒風山を中心に被害。寒風山付近で山崩れ多し。地割れより泥を噴出す。被害は死者57人（あるいは163人）、負傷者116人、全潰（寺を含む）1,003、半潰400、大破387、焼失５（『北家御日記』による）。**
明治29年（1896年）	８月31日	秋田県東部（北緯39°30′、東経140°42′）	10ｋｍ	7.2		陸羽地震。山本郡の被害は、死者２人、建物全壊３棟・半壊２棟・破損87棟、道路破損３箇所、田野被害0.024町歩。
昭和14年（1939年）	５月１日	秋田県沿岸北部（北緯39°56.7′、東経139°47.1′）	－	6.8	秋田市山王・鷹巣通報所で震度５	男鹿地震。能代市で住家半壊１棟、非住家１棟。

年	月日	震央	震源の深さ	地震の規模（ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	秋田県内または能代市の震度	能代市の被害の詳細
昭和 30 年（1955 年）	**10 月 19 日**	**秋田県沿岸北部（北緯 40°16′、東経 140°11′）**	**－**	**5.9**	**秋田市山王で震度３**	**二ツ井地震。被害は二ツ井町・響村（共に現在の能代市）・藤里村（現在の藤里町）・鷹巣町（現在の北秋田市）におよぶ。死者及び住家全壊はない。二ツ井町・響村で負傷者４人、住家の半壊３戸、傾斜 81 戸、一部破損 174 戸、非住家全壊１棟、半壊 310 棟、傾斜 28 棟、一部破損 850 棟の被害があった。他に道路亀裂４か所、橋の破損４か所、鉄道路線の破損２か所等。**
昭和 32 年（1957 年）	３月 1 日	秋田県沿岸北部（北緯 40°12.4′、東経 140°18.9′）	14km	4.3	鷹巣通報所で震度３	二ツ井付近で軽微な被害。
昭和 39 年（1964 年）	５月 7 日	秋田県沖（北緯 40°23.8′、東経 138°40.1′）	24km	6.9	秋田市山王で震度４、横手・鎧畑通報所で震度３	能代市で、農地・農業用施設１箇所。山本地域で、砂防３箇所、道路２箇所。
昭和 39 年（1964 年）	６月 16 日	新潟県下越沖（北緯 38°22.2′、東経 139°12.7′）	34km	7.5	秋田市山王で震度４、鷹巣通報所で震度３	新潟地震。能代市で、治山・林道４箇所、文教施設 11 箇所。山本地域で、河川１箇所、砂防１箇所。
昭和 39 年（1964 年）	12 月 11 日	秋田県沖（北緯 40°25.9′、東経 138°59.7′）	57km	6.3	秋田市山王で震度４、横手・鎧畑通報所で震度３	秋田、能代を中心に停電、電話不通等の被害が発生。
昭和 43 年（1968 年）	５月 16 日	青森県東方沖（北緯 40°41.9′、東経 143°35.7′）	－	7.9	秋田市山王で震度４	十勝沖地震。能代市で、農地・農業用施設３箇所、商工施設 90 千円、文教施設１箇所。
昭和 45 年（1970 年）	10 月 16 日	秋田県内陸南部（北緯 39°12.7′、東経 140°45.2′）	18km	6.2	鷹巣・横手通報所で震度４、秋田市山王・鎧畑通報所で震度３	能代市で、文教施設２箇所。
昭和 58 年（1983 年）	**５月 26 日**	**能代沖約 100km（北緯 40°40′、東経 139°10′）**	**約 10km**	**7.7**	**秋田市山王で震度５ 能代市で震度５**	**日本海中部地震。能代市で、死者・行方不明者 57 人、負傷者 170 人、住家全壊 854 棟、住家半壊 1,793 棟、住家一部破損 1,347 棟、住家床上浸水 60 棟、住家床下浸水 251 棟、非住家全壊 486 棟、文教施設 85 棟、住宅等被害額合計 17,316,000 千円、商工業被害額 8,800,000 千円、農林水産被害額合計 8,604,000 千円、公共土木・施設被害額 697,861 千円。被害は津波の被害を含む。**
平成５年（1993 年）	７月 12 日	北海道南西沖（北緯 42°46.9′、東経 139°10.8′）	35km	7.8	秋田市山王で震度３	北海道南西沖地震。能代市で、水道施設１箇所。（津波による被害）
平成 23 年（2011 年）	３月 11 日	三陸沖（北緯 38°06.2′、東経 142°51.6′）	24km	9.0	秋田県内最大震度５強（秋田市雄和妙法等）、能代市で震度４	平成 23 年東北地方太平洋沖地震。能代市で、長時間停電や物資・燃料不足等が発生したが、大きな被害はなかった。
平成 23 年（2011）	４月 7 日	宮城県沖（北緯 38°12.2′、東経 141°55.2′）	66km	7.2	秋田県内最大震度５強（秋田市雄和妙法等）、能代市で震度３～４	能代市で、重傷者１人。

（※　本市において特に被害の大きかった災害を太字で示す。）

（参考資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」「秋田県消防防災年報　各年」「秋田県災害年表」「気象庁ホームページ」「消防年報」）

第３　津波被害を及ぼした地震

秋田県に津波被害を及ぼした地震とその概要は、以下の表のとおりである。

本市において甚大な津波被害が発生した地震は、昭和58年（1983年）５月26日の日本海中部地震である。この地震による津波は、能代市の落合海岸で約11ｍの高さに達し、能代港工事現場の作業員34人等、秋田県で合計79人が津波の犠牲者となった。

秋田県に津波被害を及ぼした地震とその概要

年	月日	地震名	地震の規模 ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	概要
2600～3000年前	－	鳥海山の山体崩壊	－	男鹿半島南岸の潮瀬崎の波食台上に津波石とみられる巨礫が散在している。
850年	－	出羽地震	7	出羽口地大いに震い、国府井口（山形県飽海郡本楯村樋口）の地山谷所を易ふ。また、海波を颶げ圧死するもの多し。
1644年	－	天保羽後本荘地震	6.5～6.9	象潟で大津波が起こり117人溺死という説。
1694年	６月19日	出羽・津軽地方地震	6.9	20～30cmの津波があった可能性が示唆される。
1704年	５月27日	出羽・津軽地方	7	数値計算により黒崎～大間越（青森）で最大1.4m、**岩館～能代1.3m**、滝ノ間0.6mの津波があったと推定された。
1741年	８月29日	渡島大島の山体崩壊	－	渡島半島（北海道）～津軽半島（青森）の日本海側で２～６ｍの津波、深浦（青森）2.7～3.2mと記載があるが、秋田県については触れられた資料なし。
1793年	２月８日	鯵ヶ沢地震	6.9	鯵ヶ沢（青森）で２～３ｍ、死者12、家屋全壊154。秋田県については触れられた資料なし。
1804年	７月10日	文化象潟地震	7.1	象潟・関４～５ｍ、仁賀保・金浦３～４ｍ、**能代１ｍ**、家屋流失200余、地震による死者300～400名、壊家5500戸。
1810年	９月25日	羽後地方地震	6.6	男鹿１ｍ、八郎潟で20～30cmの津波が流入。
1833年	12月７日	山形県沖地震、 佐渡・羽前地震	7.4～7.6	輪島（山形）で最大7.2m、象潟で３～４ｍの津波、水死者150、家屋流失500余。
昭和14年 (1939年)	５月１日	男鹿地震	7	男鹿で－１ｍ、土崎20～30cm、**能代５～10cmの津波**（変動域が陸上のため津波は地震の規模の割に低かった）。
昭和39年 (1964年)	６月16日	新潟地震	7.5	新潟県粟島南方沖、震源深さ40km。新潟市内は最大４ｍ、秋田県では男鹿沖に50cm程度の津波が発生した。
昭和58年 (1983年)	５月26日	日本海中部地震	7.7	岩舘漁港 第１波 12時15分頃（波の高さ約4.3ｍ）、釜谷浜 第１波 12時18分頃（波の高さ約8.5ｍ）、落合海岸 第１波 12時26分頃（波の高さ約11.0ｍ）、水沢海岸 第１波 12時26分頃（波の高さ約14.0ｍ）。農林水産の津波による被害（漁船398隻を含む漁具等）2,881,903千円。 ※その他の被害については、前項「第２　被害地震」の表「本市の主な地震災害履歴」を参照
平成５年 (1993年)	７月12日	北海道南西沖地震	7.8	奥尻島の稲穂地区で8.5m、奥尻地区で3.5m、初松前地区で16.8mの津波が発生した。 秋田県では、秋田市で0.7mの津波が観測され、**能代市で水道施設１箇所**、三種町で溜め池１箇所、八峰町で農業用送水管１箇所、男鹿市で漁船２隻が沈没する等、合わせて614万7千円の被害が発生した。

（※　本市に関する記載を太字で示す。）

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」に加筆）

第２編　一般災害対策

第１章　被害想定

第１節　被害想定

第１　一般災害及び災害の想定

一般災害の規模、時期等を限定することなく、過去における一般災害規模と本市における社会的経済的現況等を考慮して、予想される一般災害を想定する。

１　火災

本市は、日本海側特有のフェーン現象等の気象条件により、火災の状況に大きな影響を受けている。

本市の出火状況をみると、出火率（人口１万人当りの出火件数）は平成24年で4.6と全国平均（平成24年3.5：平成25年度版消防白書）より上回っており、建物火災１件当りの焼失面積についても平成24年は131.5㎡であり、全国平均（平成24年44.5㎡：平成25年度版消防白書）を上回っている。また、本市では、昭和24年と昭和31年に能代大火と呼ばれる大規模な火災が発生している。

近年は生活様式の多様化に伴い、火災の発生要因は複雑多様化している。また、全国的に火災による死傷者の半数以上は、高齢者となっている。

このような複雑多様化する火災様相に対応するとともに、自然災害に対しても市民の安全を確保するため、消防力の充実強化と防災に強い街づくりをはじめ、市民の火災や災害に対する防災意識の高揚を図ることが必要である。

２　水害

台風、集中豪雨等による水害は、毎年のように日本の各地に被害をもたらしており、当市では昭和47年の水害、平成19年９月の豪雨災害等が発生している。

市域内には、一級河川の米代川が市域のほぼ中央部を東西に流れており、藤琴川や阿仁川のほか小河川が数箇所に存在する。このうち米代川と藤琴川については水防上注意が必要な「重要水防箇所」が指定されているほか、避難判断水位が定められている。これらの河川については洪水ハザードマップにより市民に対して浸水想定区域等を周知するとともに、国土交通省及び県が計画的に河川改修事業を実施している。

近年は、宅地開発の進展から小規模水路や道路側溝が溢水する内水氾濫の事例も発生している。市街地の降雨による路面冠水や住宅浸水等のおそれのある区域については、内水ハザードマップによる周知や、雨水排除施設等の充実を図っているが、排除先である河川等の流下及び貯留能力等を勘案のうえ、総合的見地から水害防止対策を講じる必要がある。

米代川の浸水想定区域を、「資料編〇〇　米代川浸水想定区域図」に示す。

３　雪害

能代市は「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき「豪雪地帯」に指定されている。またなだれ危険箇所は68箇所が指定されている。能代地域における冬季の降雪は、平成18年を除くと少なく推移しているが、二ツ井地域においては、降雪は１～２メートルに達する。また、日本海から吹きつける強い西風に伴い吹雪も多く、凍結と降雪による道路障害、大雪による建

築物の倒壊や、融雪期にあっては水害が発生するおそれもあり、警戒が必要である。

４　風害

季節風による強風や台風による災害は、これまでもたびたび繰り返されてきた。風害は、農作物の被害が大きく、果樹木、稲の倒伏等が発生することがある。また、屋根、トタンの剥離等や飛散物による人的被害にも十分配慮し、警戒する必要がある。近年では、全国的に竜巻による被害の発生も報告されており、本市においても、平成21年10月の竜巻により、軽傷者１名、非住家の全壊９棟等の被害が発生している。

５　土砂災害

土砂災害は主として急傾斜地崩壊（がけ崩れ）、地すべり、土石流に大別され、市内には急傾斜地崩壊危険区域198箇所、地すべり危険箇所８箇所、土石流危険渓流108箇所が指定されている。また、急傾斜地及び土石流に関し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年５月８日法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）における土砂災害警戒区域が49箇所指定されている。これらの地域では、市民に対し、危険箇所や警戒区域の周知を行うとともに、避難体制の整備等を推進する必要がある。

がけ崩れや土石流のほかにも、市内には、山腹崩壊危険区域や崩壊土砂流出危険地区があり、土砂災害の危険区域全体に対して警戒が必要である。

６　事故災害

本市は海に面しており、能代港が所在することから、船舶の事故や、海や河川に油や薬液等が流出する事故が考えられる。

また、市内に所在する危険物に関する事故や、道路を運搬する危険物積載運搬車両に関する事故も想定される。

その他、トンネル内の大規模事故や航空機災害、放射性物質災害等も考えられる。

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及啓発

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、市及び防災関係機関の職員が災害や防災、災害応急対策活動に関する正しい知識を習得することはもちろん、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら災害についての正しい知識をもち、災害発生時に沈着に行動できる力を日頃から身に付けることが最も必要なことである。

このため、市及び防災関係機関は、災害対策活動に備え、職員の意識啓発を積極的に行うとともに、平常時から防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとする。

なお、市民への防災啓発に当たっては、男女共同参画の視点を盛り込むとともに、高齢者、障がい者、外国人等、要配慮者への広報に十分配慮する。

第２　市及び防災関係機関の職員に対する防災教育

１　現況

防災業務に従事する市及び防災関係機関の職員は、災害の発生時において主体となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるため、今後一層の資質の向上に努める必要がある。

市では、市職員に対し、講習会及び研修会を通じて防災教育を行うとともに、各種防災訓練を通じて、実践的な災害対応能力の向上を図っている。また、東日本大震災時には、相互応援協定を締結している大船渡市に市職員を派遣して、応急対策活動を支援し、実際の被災地での活動を行った。

２　対策

市及び防災関係機関は、職員に対し、防災知識及び防災対応能力を養成及び習得させるため、以下の防災教育を計画的に実施するものとする。なお、各種取組を進めるに当たっては、市と防災関係機関が合同で行う等、より効果的・効率的な実施に努める。

（１）教育の方法

ア　講習会、研修会等の実施
イ　視察、現地調査等の実施
ウ　防災活動の手引等印刷物の配布
エ　防災訓練、図上訓練の実施
オ　災害ボランティア活動への積極的な参加

（２）教育の内容

ア　能代市地域防災計画の概要

（ア）市災害対策本部の設置について
（イ）非常参集の方法について
（ウ）職員の任務分担について
（エ）情報連絡について
（オ）被害調査及び報告について
イ　各種防災関係マニュアルの周知
（ア）災害時動員マニュアル
（イ）避難指示・勧告マニュアル
（ウ）避難所運営マニュアル
ウ　防災知識と技術
（ア）災害に対する日頃の職員の心得及び災害発生時の職員の心得等
（イ）被災者の視点に立った状況把握能力の養成、防災訓練における検証能力の養成等
エ　自然災害に関する一般知識（市域における災害史と災害の特徴を含む）
オ　防災資機材の取扱方法
カ　防災関係法令の運用
キ　要配慮者と避難行動要支援者の特性に合わせた災害対応
（ア）要配慮者及び避難行動要支援者の状態とそれに合わせた支援の必要性等
ク　避難者のプライバシーへの配慮
（ア）指定避難所における避難者のプライバシー確保の方法
ケ　男女共同参画など多様な視点から捉えた支援の必要性
（ア）指定避難所における女性及び要配慮者への配慮
（イ）各種防災対策への女性・要配慮者等の多様な主体の参画の推進
（ウ）女性専用の相談窓口の開設方法等
コ　その他必要事項

第３　学術機関との連携

市及び防災関係機関は、大学、研究機関等と連携し、これらの学術機関が有する災害及び防災に関する知識・知見等を研修会等の機会を捉え、市民への普及啓発を図る。

第４　市民に対する防災知識の普及

１　現況

市及び防災関係機関は、日本海中部地震を契機として設定された「県民防災の日」（５月26日）のほか、「防災の日」（９月１日）、「防災とボランティアの日」（１月17日）、昭和24年大火の日（２月20日）及び昭和31年大火の日（３月20日）、防火の日（毎月10日）等を中心に防災訓練や啓発活動等を実施して、防災意識の普及に努めている。

項目	名称	実施期間
雪害予防に関するもの		12月～翌年３月
	雪崩防災週間	12月１日～12月７日
風水害予防に関するもの		６月～９月
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	６月１日～６月30日
	崖崩れ防災週間	６月１日～６月７日

項目	名称	実施期間
火災予防に関するもの	春季火災予防運動	４月第１日曜日～１週間
	秋季火災予防運動	11月第１日曜日～１週間
	山火事予防運動	４月１日～５月31日
	文化財防火デー	１月26日
	昭和24年大火の日	２月20日
	昭和31年大火の日	３月20日
	防火の日	毎月10日
水防・水難事故防止に関するもの	水防月間	５月１日～５月31日
	水難事故防止強調運動	７月１日～８月31日
防災一般	県民防災の日	５月26日
	県民防災意識高揚強調週間	５月20日～５月26日
	危険物安全週間	５月第２日曜日～１週間
	国民安全の日	７月１日
	防災の日	９月１日
	防災週間	８月30日～９月５日
	津波防災の日	11月５日
	防災とボランティアの日	１月17日
	防災ボランティア週間	１月15日～１月21日

２　対策

市及び防災関係機関は、以下のとおり防災知識の普及に努める。また、市民は、自ら防災知識の習得に努める。

（１）普及の方法

ア　市広報、新聞、機関紙等による普及
イ　テレビ、ラジオ等による普及
ウ　防災訓練、講習会等による普及
エ　スライド、講演会等による普及
オ　図画、作文等の募集による普及
カ　ポスター、チラシによる普及
キ　防災写真・資料展示会及び立て看板等による普及
ク　各種ハザードマップによる普及
ケ　県の自主防災アドバイザーの派遣、疑似体験施設・地震体験車の活用等による普及
コ　インターネット（ホームページ等）を活用した情報発信による普及

（２）普及すべき内容

ア　災害に関する知識
イ　能代市地域防災計画の概要
ウ　自主防災組織と活動状況
エ　過去の災害の紹介、災害教訓の伝承
オ　災害発生時の心得
（ア）災害情報の取得方法の確保
（イ）連絡方法の確保（安否情報の提供機関、確認手段）
（ウ）避難の時期、避難する場所、避難ルート及び避難方法の確保

（エ）非常食料及び身の回り品の備蓄及び貴重品の整理
（オ）災害の様相に応じてとるべき手段・方法等
（カ）避難時の避難行動要支援者への支援の必要性
（キ）指定避難所における要配慮者や女性への配慮の必要性
（ク）指定避難所におけるプライバシーの配慮の必要性
カ　災害危険箇所の位置及び種類
キ　特別警報が発表された際の適切な行動

（３）市民自ら行う防災知識の学習・心得

平常時からの取組	1　家具等の固定 2　非常食料等の生活必需物資の備蓄、非常持ち出し品の整理 3　自主防災組織への積極的な参加 4　指定緊急避難場所、指定避難所の徒歩による確認 5　浸水地域や土砂災害危険箇所等の災害危険箇所の確認 6　災害発生時における連絡方法（災害伝言ダイヤル171等）や災害の態様に応じてとるべき手段・方法等について、家族で話し合い 7　市及び県等が開催する防災講習会や研修会等への積極的な参加 8　災害教訓の伝承
災害発生時の心得	1　テレビ・ラジオ等による災害情報の収集 2　防災行政無線、携帯電話メール等による避難情報及び被害情報の収集 3「自分だけは大丈夫」と考えず災害に備えた早めの避難 4　その場に応じて最善を尽くす

第５　学校等における防災教育

１　現況

学校における防災知識の普及については、各学校において計画的に実践している。特に予防措置、避難方法等については、児童・生徒の発達段階及び地域の実態に応じた指導により、その徹底に努めている。

２　対策

校長等は、各学校においてそれぞれ以下の防災対策を推進する。

（１）防災計画または避難計画等の策定

校長等施設管理者は、年度初めに災害発生時における児童・生徒の避難、誘導等の計画（危機管理マニュアル・学校安全計画等）の作成及び見直しを行い、その徹底を図る。

（２）防災教育の充実

ア　防災教育は、学校における教育課程に位置づけて実施する。特に、避難訓練・野外活動時の不測の事態に備えた対処の仕方等の指導の徹底に努める。
イ　学校の行事として、防災訓練の実施及び防災施設等の見学会を行い、災害時における防災活動、避難等に関する知識の習得に努める。
ウ　教職員に対し、防災教育及び研修を実施し、その資質向上を図る。特に、出火防止・早期通報・初期消火・避難等災害時における行動力、指導力を向上させる。また、防災委員会を設置するとともに、緊急時に対処しうる自主防災体制を強化する。

（３）防災訓練の実施

ア　防災訓練は、学校行事等に組み入れ、全教職員の共通理解と児童・生徒の自主的活動を大事にしながら、十分な効果が得られるよう努める。

イ　各学校の周辺自治会・町内会等との共同避難訓練等、より実践的な防災訓練の実施に努める。

ウ　防災訓練は、学校の種別、規模等の実情に応じて毎年３回程度実施する。

エ　防災訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正・整備を図る。

（４）防災施設の整備

防災上重要な施設、設備、機具、用具等の定期点検を行い、点検結果に基づく補強・改修等を速やかに実施する。

特に、電気・ガス等の露出配管部分については、安全点検項目の見直しを行い、老朽化等の把握に努める。

（５）連絡通信組織の確立

災害時における組織活動を円滑に行うため、全教職員の緊急時連絡網等を整備する。また、警備会社に警備委託している場合は、当該警備会社と連絡網を整備する。

第６　防災上重要な施設の管理者等の教育

１　現況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

２　対策

市及び消防本部は、防災上重要な施設の管理者等に対して、以下のとおり指導や防災教育を推進する。

（１）査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の維持管理及び災害発生時における対処要領等について指導する。

（２）講習会、研究会等の実施

ア　防火管理者に対しては、講習会、連絡会等通じてその職責を自覚させる。

イ　防災上重要な施設の管理者等に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

指導内容としては、主として事業所等の防災に関する計画、過去の災害事例、施設の構造及び緊急時における連絡、通報体制とする。

（３）パンフレット等の作成配布

防災に関する指導書、パンフレット等を作成し、配布する。

第７　企業における防災教育・役割

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務の継続を図る手法（事業継続マネジメント（ＢＣＭ））の構築とその計画（事業継続計画（ＢＣＰ））の策定に努めると

ともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等、防災活動の推進に努めるものとする。

市は、各企業における防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みに関する積極的な評価の実施等により、企業の防災力の向上を図る。

また、市は、企業を地域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練または研修等への積極的参加を呼びかけ、防災のアドバイスを行う。

第８　地域コミュニティーにおける防災教育の普及推進

市は、自治会・町内会、自主防災組織等の地域コミュニティーにおける防災に関する教育・研修等の推進を図る。

第９　防災に関する意識調査

１　現況

市民の防災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要であり、防災に関する意識調査は、これまで研究機関により実施されている。

２　対策

市は、必要に応じて市民意識調査等に防災意識に関する項目を掲載し、市民の災害に関する意識調査等の実施に努める。

第２節　自主防災組織等の育成

【実施機関：総務部、消防本部】

第１　基本方針

住民は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、平常時より災害に対する備えを心がけておく必要がある。特に、大規模災害が発生した場合、被害が広域にわたり、市及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。大きな被害の発生した阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、地震発生直後、消防や警察等の公助による救助活動が被災地に入る前に、自主防災組織や市民の協力によって多くの人が救助されている事例が報告されている。

このため、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、各地域で自発的に救助活動や消防活動を行う等、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等の強化を図り、地域の防災活動を推進する。

なお、女性、高齢者、障がい者等の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性等多様な主体の参画を促進するよう努める。

第２　地域住民等の自主防災組織

１　現況

本市においては、災害一般に対応するための自主防災組織のほか、二度の大火の経験から、火災に備えるための組織として各自治会・町内会ごとに火災予防組合があり、自治会・町内会と併せて市の行政協力機関としても活躍している。

２　対策

市は、消防本部と連携し、以下のとおり自主防災組織の結成の促進と育成に努める。

（１）組織づくり

ア　自治会・町内会、火災予防組合等の組織を基本として自主防災組織を設置する。
イ　市広報、出前講座等により自主防災組織の必要性の啓発に努める。
ウ　「能代市自主防災組織の手引き」等を活用し、自主防災組織の登録制度や、自主防災組織補助金制度の活用について周知する。

（２）活動の活性化

ア　自主防災組織間の情報交換等を行う等、連絡体制の強化を支援する。
イ　自主防災組織の参加を含む防災訓練の実施や、防災資機材の操作講習会・応急手当講習会等の実施、秋田県自主防災アドバイザー派遣事業の活用等により、防災技術の向上に努める。
ウ　県及び消防機関等と協力して、自主防災リーダーの育成に努める。
エ　助成金の活用等により、自主防災組織の防災資機材や活動拠点等の整備を支援する。
オ　防災訓練等を通じて、自主防災組織と市、消防機関等との連携体制の整備に努める。

（３）自主防災組織の活動

自主防災組織は、防災訓練や研修会等を通じ、組織自らが作成する防災計画や市地域防災計画の習熟と検証に努める。また、防災活動に限らず、平常時の活動についても創意工

夫を凝らし、自主防災組織の形骸化防止に努める。なお、地域防災力の向上のため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

自主防災組織が行う主な活動は、次のとおりとする。

ア　平常時

（ア）情報の収集伝達体制の確立
（イ）火気使用設備及び器具等の点検
（ウ）防災用資機材等の備蓄及び管理
（エ）地域の要配慮者及び避難行動要支援者の把握
（オ）災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動
（カ）自主的な防災訓練の実施及び市・県主催の防災訓練への参加
（キ）活動区域内の安全点検の実施（地域の防災マップ等）
（ク）指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
（ケ）その他

イ　災害発生時

（ア）初期消火の実施
（イ）被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達
（ウ）救出救護の実施及び協力
（エ）市民の避難誘導活動
（オ）炊出し及び救援物資の配分に対する協力
（カ）その他

（４）県の取り組み

ア　市が行う自主防災組織の結成活動の指導について、支援・指導に努める。
イ　市民参加型の研修会や情報交換会等を開催し、自主防災組織の必要性やリーダーの育成・支援に努める。
ウ　市に対し、自主防災組織等を対象とした研修会の開催を指導する。
エ　自主防災組織等への自主防災アドバイザーの派遣や、リーダー講習会の開催、活動活性化に向けた取組等を行う。

第３　事業所の自衛消防組織等

危険物の製造または貯蔵事業所等においては、自衛防災組織の強化を図り、また計画的な防災訓練の実施と検証を行い、事業所の防災計画等に反映させる。

学校、医療施設、百貨店等多数の者が利用する施設の管理者は、自衛消防組織等の強化・育成に努め、防火管理体制の強化を図る。

第４　消防職団員及びＯＢとの連携

消防職団員及びＯＢは、自主防災組織の結成に関するノウハウや、防災活動における豊富な実戦経験を持っていることから、市は、これらの実績や経験を有効に活用するため、消防職団員及びＯＢとの連携を図る。

第５　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防

災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案する等、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第３節　防災訓練

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるためには、市及び防災関係機関並びに市民等それぞれが、災害発生時に取るべき行動を想定した実践的な訓練を、計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、さらに地域防災計画の検証等、副次的な効果がある。

そのため、市及び防災関係機関は、自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び市民と、相互に緊密な連携のもと、冬期の災害や複合災害等の様々な災害条件を考慮した実践的な訓練を実施し、訓練実施後には、訓練内容を評価・検証して課題等を整理し、必要に応じて災害活動体制の見直しを図る。

なお、訓練の実施に当たっては、女性や要配慮者等多様な主体の視点を取り入れるとともに、十分な配慮を行う。また、訓練において、特定の活動（例えば、指定避難所における食事作り等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

第２　現況

市及び各防災関係機関は、市地域防災計画及びそれぞれの防災業務計画に基づいて各種訓練を実施しており、これにより、災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、市民に対する防災思想の普及啓発を図っている。

第３　訓練種別

１　実践訓練

市及び防災関係機関は、実際の災害を想定して、総合的、または個別的に実施する。

（１）総合訓練（全体）

災害想定に基づき、市内防災関係機関、関係団体及び地域住民の参加協力による各種訓練を総合的に実施するものとする。

（２）個別訓練

防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関連した訓練種目を選定して、訓練を実施するものとする。

２　図上訓練

各種災害を想定し、関係機関、団体の予防措置、応急対策などを実員を使って訓練を行う事が出来ない場合、または指揮能力を養成する訓練などを行う場合に実施する。

第４　訓練項目

市及び防災関係機関は、次のような訓練の実施に努める。

１　通信訓練

災害想定に基づき、市及び防災関係機関が、その所有する通信施設及び通信連絡手段を高度に活用し、総合的な通信訓練を実施する。

２　災害防ぎょ訓練

主として以下の訓練を実施する。

（１）災害情報収集・伝達訓練
（２）職員の動員訓練
（３）市災害対策本部設置、運用訓練
（４）緊急輸送訓練
（５）消防訓練
（６）津波監視訓練
（７）海難救助訓練
（８）水防活動訓練
（９）特殊防災訓練（列車、トンネル災害、危険物の爆発事故、油・薬液等流出事故、火災等）
(10) 避難訓練
(11) 災害防護活動従事者の動員訓練
(12) 必要資材の応急手配訓練
(13) 冬期の災害特性を踏まえた訓練

３　応急復旧訓練

応急復旧訓練は、各施設管理者が実施主体となって行う。

（１）鉄道、道路の交通確保
（２）復旧資材、人員の緊急輸送
（３）決壊堤防の応急処置
（４）水道、ガス、電力、通信施設の応急修復
（５）石油類等の流失防止等応急修復

第５　総合防災訓練の実施方針

１　現況

５月26日（県民防災の日）等に、防災関係機関の協力を得ながら、市内各地において地震を想定した訓練を中心に実施している。また、県が実施している「県民防災の日」訓練の情報伝達訓練に参加している。

２　実施の目的

各種災害が発生したことを想定し、市、防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効性のある訓練を実施することにより、災害の予防と災害応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に実施できるようにするとともに、市民の防災意識の高揚等を図る。

３　実施計画

毎年度、次に掲げる事項について、実施要綱を定めて実施する。

（１）実施時期及び場所

原則として県民防災の日（５月26日）またはその前後に、市内において防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

（２）参加機関

ア　能代市
イ　消防本部
ウ　防災行政関係機関等
エ　自主防災組織等
オ　地域住民

（３）訓練項目

市災害対策本部、非常用電源設備を用いた通信設備の運用（情報収集及び災害情報の受理・伝達、広報）、救護所設置、緊急物資輸送、救難救助、電話回線応急復旧、炊き出し、水防、電力施設応急復旧、負傷者応急手当、初期消火、ＬＰガス応急復旧、水道施設応急復旧、事故車両救出救助、火災防ぎょ（危険物施設、ビル、林野、街区）等

第６　防災関係機関等の訓練の実施

市は、次の防災関係機関等が実施する各訓練に、積極的に参加するよう努める

１　防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの機関が定めた防災業務計画を基に、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施するうえで円滑な対応がとれるよう、これを防災訓練計画に定め、計画的に実施する。

２　医療・教育・社会福祉施設、事業所等

医療施設、教育施設、社会福祉施設、学校施設、工場、興業場、デパート及びその他消防法（昭和23年法律第186号）で定められた事業所（施設）の防火管理者は、それぞれが定める消防計画に基づく避難・誘導、消火及び通報等の訓練を、計画的に実施する。

また、事業所においては、地域の一員として、市、消防本部、並びに地域の防災組織等が開催する防災訓練への積極的な参加に努める。

３　自主防災組織、地域コミュニティー団体等

自主防災組織及び地域コミュニティー団体は、地域住民の防災意識の向上と、災害発生時における避難行動要支援者の迅速で安全な避難誘導等を実施するため、平常時から市及び消防本部の指導や防災訓練等を通じ、これら機関との連携の強化に努める。

実施する防災訓練は、避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、指定避難所への避難、避難所運営等とする。

また、市は、市民一人ひとりに対し、広報紙、市防災行政無線、ホームページ等を通じ、訓練参加への呼びかけ、初期消火や避難等の実践的な体験の場を提供する。

第４節　情報連絡体制の整備

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

災害発生時における迅速・的確な情報の収集・分析及び伝達・指示は、市及び防災関係機関における迅速な初動体制の確立や、迅速かつ適切な応急対策を実施するうえで極めて重要である。

そのため、市は、防災関係機関との情報収集・伝達ルートを確立し、情報収集・伝達体制の整備に努める。また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、市及び防災関係機関は、それぞれの機関が提供または伝達できる情報について、訓練等を通じて実態を把握するとともに、情報伝達態勢の強化を図る。

第２　現況

市は、市民へ多様な手段により災害情報を伝達するため、防災行政無線、緊急即報メール及び防災情報メールの配信システム等を整備しているほか、消防署のサイレン、消防車両・消防団・市広報車による巡回放送、自治会長・町内会長への電話連絡、テレビ・ラジオ・データ放送と連動した防災情報の配信、ホームページへの緊急情報の掲載などを行なうこととしている。

また、災害時に直ちに職員を動員するため、電話による非常連絡網と、メールによる職員参集システムを整備している。

第３　情報収集伝達体制の整備

１　職員の動員体制の整備

災害が発生した時、市及び防災関係機関は、直ちに所掌業務に関する被害情報の収集のために、職員を動員または派遣するための体制の整備に努める。

２　情報収集・伝達ルートの確立

市は、以下のとおり、情報収集・伝達ルートの確立に努める。

（１）市職員、警察、消防、県、郵便局、自主防災組織、災害協定締結事業所等を通じて市災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行う体制を整備する。

（２）災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報収集に当たる要員を指定・確保しておくとともに、情報伝達の役割と責任者を明確にしておく。

（３）災害時には、市職員の輪番制による24時間勤務を実施し、被害情報または防災情報等を迅速に収集する体制の整備に努める。

（４）相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、多様な情報伝達手段の活用等による情報伝達ルートの多重化、情報の収集連絡体制の明確化等体制の確立に努める。

（５）インターネットを活用し、情報伝達体制の補強を図る。また、タクシー会社無線も有用なことから、事業所の協力を得て、情報収集体制の補強を図る。

（６）全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）と連動した防災行政無線により、自動的に市民へ災害情報を広報する。

（７）市職員等への一斉メール配信による情報伝達を行う。

（８）市民に対して防災情報メールの普及を行い、登録者の増加を図る。

（９）指定緊急避難場所及び指定避難所については､統一的な図記号を利用した分かりやすい、

誘導標識や案内板等により市民への周知徹底を図る。

(10) 災害発生初動期における被害情報の収集等に、県の消防防災ヘリコプターの活用方法等を検討する。

(11) 東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信計画を策定するとともに、無線設備の総点検による通信回線の途絶防止に努める。また、非常通信訓練の実施を通じて、非常通信体制を検証する。

(12) 市民への情報伝達に当たっては、簡潔で分かりやすい表現とし、特に要配慮者への配慮に重点を置く。

(13) 訪日外国人旅行者等に対する情報伝達体制の整備に努める。

(14) 本計画に定めた高齢者・乳幼児・障がい者等の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等に対し、河川の洪水予報等の情報伝達体制の確保を図る。

３　被害状況の収集体制の整備

（１）収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、おおむね次のとおりとする。

ア　人的被害（行方不明者の数を含む。）

イ　物的被害

ウ　ライフライン等の被害

（２）収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、能代市災害対策本部の事務分掌に基づいて、各部が実施し、市災害対策本部事務局に報告することとなる。そのため、市各課は、被害情報の迅速な収集体制の整備に努める。

４　防災情報処理機能の充実

（１）職員呼び出しシステムの整備

夜間、休日等に発生した災害に対する応急対策を迅速に開始するため、緊急連絡網や職員参集メール配信による職員動員を行う。

（２）災害時情報システムの整備

災害時の応急対策を効果的に実施するためには、災害対策本部に集積された膨大な量の災害情報を速やかに分析して、その基本方針を決定し、関係機関に対して的確に伝達することが重要である。

このため、ＧＩＳ等を活用した災害時情報システムの導入に向け、調査・研究を進める。

第４　情報の共有化

市及び防災関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じて情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ、実践的な施策等の策定に努めるものとする。

第５　非常用電源の確保

大規模な災害が発生した場合には、停電の影響で、情報通信システムに電源が供給されず、その機能が停止することで、災害情報等の迅速かつ確実な収集及び伝達ができなくなるおそれがあ

る。

市は、防災行政無線等の情報通信システムを長時間にわたり安定して稼働させるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。また、これらの装置については、常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保特に努める。さらに、非常用発電機やシステム等は、浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高さ以上に設置し、または浸水対策を施すよう努める。

第６　非常通信ルートの活用

災害時の円滑な通信を確保するため、県は、非常通信ルートを設定している。非常通信ルートは、県から内閣府向け（中央通信ルート）、及び県から市町村向け（地方通信ルート）が設定されている。中央通信ルートは、通常の消防ルート、地域衛星通信ネットワーク（衛星ルート）の途絶に備え、建設ルート、警察ルート、電力ルートを策定している。また、市町村向けの地方通信ルートは、県防災行政無線（衛星通信ネットワーク）の途絶に備えて、東北地方非常通信協議会構成員の東北地方整備局、各警察本部及び東北電力（株）の自営通信網（有無線）経由による非常通信ルートが設定されている。

市は、県が設定している非常通信ルートの活用を図る。

第５節　安全避難の環境整備

【実施機関：総務部、市民福祉部、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、市民の安全を確保するために、迅速かつ的確な避難の実施は必要不可欠である。また、被災者の避難生活に十分配慮することは、被災者の心身の健康を確保するうえで非常に重要となる。

そのため、市は、災害が発生、または発生するおそれがある場合において、市民が安全に避難できるよう、指定緊急避難場所の確保や避難誘導体制の整備を推進し、安全避難の環境整備に努める。特に、避難行動要支援者に対する避難支援及び指定避難所への入所・同所での支援に当たっては、家族・介護者及び福祉・医療機関との緊密な連携体制の整備に努める。避難生活においては、避難者のプライバシーを尊重し、女性、乳幼児、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して特に配慮するための施設・設備の整備や、避難所運営に関する体制の整備に努める。

また、大規模な災害が発生した場合は電車やバス等の公共交通機関の運行停止や、道路の寸断等により、帰宅困難者が発生することが予想される。

そのため、市は、県及び公共交通機関と連携し、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保等、帰宅困難者の支援に努める。

【用語の定義】

○要配慮者：高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）や、日本語の災害情報を理解しにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とするもの

○避難行動要支援者：災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの

○指定緊急避難場所：災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定したもの

○指定避難所：災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定したもの

○避難行動：数分から数時間後に起こるかもしれない災害から身を守るために行う「命を守るための行動」で、以下のすべての行動

① 指定緊急避難場所への移動
② （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
③ 近隣の高い建物等への移動
④ 建物内の安全な場所での待機

なお、指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」という。

第２　避難行動

１　指定緊急避難場所の指定

市は、災害発生後の指定緊急避難場所として、小・中・高等学校のグラウンド、公園、緑地、広場その他の公共空地を指定する。ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても指定緊急避難場所として指定・開設することができるものとする。なお、指定緊急避難場所の政令による基準は、以下のとおりとなっている（災害対策基本法施行令第20条の３）。

（１）発災時に居住者等に開放される管理体制を有していることなどの管理上の基準
（２）洪水や崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、津波、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない土地の区域（「安全区域」）内に立地するものであることなどの立地上の基準
（３）異常な現象等の安全区域外に立地する施設などについては、当該異常な現象等に対して安全な構造であることのほか、洪水や高潮、津波等に係る施設の場合は、その想定される水位よりも上に居住者等の受入用部分等があることなどの構造上の基準
（４）地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること
　ア　当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること
　イ　当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと

指定緊急避難場所は、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。公共施設が災害の状況により指定緊急避難場所として開設できない場合も想定されるため、民間施設を指定緊急避難場所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。

指定緊急避難場所として指定している公園・緑地等については、防災機能を強化するとともに、避難困難地域をなくすよう、公園・緑地やオープンスペースの確保を図る。

２　避難路の指定

避難路は、避難所や避難方向、危険箇所等を示す各種災害ハザードマップ等を参考に、地域住民自らが地域の実情に合った災害別の避難路・避難経路を事前に確認し、次の事項に留意しながら選定するものとする。

市は、避難路となりえる道路について、津波災害、水害、土砂災害および建物倒壊等を考慮した避難路の確保、整備に努める。また避難者に対し、被災している道路状況の迅速な伝達に努める。

（１）主要道路、鉄道、河川等を横断しない。
（２）高圧ガスや危険物施設のある道路は避け、高層建築物からの落下物、ブロック塀等の倒壊に留意する。
（３）洪水ハザードマップや内水ハザードマップにおける避難時危険箇所は、避難行動をとる際に危険が及ぶことが想定されるため、避難路として使用しない。

３　指定避難所の指定

（１）指定避難所の政令による基準は、以下の全てを満たすこととなっている（災害対策基本法施行令第20条の６）。

ア　被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること

イ　速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること

ウ　想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること

エ　車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること

なお、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記の他に、以下のア～ウが必要となる。

ア　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること

イ　災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること

ウ　災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

（２）指定避難所は、避難が長期にわたることも想定して（１）の基準を満たす学校施設、公民館等を選定するものとする。さらに、民間施設を避難所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。なお、指定避難所に指定した学校施設については、避難所として利用する際に教育活動の場としての配慮を行う。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会や地域住民等と調整を図る。

（３）集落が点在し、指定避難所までの距離がやや遠くなる地域については、集落ごとに集会所、公民館、寺院等を一時避難場所として活用し、これを経由して指定避難所へ避難する。

（４）指定避難所の運営に必要な設備や資機材の整備を図る。

（５）なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるとされている（災害対策基本法施行令第49条の８）

４　学校施設における「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の関係

文部科学省では、平成23年７月に公表した「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校施設の津波対策として、各地域の状況に応じた対策例を示している。災害対策基本法の改正による「緊急避難場所」と「避難所」の考え方をこれらの対策例に当てはめてみると、概ね次のように考えることができる。

市及び校長等学校施設管理者は、学校施設を指定緊急避難場所または指定避難所とする場合は、学校施設のどの部分を指定対象とするかを明確にしたうえで指定し、市民等に対して周知を図るものとする。

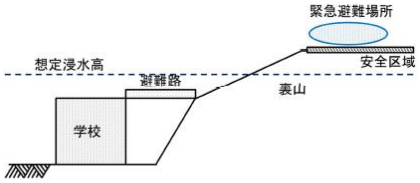

◇裏山の高台に避難することを想定した学校の場合
　裏山の高台は緊急避難場所となり得る。

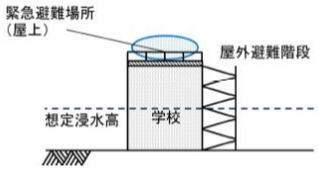

◇周辺に避難できる高台がなく校舎の屋上等に避難することを想定した場合
　屋上は緊急避難場所となり得る。

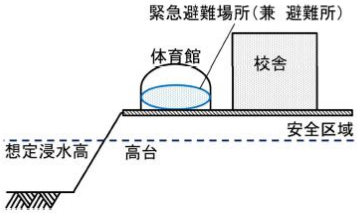

◇高台に学校施設が立地している場合
　学校施設は緊急避難場所 兼 避難所となり得る。

５　指定避難所等の備蓄物資及び設備の整備

（１）備蓄物資及び設備の整備

市は、指定避難所等に必要な次の設備等をあらかじめ整備し、または必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。

ア　食料、生活必需品
イ　非常用電源の配置とその燃料
ウ　医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等
エ　毛布、暖房器具、暖房施設等
オ　災害情報入手機器（被災者用テレビ、ラジオ等）
カ　空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した設備
キ　プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した環境

（２）避難の長期化に対応した施設の整備（給水体制と資機材の整備）

ア　市民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。
イ　仮設トイレ及び入浴施設等、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
ウ　給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。
エ　十分な備蓄スペースや通信設備等の整備を推進する。

６　指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、指定緊急避難場所を記載した各種ハザードマップ等の公表・配布、指定避難所の看板の設置等により、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難方法等について、市民への周知徹底を図る。

７　避難情報の判断基準

市長は、発生した災害の規模、または発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難または避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知する。

なお、避難には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があるが、土砂災害・高潮災害・津波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置（「屋内安全確保」）をとるものとする。

（１）避難準備情報

「避難準備情報」は、避難勧告または避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

（２）避難勧告

「避難勧告」は、災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域または被災するおそれがある区域の市民や観光客等に対し、指定緊急避難場所または指定避難所（公共施設等）へ避難を促すために通知する。

（３）避難指示

「避難指示」は、被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、または危険が切迫しているときに「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知する。

（４）屋内での退避等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待避等を指示する。

（５）避難解除

避難の必要がなくなったとき、市長は避難の解除を通知する。

８　発令基準の設定

市は、降水量、河川水位、気象予警報の発表等の客観的な指標に基づき、災害種別ごとに避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告、避難指示の具体的な発令基準を設定する。

県は、市に対し、具体的な発令基準の設定に必要な情報の提供等、支援を行う。

９　避難指示・勧告マニュアルの周知

市は、地域防災計画を補完するものとして、避難情報を発令するための判断基準を定めた避難指示・勧告マニュアルを作成しており、その周知徹底に努める。

10　市民の避難行動の認識の徹底

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、市民に対し、避難行動に関する基本的な対応等の周知・徹底を図る。

市民は、平常時から自分自身で、災害種別毎の避難先や避難路等について、十分に確認を行うものとする。

「各人の避難行動に関する基本的な対応等」については、資料編○○（P○○）に示す。

11　避難行動要支援者対策

災害発生時における避難行動要支援者の避難については、安全かつ的確な対応が不可欠であり、市は、避難行動要支援者の状態に応じた避難誘導、災害情報の伝達等における支援体制の整備を図る。

（１）要配慮者の自助の取組み

避難行動要支援者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の避難行動要支援者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は、広報等を通じたその取組の促進､啓発に努めるほか､老人クラブ活動等の円滑な実施に配慮する。

（２）避難に関する準備

市は、避難行動要支援者に対し、避難時や指定避難所において援助が必要な事項（特に内部障がい者や難病患者は治療や薬剤に関すること）について記載した連絡カードの作成、非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備等についての啓発を行う。

また、自らの避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）及び避難経路の状況を把握できるよう、避難行動要支援者及び避難支援者の防災訓練への積極的な参加を促進する。

（３）高齢者福祉施設優先の指定避難所の指定

市は、水害時に、より迅速かつ安全に高齢者福祉施設の利用者が避難できるように、高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイ、グループホーム等）優先の指定避難所を、以下のとおり指定している。

高齢者福祉施設優先の指定避難所

対象地区	指定避難所名称
能代地域（米代川右岸）	東雲中学校
能代地域（米代川左岸）	勤労青少年ホーム（及び文化会館）
二ツ井地域	二ツ井高等学校

（４）避難誘導

市及び防災関係機関は、避難行動要支援者の状態に基づき、災害時における家族及び地域の役割について啓発する。

民生委員、自治会・町内会、自主防災組織等は、平常時から避難行動要支援者が避難の際に必要とする支援、留意事項を聞き取る等、避難誘導体制の確立に努めるものとする。寝たきり等により家族が移動させることが困難な避難行動要支援者の避難については、自治会･町内会､自主防災組織､福祉関係機関等による支援体制の確立に努めるものとする。

（５）災害情報の伝達

市は、災害発生時において、防災行政無線、緊急速報メール及び災害情報メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等のあらゆる手段を活用し、避難行動要支援者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、自治会長、町内会長等は、避難行動要支援者情報を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努めるものとする。

第３　帰宅困難者支援

市は､「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、

平常時から広報に努める。

また、市は、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所を、あらかじめ確保するよう努める。

大規模集客施設等の管理者に対しては、施設利用者の誘導体制の整備の促進を図る。

第４　避難生活等

１　要配慮者対策

（１）避難所生活に関する環境の整備

市は、指定避難所の開設・運営に当たり、民生委員、福祉関係者、自主防災組織等と連携し協力を得ながら、要配慮者に配慮した適切な対応を行うため、次の環境整備に努める。

ア　指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料について、あらかじめ備蓄しておくよう努める。

イ　一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、高齢者福祉施設用の指定避難所のほか、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

ウ　避難準備情報により早めに避難する避難行動要支援者を受け入れられるよう、体制整備に努める。

エ　災害時には、避難施設において避難生活を共にする避難者同士の相互扶助の体制づくりに努める。

オ　指定避難所における避難者への情報伝達に当たり、視聴覚等に障がいがあるものに対する十分な配慮を行うことができるよう、掲示板の配備等、その設備の整備に努める。

カ　指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等については、高齢者福祉施設用の指定避難所や、公営住宅及び社会福祉施設等への一時的な収容、移送等を行う必要があるため、搬送体制の整備に努める。

（２）介護保険事業者及び社会福祉施設等における体制の整備

介護保険事業者及び社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、以下のとおり体制の整備に努める。

ア　市及び防災関係機関等と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、自治会・町内会、自主防災組織等地域住民との協調体制の確立に努める。

イ　施設・設備の安全性の確保を図るとともに、市、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ　生活必需物資及び常備薬等の確保に留意するものとする。

エ　施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるため、防災教育の実施、施設の周辺環境や建築構造及び入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

２　指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

また、市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、必要な情報が確実に伝達できるよう体制の整備を図る。

３　避難者の健康管理

市は、避難者または在宅避難者等の健康状態を確認・把握するため、保健師による、指定避難所等の巡回健康相談等を実施する。

４　女性の視点から捉えた避難者対策

女性は、災害時に被害を受けやすい、不便な生活環境のもとでの家事や育児等の家庭的責任に対する負担が女性に集中する、支援する側に女性の担当者が少ない等の問題が明らかになっており、女性に配慮した支援が必要である。避難所生活が長期になる場合の女性の避難者対策として下記の対策を実施する。

（１）指定避難所へ女性職員（相談員）を配置し、相談窓口を設置する。
（２）指定避難所内に授乳室や更衣室の設置、女性専用の物干し場の設置、男女別トイレの配置等、女性のプライバシーに配慮した専用スペースを確保する。
（３）生理用品や女性用下着等については女性による配布を行う。
（４）巡回警備や防犯ブザーの配布等により、指定避難所における安全性を確保する。
（５）女性消防団員の拡充に努め、女性避難者への支援を行う。

５　避難所運営マニュアルの周知

市は、避難所運営における地域防災計画を補完するものとして避難所運営マニュアルを作成しており、これを各指定避難所に備え付ける等、周知徹底に努める。

６　指定避難所における飼養動物対策

市は、飼い主の責任である災害発生時の飼養動物との同行避難や指定避難所での飼養について、平常時より準備に努めるよう、その啓発に努める。

７　広域一時滞在のための体制整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、遠方の市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、広域一時滞在に際し、被災者の所在地等の情報について、市と避難先の市町村で共有する仕組みを構築するよう努める。

第５　関係機関の実施範囲

１　文教関係

市教育委員会は、学校ごとに、建物の建設年度、構造及び規模、児童・生徒数、周辺環境、季節・災害発生予測時刻等を想定した避難計画を作成し、避難経路、避難する場所、避難開始基準等を設定する。

また、文教施設との情報伝達手段の整備を促進するとともに、各施設相互間における教職員の連絡体制の整備を図る。

２　医療関係

医療機関は、入院患者及び外来患者の避難及び避難誘導、並びに他の安全な施設への入院患者の移送について防災計画等に定める。

３　福祉関係

福祉施設の管理者は、福祉関係施設における入所者への避難情報の伝達手段・方法、職員の任務分担、避難誘導、他施設への移送、並びに介護等について防災計画等に定める。

４　交通機関関係

交通拠点に避難している帰宅困難者に対しては、交通事業者による広報等が重要となることから､交通事業者は､行政やマスコミ等との情報伝達をスムーズに行えるようにするほか、複数の通信手段を使用できるよう合同で訓練を行う等、関係機関相互間における連絡手段や協力体制を確保し、情報の共有を図る。

また、公共交通機関の運行管理者及び駅・空港等の施設の管理者は、帰宅困難者へ提供する防寒用品及び飲料水等の備蓄や、帰宅困難者への対応方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第６　応急仮設住宅・公営住宅供給計画

市は、大規模災害発生時における市民の長期避難を想定し、平常時において、以下のとおり応急仮設住宅の建築等に関する連絡体制等を整備する。

１　応急仮設住宅の建設可能用地及び建築棟数
２　建設に必要な資機材の調達先・供給体制
３　入居の選考基準・手続き等
４　借り上げ可能な民間賃貸住宅の空き家の把握
５　公営住宅の空き家の把握

第６節　防災拠点等の整備

【実施機関：総務部、二ツ井地域局】

第１　基本方針

災害から市民の生命や財産を守るためには、災害応急対策を円滑に行うための防災拠点や救援物資の集積拠点、備蓄倉庫等、地域の防災拠点となる施設等の整備が重要である。

そのため、市は、「道の駅ふたつい」を広域避難地（広域応援隊の進入拠点）として位置づけるとともに、地域の防災拠点となる施設等の整備を計画的に推進していく。

第２　防災拠点代替施設の指定

市は、災害発生時の防災拠点となる市役所本庁舎が被災し、使用が困難となった場合に備え、二ツ井町庁舎を市役所本庁舎の代替施設として指定する。

第３　県による広域防災拠点の指定等

大規模な災害が発生した場合は、県外からの広域応援部隊や救援物資等を被害の少ない地域に集結・集積させたうえで、被災地に展開・搬送する等、広域応援活動を円滑に行う必要がある。そのため、県は、県北・中央・県南の各地域に、広域応援活動の拠点となる施設（広域防災拠点）を指定しており、大規模災害発生時にこれらの施設の中から災害の規模や被災地域等の状況に応じて、実際に開設する施設を選定することとなる。

広域防災拠点の機能と、本市を含む大館北秋地域の広域防災拠点は、以下のとおりである。なお、市内には、県が指定する広域防災拠点はない。

広域防災拠点の機能

名　　称	機　　能
集結場所・ベースキャンプ	県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所または活動拠点となるベースキャンプ
一次物資集積拠点	救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、市町村等に輸送する施設
広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）	重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月修正」）

大館北秋地域の広域防災拠点

地域	施設の名称	所在地	機　　能	ﾍﾘﾎﾟｰﾄの有無
大館北秋地域	長根山運動公園	大館市字東台地内	集結場所・ベースキャンプ	有
	長木川河川緑地	大館市片山字中道ほか	集結場所・ベースキャンプ	有
	北欧の杜公園	北秋田市上杉字中山沢128	集結場所・ベースキャンプ	
	大館樹海ドーム	大館市上代野字稲荷台1-1	一次物資集積拠点	有
	大館能代空港	北秋田市脇神字枭台21-144	広域搬送拠点臨時医療施設	有

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月修正」）

第４　地域防災拠点等の整備

市は、地域における災害環境を把握のうえ、防災上重要な施設について、計画的な診断、防災点検等を実施し、その結果をもとに防災上必要な補修、改修その他の必要な対策を講ずる。

１　地域防災拠点施設の整備

市は、地域防災拠点施設として、市役所本庁舎及び二ツ井町庁舎を指定する。

市役所本庁舎は、免震構造の新庁舎の建設が予定されており、水害対策として、発電設備や電算室、市災害対策本部等の重要緒室は３階以上に配置するように計画している。

また、二ツ井町庁舎は、二ツ井地区における災害応急・復旧対策を講ずるための市の現場活動拠点となることから、計画的な診断、防災点検等をもとに防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、災害時の情報の収集・提供のための通信・広報機能、設備等の積極的な整備に努める。

また、現在、施設の移転を検討している「道の駅ふたつい」について地域防災拠点施設として整備することとし、非常用発電設備、防災倉庫等の設置を検討する。

２　備蓄倉庫の整備

市は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄倉庫及び備蓄拠点の整備について、計画的な推進を図る。

また、物資等の確保のため、新たな備蓄倉庫の建設を検討するとともに、保管場所については、被災者の避難生活も考慮し、指定避難所等に指定されている学校、公民館等のスペースを活用し、分散備蓄に努める。

３　ベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから市に展開する場合のほか、市内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、市は、広域応援部隊のベースキャンプとなる施設を以下のとおり指定し、必要に応じて整備を推進する。

市内における広域応援部隊のベースキャンプ候補地

施設の名称	所在地
道の駅ふたつい	能代市二ツ井町小繋字中島109-10

４　二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、または県に要請した救援物資は、各指定避難所に直接輸送されるほか、市内の指定避難所を多数開設した場合は、市においても、救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、指定避難所等に輸送する施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、市は、二次物資集積拠点となる施設を、以下のとおり指定し、必要に応じて整備を推進する。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、市は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

二次物資集積拠点の候補地

施設の名称	所在地
道の駅ふたつい	能代市二ツ井町小繋字中島109-10

第７節　備蓄体制の整備

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部】

第１　基本方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、市及び防災関係機関、市民や自主防災組織、事業所等は、食料や生活必需品等の必要な物資を備蓄する必要がある。

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資を備蓄するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して必要な物資等を円滑に供給できるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

第２　現況

市は、災害時に必要な食料や生活必需品について、市民プール前備蓄倉庫、旧渟城第二小学校、東雲中学校、二ツ井町総合体育館において備蓄を行っている。

また、能代市商店会連合とは「災害時における物資の供給に関する協定」を、能代食堂組合・能代飲食業組合・能代市旅館ホテル組合・秋田県鮨商生活衛生組合能代支部とは「災害時における食料の供給に関する協定」を締結しており、災害発生時には必要に応じて生活必需物資を要請することができる。

さらに、市内には35箇所の災害応急用協力井戸が存在する。

資料編13－１　能代市の生活必需物資の備蓄一覧表　P78
資料編13－２　生活必需物資調達先一覧表　P79
資料編14－１　食料品調達先一覧表　P82
資料編14－４　災害応急用協力井戸一覧表　P86

第３　計画の前提とする想定地震

１　県の備蓄計画の前提とする想定地震

県の備蓄計画は県と市町村の現実的な災害への備えであることから、その前提を一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震とすることとしている。

・想定地震：北由利断層（M7.3）
　※発生確率は100年以内に6％以下と評価
・発災時期：冬の18時
・避難者数：139,193人（発災から１日後の指定避難所への避難者。避難者数は県内全体数。）

第４　備蓄に関する役割分担

県地域防災計画においては、発災から３日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（県と市町村の共同備蓄や他機関からの支援）の役割分担を、次のとおりとするとしている。

備蓄に関する役割分担

【公助】７／10		【自助・共助】
１／３	２／３	３／10
県と市町村の共同備蓄 約32,000人分 （北由利断層の場合）	流通備蓄等 約65,000人分 （北由利断層の場合）	家庭や地域の備え 約42,000人分 （北由利断層の場合）

（人数は、県内全体の数）

第５　県と市町村との共同備蓄品目と備蓄目標

県が設定する備蓄目標量は、避難想定者数約13万９千人（想定地震：北由利断層、冬の18時に発生）の３日間分とし、その内の７割を公助で、３割を自助・共助で対応することとしている。

また、県と市町村の共同備蓄は、公助の内の３分の１とし、残りの３分の２を他自治体や民間団体との協定等による支援物資等としている。

また、共同備蓄の県と市町村の割合は、県が２分の１を、残りの２分の１を各市町村の人口割負担としている。

次に、県が設定する共同備蓄品目及び市の備蓄目標量を示す。

共同備蓄品目と市が最低限備蓄すべき量

区分	品目	市が最低限備蓄すべき量
食料品等	主食	6,614 食
	主食（お粥等）	1,276 食
	飲料水	7,968 ℓ
	粉ミルク	2,246 g
	ほ乳瓶	6 本
防寒用品	毛布	1,772 枚
	石油ストーブ	18 台
衛生用品	トイレ	12,745 回分
	トイレットペーパー	401 巻
	紙おむつ（大人用）	374 枚
	紙おむつ（子ども用）	268 枚
	生理用品	665 枚
発電・照明機材	自家発電機	9 台
	投光器	18 台
	コードリール	18 台
	燃料タンク	27 台
その他	タオル	1,772 枚
	給水袋	178 個
	医薬品セット	9 個

（資料：「秋田県地域防災計画　資料編　平成26年３月修正」）

市は、備蓄目標量として、この数値を設定する。市は、備蓄目標量を達成するために、備蓄計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を考慮し、指定避難所等に優先的に備蓄庫を整備する。

第６　市民・事業所等の備蓄に関する意識啓発

市は、市民に対し家庭内備蓄の意識啓発を図るとともに、事業所等に備蓄への協力を要請する。

１　市民への家庭内備蓄の指導

市民は、食料、生活必需品、飲料水について３日分相当の家庭内備蓄に努めるものとし、市は広報を実施し、その普及に努める。

２　事業所等への食料・生活必需品、飲料水等の備蓄指導

災害発生時に備え、市内の事業所等における食料・生活必需品、飲料水等の備蓄について協力を要請する。

第７　流通備蓄による調達体制の整備

流通業者や卸売業者からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また、物資の性格上、流通備蓄が望ましい物資等については、積極的に業者と協定を締結する等、その調達体制の充実に努める。

第８　水道水の給水体制の整備

水道事業者の支援体制による供給計画が確立されていることから、市は、給水タンク等被災地域への飲料水搬送に給水に必要な整備を行う。市公営企業管理課においては、水道資機材の整備及び確保と、飲料水の運搬に必要な給水タンク及び運搬車両の整備及び確保に努める。

第９　備蓄倉庫の整備等

１　備蓄倉庫の整備

現在、市の既設公共施設や備蓄倉庫を設置し、食料、生活必需品の備蓄を図っているが、今後も小・中学校の余裕教室等を活用し、生活必需品、防災資機材の備蓄等、計画的な推進を図る。

２　分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、発災時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所である備蓄倉庫以外に、各指定避難所での分散備蓄を行うよう努める。

第10　緊急調達体制の整備

１　調達体制の整備

市は、平常時から、災害時に必要な生活関連物資の調達を行うための具体的な方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境整備と体制づくりを行う。

（１）調達の方法

調達の方法は、おおむね次のとおりとする。

ア　備蓄による調達

発災当日は、食料等の調達が困難なため、既存備蓄庫の備蓄物品を供給する。

イ　民間業者からの調達

民間業者との協定に基づき、必要とする物資について協力を要請し、調達する。

ウ　県からの調達

災害状況により必要と判断される場合は､県で保有する物品等について応援を要請し、調達する。

エ　日本赤十字社秋田県支部からの調達

日本赤十字社秋田県支部に応援を要請し、調達する。

オ　災害時応援協定締結自治体からの調達

応援協定に基づき、必要とする物資について要請し、調達する。

（２）調達の際の留意事項

調達を行う際は、必要な物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。

２　物資の受入体制の整備

市は、調達した食料・生活必需品の受入箇所として、既存公共施設を指定する。

また、市民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接、指定緊急避難場所で受入れるものとする。

さらに、災害時における物資の受入・支給に関して、市民、市職員及びボランティアが協力して作業を行えるよう体制の整備を図る。

３　応援協力体制

市は、他自治体や民間業者等との間に、救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

第８節　通信施設の整備

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要である。

市及び防災関係機関は、災害から通信施設を防護するために、保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図る。

第２　通信施設

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うため、様々な情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

１　現況

市において災害時に情報収集、または情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

（１）能代市防災行政無線施設

防災行政無線（固定系）
親　　局：能代市役所 子　　局：能代地域 113局・二ツ井地域 50局 中　継　局：七折山 簡易中継局：能代市文化会館 遠隔制御局：３局 二ツ井町庁舎 能代山本広域市町村圏組合消防本部 二ツ井消防署

※防災行政無線（固定系）については、平成26年度に能代地区と二ツ井地区の統合及び市内全域への設置が終了する。

（２）秋田県総合防災情報システム

県（災害対策本部室）を統制局に、市本庁舎、山本地域振興局、能代港湾事務所、消防本部等を光ファイバー通信で接続し、バックアップ回線として衛星携帯電話を使用する防災情報システムである。

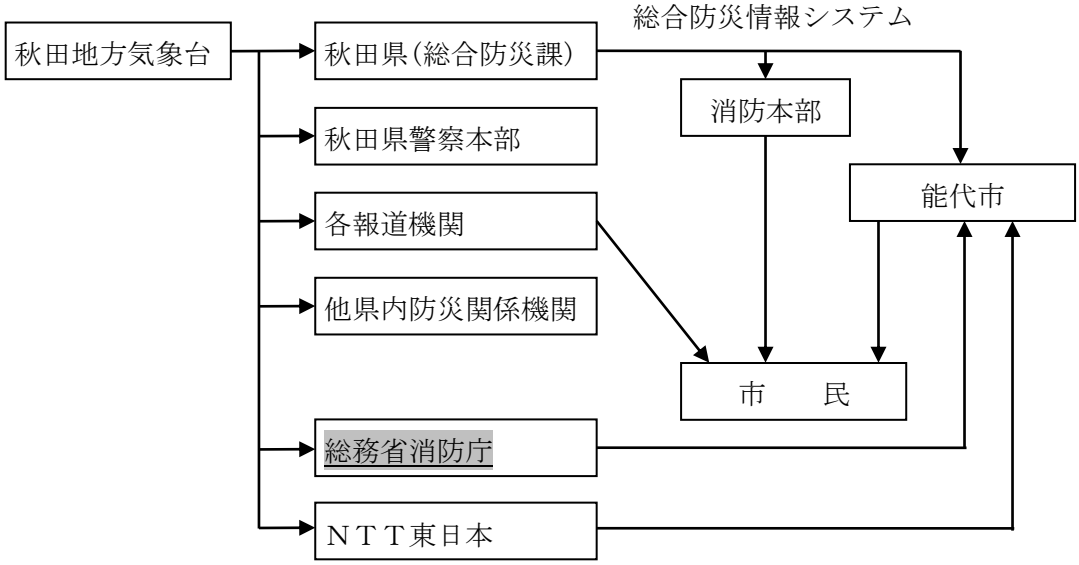

※警報については、ＮＴＴ東日本は気象庁から直接伝達される。

気象予警報等の伝達系統図

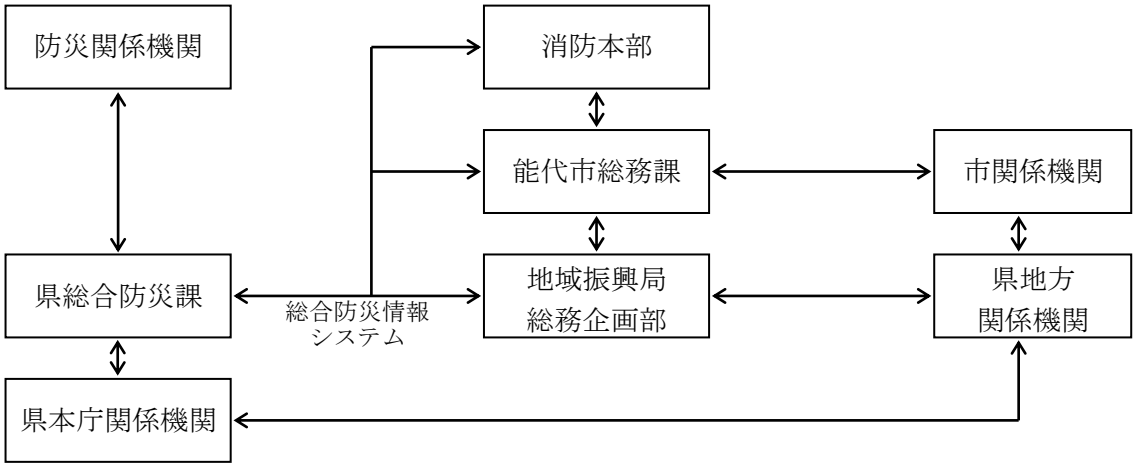

災害に関する情報の連絡系統図

（３）情報集約配信システム

市と県情報企画課をＬＧ－ＷＡＮ回線（総合行政ネットワーク：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク）で接続し、情報の集約と共有を図るシステムである。情報集約配信システムに入力した災害情報は、県内市町村及び県庁各機関の間で共有できるほか、テレビ・ラジオ・新聞、携帯電話事業者、インターネットポータルサイト、ツイッター・フェイスブック等への配信を行なうことができる。

（４）消防・救急無線施設

無線設備については、消防本部及び消防署・消防分署・消防出張所並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は移動局をもって構成し、各種災害に迅速に対処できる体制が整備されている。

２　対策

市は、以下のとおり、災害時の情報伝達に必要な通信施設の整備に努める。

（１）防災行政無線の整備

ア　災害時における各種情報の伝達及び被害状況の把握を確実に行えるよう常に点検を行い、機能の維持に努める。

イ　防災行政無線テレホンサービスや防災情報メール等の普及を図る。

（２）秋田県総合防災情報システム及び情報集約配信システムの活用

平常時から、当該システムを使用することにより、災害時に的確に使用できるよう努める。

（３）消防無線の整備

消防無線には周波数別に、市町村波、救急波、県内共通波、防災波、全国共通波がある。

（※　平成28年６月より下記名称に変更する。
市町村波、救急波⇒活動波　　県内共通波⇒主運用波　　全国共通波⇒統制波）

（４）災害時優先電話等

平常時から関係機関との円滑な調整に努め、特に災害時の優先電話の指定をＮＴＴに要請し、災害時の通信を確保する。

（５）情報通信設備の安全化

情報通信設備の安全化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意するものとする。

ア　バックアップ化

通信の中枢機器や幹線が被災した場合でも通信が確保できるよう、通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努める。

イ　非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

（６）通信機器の使用訓練の実施

災害時に迅速かつ的確に通信機器を使用するため、定期的に使用訓練を実施する。

第３　警察無線施設

１　現況

警察では、独自に整備・維持管理している無線多重回線（マイクロ回線）、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等の多様な回線により、警察本部、警察署、交番・駐在所等を全国的に結んでいる。これらの回線を基盤として、警察電話、移動通信システム等の各種情報通信システムを整備している。

市内の警察の無線設備については、能代警察署、各交番・駐在所及び警察車両に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

また、無線多重回線（マイクロ回線）等２ルート化やＩＰ化を図るほか、回線や各種情報システムの状況を常時監視し、緊急時の応急措置をとる等の維持管理を行うことにより、高

い信頼性・耐災害性を実現している。

２　対策

（１）災害発生時においても通信が途絶することがないように警察通信施設の整備を図る。
（２）災害発生時においても個々の施設の機能を維持するため､停電時における通信の確保のための非常用電源の確保及び警察通信施設の耐災害性の向上に努める。
（３）警察通信施設の定期点検を徹底し、障害の防止に努める。また、障害発生時においても早期に機能を復旧できるよう、平常時から保全用物品の整備を図る。
（４）大規模災害の発生に備え、あらかじめ災害時における運用体制を検討する。また、災害発生を具体的に想定した実践的な通信訓練を定期的に実施する。

第４　その他の通信施設

１　現況

市は、タクシー無線等の協力体制の確立を図っている。

２　対策

市は、民間無線の活用を図るため、タクシー無線、企業の通信施設等と災害時の情報収集の協力体制を図る。また、ラジオの難聴地域の有無を調査し、災害時でも確実に情報伝達できるよう対策を講ずる。

第９節　水害予防

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部】

第１　基本方針

大雨、集中豪雨、融雪により、河川、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合は、市民の生命、身体、財産等に大きな被害をもたらすことが考えられる。

そのため、市は、能代市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。また、市民に対しては、洪水・内水ハザードマップの周知徹底、ホームページによる情報提供等を実施し、円滑・迅速な避難の確保に努める。

第２　河川等水害対策

１　現況

本市には、一級河川の米代川が市域のほぼ中央を東西に流れており、支流として阿仁川、藤琴川、種梅川、比井野川、内川、種梅川、天内川、常盤川、久喜沢川、桧山川、悪土川があるほか、二級河川の竹生川、準用河川として桧山川運河がある。

市は、平成22年２月に、米代川、藤琴川、阿仁川が大雨によって増水し、堤防が破堤した場合を想定した洪水ハザードマップを作成し、全戸に配布するとともに、ホームページにて公表している。また、平成24年３月には、悪土川及び比井野川流域の大雨による内水氾濫を想定した内水ハザードマップを作成し、関係地域の住民に配布するとともに、ホームページにて公表している。

市内の水防倉庫については、米代川で３箇所、常盤川で１箇所設置している。

２　対策

市は、以下のとおり、水害対策を推進する。

（１）現在改修実施中の河川については、早期完成を図るとともに緊急度の高い河川については、早い時期に着工できるよう努める。また、国や県の管理河川については、関係機関に要望し、その早期実現を期する。

（２）河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため、河川巡視員によるパトロール等を実施し、安全管理に努める。

（３）水防倉庫の整備を図り、必要資器材を備蓄する。

（４）短時間に多量の降雨がある場合に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備対策を講ずる。

（５）国土交通省能代河川国道事務所のホームページを活用し、米代川の浸水想定区域の周知を図る。

（６）県と協力し、豪雨・洪水等から地区または集落の孤立を防止するために、次の事項を検討しておく。

ア　孤立予想地区または集落
イ　迂回路
ウ　衛星携帯電話等の通信手段
エ　生活必需品の備蓄
オ　その他必要となる対策

（７）避難行動要支援者の避難支援を安全・確実に実施するため、「避難行動要支援者名簿」の作成に努める。

（８）防災関係機関、自治会・町内会や自主防災組織等の地域コミュニティー団体及び事業所等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。さらに、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制、並びに必要な資機材の見直し等、現実に対応できる避難体制の整備を図る。
（９）台風・豪雨等における雨量及び河川水位等のデータを、関係機関に対して伝達する県の洪水予報システムの活用を図る。
（10）米代川等の浸水想定区域における開発行為等を行う際、事業者等に対し、適切な情報の周知を図る。

３　洪水ハザードマップ等の周知・徹底

市は、洪水や内水による浸水被害から市民を避難させるための基準となる洪水ハザードマップや内水ハザードマップの周知徹底に努める。

市が作成している洪水・内水ハザードマップは、以下のとおりである。
（１）洪水ハザードマップ（能代市洪水避難地図）：米代川、藤琴川、阿仁川
（２）能代市内水ハザードマップ（悪土川流域）
（３）能代市内水ハザードマップ（比井野川流域）

４　浸水想定区域における警戒避難体制の整備

（１）避難情報の発表基準

市は、洪水ハザードマップに基づく避難準備情報、避難勧告及び避難指示の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準等を定めている。

（２）避難情報の伝達手段

市は、避難情報の伝達手段として、市防災行政無線等の通信施設の整備・高機能化等の推進に努める。

（３）指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

市は、想定される洪水の被災を受けない道路や、指定緊急避難場所及び指定避難所（民間の宿泊施設を含む）を定め、これらを洪水ハザードマップに掲載する。

また、住民説明会の実施、広報紙への掲載、さらに統一的な図記号等を利用した、わかりやすい誘導標識や案内板等を設置し、市民に対する周知徹底を図る。

（４）避難所運営マニュアルの作成

市は、指定避難所の迅速な開設、並びに円滑な運営に必要な避難所運営マニュアルを定める。また、マニュアルに基づく住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を定期的に行い、この結果を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修、並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備に努める。

（５）浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の水害対策

「資料編○○　米代川の浸水想定区域内に所在する要配慮者施設一覧表」（P○○）に、浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設（以下、「浸水想定区域内の要配慮者利用施設」という。）の名称及び所在地を示す。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、洪水時を想定した避難誘導等の訓練の実施、各種災害対策計画の策定、自衛防災組織の設置等に努めなければなら

ない。

（６）浸水想定区域内の大規模工場等の水害対策

浸水想定区域内にあって本計画に定める大規模工場等の所有者または管理者は、浸水防止活動等の訓練の実施、浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置等に努めなければならない。

５　集中豪雨等による内水被害（都市型水害対策）

（１）雨水の排水対策のため、側溝・雨水路や管きょの整備を促進する。
（２）必要に応じて、小規模河川の排水ポンプの整備を推進する。
（３）能代市内水ハザードマップ（悪土川流域・比井野川流域）の周知に努める。
（４）能代市内水ハザードマップ学習面や防災訓練等を通じて、市民に対して大雨に対する事前の備えや簡易水防工法等を周知する。

第３　ため池対策

１　現況

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、また、最近の農村は高齢化が進み、更には兼業農家が増加して管理体制が弱体化し、危険となったものもある。災害により、これらのため池が決壊した場合は、大きな被害をもたらすおそれがある。

２　対策

（１）農業用ため池施設の管理者は、老朽化したため池については、県営または団体営による「ため池等整備事業」を実施して、補強改修に努める。
（２）県及び市は、異常気象時のため池の決壊を想定したため池ハザードマップを作成するとともに、ため池施設管理者等の関係機関相互における情報伝達体制の構築に努める。また、市は防災行政無線等の情報連絡システムの整備に努める。
（３）農業用ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行うとともに、気象情報等に留意し、特に災害の発生するおそれがある場合は、直ちに施設の点検を実施し、決壊等の防止に努める。

第10節　海岸保全、港湾施設等の災害予防

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

本市の海岸及び港湾・漁港施設は、高波、高潮等のほか、特に冬期風浪により、海岸の浸食等の大きな被害を受けている。

そのため、市は、国及び県による護岸、消波堤、防潮施設等の整備を促進して、海岸を保全するとともに、港湾、漁港施設の災害予防に努める。

第２　海岸保全

１　現況

本市の海岸の総延長は15.8㎞で、砂浜海岸となっている。この砂浜海岸では、冬期風浪等により年々浸食されることから、昭和31年の海岸法制定により本格的に対策工事に着工し、逐次海岸保全施設整備を促進中である。また、海岸利用者の安全確保のため、落合海岸、能代港（大森地区）に防災行政無線を整備している。

２　対策

県では、海岸保全施設を整備し、津波等から海岸及び背後地を防護するとともに、巡視員によるパトロール等を実施し、施設の保全に努めている。

第３　港湾施設

１　現況

能代港は、昭和49年８月に開港し、昭和56年５月にエネルギー政策の一環として、能代火力の発電所の立地が決定され、重要港湾に指定された。その後、港湾整備は順調に進められ、県北部の物流、産業を支える基盤として重要な役割を担ってきた。また、平成18年12月には、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定され、リサイクル関連貨物を取り扱う静脈物流の拠点港としての役割も担っている。

こうしたなかで、港湾区域は、市街地に近接した親水空間であり、地域住民等が港に親しむための空間の形成や、海洋レクリエーション等の役割も求められており、緑地も含めた港湾環境の早期整備が進められている。

能代港の整備概況は、以下のとおりである。

能代港の整備概況

区　分	名　称	所在地	備　考
重要港	能代港	能代市	石炭火力発電所が立地

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月修正」）

２　対策

（１）港湾整備

ア　県は、船舶の大型化、高速化に対応するため、大水深の泊地や航路を整備し、船舶航

行の安全を確保する。

イ　県は、円滑な港湾活動や港内の安全を図るため、防波堤等の外かく施設の整備促進を図る。

（２）避難対策施設等

県は、港湾内に、緑地等から構成される多目的に利用可能なオープンスペースを確保し、被災した市民の避難する場所、生活緊急物資保管用地、応急復旧資機材用地とする。

（３）施設の安全管理の内容

ア　港湾内には、石油等の危険物の貯蔵・輸送施設等が設置されており、災害時には大規模な二次災害を誘発する危険性があることから、県は、各種計画等に基づきオイルフェンスや油処理剤等の資機材を整備している。

イ　県は、災害発生後の応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第４　漁港及び船舶係留施設

１　現況

市内には指定された漁港はないが、秋田県北部漁業協同組合能代支所、能代市浅内漁業協同組合が存在しており、能代港湾内に漁船船舶係留施設が設置されている。

２　対策

市は、漁港及び船舶係留施設の関係者に対して、災害時における船舶の被害を防止するため、十分注意を図るよう指導する。

第11節　火災の防止

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部】

第１　基本方針

火災は最も身近な災害であり、本市においても毎年火災が発生している。火災は、いったん発生すると財産を失い尊い人命を奪う可能性があるとともに、強風や乾燥等の気象条件下によっては、火災旋風の発生が予測され、地域全体の消失と多くの死傷者の発生が想定される。本市でも、昭和24年には「第一次能代大火」、昭和31年には「第二次能代大火」と呼ばれる大規模な火災により、甚大な被害が発生している。

このため、市及び消防機関等は、火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、消防力の強化及び充実に努めるとともに、防火思想の普及及び予防査察の実施等、必要な予防対策を推進する。

第２　一般火災

１　現況

消防機関は、市及び県と一体となって、消防力の充実強化と火災予防組合等の組織強化及び市民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

２　対策

市及び消防機関は、市及び県と連携して、次の対策を推進する。

（１）消防力の強化

ア　消防団員と職員の充実確保を図る。
イ　消防施設、機械器具等の整備に努める。
ウ　消防水利の整備を推進し、火災危険度の高い地域に重点的に整備を図る。
エ　消防水利確保のため、上水道消火栓の整備を行う。
オ　老朽化した防火水槽の改修及び解体を行う。
カ　耐震性貯水槽の整備を推進する。

（２）火災警報等の発令

市長は、知事から消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、気象状況が火災予防上危険であると認める場合は、遅滞なく火災警報等を発令する。

火災警報等の発表基準等の詳細については、第３章第５節の「第７　火災警報」に示す。

（３）予防査察

消防長または消防署長は、必要に応じて防火対象物への立入等、予防査察を実施する。

（４）防火管理者制度の徹底指導

学校、病院、工場、旅館、興業場、文化財等特殊建築物における防火管理者制度及び業務の徹底について指導する。

（５）火災予防条例等の普及徹底

市民に対し、火災予防条例等火災予防に関する規則の普及の徹底や、住宅用火災警報器の設置促進を図る。

（６）自主防災組織等の火災予防体制の充実強化

ア　自主防災組織に対し、初期消火器具等の設置を促進する。

イ　一般家庭に対し、消火器具等の設置について指導する。

第３　林野火災

１　現況

林野は、古くから木材その他の林産物の供給、大雨等の災害からの土地の保全、自然景観、健康保養の場として、市民生活への貢献度は大きい。

市は、市域の約40％を占める林野を火災から守るため、国、県及び防災関係機関と協力して消火資器材の整備等林野火災の未然防止に努めている。

２　対策

林野火災は、その発生原因の大部分が主として、たき火、たばこ等人為的失火によるものであるため、国、県、市及び防災関係機関が協力して、次の施策を推進する。

（１）広報活動の充実

林野火災の発生するおそれのある時期に、重点的に広報活動を行い、林野火災予防思想の普及徹底を図る。

ア　林野火災予防運動の実施　４月１日～５月31日

イ　ポスター、標示板等の設置

ウ　学校教育を通じての林野火災予防思想の普及

エ　報道機関を通じての啓発活動

（２）林野火災予防施設の整備

林野火災の発生を未然に防止するため、火気取扱い場所を整備するとともに、火災の早期発見及び火気取扱いを監視するための施設を整備する。

ア　喫煙のできる休憩所等の設置

イ　消防車両の通行可能な林道の整備

ウ　防火線として活用できる歩道の整備

（３）巡視員の配置

入林者に対する火気取扱いの指導、火気の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るため、巡視員を配置して警戒する。

（４）火入れに対する許可

火入れを行う場合は、森林法に基づき許可を受けさせるとともに、許可条件を遵守させる。また、ゴミの焼却、たき火等火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

（５）消防資機材の整備

林野火災に対する消防力を維持強化するため、消火資器材の近代化と備蓄に努める。

（６）空中消火体制の整備

「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」及び「秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則」により対処する。

（７）広域応援消防体制の整備

近隣市町村との相互応援協定等を締結し、広域応援消防体制を整備する。

（８）訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年一回以上訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

第12節　危険物施設等の安全確保

【実施機関：消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

危険物施設等による災害の発生は、有害物の漏洩等により環境にも大きな影響を与え、被害が拡大する可能性がある。

そのため、消防本部、防災関係機関及び関係事業所は、安全規則の遵守等の適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立・強化に努め、危険物施設等の安全確保を図る。

また、市は、消防本部及び防災関係機関と密接な連携を保ち、災害の発生及び被害の拡大防止に努める。

第２　危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）

１　現況

市内にある消防法別表等に該当する危険物（石油類等発火性、引火性のある物品等）の製造所等施設の状況は、「資料編〇〇　危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）」（P〇〇）に示すとおりである。

２　対策

（１）施設及び設備の維持管理

ア　施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能を含め、安全性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ　監督関係機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や整備の改善と運搬等の保安について指導する。

（２）資機材の整備

ア　消防機関は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力を向上させる。

イ　施設の管理者は、消火設備及び消火剤等を備蓄するとともに、連絡通報のための資機材の整備を促進する。

（３）教育訓練の実施

ア　消防機関は、施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識、技能の向上を図る。

イ　施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、災害時における対処能力を向上させる。

（４）自衛消防組織の強化

施設の管理者は、自衛消防組織の充実を図るとともに、相互応援の体制を整備する。

第３　火薬類

１　現況

施設の状況は、「資料編○○　火薬類」（P○○）に示す。

２　対策

（１）施設及び設備の維持管理

ア　施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性を含めた安全性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ　監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して施設及び設備の改善について指導する。

（２）資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

（３）教育訓練の実施

ア　保安講習会及び技術講習会を実施して、管理、保安に関する知識、技能の向上を図る。

イ　訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

（４）自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第４　高圧ガス

１　現況

市内における高圧ガスの製造所等の主な取扱いは酸素、水素等である。これらの取扱施設では、十分な保安措置が実施されている。施設数等は、「資料編○○　高圧ガス」（P○○）に示す。

２　対策

高圧ガスの取扱事業者は、以下の対策を推進する。

（１）施設及び整備の維持管理

ア　施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性を含めた安全性の向上に努めるとともに、定期的に点検して常に最良の状態に維持する。

イ　関係検査機関は、定期的に保安調査を実施するとともに随時立入検査を実施して施設及び設備の改善について指導する。

（２）資機材の整備

火災の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

（３）教育訓練の実施

ア　地区別、業務別の保安検査等を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

イ　施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能を向上させる。

ウ　訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力を向上させる。

（４）自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第５　都市ガス

１　現況

本市の場合の都市ガスは、のしろエネルギーサービスが3,183軒へ供給している。

２　対策

のしろエネルギーサービスは、以下の対策を推進する。

（１）施設の維持管理

ガス事業法に基づく保安規程に従ってガス工作物の点検等を行い、所要の機能を維持するとともに、材質、構造等においても耐震性を含めた安全性の強化を推進する。

（２）資機材等の整備

災害の発生及び災害応急復旧のため、工事指定店間の人員及び資機材整備の協力体制を確立する。

（３）安全確保

ガス流量の異常時にガスを遮断する装置（マイコンメーター）の普及を図る。

（４）教育訓練の実施

ア　訓練の実施を通じて、通信連絡、要員の動員及び施設の応急復旧等災害発生時の災害応急活動の迅速確実な体制の確立を図る。

イ　ガスによる二次災害を防止するため、平素からガス需要者に対し、ガス漏れ発生時における処置等について周知徹底する。

（５）災害対策体制の強化

移動無線通信体制及び防災組織を整備する。

第６　ＬＰガス

１　現況

市内のＬＰガス関係施設は、「資料編○○　ＬＰガス」（P○○）に示すとおりである。

２　対策

ＬＰガスの取扱事業者は、以下の対策を推進する。

（１）施設及び設備の維持管理

ア　施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能を含め、安全性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して最良の状態に維持する。

イ　監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び整備の改善について指導する。

（２）資機材の整備

災害の発生及び拡大の防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。

（３）教育訓練の実施

ア　地区別、業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識、技能の向上を図る。

イ　訓練の実施を通じて、災害発生時における対処能力の向上を図る。

（４）自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

第７　毒物・劇物

１　現況

市内の毒物・劇物関係施設は、「資料編○○　毒物・劇物」（P○○）に示すとおりである。

２　対策

（１）施設及び設備の維持管理

ア　施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能を含め、安全性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態に維持する。

イ　監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。

（２）防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、災害発生時における、連絡通報、応急対策が適切にできるよう防災体制を確立する。

第13節　建築物等の災害予防

【実施機関：各部局、消防機関、山本地域振興局建設部】

第１　基本方針

災害により建築物等へ被害が発生した場合、そこに住んでいる人や利用している人にも人的被害が生じる可能性がある。また、延焼や倒壊等により、その周辺や沿道の建築物に被害が生じた場合は、道路交通への影響も懸念される。

そのため、市は、風水害、大火災等による建造物の損害を予防するための対策について、都市計画等と合わせて建築物の耐火、不燃化を促進するとともに、災害危険区域の指定による建築物等の移転及び規制により、建築物等の防災化を図る。

第２　特殊建築物

１　特殊建築物の範囲

特殊建築物は、学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他、これらに類する用途に供する建築物をいう。

２　現況

市内には、市立小・中学校19校の以外にも、多数の特殊建築物がある。

３　特殊建築物の予防対策

（１）特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく建築物を指定し、保安状況の定期調査報告を求め、安全な維持管理に努める。

（２）学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建築物については、必要な消防用設備の整備、防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

（３）山本地域振興局建設部は、建築基準法に基づき、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止等の必要な措置を行い、建築物及び人的被害の防止を図る。

（４）年２回の「建築物防災週間」を中心とした防災査察を実施する。

（５）定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に努める。

第３　公共施設等

１　現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動等の拠点となるものであり、施設の点検、耐火・不燃性等安全の確保に努めている。

２　対策

市が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が点検、整備に努める。

また、市は、「公営施設等総合管理計画」を策定し、市の所管する公共施設等の総合的か

つ計画的な管理を推進する。

第４　一般の建築物

１　現況

市街地の大火災を防止するため、市は、都市計画法及び建築基準法等により、防火地域、準防火地域等を指定し、市内商業地域並びに近隣商業地域を中心とし、耐火、準耐火、防火構造等の指導に努めている。

また、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止し、市民及び地域の安全・安心の確保並びに生活環境の保全を図ることを目的として、市は、「能代市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成26年４月１日から施行している。

２　対策

市及び消防機関は、以下の対策を推進する。

（１）建築関係法令の普及徹底を図る。特に市街地における耐火、不燃化を推進し、建築物の災害を予防する。

（２）防災診断及び各種融資制度の周知によって、防災改修の促進に努める。

（３）積雪期における建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪による事故防止のため、降雪前の建築物の点検、適時の雪おろし指導等を実施する。

（４）防火地域及び準防火地域を中心として、耐火・簡易耐火・防火構造等への建築物の建替の促進を図る。

（５）密集住宅地等における防災機能の向上を推進する。

（６）市民に対し、「能代市空き家等の適正管理に関する条例」を周知し、空き家の適正な管理を推進する。

第14節　土砂災害の防止

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部、米代西部森林管理署、山本地域振興局建設部】

第１　基本方針

土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。

このため、市は、地すべり、崖崩れ、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図る。

また、県に対しては、土砂災害警戒区域ならびに土砂災害特別警戒区域の指定促進を要望していく。

第２　土砂災害危険箇所

人家や公共施設に被害の及ぼすおそれのある土砂災害危険箇所は、市内に317箇所あり、ホームページやハザードマップで公表している。

市民の適切な避難行動につながるよう、市は県と連携し、自治会・町内会や集落単位での「危険箇所マップ」の作成や、市民への説明、避難訓練の実施、看板の設置促進等、危険箇所の周知を進める。

第３　地すべり

１　現況

地すべりとは、土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象、またはこれに伴って移動する自然現象である。

当市の地すべり危険箇所は下表のとおりであり、２箇所が地すべり防止区域に指定されている。また、地すべりの発生するおそれのある地域については、状況の把握に努めている。

（「資料編○○　地すべり危険箇所」（P○○）参照）

本市の地すべり危険地区・地すべり危険箇所、地すべり防止区域の指定状況

種　別	所　管	箇所数	指　定　年　月
地すべり危険地区	東北森林管理局	2	平成25年３月現在
地すべり危険地区	県農林水産部	18	平成25年４月現在
地すべり危険箇所	県農林水産部	3	平成26年１月現在
地すべり危険箇所	県建設部	8	平成25年３月現在
地すべり防止区域	県建設部	2	平成25年３月現在

２　対策

（１）現在、地すべり危険地区等として指定されている箇所及び指定申請箇所については、防止工事の早期着工を図るため、系統的な調査を行って危険箇所の把握に努め、県による対策事業の実施を促進する。

（２）土地所有者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次の行為を行わないように指導する。

ア　水を放流し、または停滞させる行為、その他水の浸水を助長する行為
イ　ため池、用排水路その他崩壊防止施設、及び工作物の設置または改造
ウ　のり切、切土、堀さくまたは盛土
エ　立木竹の伐採
オ　土石の採取または集積
カ　その他災害を助長し、誘発する行為

第４　急傾斜地

１　現況

急傾斜地の高さが５ｍ以上かつ、地表面が水平面に対して30度以上であり、人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所と呼ばれ、想定される被害の内容によって、以下のとおりランクⅠとランクⅡに区分される。

当市の急傾斜地崩壊危険箇所は、ランクⅠが69箇所、ランクⅡが101箇所指定されている（平成25年３月現在）。（「資料編○○　急傾斜地崩壊危険箇所」（P○○）参照）

急傾斜地崩壊危険箇所の区分と内容

区　　分	内　　容
急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	被害想定区域内で人家が５戸以上（５戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者施設のある場合を含む。）ある箇所
急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）	被害想定区域内で人家が１～４戸以上、以下、急傾斜地危険箇所（Ⅰ）の考え方と同様

また、崖崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から市民の生命を保護するため、崖崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」第３条第１項の規定により、県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定している。

急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定基準の概要は、次のとおりである。

（１）傾斜度が30度以上であること
（２）崖の高さが５ｍ以上で、対象人家が５戸以上（５戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等を含む）あること
（３）崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生ずるおそれがあるもの、及びそれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、また誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること

本市では、26の区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。（「資料編○○　急傾斜地崩壊危険区域」（P○○）参照）

２　対策

（１）現在工事中の箇所については、早期完成を図るとともに、危険度の高い区域から順次対策事業が実施できるように努める。
（２）災害危険区域、がけ地付近にすでに建築されている危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業に関する条例・規則」及び「能代市災害危険住宅移転事業推進要

綱」に基づき、これらの危険住宅の移転事業を実施する。

第５　土石流

１　現況

土石流とは、山腹が崩壊して生じた土石等、または渓流の土石等が、長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される自然現象である。

当市では、土石流危険渓流地域として68箇所（ランクⅠ：38渓流、ランクⅡ：30渓流（平成25年３月現在）が指定されている。（「資料編○○　土石流危険渓流」（P○○）参照）

土石流危険渓流の区分と内容

区　　分	内　　容
土石流危険渓流（Ⅰ）	保全人家５戸以上、または、保全人家が５戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流
土石流危険渓流（Ⅱ）	保全人家戸数が１～４戸以上、５戸未満の場所に流入する渓流

２　対策

（１）市は、県と連携して、大雨等によって発生する土石流対策について、次のとおり推進する。

ア　土石流危険渓流の砂防指定地の指定及び砂防工事を促進する。

イ　土石流及び危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。

（２）農地・農業用施設等の管理者は、市及び県と連携して、農地・農業用施設に係る土石流対策について、次により推進する。

ア　圃場に土砂及び濁水が流入した場合は、試験研究機関等が主体となって速やかに成分や科学性の調査・分析を行う。

イ　圃場に土砂が堆積した場合は、極力除去する。

ウ　圃場に土砂が流入するおそれがある場合は、水口付近に沈砂区間を設ける等により、圃場全体への流入防止を図る。

エ　土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合は、濁水を取水しないように管理の徹底を図る。

オ　揚水機や水門等の取水施設の保守・点検等を行うとともに、状況に応じて監視体制を強化する。

３　緊急調査

深層崩壊や河道閉塞等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。国土交通省または県は、この緊急調査の結果に基づき、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、関係市町村の長に通知する。

市域で緊急調査が行われた場合、市は、国土交通省または県から通知された土砂災害緊急情報について、市民に周知する。

第６　山地

１　現況

秋田県では、急峻な地形と脆弱な地質のため、融雪・大雨等による山地崩壊が発生している。

崩壊した土砂は、土石流となって下流に被害を与えるおそれがあり、それを予防するため、県は、保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

市の山腹崩壊危険地区は99地区、崩壊土砂流出危険地区は201地区である。（「資料編○○山地」（P○○）参照）

２　対策

県では、大雨等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まり等に対応するため、平成25年４月から平成35年３月を計画期間とする米代川計画区の地域森林計画を策定しており、これを基にした治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進する。

（１）災害に強い安全な地域づくり

ア　豪雨等多様な自然現象に起因する山地災害に応じた予防対策を推進する。

イ　人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について、警戒避難に資する対策を含め、重点的な治山事業を実施する。

ウ　治山事業施工地等の適切な維持管理を推進する。

（２）水源地域の機能強化

ア　水資源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保全施設の一体的な整備について、計画的かつ効果的に推進する。

イ　ダム等の資源地域の森林の林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策を推進する。

ウ　森林と渓流・湧水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、渓畔林の造成等を積極的に実施する。

第７　雪崩

１　現況

市の雪崩危険箇所は71箇所（東北森林管理局所管のなだれ危険箇所３箇所、県河川砂防課所管68箇所）、雪崩危険地区は11地区である。天気の状況や積雪の具合等によって、雪崩の発生する可能性が変化するため、このような場所は、雪崩による住家の破壊、道路の途絶等において、過去に被害がなくとも警戒を必要とする。（「資料編○○　雪崩危険箇所」（P○○）参照）

２　対策

（１）市は、雪崩危険箇所については、所管毎に雪崩防止のための対策事業を計画的に促進する。

（２）市は、雪崩危険箇所には雪崩予防柵、雪崩防護工の施工を促進する。

（３）関係機関は、雪崩危険箇所について適時パトロールを実施し、雪崩防止に努める。

（４）関係機関は、雪崩危険箇所を一般に周知させるため、標識を整備して、危険区域の立入り通行制限し、防雪柵を設けて被害の防止に努める。

第８　土砂災害警戒区域等

１　現況

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年５月８日法律第57号）」に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策を推進することが求められている。ここでいう「土砂災害」は、急傾斜地の崩壊、土石流または地すべりを発生原因とするものである。

市内では、平成26年３月現在、土砂災害警戒区域として土石流18箇所、急傾斜地の崩壊31箇所が指定されている。

２　対策

（１）土砂災害警戒区域等の周知等

市は、県による土砂災害警戒区域等の指定を受けて、土砂災害ハザードマップを作成するほか、住民説明会の開催、広報紙への掲載、ホームページへの掲載等により土砂災害警戒区域等及び土砂災害時の避難等の周知徹底に努める。また、本節第10の２で示すように、警戒・避難体制の整備に努める。

土砂災害警戒区域等については、「資料編○○　土砂災害警戒区域等一覧表」（P○○）に示す。

（２）土砂災害特別警戒区域における住宅等の立地抑制

ア　県は、居室を有する建築物について、土砂災害に対する構造上の安全建築確認を行う。
イ　県は、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査を行う。
ウ　県は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

第９　土砂災害警戒情報

１　目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援することを目的とする。また、市民の自主避難の判断等にも利用できるような内容とする。

２　基本的な考え方

土砂災害警戒情報とは、市町村や市民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災対法に基づき大雨警報に伴って都道府県が市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」及び気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説を１つに統合した情報として、秋田県と秋田地方気象台が共同して作成・発表する情報である。

３　土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を

反映したものではない。

従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、雪崩災害等については発表対象とするものではないことに留意する。

そのため、市長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流・斜面の状況や気象状況、気象台ホットラインによる今後の気象推移情報、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて、総合的に判断する必要がある。

４　発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の軽減に資することを目的として、気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災対法により秋田県（建設部河川砂防課）と秋田地方気象台が共同で発表する。

５　土砂災害警戒情報の伝達及び情報の共有

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総務部総合防災課が市、消防及び防災関係機関へ秋田県総合防災情報システムで伝達する。さらに、降雨量、土砂災害危険度情報をインターネット等により、市及び市民に広く提供する。また、前兆現象の通報については市民及び関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

６　土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内すべての市町村を発表対象地域とする。ただし、秋田市と由利本荘市は、各々を二分した地域を発表単位とする。

７　土砂災害警戒情報の発表及び解除基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除基準は、第３章第５節の「第９　土砂災害警戒情報」を参照とする。

８　市の対応、取り組みに関する事項

（１）避難勧告等の基準の設定

土砂災害警戒情報の発表に伴う避難勧告等の基準は、第３章の「第10節　避難対策」を参照とする。

（２）市民の自主避難の指導

市は、土砂災害が発生するおそれのあるとき、または発生したときの市民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の避難行動の参考となる防災情報を市民に提供するよう努める。

住民の避難は、自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うことが重要であるため、市は、自主防災組織等の育成・強化に努める。

第10　警戒・避難体制等の整備

１　土砂災害危険箇所の周知

市民に土砂災害危険箇所を周知するため、各種ハザードマップの配布、土砂災害危険箇所の看板の設置等を行う。

２　警戒・避難に関する情報の提供及び伝達

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に、秋田県建設部河川砂防課は、秋田地方気象台と共同で土砂災害警戒情報の発表を検討する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合、秋田県総務部総合防災課から秋田県総合防災情報システムにより、市町村をはじめ関係機関へ情報伝達する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、消防機関と協力し、防災行政無線による放送、防災情報メール及び緊急即報メールの配信、広報車による広報、自治会・町内会等への電話連絡等で市民に伝達するとともに、降雨の状況や土砂災害の前兆現象の発生等を総合的に勘案し必要があれば避難勧告等を発令する。

また市は、土砂災害警戒区域等の区域内における情報提供及び伝達体制の整備を推進する。

第11　災害危険区域からの住宅移転

１　現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し巨額の費用を要する場合、または工事によっても安全を確保できない場合は、居住者に対して安全な場所への移転等について指導している。

２　対策

（１）災害危険区域の居住者に対し、移転を促進するための、土地の取得・住宅建設、移転費用の一部を補助または融資し、移転を促進する。

（２）移転助成のための制度は、次のとおりである。

ア　防災のための集団移転促進事業

イ　がけ地近接等危険住宅移転事業

ウ　秋田県災害危険住宅移転促進事業

エ　住宅金融支援機構、災害復興住宅融資

第15節　公共施設の災害対策

【実施機関：都市整備部、防災関係機関】

第１　基本方針

上下水道、電力、電信電話、ガス、道路・橋梁、鉄道、社会公共施設等の公共施設は、市民の日常生活や社会経済活動上、非常に重要な役割を担っている。また、これらの施設の被災は、市及び防災関係機関の災害発生時の緊急対策及び応急対策等全般に重大な支障を及ぼすため、早期の応急復旧が求められる。

そのため、市及びこれらの施設管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備・改善に努め、関係機関が連携を図りながら施設災害の防護を図る。

第２　水道施設

１　現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで、広範囲にわたっている。水道に関する構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対し脆弱である。

２　対策

市は、以下のとおり、水道施設に関する災害対策を推進する。

（１）施設（取水、導水、浄水、送水、配水）の防災の強化

ア　水道施設の保守、更新を行い、耐震性の向上を図る。

イ　配水施設については、経年管の取替を進め、管路の耐震性強化を図る。

ウ　水道施設の建設に際しては、自然災害を受け難い地形、地質及び地盤の地区を候補地とし、各施設の設計に当たっては、災害に耐えることができる構造とする。

（２）応急給水体制と資機材の整備

ア　災害により被害を受けた場合、市民が必要とする最小限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

イ　応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

（３）災害時の協力体制の確立

ア　市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱」に基づき、応援を要請する。

イ　「水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱」によっても処理できない場合は、自衛隊に応援を要請する。

ウ　なお、市は、災害時の水道の復旧作業の協力体制を確保するため、能代山本水道管工事業協同組合と大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定を締結している。

第３　下水道施設

１　現況

本市の下水道は、水洗トイレによる生活環境の改善、降雨時の浸水防止、河川等の公共用

水域の水質保全等において市民の日常生活に欠くことのできない施設であり、快適で衛生的な都市環境を創造するためには必要不可欠な施設である。また、ポンプ場及び処理場の根幹的施設は耐火、耐震、耐食等の対処がなされているが、管路は地震に対して脆弱である。また、下水道区域以外の地域では合併処理浄化槽による整備を推進しているが、地震に対しては脆弱である。

２　対策

市は、以下のとおり、下水道施設に関する災害対策を推進する。

（１）管渠

ア　地質が軟弱または不均一な場所に埋設されている管渠及び老朽化の著しい管渠を重点に施設の更新または補修を行い、強度及び耐久性の向上を図る。

イ　新たに布設される管渠にあっては、地盤条件を十分検討したうえで基礎等を設けて強度の向上を図り、また軟弱地盤等の場合は管渠の接合部等に可撓性継手等を使用する等の地盤変動に対する耐久力の向上を図る。

（２）ポンプ場、処理場

ア　市は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

イ　ポンプ場及び終末処理場と下水管渠の連結箇所は、破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

ウ　浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、防水扉設置等の耐水化対策を実施する。

（３）合併処理浄化槽

ア　施設の安全性の強化

（ア）過去に発生した災害による被害の実態等を考慮して、設計に当たっては十分安全な構造とする。

（イ）不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤に浄化槽を設置しなければならない場合は、基礎を補強する等の被害防止対策を講ずる。

イ　施設の予防点検

定期的に施設の点検を実施する。

（４）維持管理による機能の確保

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

（５）防災体制の確立

市は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、災害時の業務継続性を高める。

事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に当たっては、「下水道BCP策定マニュアル」に基づいて行う。

第４　電力施設・設備

１　現況

当市で消費する電力のほとんどは、県内の各発電所からの供給によるものである。電力施

設・設備を台風、洪水、雷害等の災害から予防するため、関係機関は、施設・設備の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

２　対策

電力施設・設備にかかわる関係機関は、当地城における電力が安定供給されるよう、次に定める対策を推進する。

なお、この対策は、その業務に係る防災に関する計画と有機的な関連を有する。

（１）設備の強化と保全

ア　発変電施設

（ア）構築物、付属設備及び防護設備を整備する。

（イ）耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐塩対策を強化する。

（ウ）重点系統保護継電装置を強化する。

イ　送電設備

（ア）重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所の早期発見及び早期対策を講ずる。

（イ）支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。

（ウ）電線路附近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。

（エ）各種避雷装置等を増強し、耐雷対策及び耐塩対策を強化する。

ウ　通信設備

（ア）主要通信系統のグループ化に努める。

（イ）移動無線応援体制を強化する。

（ウ）無停電電源及び予備電源を強化する。

（２）電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施（災害発生のおそれがある場合は、その直前に実施）する。

（３）災害復旧体制の確立

ア　情報連絡体制を確保する。

イ　非常体制の発令と復旧要員を確保する。

ウ　復旧資材及び輸送力を確保する。

（４）防災訓練の実施

ア　情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、または総合的に実施する。

イ　各防災機関の実施する訓練に参加する。

第５　電信電話施設

１　東日本電信電話株式会社

（１）現状

各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用等により、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信を確保するため、単一ルートとなっている交換所エリアの２市（３か所）に「孤立防止用衛星通信装置」を設置しているほか、必要により臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。

（２）対策

ア　建物及び局内外設備

施設を災害から防護するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火構造としている。

イ　災害時に備えての通信の確保

（ア）通信の途絶を防止するため、主要伝送路を多重ルート構成とする。

（イ）被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器、及び資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。

（ウ）安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について予備電源を設置する。

ウ　災害時措置計画

災害時等において、通信不通地域の解消、または重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画表を作成する。

エ　災害時の広域応援等

（ア）広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国的規模をも視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器及び資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制等を整備する。

（イ）災害が発生し、または発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援または協力の要請方法等について具体的に定める。

オ　防災訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

２　株式会社ＮＴＴドコモ

（１）現状

ア　電気通信設備等の高信頼化

災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施する。

イ　電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

ウ　災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

（２）対策

ア　災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、または災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

イ　災害対策用資機材等の確保と整備

（ア）災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

（イ）災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及

び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ　災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い、非常事態に備える。

３　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

（１）現状

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項の通信網の整備を行っている。

ア　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成としている。
イ　主要な中継交換機を分散設置している。
ウ　大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築している。
エ　通信ケーブルの地中化を推進している。
オ　主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置している。

（２）対策

ア　災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、または災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

イ　災害対策用資機材等の確保と整備

（ア）災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

（イ）災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

（ウ）災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

４　ＫＤＤＩ株式会社

（１）現状

ア　災害に強い電気通信設備を目指して

大規模災害に備えて、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施している。

イ　災害時の電気通信システム信頼に答えて

災害が発生した場合においても通信を確保するため、車載型基地局、移動電源車、非常用発電機の配備等を実施している。

ウ　災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関

する措置計画を、該当部門が作成し、早期の復旧を図っている。

（２）対策

ア　災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、または災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、機器及び車両等を配備する。また必要に応じて、全国へ支援を依頼し、総合的に早期復旧に努める。

イ　災害対策用資機材等の確保と整備

（ア）災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

（イ）災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ　災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ　防災訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

５　ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

（１）現状

ア　電気通信設備等の高信頼化

災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐雪、耐震、耐火対策を実施する。

イ　電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合に通信を確保するために、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を行う。

ウ　災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

（２）対策

ア　災害対策用機器または車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

イ　災害対策用資機材等の確保と整備

（ア）災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。

（イ）災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、資機材及び物資等の輸

送を円滑に行うため､社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

（ウ）災害対策用資機材の整備点検

災害時対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。

（エ）非常食及び生活用備品等の備蓄

非常事態に備え、食料、飲料水、医療品、被服、生活用備品等を備える。

第６　都市ガス

本章第12節「第５　都市ガス」を参照とする。

第７　道路及び橋梁施設

１　現況

市における国、県、市が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため道路網の整備が急務であると同時に、災害等に対処するため計画的に進められている。

道路の被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下隆起が、高盛土部では地滑り・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想される。

橋梁については、経年及び地盤沈下等による老朽化または耐震強度不足等、落橋防止対策を必要とするものがある。

なお、市内の道路橋梁等の状況は次のとおりである。

道路・橋梁の状況　　(H25.4.1現在)

区　　分	管理区分	道路延長(m)	橋　梁　数	横断歩道橋
国　　道	国	50,925	34	15
国　　道	県	8,379	4	0
県　　道	県	127,573	90	0
市　　道	市	740,209	259	2

（「平成25年版　能代市の統計」より）

２　対策

市及び他の道路管理者は、以下のとおり対策を推進する。

（１）道路の点検整備

ア　豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく危険箇所の継続的点検及び対策施設の整備を、計画的に推進する。

さらに、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領策定、情報連絡体制等の整備、道路モニターの活用等により、安全確保を図る。

イ　道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）

（ア）平成８～９年度に実施

（イ）危険箇所の把握と要対策箇所の抽出

（ウ）防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）

（エ）道路防災総点検の点検項目
落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、土石流、盛土、地吹雪、橋梁基礎の洗掘、擁壁

ウ　道路及び交通状況に関する情報の適切な収集及び把握に努め、これを道路情報提供装置等により道路利用者、関係機関へ連絡する等、情報連絡体制の整備に努める。

エ　防災上重要な路線を構成する道路において、必要に応じて道路の占有の禁止または制限を実施する。また、無電柱化を促進する。

オ　狭隘道路については、拡幅整備等を推進する。

（２）橋梁の点検整備

ア　パトロール等により異常箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施するとともに応急対策を講じ、早急に橋梁の保全を図る。

イ　市道については「能代市橋梁長寿命化修繕計画」に則った補修対策を推進する。

（３）トンネルの整備

道路機能を確保するため、トンネル等の安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

第８　鉄道施設

１　現況

鉄道施設を災害から防護するため、線路諸設備の点検整備を定期的に実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

２　対策

鉄道事業者は、以下の対策を推進する。

（１）橋梁の維持補修に努める。
（２）河川改修とともに橋梁の改良に努める。
（３）法面、土留の維持補修を行う。
（４）落石防止設備を強化する。
（５）空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。
（６）建物等の維持補修に努める。
（７）線路周辺の環境変化に応ずる災害予防を強化する。
（８）台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。
（９）その他、防災上必要な設備の改良に努める。

第９　社会福祉施設等

１　社会福祉施設

（１）現況

市内には、要配慮者が入所または通所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

（２）対策

社会福祉施設の管理者は、以下のとおり対策を推進する。

ア　災害発生に際しては、入所者等へ早期周知を図ることが、被害の拡大を防止するため

有効な方法であるので、職員が迅速かつ冷静に入所者への周知を図れるよう平素から訓練を実施する。

イ　施設の管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等の関係機関と具体的な協議を行い、施設の実態に即した消防計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。

ウ　防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。

エ　地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られるよう平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。

オ　施設管理者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。

２　病院等

（１）現況

市内には、国、厚生連、医療法人等の医療施設があり、傷病者の収容及び治療並びに予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を行っている。

（２）対策

病院等施設設置者または管理者は、以下のとおり対策を推進する。

ア　医療施設の自主点検の実施

災害予防について、管理者が定期的に自主点検を実施する。

イ　避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとにその状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者等、自力避難することが困難な患者についての避難救助体制を確立する。特に、休日・夜間についての避難救助体制についての確立を図るとともに、消防機関への早期通報体制の確立を図る。

ウ　危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、災害発生時における安全管理対策を講ずる。

エ　職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに、定期的な防災訓練を実施する。

オ　ライフラインの確保

施設設置者または管理者は、次の設備等の整備に努めるものとする。

（ア）ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

（イ）水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

（ウ）メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

第16節　風害の予防

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

地球温暖化が原因とされる台風の大型化や、秋田県に上陸または影響する台風被害の増加、フェーン現象による湿度の低下を出火原因とする林野火災の発生、日本海低気圧から延びる寒冷前線の通過による局地的な突風や竜巻により、本市では、人的被害及び住家等建物被害、並びに農作物被害等が発生している。

このような台風等の暴風による被害を防止するため、市及び防災関係機関は、気象情報を的確に把握して、建物の補強等の措置を講じ、風害の予防を図るとともに、市民等に対しては風害の未然防止を図るための啓発活動の推進に努める。

第２　台風等

１　現況

本市における台風被害は、年に数回程度であるが、日本海低気圧による強風及び突風が多く発生し、ときに冷害をもたらす「やませ」風も発生している。

また、本市の沿岸地域は砂浜海岸であり、冬季における北西からの強い季節風による飛砂を防止するため、風の松原を代表とする砂防林が植樹されている。

２　風災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風害の分類

風害の種類	被害の概要
台　　風	秋田県に被害をもたらす台風の多くは、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近、または上陸する台風である。 平成３年９月、日本海沖を通過した台風第19号は、これの典型的な例であり、秋田県の約200キロ沖を通過したにもかかわらず、時速70kmを超える速度と進行方向の東側という条件が重なり、希に見る大きな被害を本市にもたらした。
日本海低気圧	日本海を北上しながら急速に発達する低気圧で、特に春と秋に多く出現し、秋田県に住宅の損壊、停電、船舶の座礁等の被害をもたらす。
竜　　巻	竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。直径は数十～数百メートルで、数キロメートルに渡って移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。秋田県では主に海岸沿いに発生して住家の全壊等の被害をもたらす。市内でも発生し、被害が生じたことがある。

風害の種類	被害の概要
フェーン現象	台風や温帯低気圧の進行位置により、奥羽山脈を越えた東風、または中央アルプス山脈を越えて吹き下ろす南東風等の乾燥した暖かな強風、いわゆる「フェーン現象」は、建物火災や林野火災の発生原因の１つである。
塩　風　害	台風や日本海低気圧の接近や上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し絶縁破壊による停電が発生する。

３　対策等

（１）体制

市は、災害の発生に備え、必要な体制の整備に努める。

ア　注意報発表等により、消防及び関係機関と連携して、必要に応じた注意体制をとる。

イ　災害発生により、注意体制から必要な体制をとる。

（２）対策

ア　風に強い森林をつくるため、杉人工林においては、適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行う等、多様な森林の造成を行う。

イ　防風保安林の整備、拡充及び防風施設等の整備を促進する。

ウ　台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。

（ア）火災予防の広報、査察等の実施により、市民に警戒を促す。

（イ）必要に応じて火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する。

（ウ）消火資器材及び消防水利の点検を実施する。

（エ）消防団員は、分団区域の警戒を実施する。

エ　漁業協同組合は、気象予報を的確に把握し、必要により漁船所有者に出漁中止または帰港等の指導・通報を行う。また、漁船所有者は、漁船の係留、漁網及び漁具等の流失防止に努める。

オ　学校等の管理者は、校舎、建物を点検し、老朽部分を補強するとともに、児童・生徒の登校中止または集団下校等の安全措置を実施する。

カ　市民は、建物の倒壊や屋根・外壁等の飛散防止等のため、次の措置の実施に努める。

（ア）はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋交い、支柱等で補強する。

（イ）棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。

（ウ）建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする。

（エ）強風下では屋根に登らない。

（オ）強風下の外出は控える。

（カ）必要に応じて早めの避難の準備をする。

キ　台風の襲来するおそれがある場合は、登山や海釣り等を見合わせるとともに、平常時からラジオを携行するよう指導する。

第17節　雪害の予防

【実施機関：各部局、山本地域振興局建設部、東北地方整備局能代河川国道事務所、防災関係機関】

第１　基本方針

秋田県では、県内全域が豪雪地帯または特別豪雪地帯に指定されており、本市は「豪雪地帯」に指定されている。平成18年豪雪の際には、能代市の１月の最深積雪92cm、日降雪の最大は32cmを記録し、負傷者10人、住家の一部破損５棟等の被害が生じた。

このような豪雪による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、市及び国、県は、相互の情報共有と緊密な連携のもと、降雪期における除排雪態勢を強化し、基幹道路や生活道路を確保する。また、市は、一人暮らしの高齢者等要配慮者への除排雪支援や市民への情報提供に努め、市民生活の安定を図り、被害の防止に努める。

第２　冬期交通の確保

１　現況

除雪対策により冬期交通を確保し、地域産業の振興や市民生活の安定を図っている。

２　対策

（１）道路の確保

ア　一般国道における指定区間の除排雪は東北地方整備局の各河川国道事務所が、指定区間外は県が行う。主要地方道及び一般県道の除排雪は、県が行う。市道の除排雪は、市が行う。

イ　各道路管理者は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築する。また豪雪により市のみの対応では困難な場合において、国や県は除排雪機材の提供や関連業者のあっせん等、積極的に支援するものとする。

ウ　市は、積雪時における市民の安全と交通の確保を図るため、一般交通として頻繁に利用されている道路については毎年除排雪計画を定め、除排雪を実施する。

エ　市は、除排雪車両の更新や増強等、除排雪態勢の構築に努めるとともに、必要に応じて道路除排雪の出動基準や豪雪時に優先すべき除排雪路線の見直しを行う。

オ　市は、降積雪情報を積極的に把握するとともに、迅速な初期除排雪を行う等、初動体制の徹底を図る。

カ　必要な場所には、防雪柵を設置する。

（２）市街地の除排雪

市街地の除排雪に当たっては、国、県、市並びに防災関係機関は、屋根の雪下ろしの時期、雪捨場の指定、搬送方法について相互に連絡し、市民の協力を得て、除排雪実施の円滑化を図るものとする。また、市街地における消雪道路施設の整備を推進する。

（３）除雪デーの設定

市長は、市除排雪計画に基づき自治会・町内会及び関係団体等による地域ぐるみの除雪日を設け、屋根の雪下ろし及び道路の一斉除排雪を行う。この際、市は、以下の支援を行うよう努める。

ア　市民による道路除雪によって堆積された排雪への協力

イ　市街地における凍結した根雪の除去（雪割り）
ウ　自動車交通が困難な区間の排雪

（４）冬期交通規制及び交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、能代警察署は「積雪時における道路交通対策要綱」に基づき、交通規制を実施する。

また、能代警察署は、夏用タイヤ装着車に対する冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）への交換指導等、交通指導取締りを実施する。

（５）市民等への情報提供

ア　市は、広報紙、ホームページ、その他の媒体を活用し、除雪に対する地域住民の理解を深め、除雪マナーの向上や除排雪活動への協力を求めるとともに、所管する道路の除排雪に関する対応窓口を明らかにする。
イ　市は、地域住民に広報紙やホームページ、チラシ等により、市民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除雪時期等の情報提供に努める。

（６）鉄道輸送の運行確保

東日本旅客鉄道株式会社秋田支社は､雪害による列車の運休等を最小限にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立、設備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。細部については東日本旅客鉄道株式会社秋田支社の「雪害対策計画」による。

（７）バス運行の確保

バス事業者は、市が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

第３　雪崩防止対策

１　現況

本市は、豪雪地帯であり、雪崩危険箇所（傾斜度15度かつ高さ10メートル以上の斜面で、雪崩による（人家や公共施設に）被害が生じるおそれのある箇所）が多数指定されている。

また、本市の地理的気象的条件のほか、数年に一度の豪雪の大災害に見舞われていることから、特に地すべりや急傾斜地崩壊の危険箇所には警戒が必要である。

２　対策

（１）市は、指定観測地点で積雪深が70センチメートル以上になったとき、または融雪等のため雪崩の被害が予想される場合は、パトロール隊を編成して巡回を行い、避難対策の徹底に努めるとともに、雪崩、がけくずれ、地すべり等危険箇所の重点的な監視に当たる。
（２）市は、雪崩発生危険箇所周辺の集落及び道路においては、災害が発生した場合、直ちに警戒及び避難できる体制を確保する。
（３）市は、雪崩発生危険箇所に「雪崩予防柵」や「スノーシェッド」等の「雪崩防止施設」の整備に努める。また、斜面やトンネル入口部等で、雪庇（せっぴ）や吹きだまり、雪しわ、ひび、こぶができている時は、人為的に雪を崩落させる等、雪崩の発生を未然に防止する。
（４）雪崩に関する避難対策として、以下の対策を推進する。
ア　国や県及び市は、市民への危険箇所の周知、積雪情報の収集とその情報の市民への提供等について、積雪期間を通じて実施する。
イ　市及び防災関係機関は、事前に把握した危険箇所について、パトロールを実施し、雪

崩発生のおそれがある場合は、立ち入らず安全確保を行う。

ウ　市は、雪崩により被災を受けない指定避難所を指定する。

エ　市及び温泉等の宿泊施設事業者は、雪崩から宿泊客の安全を確保するため、相互に連絡できる通信手段の確保に努める。

オ　市は、警戒・避難体制等ソフト対策における実施体制を整備する。

第４　孤立集落対策

１　現況

市内には、雪崩、豪雪等により孤立するおそれのある集落が能代地域に９箇所、二ツ井地域に16箇所存在する。

２　対策

市は、孤立のおそれのある集落の実情を把捉するとともに、次の措置を講じる。

（１）急病人、出産、食料の緊急補給等に対する処理と通信連絡の確保について関係機関との協力体制を整備する。

（２）急病人等に対する応急措置、手当のための医薬品の備え付けについて指導する。

（３）緊急交通を確保するため、雪上車等の整備に努める。

第５　民生対策

１　現況

市域では積雪により、市民の生活が制約を受ける場合もある。そのため市及び防災関係機関は、常に事故防止等のため努力を払っている。また、平常時の除雪活動として、「除雪ボランティア」「シルバー人材センター」等の協力のうえ、地域ぐるみの取組みを行っている。

２　対策

（１）市民の対応

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理については、個人またはその近親者の責任において行うことが原則であり、市民は、新築、リフォームに当たって、屋根雪処理に配慮した克雪化に努めるとともに、平常時より以下のことに留意し、雪害に備える。

ア　降雪前からの準備

（ア）除排雪用具の事前の準備

（イ）住宅の屋内外の点検

（ウ）食料・飲料水・燃料等の備蓄

イ　降雪期における対応

（ア）気象情報の把握

（イ）公共交通機関の積極的な利用

（ウ）火災に備えた避難路の確保

（エ）雪下ろし作業時等の安全確保

（オ）路上駐車の自粛

（カ）住宅から道路への雪出しや河川への投棄の自粛

（キ）地域コミュニティーによる生活道路、通学路の除雪への協力

（２）地域コミュニティーの対応

豪雪時に要配慮者は、自身による除排雪が困難となることから、自治会・町内会、自主防災組織等の地域コミュニティーが適切な対応をとることが必要である。そのため、地域コミュニティーは、地域の実情に応じた防災活動を以下のとおり行う。

ア　降雪前からの準備

（ア）地域の情報収集・伝達体制の確立
（イ）防災知識の普及
（ウ）防災資機材の備蓄・管理

イ　降雪期における対応

（ア）地域内の空き家対策（「能代市空き家等の適正管理に関する条例」の周知）
（イ）出火防止、初期消火活動
（ウ）地域内の被害状況の情報収集
（エ）市民に対する防災情報の伝達
（オ）救出救護の実施・協力
（カ）要配慮者への支援
（キ）除排雪デーにおける地域ぐるみの一斉除排雪

（３）市民への情報提供

ア　降雪前の広報活動

（ア）市民への防災知識の普及

市は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや広報紙の配布等により、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について、日頃から市民への周知を図る。また、雪崩防災週間（12月１日～７日）に全国で実施される予防運動の事例の紹介や、老朽化した建築物の補強工事について事前に指導を行う。

（イ）市民への雪下ろし企業の紹介等

市は、住家の雪下ろしを実施する業者及び雪下ろし費用の目安について、降雪前に市民に対しチラシや広報等で提供するよう努める。

（ウ）市民への雪捨て場等の情報提供

市は、広報紙、ホームページ、その他の媒体を活用し、市民等からの排雪を受入れる雪捨て場や、除雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

（エ）除排雪作業時の安全対策の周知

市は、広報紙やポスター、講習会等により安全な除排雪作業の普及を図る。

イ　降雪期における広報活動

（ア）人命及び建物被害の防止

雪崩や落雪による人身事故及び建物被害を防止するため、県、市及び関係機関は、以下について、指導や広報を徹底する。

Ａ　県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表する。市は、防災行政無線等を通じて、市民に注意を喚起する。

Ｂ　市は、雪崩危険箇所及び落雪の危険が予想される地域への立ち入り・通行制限を行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒要員を配置する。

Ｃ　市民等は、屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。（屋根の危険積雪深：70㎝以上）

Ｄ　市民等は、屋根からの落雪等で排水溝をせき止めないよう、除排雪に努める。

Ｅ　要配慮者世帯の雪下ろしや除排雪については、地域関係者の協力を得て実施する。

（イ）除排雪情報の市民への提供

各道路管理者は、ホームページやチラシ等により、市民が利用できる雪捨て場の現状や道路の除排雪時期等の情報提供に努める。

（４）火災予防の徹底と消防体制の強化

火災予防の徹底を図るとともに、消防機械の整備点検及び道路除雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立する。また、消火栓、防火水槽、自然水利等の除排雪と標示を行う。

（５）水防対策

融雪洪水に備え、水防資機材の整備、重要水防区域等の警戒及び水防要員の確保を図る。

（６）除排雪に関するボランティア活動

ア　安全の確保

市は、市社会福祉協議会と協力して、ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、次のような事故の防止に努める。

（ア）屋根の雪下ろし作業時の滑落事故
（イ）気温の上昇による屋根からの落雪による事故
（ウ）重機（ロータリー車等）に巻き込まれる等の交通事故

イ　健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろしや、除排雪等、運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗等により、脳血管疾患や心疾患等を発症する引き金となることもあるため、注意喚起が必要である。

このため、市及び市社会福祉協議会並びに防災関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮するものとする。

ウ　ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

エ　事業者保険への加入

募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第６　農林漁業対策

１　現況

市域では、積雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延による被害が出ている。

２　対策

本編「第18節　農林業災害対策　２　雪害対策」　を参照。

第７　文教対策

１　現況

市教育委員会は、児童・生徒の安全と学校教育及び社会教育並びに社会体育施設構築物の雪害防止を図るため、次の事項を実施している。

（１）情報の収集と関係機関との連絡調整

（２）市の施設に係わる文教施設の管理者に対する除雪の指示及び実施

２　対策

各実施機関は、以下の対策を推進する。

事　項　名	実　施　内　容	実施機関（略名）
1　連絡	連絡系統を一元化し、迅速、的確に行う。	市教委、学校、各施設
2　火災予防	（１）煙突貫通部、残火の始末に留意する。 （２）火の不始末を防止する。 （３）責任者による巡回を励行する。 （４）水利の確保と消火器材の整備点検をする。	県教委、市教委、学校、関係団体
3　危険防止	（１）雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意する。 （２）避難道路を除排雪する。 （３）雪崩箇所の標示、警戒（体育館、屋根等を含む）を行う。 （４）悪天候における児童・生徒に対する休校措置を実施する。 （５）集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。 （６）水槽等は、標示する。 （７）危険場所の標示と遊びを禁止する。	県教委、市教委、県立学校、学校、関係団体
4　通学路の確保	道路の除雪については、市都市整備部、山本地域振興局建設部等と連絡を密にする。	市、市教委、学校
5　学校施設等の保護	（１）屋根の雪下ろしを励行する。特に木造体育館、老朽校舎に留意する。 （２）防災施設等を補強する。 （３）水源、消火器の整備点検に努める。 （４）防火、防災思想の徹底を図る。	市教委、学校
6　社会教育施設等の保護	（１）防災施設の除雪を励行する。 （２）防災施設を補強する。 （３）避難口の標示、除雪に努める。 （４）防災思想の普及、徹底を図る。	市教委、関係団体
7　社会体育施設等の保護	（１）プールの水の処置と除雪に努める。 ア　プールは、満水とする。 イ　プール側壁にむしろをかけ、その端は、水をたらす状態にする。 ウ　適宜プール内面の氷割りに努める。 （２）防災施設の除排雪を励行する。 （３）防災施設を補強する。 （４）防災思想の普及、徹底を図る。	市教委、関係団体
8　文化財の保護	（１）消防関係者との連携を図る。 （２）常時監視体制を確保する。 （３）防災施設の除雪を励行する。	県教委、市教委、関係団体

事　項　名	実　施　内　容	実施機関（略名）
	（４）集落会組織の活動と組織体を強化する。特に、文化財愛護団体を強化する。 （５）文化財の修理、補強に努める。	
9　冬山登山の指導	（１）高校生の冬山登山に対する適切な指導、助言をする。 （２）冬山登山の基礎訓練を実施する。 （３）登山服装を点検する。 （４）登山届出を励行する。	県教委、市教委、関係団体

（注）　防災施設とは、防災上重要な施設をいう。

第８　豪雪地帯対策基本計画の推進

本県では、県内全域が豪雪地帯であるため、秋田県豪雪地帯対策基本計画を策定している。当該計画では、雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関して、今後講ずべき豪雪地帯対策の基本方向を明らかにするとともに､豪雪地帯における快適で魅力ある地域づくりを､県、市町村、県民等が一体となって推進することとしている。

市は、次の５つの基本的方向に基づき、施策を推進する。

１　交通及び通信の確保

冬期においても安全で円滑な道路交通が確保されるよう、雪害の防止や冬期の除排雪を考慮した道路の整備、防雪施設等の維持保全、道路の管理区分にとらわれない除雪効率化モデル事業の推進等、歩道を含めた道路の総合的な除雪体制の充実に努める。

２　農林水産業、商工業その他の産業の振興

農業用ハウス等の施設周りや果樹の樹体の除排雪、間伐等の森林整備を促進する。

３　生活環境施設の総合的な整備

雪下ろしの注意を喚起する情報の提供や、広報紙、講習会等による安全対策の普及啓発を図る。

４　国土保全施設の総合的な整備

雪が引きおこす雪崩、融雪出水、土石流、地すべり等の災害を未然に防止するため、危険箇所の調査点検を充実強化するとともに、災害防止工事を推進する。

５　その他の豪雪地帯振興施策の推進

雪を活用した交流の促進やボランティアによる除排雪活動等､地域住民の協力を得ながら、県との緊密な連携関係を築き、市民等と一体となって、本計画の推進に努める。

第18節　農林業災害対策

【実施機関：環境産業部】

第１　基本方針

市は、圃場整備等の農業施設整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の指導に努め、農業災害の防止を図る。

また、農地や森林が、自然災害を防止する機能や雨水を貯留する機能を有していることから、これらの維持・保全に努める。

第２　農地及び農業用施設

１　現況

本市では、農業労働力の高齢化や兼業農家の増加に伴い、農地や農業用施設の管理能力が低下している。

２　対策

（１）農業用施設の管理者は、老朽化した頭首工、樋門、揚排水機場、水路等について、県営及び団体営事業で補強、改修を実施する。

（２）洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため､農業用用水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生の未然防止を図る。

（「資料編○○　農用地等湛水による洪水予防箇所一覧」（P○○）を参照）

第３　農作物

１　現況

気象条件や農業技術水準により左右される収穫量の安定化を図るため、農業気象速報の配布や農業技術の向上に努めている。

２　対策

市は、農業従事者等に対し、以下のとおり情報の提供及び指導等を行う。

（１）農業気象情報の周知徹底

冷霜害等に関する気象情報は、速やかに伝達するとともに、報道機関等の協力を得て、災害予防対策の徹底を図る。

（２）農業技術指導等

ア　気象条件に対応した農業技術の指導に努める。

イ　関係機関との連絡体制を確立し、相互に技術の指導に努める。

第４　農林災害対策

農林業従事者等は、以下のとおり対策を推進する。

１　風水害対策

（１）水害対策

ア　予防対策

（ア）転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。

（イ）病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。

（ウ）農地､農林施設等の水害を予防するため､土砂流出防備等の保安林の整備を図る。

イ　事後対策

（ア）水稲

Ａ　泥水の流入を極力防ぐとともに、早期排水に努める。

Ｂ　冠水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているので、急激に乾かさないで浅水管理を主体にした水管理と間断潅水に努める。

Ｃ　いもち病、白葉枯病、黄化萎縮病、アワヨトウ等の病害虫防除を徹底する。

（イ）その他作物

Ａ　明渠等により圃場からの排水を速やかに行う。

Ｂ　茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。

Ｃ　中耕、培土及び追肥等により生育の回復を図る。

Ｄ　早期に病害虫防除を実施する。

（ウ）林業

Ａ　林地や林道の復旧は、災害関連緊急治山事業等の各種復旧事業等により、早期復旧を図る。

（２）風害対策

ア　予防対策

（ア）水稲

深水管理により、異常蒸散を防止する。

（イ）果樹等

Ａ　風害軽減のため、防風網、防風林等を設置する。

Ｂ　支柱の設置及び棚の補強等により倒木、倒伏を防止する。

Ｃ　収穫適期における収穫作業の促進を図る。

（ウ）施設園芸作物

Ａ　ハウス等の補修、補強を実施する。

Ｂ　防風網を設置する。

（エ）林業

間伐等保育の促進により、風害に強い森林に誘導する。

イ　事後対策

（ア）水稲

Ａ　早期立て直し、結束により穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。

Ｂ　白葉枯病の防除を徹底する。

（イ）果樹等

Ａ　倒木、倒伏棚等の早期立て直しを実施する。

Ｂ　カスガイ等による枝裂け部の接着を実施する。

Ｃ　接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。

Ｄ　早期に病害虫防除を実施する。

Ｅ　落下した果実は、損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。

（ウ）その他作物

Ａ　倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。

Ｂ　早期に病害虫防除を実施する。

Ｃ　傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。

（エ）林業

Ａ　風倒木の放置による病害虫の発生、林地の崩壊及び倒木の流出等の二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。

２　雪害対策

（１）予防対策

ア　農作物

（ア）積雪期間の長期化による越冬作物の被害をなくすため、融雪促進剤、土、籾がらくん炭等の散布により融雪の促進を図る。

（イ）水稲等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤を散布するほか機械等による強制除排雪に努める。

（ウ）暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。

（エ）根雪前に麦雪腐病防除を徹底する。

（オ）果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の掘り上げを実施するとともに、大雪のときは、共同による除排雪を実施する。

（カ）野兎・野ねずみ被害防止のため、野兎共同捕護体制の整備、殺鼠剤・忌避剤の利用等を励行する。

イ　農業関係施設

（ア）降雪前に支柱や筋かい等により補強するとともに、破損箇所を補修する。

（イ）施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。

（ウ）消雪パイプ等の設置を推進する。

ウ　畜産

（ア）作業事故及び家畜の事故防止を図るため、早期雪下ろしと畜舎周辺の除排雪に努める。

（イ）輸送事情等の悪化による飼料不足が発生しないよう、余裕ある備蓄計画に努める。

（ウ）輸送事情の悪化及び凍結等による牛乳、乳製品等の品質低下を防止するため、品質管理の指導と合わせて、集出荷のための路線の確保に努める。

（エ）積雪期間の長期化による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。

（オ）疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。

エ　水産

（ア）疾病対策、栄養要求に合わせた給餌等、平常時の魚体の健康管理を強化する。

（イ）越冬池は深い水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。

（ウ）積雪期における湧水、地下水を確保するとともに除排雪・割氷の実施によりのたれ死を防止する。

オ　林業

間伐の促進により、雪害に強い森林に誘導する。

（２）事後対策

ア　農作物

（ア）果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは、早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで強要接着させる。

（イ）枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。

（ウ）枝折れ、食害による損傷部に塗布剤を塗り、樹体を保護する。

（エ）排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。

イ　林業

（ア）雪害木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び倒木の流出等の二次被害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。

（イ）雪害により倒伏した林木のうち、幼齢で被害が軽微なものは、雪おこし作業を実施し、その回復を図る。

３　霜害及び冷害対策

（１）霜害予防対策

ア　水稲

育苗期間中は、被覆資材を有効活用する。本田期は、深水管理等による保温を励行する。

イ　野菜・畑作物等

（ア）パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。

（イ）露地では、トンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。

ウ　果樹

固形燃料等を燃焼させて周辺温度を上げる。

（２）霜害事後対策

ア　水稲

（ア）育苗期に降霜があった場合は、日の出前に散水して損傷を防ぐ。

イ　果樹

（ア）結実量確保のために、人工授粉を励行する。

（イ）被害程度に応じた摘果を実施する。

（３）冷害予防対策

ア　水稲

（ア）品種の適正配置により、危険分散を図る。

（イ）土づくり対策及び施肥の適正化により、稲体の健全化を図る。

（ウ）健苗育成により、初期生育の促進を図る。

（エ）適正な栽植密度により、目標生育量の早期確保に努める。

（オ）計画的な水管理により、適正水温を確保する。

（カ）病害虫防除を徹底する。

イ　野菜、花き等

（ア）被覆資材の活用により、保温に努める。

（イ）マルチ栽培等により、地温の上昇を図る。

４　ひょう害対策

（１）事後対策

ア　果樹

（ア）傷害果実の適正摘果を実施する。

（イ）被害園における病害虫防除等の適正管理を励行する。

イ　その他作物

（ア）傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。

（イ）病害虫発生防除のため、早期に薬剤散布を実施する。

（ウ）中耕・培土・追肥等により、育成の回復を図る。

５　干害対策

（１）予防対策

ア　水稲

用水の計画的利用を推進する。

イ　その他作物

（ア）有機物の多用、深耕等の土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。

（イ）スプリンクラー、うね間潅水施設等を設備する。

（ウ）水源かん養、干害防備等保安林の整備・拡充を図り、干害の発生を抑制する。

ウ　林業

水源かん養、干害防備等保安林の整備、拡充を図り、干害の発生を抑制する。

６　塩害対策

（１）事後対策

ア　水稲、畑作物

（ア）農作物に海水がかかった場合は、できるだけ早く海水を排除し、真水のかけ流しを行う。

（イ）塩分が蓄積した場合は、表土の客土についても検討する。

イ　果樹

潮風を受けた場合は、直ちに樹体に水を散布し洗い流す。

第19節　文化財の災害予防

【実施機関：教育部】

第１　基本方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

市は、文化財を災害から防護するために、防災管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。また、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制を構築し、地域全体で文化財の災害予防を実施する。

第２　文化財の指定状況

市内に存在する文化財のうち、平成25年４月１日現在、特に重要なものとして、94件の文化財が国・県・市により指定されている。このうち有形文化財（建造物・絵画・工芸等）は60件で、全体の63.8%を占めている。これらの文化財は災害に対して極めて弱く、特に、防火・耐災害対策が最も重要な課題となっている。なお文化財の状況は、次のとおりである。

文化財の指定状況　〈平成25年４月１日現在〉

指定区分	有形文化財						民俗文化財		記念物		計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古資料	有形民俗	無形民俗	史跡	天然記念物	
国									2		2
県	2		3		4	4		7	3	4	27
市	4	12	1	14	14	2	7	8	1	2	65
計	6	12	4	14	18	6	7	15	6	6	94

（資料：教委生涯学習・スポーツ振興課）

第３　有形文化財（建造物）

１　現況

建造物は、地域社会の伝統を伝える重要な文化財であるとともに、地域の景観を形成するうえでも重要な要素である。平成21年度に、県は、耐震所有者診断支援事業により重要文化財のうち木造建築について基礎診断を行っている。また、重要文化財については指定後に防火設備の他、必要に応じてその他の防災・防犯設備を設置し、文化財防火デー等に訓練及び機器の点検を行っている。

２　対策

（１）市は、災害から文化財と地域を守る必要性と意義を市民に普及・啓発し、地域の防災意識を高める。

（２）文化財所有者及び防災関係機関は、平成21年度に文化庁が作成した防火・防犯対策チェ

ックリスト（以下チェックリスト）に基づく日常点検を行う。
（３）消防や地域及び建造物に設置した消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、市民・見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。
（４）文化財所有者は、建築物の倒壊・損壊防止等に努める。
（５）延焼防止のため、周辺街路樹の他、公園・空地を景観等にも配慮し、計画的に整備する。
（６）文化財所有者は、文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第４　有形文化財（建造物以外）

１　現況

美術工芸品等は、ほとんどが持ち運ぶことが可能なものであり、その保管には転倒等による破損に対する対策のほか、温湿度管理や防火対策を行っている。また、盗難等に対する防犯対策や、人為的な破損等への対策を行っている。

２　対策

（１）市は、災害から文化財を守る必要性と意義を市民に普及・啓発し、地域の防災意識を高める。
（２）文化財所有者及び防災関係機関は、チェックリストによる日常点検を行う。
（３）消防や地域の消火設備・施設を整備するとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、市民・見学者等の避難、文化財の搬出・保全活動を加えた防災訓練を定期的に行う。
（４）文化財所有者は、美術工芸品等の転倒、破損、転落防止の器具等の整備に努める。必要に応じて保管庫を設置し、防火・防犯の施設整備を行う。
（５）文化財所有者は、文化財の被災状況を調査し、修理・復元計画を立案する。

第５　史跡、名勝、天然記念物等

１　現況

史跡、名勝、天然記念物等を災害から保護するため、各所有者は、それぞれの性質に応じた防災対策を行っている。

２　対策

（１）所有者及び関係機関は、指定地域の周知徹底を図るため、標識、説明板、図解板、境界表、囲柵等を整備する。
（２）警報、防火、消火施設を整備する。
（３）所有者及び関係機関は、チェックリスト等を活用した定期的なパトロールにより、災害時の危険個所の早期発見と改善を図り、被害の予防に努める。
（４）災害によるき損・滅失の拡大防止のため、必要な応急措置を執る。

第６　未指定の文化財

１　現況

市内には指定文化財のほかにも､後世に残していくべき貴重な文化財が多く存在している。

２　対策

（１）所在情報の把握

市は県とともに、未指定文化財の所在状況の把握に努める。

（２）保管者への助言

未指定文化財を確認した後、市は、所有者に対して助言を行う。

ア　文化財の保存方法等に関する情報を提供し、必要に応じ助言する。

イ　公的機関への寄贈・寄託等の制度に関する情報を提供し、必要に応じて助言する。

第７　被災古文書等（古文書等の歴史資料）の保全

災害により古文書等（古文書等の歴史資料を含む。）が被災した場合の取り扱い等の注意事項について、市は、市民に対し周知を図る。

被災古文書等に対する注意事項

１　土砂をかぶった古文書・本・写真・アルバム・掛軸・絵図等は、土砂等を払いのければ復元可能な場合が多いので、安易に廃棄しないこと。 ２　湿気を防げる場所か容器に保管すること。 ３　雨や水に濡れたものは、そのまま陰干しすること。吸湿性の高い紙（キッチンペーパー等）を挟むとよい。本の場合は体積の５分の１以下の紙を挟み、湿ったら取り替えるとよい。 48時間以内に乾燥できない場合は、ラップでくるむか、頑丈な容器に入れ冷凍のうえ、凍結真空乾燥により水分を取り除く方法が有効である。ただし、古文書・絵図等については修復の専門家に相談する必要がある。 （１）無理な水洗いをしないこと。 （２）濡れたままでビニール袋や箱等に長時間入れないこと。 ４　被災に乗じて訪問する古物商等には、安易に売ったり、引き取ってもらわないように注意すること。

第20節　流出油等の災害予防

【実施機関：消防本部、秋田海上保安部、県】

第１　基本方針

船舶及び陸上施設等から海上または河川等に油や薬液等の危険物等が流出した場合に発生する災害は広範囲に影響がおよぶため、防除作業が困難であり、また沿岸汚染、火災等の二次災害の要因となる。

そのため、防災関係機関及び関係事業所は、必要とする防災資機材の備蓄及び整備、設備の維持管理の徹底に努めるとともに、危険物の流出や漏洩に関する訓練・検証を計画的に実施し、相互に協力して災害の防止に努める。

第２　設備、資器材の整備等

１　現況

能代港には、各種係留施設があり、能代火力発電所の専用タンカー入港や油タンクの施設等、危険物の取扱量は年々増加している。

２　対策

（１）災害の未然防止

ア　各事業所は、施設を定期的に点検して漏油防止に努める。

イ　消防本部は、事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い防災思想の高揚を図る。

ウ　タンカー荷役作業中は、監視員を配置し、危険物の種類を鑑み有効な場合は、作業用オイルフェンスを展張する。

（２）防災資資機材の整備・備蓄

消防本部及び海上保安部並びに県は、流出油の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材の整備及び備蓄を行うとともに定期的に点検を行い、老朽化したものについては計画的に更新するものとする。

また、回収した油塊、油吸着剤等の焼却施設を整備するとともに、通信機器やガス検知器等の整備促進を図る。

（３）港湾内の状況把握

防災関係機関は、港内石油基地の状況、危険物荷役の状況、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握する。また事業所等に対しては、防除資機材の整備基準を遵守するよう指導を徹底する。

タンカー火災、大量の油流出及び放射性物質の流出等が発生した場合、航行制限、流出物の除去及び避難対策等を検討する。

（４）相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに、相互援助に関する協定を締結するよう努める。

（５）訓練の実施

各事業所は、事業所単位または各事業所が協同して訓練を実施するほか、防災関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

第21節　特殊災害の予防

【実施機関：防災関係機関】

第１　基本方針

都市化の進展、社会経済の複雑・多様化に伴い、事故の態様も大規模・特殊化してきている。こうした状況の中で、近年では、2011年の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故や、2012年に笹子トンネルで発生した天井板崩落事故等、特殊災害や重大事故が発生している。

このような特殊災害及び突発的な重大事故を防止するため、市及び防災関係機関は、相互に連携し、防災活動が効果的に実施されるような体制を確立する。

第２　海上災害

１　現況

海上交通の発達、船を利用した魚釣りの増加、マリンスポーツの普及等により、海上及び港湾等における災害は増加する傾向にある。

市域には、重要港湾として指定されている県管理の能代港が存在する。

２　対策

市及び防災関係機関は、以下のとおり、海上災害対策を推進する。

（１）秋田地方気象台

秋田地方気象台は、船舶等海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報内容の改善、情報を迅速・的確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

（２）東北地方整備局

ア　港湾施設の維持管理

港湾施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。

イ　応急活動体制

海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

ウ　港湾工事関係者等への指導

港湾工事業者等に対して、港湾工事等に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

（３）東北運輸局秋田運輸支局

ア　船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

イ　船舶消防設備の保守点検及び迅速使用に係る啓発活動

日本籍船舶及び外国籍船舶に対し、消防設備の保守点検及び迅速使用に係る啓発活動を行う。

運航労務監理官の訪船指導等立入り、外国船舶監督官の立入り（ポートステートコントロール：ＰＳＣ）の際に、船長及び上級職員に対して消防設備の保守点検状況を確認する

と共に、操練の積極実施等火災対応の意識付けを啓発する。

ウ　安全総点検の実施

年末年始､春期の安全総点検の実施に併せ、主にカーフェリー､旅客船を対象として、防火、消防、脱出及び救命に係る設備等人命の安全を確保するために必要な諸設備の点検確認等自主点検を通じ、安全陛の向上と意識の高揚を図ることに努める。

（４）秋田海上保安部

秋田海上保安部は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　船舶の安全運航の確保

（ア）海図、水路図誌等水路図書の整備
（イ）港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施
（ウ）危険物荷役における安全防災対策の指導
（エ）航路標識の整備
（オ）水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施

イ　海上防災知識の普及

海難防止､海上災害防止に係る講習会を開催し､また､訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ　船舶防災設備等の整備に関する指導

船舶火災等の発生及び拡大を防止するため、船舶の構造、設備、防火設備及び消防設備について指導・取締りを行い、海上災害の防止に努める。

エ　海上防災訓練の実施

県､市及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し､相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

オ　捜索、救助・救急、消火活動体制の整備

捜索、救助・救急活動を実施するため船艇、航空機及び捜索、救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。また、救助・救急活動に監視専門知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。

（５）消防機関

消防法の適用を受ける、ふ頭または岸壁に係留された船舶及び上架または入渠中の船舶に対し、消防機関は、海上災害の未然防止、被害の軽減を図るため、必要な対策を推進する。

ア　ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち、危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。
イ　海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車､消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。
ウ　係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、係留、入渠、錨地等の実態把握、入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握、通報・連絡体制の確立、並びに情報収集体制の整備に努める。
エ　海上災害の特殊性を踏まえた消防訓練を、関係者と協力して実施する。

（６）県・市

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため、次の対策を推進する。

ア　港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
イ　消火、救護、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備

えた防除資機材の整備に努める。

ウ　関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況の把握に努める。

エ　海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

（７）警察

捜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努める。

（８）事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留船舶等による災害発生防止のための以下の措置を講ずる。

ア　係留船舶の火災爆発防止

（ア）危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。

（イ）二次災害の発生を防止するため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材を配備するとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。

イ　通報連絡体制の確立

災害発生時等における関係機関（海上保安部・港長、消防機関、港湾管理者）への通報連絡体制の確立を図る。

第３　トンネル災害

１　施設の概況

市内には、延長２km以上の道路トンネル、いわゆる長大トンネルは存在しない。しかし、延長数百mのトンネルは複数個所存在している。

このようなトンネルにおける事故・車両火災の発生は、多くの車両を巻き込む大規模災害に発展する危険性がある。

２　対策

（１）道路管理者、消防機関及び県警察本部は、危険物積載車両の運行管理者及び運転者に対し、安全運転の励行を図る。

（２）道路管理者、消防機関及び県警察本部は有資格者の乗務、保安教育の徹底等、運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送者に対する予防査察の徹底を図る。

（３）道路管理者は、トンネルに対する監視、保安体制の強化と防災施設の整備・促進を図る。

（４）道路管理者、消防機関及び県警察本部は、各種トンネル災害を想定した各種訓練等を実施するほか、消防機関等への早期通報体制の確立を図る。

第４　危険物等積載運搬車両

１　現況

危険物、火薬類、高圧ガス、ＬＰガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生の危険性が増大している。また、高速道路や自動車専用道路の延伸に伴い事故が発生した場合、高速走行のためタンクや運搬容器の被害が拡大する可能性が高まっている。

２　対策

市、警察、その他防災関係機関は、運送事業者及び運転者等に対し、指導・啓発等を行う。

（１）運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守についての指導の徹底を図る。
（２）危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。
（３）危険物等の運送事業者に対し、安全運行計画の作成、並びに運行管理の指導を徹底するとともに、運転者への安全運転の励行、関係法令の遵守及び危険物等の取扱いについて指導する。
（４）秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と危険物撤去・移送または中和作業分担を協議するとともに、東日本高速道路株式会社、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故に対する課題の整理と発生時の対応に備える。
（５）事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行の普及に努める。

第５　航空機災害

１　現況

市内には空港はなく、近くの空港としては、大館能代空港が北秋田市に所在する。

２　対策

（１）市は、災害発生時において、迅速、的確な初動対応を行うため、消防機関、医療機関、自衛隊並びに近隣市町村等の防災関係機関との連携を密にする。
（２）市は、災害発生時における防災関係機関への通報、連絡が容易に行えるように通信施設の整備に努める。
（３）市は、航空機災害に関して救助活動等を迅速・的確に実施するため、必要な資機材・車両等の整備に努める。

第６　放射性物質災害

１　現況

放射線を放出する物質は、当市では医療機関等で使用されており、事業所における事故のほか、輸送車両の事故も想定される。

２　対策

（１）監督関係機関は、事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）に対し、監督及び指導を行うとともに、事業者等から助言を求められた場合は適切な助言を与えるものとする。
（２）事業者等は関係法令に定める規定を遵守し、常に安全基準の見直しを図るとともに、放射線による災害の予防に関する規定等の作成を行い、災害の未然防止を図る。
（３）事業者等は、放射線による災害を未然に防止するため各種資機材の整備を図る。
（４）災害が起こったことにより、放射線障害のおそれがある場合または障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずる。
（５）輸送時に事故が発生した場合は、輸送の責任者、従事者または事故発見者が、おおむね次の対応措置を実施する。
ア　人命救助及び応急手当
イ　消防署及び関係機関への通報連絡
ウ　火災の初期消火

エ　二次災害回避のための交通整理

第22節　廃棄物処理体制の整備

【実施機関：総務部、環境産業部、能代山本広域市町村圏組合】

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災地域においては、生活ごみ等（一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ）、し尿（仮設トイレからのくみ取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）のほか、山間部では流木・倒木の発生が想定される。

そのため、市は、これら廃棄物の収集・分別・処理が、環境に配慮したうえで迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第２　廃棄物処理に係る防災体制の整備

１　災害時の廃棄物処理体制の整備

市及び能代山本広域市町村圏組合は、災害時に発生する廃棄物の処理を迅速に行うため、以下のとおり体制の整備を行う。

（１）能代山本広域市町村圏組合は、一般廃棄物処理施設の設置年数や立地条件等に応じ、次の事項について必要な対策を講じる。

ア　施設の耐震化を含めた安全化、不燃堅牢化等
イ　非常用自家発電設備等の整備
ウ　断水時に機器冷却等に利用する地下水や河川水の確保
エ　収集運搬車両駐車場の浸水対策
オ　施設の補修等に必要な資･機材の備蓄

（２）市は、能代山本広域市町村圏組合と連携して、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

（３）市は、緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画や、災害によって発生した廃棄物（生活ごみ等、し尿等、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置等を含む処理計画を作成し、災害時の早期復旧に向けた体制を整備する。

（４）市の処理能力を超える場合や、一般廃棄物処理施設が被災し、使用不能になった場合等の対策として、市は、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

第23節　医療救護体制の整備

【実施機関：市民福祉部、消防本部、能代市山本郡医師会】

第１　基本方針

大規模な災害が発生すると、多数の市民が負傷し健康の危機に瀕するとともに、被災地の医療機関で治療中の市民は、十分な医療を受けることが困難となる。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の市民を健康の危機から守るのが災害医療である。

市は、災害医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするため、平常時から能代市山本郡医師会及び日本赤十字社秋田県支部と協力し、医療救護班等の派遣体制を整え、初期医療及び後方より支援する医療機関等との協力体制を整備、確立する。

その際、医療救護班及び救護所の機能を十分に発揮するため、秋田県災害医療救護計画に基づき、地域災害医療センターとして指定されている山本組合総合病院において、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。また、災害の規模が広域にわたり、一度に多数の負傷者が出た場合に対処するため、広域的な救急医療体制の整備や、県の災害派遣チーム（ＤＭＡＴ）及び災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活用促進等、相互応援体制の促進を図る。

第２　応急医療体制の整備

１　初期医療体制の整備

（１）現況

市を含む能代・山本二次医療圏の地域災害医療センターとして、山本組合総合病院が指定されている。

初期医療体制については、災害医療救護活動に関する協定を締結している能代市山本郡医師会及び山本組合総合病院等の協力を得て、医療救護班の出動が準備されている。

後方医療体制については、既存の病院及び診療所に依存することになる。

（２）対策

ア　医療救護班の編成

市（保健医療班）では、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、通信体制・情報収集体制の整備に努め、能代市山本郡医師会等関係機関と協議して救急医療対策組織の確立に努める。

イ　救護所の設置

医療救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療に当たる体制を整える。

（ア）設置場所の確保

関係医療機関等との調整を図り、救護所にあてるべき施設等をあらかじめ調査し、把握しておく。

（イ）臨時・移動救護所用設備の調達

災害の状況等により適切な救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資機材等（水、非常用電源）を、秋田県災害医療計画に基づき、県の指示を受けて災害拠点病院から調達する。

ウ　トリアージ実施体制の整備

医療救護班の医師及び消防機関は、初期医療措置の迅速化を図るために、負傷程度に

より治療の優先度を判定するトリアージの実施体制を整備する。

２　後方医療体制の整備

（１）後方医療体制の整備

ア　市（保健医療班）は、医療救護班による対応が困難な重症患者等を収容するため、秋田県地域防災計画に位置づけられている災害医療機関や災害協力医療機関への要請等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。

イ　市（保健医療班）は、県の医療救護班等の派遣要請について、関係機関等と調整を図り、その体制整備に努める。

（２）応援医療体制の整備

市及び市内地域災害医療センターは、県が指定した災害時における地域の医療拠点として二次救急を担う後方支援指定病院との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議のうえ体制を確立し、そのために必要となる設備機器について整備に努める。

（３）負傷者の搬送体制の整備

ア　陸上の搬送

消防機関は、道路管理者、警察及び関係機関との連携調整を図り、効率的な搬送体制の確立に努める。

警察署は、災害発生時には、道路の被災状況を確認のうえ、交通規制を行うとともに、緊急通行車両の陸路搬送路を優先的に確保する。

市は、市有車両等の中で災害時に緊急通行車両として使用される可能性があるものは、あらかじめ緊急通行車両の事前届け出を行う。

イ　緊急時の搬送

市は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ、自衛隊ヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため、臨時ヘリポートを設け、関係機関との連絡体制等の整備に努める。

（４）医療関係者に対する訓練等の実施

ア　病院防災マニュアルの作成

各医療機関の災害対応に当たっては、災害により病院が陥る様々な状況に応じて、適切な対応が行われる必要がある。このため病院は、防災体制、災害時の応急対策、病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受入れる場合の対応策等について留意した病院防災マニュアルを作成するよう努める。

イ　防災訓練の実施

災害対応には日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年２回以上の消防訓練に加え、年１回以上の防災訓練の実施に努める。また、地域の防災関係機関や地域住民との共同による防災訓練の実施に努める。

ウ　病院の設備の整備

病院は、以下の設備等の整備に努めるものとする。

（ア）ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備
（イ）水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約
（ウ）メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

エ　在宅医療機器使用患者等への対応

在宅医療機器使用患者等を抱える医療機関は、平常時からこれらの患者に関する連絡

体制及び搬送先等の計画を策定するものとする。

（５）県の災害時の医療体制の概況

県の災害時医療体制の概況は、以下のとおりである。

ア　秋田県災害医療対策本部を設置し、医療救護班の編成・派遣、傷病者の搬送・受入、指定避難所の健康管理等の災害医療に係る活動の調整等を行い、県内の災害医療を一元的に統率する。

イ　被災二次医療圏ごとに地域災害医療対策本部を設置し、各市町村が実施する災害医療に係る活動を支援する。

ウ　県（地域）災害医療対策本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う（地域）災害医療コーディネーターを配置する。

エ　県（地域）災害医療対策本部に、災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、災害医療連絡調整員を配置する。

（６）市民に対する災害医療に関する知識の普及

市及び防災関係機関は、救急蘇生法、災害時のトリアージの意義、災害時の救急搬送システム等について、市民への普及啓発を図る。

３　広域的救護活動

（１）市は、血液供給の円滑化を図るため、秋田県赤十字血液センターとの連絡体制を確保する。

（２）市は、市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、広域医療体制の整備に努める。

（３）市は、県及び能代市山本郡医師会との協力体制の確立に努める。

（４）市は、能代市山本郡医師会と災害医療救護活動に関する協定に基づき、平常時から訓練を行う等、連携して災害時に備える。

４　医薬品等の備蓄体制の整備

（１）医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護計画に基づき医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。

（２）市は、指定避難所または救護所等における応急手当等に必要な救急セット等の整備に努める。

（３）県及び医療機関は、化学薬品工場等で災害に伴って発生するおそれのある疾病の治療に必要な希用医薬品について、流通備蓄その他の方法により備蓄する。

（４）「お薬手帳」は、災害時に早期に適切な治療に結びつくとともに、救護所等において、被災地の限られた環境（限定された医薬品の種類）で患者の症状に応じた効率的な治療が可能となり､別の指定避難所に移動する際にも受診の継続がスムーズになることから､市、医療機関及び薬剤師会は、平常時から、避難する際の携行品として、「お薬手帳」の普及啓発を図る。

５　保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会

県は、保健所、市及び他市町村、郡市医師会、災害拠点病院、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部、消防機関、警察等の関係団体及び地域住民の代表者から構成する保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会を設置し、地域における災害医療対策の強化を図っている。

保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会の役割は以下のとおりである。

（１）秋田県災害医療救護計画の推進及び秋田県医療保健福祉計画の進行管理を行う。
（２）地域の防災訓練（災害医療に関する）の実施方法を検討する。
（３）地域の災害医療関係者の連携体制の確立を図る。
（４）その他災害医療に関する必要事項を検討する。

第24節　要配慮者の安全確保

【実施機関：市民福祉部、企画部、総務部】

第１　基本方針

近年の災害では、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）や、日本語での災害情報が理解できにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とする方々（「要配慮者」）への配慮の必要性が強く認識されている。また、避難を行う際には、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）に、特段の配慮を行う必要がある。

これら要配慮者や避難行動要支援者の安全を確保するため、市は、地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に努める。

なお、要配慮者の避難行動に関する安全確保については「同章第５節第２　避難行動」、避難生活については「同章第５節第４　避難生活」に準じる。

○避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者を避難行動要支援者とする。

①　要介護認定結果が要介護３～５の者
②　身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
③　療育手帳Ａを所持する知的障害者
④　精神保健福祉手帳１・２級を所持する精神障害者で単身世帯の者
⑤　地域が災害発生時に支援が必要と認めた者
⑥　上記①から⑤に準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

○避難行動要支援者の地域における避難支援等関係者

①消防機関
②警察署
③民生委員
④市社会福祉協議会
⑤自主防災組織
⑥自治会・町内会
⑦その他の避難支援等の実施に携わる関係者

第２　在宅避難行動要支援者の状況把握

１　避難行動要支援者名簿等の作成

災害発生時における在宅避難行動要支援者の救出、救助、避難等を円滑に行うため、市は介護保険受給者台帳、各障害者手帳の交付台帳等により避難行動要支援者情報を収集するほか、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員、市社会福祉協議会等を通じて、地域の避難行動要支援者の実態把握に努める。実態把握した情報に基づき、市民福祉部、総務部において避難行動要支援者名簿等を作成する。なお、災対法改正前に作成していた「災害時要援護者名簿」については、改正後の災対法第49条の10に基づく避難行動要支援者名簿として取り扱うものとする。

避難行動要支援者名簿には、以下の事項を記載する。

① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 住所又は居所
⑤ 電話番号その他の連絡先
⑥ 避難支援等を必要とする事由
⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

２　避難行動要支援者名簿等の共有

作成した避難行動要支援者名簿等については、災害の発生に備え、家族・介護者及び福祉・医療機関との連携のもと、避難行動要支援者本人等（認知症や障がい等により、本人が、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等）から同意を得たものについて、関係機関に名簿情報を提供し、共有できるように努める。ただし、市が必要と判断した場合には、能代市個人情報保護条例第８条の規定に基づき、能代市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で名簿登載の一部又は全部を提供することができる。

３　個人情報の保護

市は、避難行動要支援者名簿を保持する機関に対し、以下のとおり指導を行う。

（１）避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等､秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
（２）市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
（３）災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
（４）施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
（５）受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
（６）避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
（７）名簿情報の取扱状況を報告させる。
（８）避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

４　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の情報に保つよう努める。

（１）新たに市に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障がい認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

（２）転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合についても、避難行動要支援者名簿から削除する。

第３　避難行動要支援者の避難支援計画の作成等

１　個別計画の作成

市は、要配慮者情報の収集・共有、避難支援等を定めた避難支援プラン（「能代市災害時要援護者避難支援プラン　全体計画」）を平成22年３月に作成している。

今後は、必要に応じ全体計画の見直しを行うとともに、避難行動要支援者個々の状態に合った避難支援プラン（個別計画）の策定の推進に努める。

２　避難行動要支援者の円滑な避難のための配慮

（１）避難準備情報等の発令・伝達に関する配慮

避難準備情報として発令される「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、その情報伝達について、特に配慮する。

ア　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

イ　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

ウ　高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すよう努める。

（２）多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保する。

３　避難支援関係者の安全確保

市は、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保に関する措置を定める。

避難支援等関係者等の安全確保に関する措置を定めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。そのうえで、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意

義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

第４　外国人、旅行者等の安全確保対策

市、県及び関係機関は、国際交流の積極的な推進に伴い市内に居住または来訪する外国人の増加が見込まれることから、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人及び県外からの旅行者の災害時の被害を最小限にとどめるための環境づくりに努めるものとする。

１　防災教育・広報

市は、指定避難所及び避難路の標識等に外国語を付記するよう努めるとともに、国際交流関係機関と協力して災害に関する知識、災害環境及び避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）、避難路等の防災上の心得等について、教育及び広報に努める。

２　地域における救援体制

市は、国際交流関係機関、観光施設管理者及び自主防災組織等の協力のもとに、地域ぐるみによる外国人及び旅行者の安全確保、救援活動を支援できる体制の整備に努める。

第25節　災害ボランティアの受入体制の整備

【実施機関：各部局、市社会福祉協議会】

第１　基本方針

災害発生時には、市や防災関係機関による応急対策はもとより、自主防災組織等の地域コミニュティー団体の協力が不可欠である。特に、災害の規模が大きくなると、応急対策の実施には非常に多くの人員が必要となる。また、指定避難所における避難者への生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが大きい。

そのため、市は、被災者や行政機関を支援する各種ボランティアの受入体制や、その活動が円滑に行われるよう環境整備に努めるともに、平常時からボランティアについて広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努める。

第２　災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアは、専門的な知識を要する専門ボランティアと、一般ボランティアの二種類のボランティアに区分される。

１　専門ボランティア

（１）災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援）
（２）医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
（３）福祉（手話通訳、介護等）
（４）被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
（５）建築物危険度判定（応急危険度判定士）
（６）土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）
（７）通訳
（８）特殊車両の操作（大型重機）
（９）ボランティアコーディネート
（10）その他輸送や無線通信等の専門技術・知識を要する活動

２　一般ボランティア

（１）炊き出し、給食の配食
（２）災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
（３）清掃及び防疫の補助
（４）災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
（５）応急復旧現場における危険を伴わない作業
（６）指定避難所における被災者に対する介護、看護の補助
（７）献血、募金活動
（８）文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
（９）その他被災者の生活支援に関する活動

第３　災害ボランティア活動への支援

１　災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの習熟

市社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成している。

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を定期的に実施し、マニュアルの検証・習熟を図り、必要に応じてマニュアルの改訂を行うものとする。

２　災害ボランティア受入体制の整備

（１）体制整備

市は、市社会福祉協議会と連携を図りながら、災害時における災害ボランティア登録制度の確立に努め、活動可能な人員の確保に努める。

（２）登録

災害ボランティアの登録は、災害時において迅速な支援を展開するため、専門技能・技術の種類・連絡先及び方法、活動可能な期間、ボランティア保険加入の有無及び所属団体等の把握により行うものとする。

（３）受入窓口

災害ボランティア受入窓口は、市社会福祉協議会に設置するものとする。

（４）活動調整

災害ボランティア活動に関する調整は、市と市社会福祉協議会が連絡をとりながら行うものとする。

第４　教育及び相互の連携

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統括する組織体制を整備するとともに、災害ボランティア相互間の連絡等ネットワーク化の推進を図るものとする。

また、ボランティア保険制度の周知はもとより、県が実施する災害ボランティア活動のための研修や講習への参加を促進し、災害ボランティアの実践力向上に努める。

さらに、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、災害ボランティアリーダーの育成、活動資機材の整備に努める。

第26節　相互応援体制の整備等

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、市だけですべての応急対策を実施することが困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もある。

そのため、市は、県内の市町村のみならず県外の市町村との応援協定の締結に努める。また、災害応急対策活動を迅速かつ的確に展開するため、様々な公共機関及び民間事業者との応援協定の締結に努める。

第２　相互応援体制の確立

１　現況

現在、地方自治体間と下記のとおり協定等を締結している。

名　　称	締結年月日	協定市町村名
災害時における相互援助に関する協定	平成18年４月26日	秋田県内13市
災害時における相互援助に関する協定	平成18年８月29日	能代市山本郡４市町 能代山本広域市町村圏組合
災害時における相互援助に関する協定	平成22年４月１日	大船渡市、相模原市、佐久市 肝付町、大樹町
災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書	平成24年１月20日	秋田県及び県内25市町村
非常災害時における相互応援に関する協定	平成25年４月４日	豊島区

また、国土交通省能代河川国道事務所に対しても、以下のとおり協定等を締結している。

名　　称	締結年月日	協定先
能代河川国道事務所情報カメラの画像提供（能代地区）に関する覚書	平成19年３月30日	国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長
災害時の情報交換に関する協定	平成22年11月５日	国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長

２　対策

（１）協定の締結

市は、市域にかかわる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、遠方の市町村との応援協定の締結を推進する。また、既に締結された協定については、市町村合併による見直しも含め、より具体的、実践的なものとするよう常

に見直しを図っていく。

（２）応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、連絡調整窓口の設置､情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに､職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施し、応援要請の迅速、円滑化を図る。

（３）応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動できるよう、連絡調整窓口や指揮連絡系統等についてマニュアルを整備するとともに､職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、応援受入体制の強化を図る。

（４）県等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

市は、災害時に県や国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

（５）公共的団体等との協力体制の確立

市は、災害時の応急対策等について、市域内または所掌事務に関係する公共的団体等に対して、積極的な協力が得られるよう、協力体制を整えておく。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

（６）他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市は､被災市町村より応援要請を受けた場合に､直ちに要請に応じることのできるよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について予め定めておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

第３　県内消防機関相互応援協定

１　現況

各消防機関は、災害規模に応じて現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、次頁の協定を締結している。

県内消防機関相互応援協定一覧

名　　称	締 結 年 月 日	協定市町村名等	応 援 内 容
消防相互応援協定	昭和61年12月 5日	鰺ヶ沢地区 消防組合	火災、救急、救命 遭難者の捜索
船舶火災の消火に関する業務協定	平成４年９月28日	秋田海上保安部	船舶火災、船舶からの油流出対策、
琴丘能代自動車専用道路道路消防相互応援協定	平成５年３月１日	能代山本広域市町村圏組合	火災、救急、高速道路対策
秋田県広域消防相互応援協定	平成６年12月１日	県内13消防本部	すべての災害
震災時における消防活動の支援に関する協定	平成８年７月１日	県石油商業組合 能代山本支部	地震対策
災害時のハイヤー無線通信の協力に関する協定	平成９年７月１日	県ハイヤー協会 能代山本支部	火災
大館能代空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定	平成10年７月16日	秋　田　県 鹿角広域行政組合 大館周辺広域市町村圏組合 鷹巣阿仁広域市町村圏組合 二ツ井町藤里町消防一部事務組合 山本郡南部地区消防一部事務組合 五城目町	空港及びその周辺の消火・救難
秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	平成11年４月１日	秋　田　県 県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	消防防災ヘリコプター防災活動

２　対策

市長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織等の規定に基づき、応援を要請する。

（１）「秋田県広域消防相互応援協定」及び「秋田県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、迅速な消防相互応援を要請する。

（２）「大規模災害消防応援実施計画」により、全国の消防機関に対し応援要請を行う。

（３）県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、緊急消防援助隊等の派遣を要請する。

（４）「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要綱」により、他の都道府県の市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する。

第４　公共機関その他事業者間の相互応援協定等

１　現況

公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況一覧１

名　　称	締結年月日	対象団体
地震・洪水等非常事態における救援措置要綱	平成８年12月19日	(社)日本ガス協会加入事業者
日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書	平成９年５月１日	日本水道協会東北支部 同青森県支部・同秋田県支部 同岩手県支部・同山形県支部 同宮城県支部・同福島県支部
秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	平成11年５月27日	日本水道協会秋田県支部事業者
北海道・東北ブロック下水道災害応援に関する申し合わせ	平成９年６月18日	北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議構成員

能代市が締結した協定は、以下のとおりである。

公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況一覧２

名　　称	締結年月日	対象団体
災害時における相互協力に関する協定書	平成19年２月13日	能代市内郵便局
長時間停電時における大型発動発電機設置等に関する協定	平成19年３月26日	能代市内大型発動発電機リース業者 能代山本電気工事協同組合 秋田県石油商業協同組合能代山本支部
大規模災害時の支援体制に関する協定書	平成19年３月26日	秋田県石油商業協同組合能代山本支部
災害時における応急対策業務に関する基本協定	平成19年４月27日	能建会 二ツ井町建設業協会
災害医療救護活動に関する協定	平成19年12月25日	（社）能代市山本郡医師会
災害時における物資の貸与に関する協定	平成20年７月29日	能代地域活性化協議会
災害時における食料の供給に関する協定	平成20年８月６日	能代食堂組合 能代飲食業組合 能代市旅館ホテル組合 秋田県鮨商生活衛生組合能代支部
災害時における物資の供給に関する協定	平成20年11月19日	能代市商店会連合
災害復旧時の協力に関する協定書	平成21年９月１日	東日本電信電話株式会社秋田支店
災害時における物資の供給協力等に関する協定書	平成21年12月１日	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
災害時における物資の供給協力等に関する協定書	平成21年12月３日	株式会社伊徳
災害時における物資の供給協力等に関する協定書	平成22年１月19日	イオンリテール株式会社東北カンパニー秋田・山形事業部

名　　称	締結年月日	対象団体
災害時における物資の供給に関する協定	平成22年２月９日	二ツ井町商工会
大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定	平成22年４月１日	能代山本水道管工事業協同組合
災害時における一般廃棄物（し尿）の収集運搬等に関する協定	平成23年９月22日	株式会社　能代清掃センター
災害時の協力に関する協定	平成24年２月28日	東北電力　株式会社　能代営業所
災害協力に関する協定	平成25年５月20日	(株)秋田銀行
災害協力に関する協定	平成25年５月20日	(株)北都銀行
災害時における物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定	平成25年７月３日	ヤマト運輸（株）秋田主管支店

２　対策

市は、公共機関その他事業者のノウハウや能力等を活用し、応急対策活動を円滑に進めるため、市内外の関係団体との新たな協定の締結を進めて、応援体制を構築するよう努める。

また、電気、電話等のライフライン関係事業者は、大規模な地震災害発生時において迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位または広域的な支援体制の充実を図るとともに、県の範囲を超える支援体制について、必要な応援協定等の締結に努める。

第５　緊急消防援助隊の受入体制の整備

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するために創設され、平成16年4月には消防組織法により法律に基づいた部隊となったものである。

消防本部は、緊急消防援助隊の各応援部隊を円滑に受入れるための体制整備に努める。

１　管内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の把握
２　市災害対策本部や進出拠点への職員の派遣等による連絡体制の構築
３　応援都道府県隊に対して、貸出可能な資機材の準備
４　管内の地理情報や水利状況等の情報提供の準備　　等

第27節　緊急輸送の環境整備

【実施機関：都市整備部、総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

災害発生時の迅速な応急対策活動を行うには、それを必要とする場所に、人員や物資等を円滑に輸送することが必要不可欠である。また、災害発生時には、安全確保のために被災者や避難者を移送したり、様々な救援物資を指定避難所等へ輸送することも考えられる。

そのため、市は、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

第２　指定拠点

県は、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機能を確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画」を作成している。

この、緊急輸送道路ネットワーク計画における指定拠点の種類及び市域内の指定拠点は、次のとおりである。

１　指定地方行政機関等
（１）国土交通省
（２）財務省
（３）農林水産省
（４）厚生労働省
（５）防衛省
（６）文部科学省
２　指定公共機関、指定地方公共機関等
　道路、電力、電話、都市ガス、ＬＰガス、鉄道、放送局、医療、運輸、郵便、金融、土地改良、農業
３　地方公共団体
（１）県の施設
（２）警察（能代警察署）
（３）市町村役場（能代市役所）
（４）消防（能代消防署・二ツ井消防署）
４　救援物資等備蓄、集積場所
（１）港湾（能代港）
（２）漁港
（３）駅前広場（東能代駅）
５　広域避難地
（１）道の駅（ふたつい）
６　医療機関等
（１）総合救急（山本組合総合病院、ＪＣＨＯ秋田病院、能代山本医師会病院）
（２）その他（病院、医院、診療所、整骨等医療施設）
７　臨時ヘリポート
　グラウンド（小学校、中学校、高等学校）、公営陸上競技場、野球場、広場、その他
８　一次避難地
　グラウンド（小学校、中学校、高等学校）、公園、競技場、野球場、広場、その他

※カッコ内は、市域内の主な施設

第３　陸上輸送の環境整備

１　緊急輸送道路

秋田県が定めた「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるよう、下記のとおり３つに区分する。

（１）第１次緊急輸送路線

ア　高速自動車道
イ　県庁を中心として第１次指定拠点まで連絡する道路
ウ　隣接県境通過路線

（２）第２次緊急輸送路線

ア　県庁を中心として第２次指定拠点まで連絡する道路
イ　隣接県境通過路線
ウ　代替ネットワーク路線

（３）第３次緊急輸送路線

県庁を中心として第３次指定拠点まで連絡する道路

２　集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効果的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」または、「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

３　緊急輸送車両の確保

市は、災害時の緊急輸送車両として、市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。（車両一覧表は「資料編○○　市保有車両一覧表」（P○○）参照）

（１）市保有車両の整備点検

市は、物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう常時点検整備に努める。

（２）民間業者からの車両の確保

市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を積極的に推進し、体制の整備に努める。

（３）緊急通行車両の事前届出

防災活動に従事する者で、災害時に車両による緊急通行を要する者は、災害時の交通規制に際し緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、緊急通行車両の事前届出を、警察署等を経由して県公安委員会に届け出るとともに、同届出書を保管し、災害時に備えるものとする。

ア　事前届出の対象車両

（ア）災害時において、「防災基本計画」、「防災業務計画」、「地域防災計画」等に基づき、「災対法第50条第１項」に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画のある車両
（イ）指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び指定地方公共機関（以下「指定行政

機関等」という。）が保有し、若しくは指定公共機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

イ　事前届出に関する手続き

（ア）申請者

緊急通行に係わる業務の実施について、責任を有する者（代行者を含む。）

（イ）申請先

当該車両の使用の本拠位置を管轄する県公安委員会（警察署経由）

（ウ）申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書２通

（エ）届出済書の交付

検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済書を申請者に交付する。

４　交通規制資機材の整備

災害時における道路施設の破損、冠水等により通行が危険な場合、または応急復旧を必要とする場合は、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第４　航空輸送の環境整備

１　臨時ヘリポートの設定

（１）設定基準

ア　30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと

イ　施設の周囲のうち、少なくとも１～２方向に電柱、高圧線、煙突、その他の高層建築物がないこと

ウ　ヘリコプターの離着陸に際しては、約25m/sの横風があるので、その風圧を考慮すること

（２）設置予定地

市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、臨時ヘリポート予定地の確保に努める。

設置予定地については施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。

（「資料編○○　臨時ヘリポート一覧」（P○○））

２　集積場所

集積場所については、災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予想されることから、空輸による輸送・集積場所を設置する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近に「災害時物資集積場所」または、「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

第５　海上輸送の環境整備

大規模な災害が発生した場合、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送や緊急物資等の輸送

終了後、被災した港湾施設が復旧するまでの間の最小限の港湾機能を保持するための整備を行う。

第28節　企業防災の促進

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や、防災体制の整備、防災教育の実施、各計画の点検・見直し等の対策を進める必要がある。

市及び防災関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第２　基本的な考え方

１　被害想定

事業中断の原因となるリスクを想定し、予測される被害に対する事前対策等の実施に努める。

２　企業の役割

（１）生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社等、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

（２）二次災害の防止

製造業等における火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から、二次災害防止のための取組が必要である。

（３）事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）を構築するとともに事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段等を取り決めておく。

（４）地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、市民、行政、取引先企業等と連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして、地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合には、平常時から地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

ア　援助金の提供
イ　避難者への自社の敷地や建物の一部開放
ウ　保有する水・食料等の物資の提供
エ　地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
オ　社員のボランティア活動への参加
カ　市等との災害時協力協定の締結

キ　防災訓練への参加・実施等
ク　市の防災施策の実施への協力

第３　企業防災促進のための取組

市、県及び防災関係機関は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により、企業の防災力向上を図る。

１　教育・訓練の実施

様々な機会をとらえ、企業等に対し、市や地域等の防災訓練への参加及び自らの訓練の実施を呼びかけるとともに、防災教育を行う。

また、事業者が作成した事業継続計画は、その検証が必要であることから、行政機関と連携した次の訓練を継続的に実施することによって、提起された課題を検討・整理のうえ、これを事業継続計画に反映させる。

（１）基礎知識を与えるための教育
（２）幹部社員を対象とした机上訓練・意思決定訓練
（３）避難訓練
（４）消防訓練
（５）バックアップシステム稼動訓練
（６）対策本部設営訓練等

２　事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進

（１）普及啓発活動

事業継続マネジメント（ＢＣＭ）や事業継続計画（ＢＣＰ）に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援する。

（２）情報の提供

被害想定やハザードマップ等、事業継続計画（ＢＣＰ）策定のための基礎データを積極的に提供する。

３　相談体制の整備

災害時の相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について、あらかじめ整理しておく。

４　企業の防災に係る取組の評価

企業の防災に係る取組について、表彰等により地域の防災意識の向上を図る。

第29節　大規模停電対策

【実施機関：各部局、防災関係機関、施設管理者】

第１　基本方針

東日本大震災では、能代市を含む秋田県全体で停電が発生したほか、太平洋側の被災地では、長期間の停電が発生した。また、台風や竜巻、落雷等によっても電線等が被災し、停電が発生することがある。

そのため、市は、市の重要施設や福祉・医療施設、指定避難所等において、非常用電源や非常用発電機の燃料の確保に努めるとともに、大規模停電を想定した訓練を実施し、長時間の停電に備える。

第２　指定避難所、公共施設等への非常用電源の整備

市、県及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう､非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。

なお、整備に当たっては、次の点に留意する。

・非常用電源の用途及び容量
・非常用電源を供給する機器の選定
・機器の健全を保つ継続的な保守管理・点検と機器の適時更新
・的確な操作の徹底
・堅固な場所への設置

１　指定避難所

市は、指定避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。

また、小・中学校においては、停電時に活用できる太陽光パネルの設置等の対策を推進する。

２　防災拠点

市、県及び防災関係機関は、災害対策本部を始めとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。

３　福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

第３　非常用発電機の燃料確保

非常用発電機等を整備している指定避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。また、燃料を貯蔵するため、ＬＰガス災害用バルクや燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

第４　大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している指定避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急活動体制

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、市は、市災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

また、市域外で災害が発生した場合は、必要な応援体制を整える。

第２　応急活動体制の基本

１　応急活動の基本

（１）応急活動の主な種類

災害応急対策活動は、主に以下の５種の活動からなる。

ア　人命救助活動
イ　消火活動
ウ　情報収集伝達活動
エ　救急医療活動
オ　避難活動

（２）人命優先主義

災害応急対策で最も重要な基本原則は、市民の生命及び身体を災害から保護することである。このため、災害応急対策活動は、人命救助を何よりも優先する。

（３）消火活動の優先

被害の拡大を防止するため、火災の早期鎮火と延焼拡大防止を優先する。

（４）市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。自分のまちは自分たちで守る。」との認識に立って、自らの身の安全を確保した後は、初期消火、救出救助、避難誘導等、地域住民がお互いに助け合い、協力する。

（５）情報収集伝達活動

災害が発生した場合、情報は適切な災害応急対策を行うための基礎であり、迅速かつ正確な情報の把握が、その後の災害応急対策の成否を左右するといっても過言ではない。このため、直ちに情報受伝達体制を確保し、市各部局及び防災関係機関等との連携を緊密にし、迅速かつ正確に情報を収集・伝達する。

（６）災害応急対策従事者の安全確保

東日本大震災では、災害応急対策従事者の献身的な活動により、多くの人命が救えた一方で、災害現場では少なくない数の応急対策従事者が津波の犠牲となった。この教訓を踏

まえ、災害対策従事者は、自らの身の安全を前提とした災害応急対策活動を行う。

２　総合的な応急対策

（１）防災関係機関の相互連携

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、通常の消防力、医療能力等の執行力をはるかに越えるニーズに対応する必要がある。これに対応するためには、被災地以外からの応援が必要不可欠である。市は、災害発生時において、近接自治体及び防災関係機関との相互応援連携を求めるための情報連絡と受入体制の早期確立に努める。

（２）市民、事業所、ボランティア等との相互連携

大規模な災害に対しては、市及び防災関係機関の協力と連携をもってしても、一定の限界がある。このような場合、災害直後の初期消火や救助救出をはじめ、市民、事業所、ボランティア等の防災活動が、その後の被害を軽減するために大きな力を発揮する。こうした点を踏まえて、市民、事業所、ボランティア等の協力を広く求め、市との連携協力により災害応急対策活動を展開する。

（３）臨機応変、創意工夫

災害発生時には､危機管理が想定したマニュアルどおりに運ぶとは限らない｡そのため、「平常時における創意工夫」と「非常時における臨機応変の対応」が必要であることを理解して、応急活動に当たる。

第３　防災活動体制

防災活動のための体制図は、次のとおりとする。

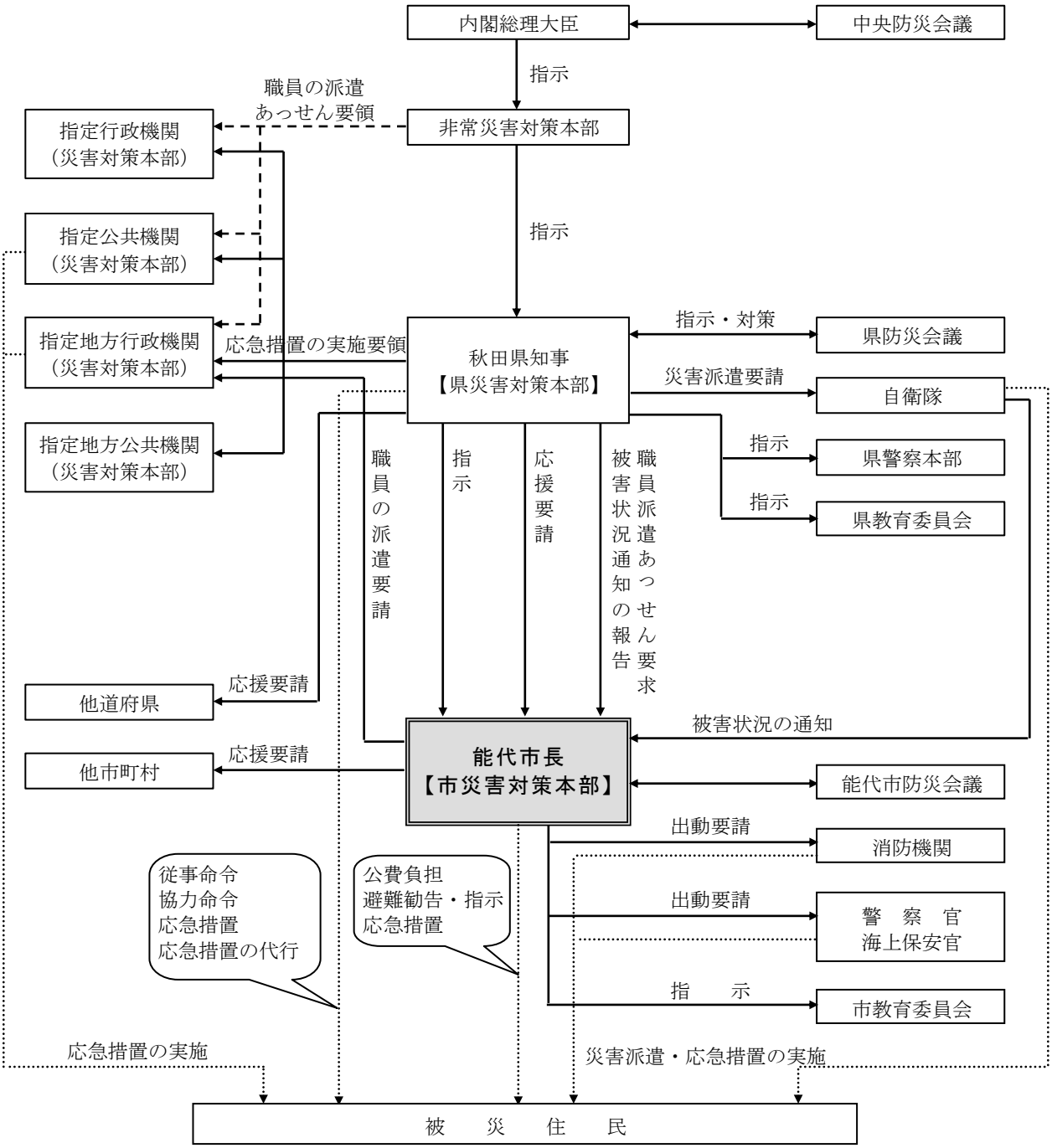

防災活動体制図

第４　能代市災害対策本部等

１　設置及び廃止基準

（１）設置、廃止の通知・公表

ア　市は、市災害対策本部等を設置または廃止した場合、市役所庁内及び地域センター、関係指定地方行政機関の長、知事、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、隣接町村長、市民に対して電話、その他の適宜の方法で周知する。

イ　市災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁舎玄関等に設置する。

（２）設置基準

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で次の基準に該当し、必要があると認めるときは、市災害対策本部等の設置を指示する。

設置基準は次のとおりとする。

名　　称	設置場所	設　　置　　基　　準	主要業務	構成員
災害対策本部	市庁舎	1　市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがある場合 2　市域に大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合 3　避難指示、勧告等の避難対策を実施する場合 4　災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合	1　災害情報の収集・分析、伝達・指示 2　救出・救護活動 3　応急活動対策 4　避難対策 5　広報活動 6　その他市長からの特命事項	本部長 市　長 副本部長 副市長 本部員 監査委員 教育長 消防長 消防団長 総務部長 企画部長 市民福祉部長 環境産業部長 環境産業部主幹 都市整備部長 二ツ井地域局長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 ※必要に応じて国・県・防災関係機関から連絡調整員として本部へ派遣を求める

災害対策連絡部設置基準までに達しない場合であって、被害調査及び情報収集等の初動体制を実施しなければならない場合は、総務部総務課長の判断により、防災担当職員及びその他必要な職員を動員して対応する。

名　　称	設置場所	設　　置　　基　　準	主要業務	構成員
災害対策警戒部	市庁舎	1　相当規模の災害が発生し、または拡大するおそれがある場合で、市長の指示があった場合 2　災害が発生し、第２次動員指定の職員を動員して災害対策を実施するとき	1　災害情報の収集・分析、伝達・指示 2　災害警戒 3　初期緊急応急対策計画の検討・実施 4　計画実施のための動員の検討 5　災害対策本部への移行準備 6　その他市長からの特命事項	部長 　副市長 副部長 　総務部長 部員 　企画部長 　市民福祉部長 　環境産業部長 　環境産業部主幹 　都市整備部長 　二ツ井地域局長 　会計管理者 　教育部長 　議会事務局長
災害対策連絡部	市庁舎 総務部 総務課	1　暴風、大雨、洪水、大雪警報その他の警報が発表された場合で、防災対策上特に必要があると認めたとき 2　災害が発生し、または発生するおそれがあり、第１次動員指定の職員を動員して災害対策を実施するとき	1　災害情報の収集・分析、伝達・指示 2　初期緊急応急対策計画の検討・実施 3　計画実施のための動員体制の検討 4　災害対策警戒部または災害対策本部への移行準備 5　その他市長からの特命事項	部長 　総務部長 部員 　企画部長 　市民福祉部長 　環境産業部長 　環境産業部主幹 　都市整備部長 　二ツ井地域局長 　会計管理者 　教育部長 　議会事務局長

名　　称	設置場所	設　　置　　基　　準	主要業務	構成員
情報収集体制	市庁舎 総務課 防災危機管理室内	1　暴風、大雨、洪水、大雪その他の警報が発表された場合で、被害調査及び情報収集等の初動体制を実施しなければならない場合 2　県内他市町村及び県外協定締結市町村等その他の地域において災害が発生し、支援を行う場合	1　災害情報の収集・分析 2　庁内関係部局との連絡調整 3　被災地域への支援の実施 4　その他市長からの特命事項	防災危機管理室職員 その他必要な職員

（３）廃止基準

市長は、次のとおり、市災害対策本部等の設置の必要がなくなったと認める場合にこれを廃止する。

ア　予想した災害の危険が解消したと認められるとき。

イ　災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

（４）現地対策本部の設置

ア　市災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。

イ　現地災害対策本部長及び同本部員等については、市災害対策本部長が指名するものをもってこれに充てる。

ウ　現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずる。

２　市災害対策本部長等の職務代行

市災害対策本部長等が職務を執ることが出来ない場合であっても本部等の機能を維持するため、本部長等の職務代行者を次のとおり定める。

（１）市災害対策本部長の職務代行者

第一順位　副市長
第二順位　総務部長
第三順位　企画部長

（２）市災害対策本部副本部長の職務代行者

第一順位　総務部長
第二順位　企画部長
第三順位　市民福祉部長

３　市災害対策本部等への移行措置

市災害対策警戒部長（副市長）または市災害対策連絡部長（総務部長）は、被害の拡大により、現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

４　市災害対策本部等事務局

市災害対策本部、市災害対策警戒部、市災害対策連絡部に事務局をおき、別表の事務分掌に従い、事務に従事する。

（１）事務局の設置場所は、総務部総務課（または本庁舎第１・２会議室）とし、総務部総務課長を事務局長とする。

（２）事務局長は、市災害対策本部長（災害対策警戒部長、災害対策連絡部長）指揮下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう市災害対策本部の各部（班）の連絡調整に当たる。

５　能代市災害対策本部組織編成表

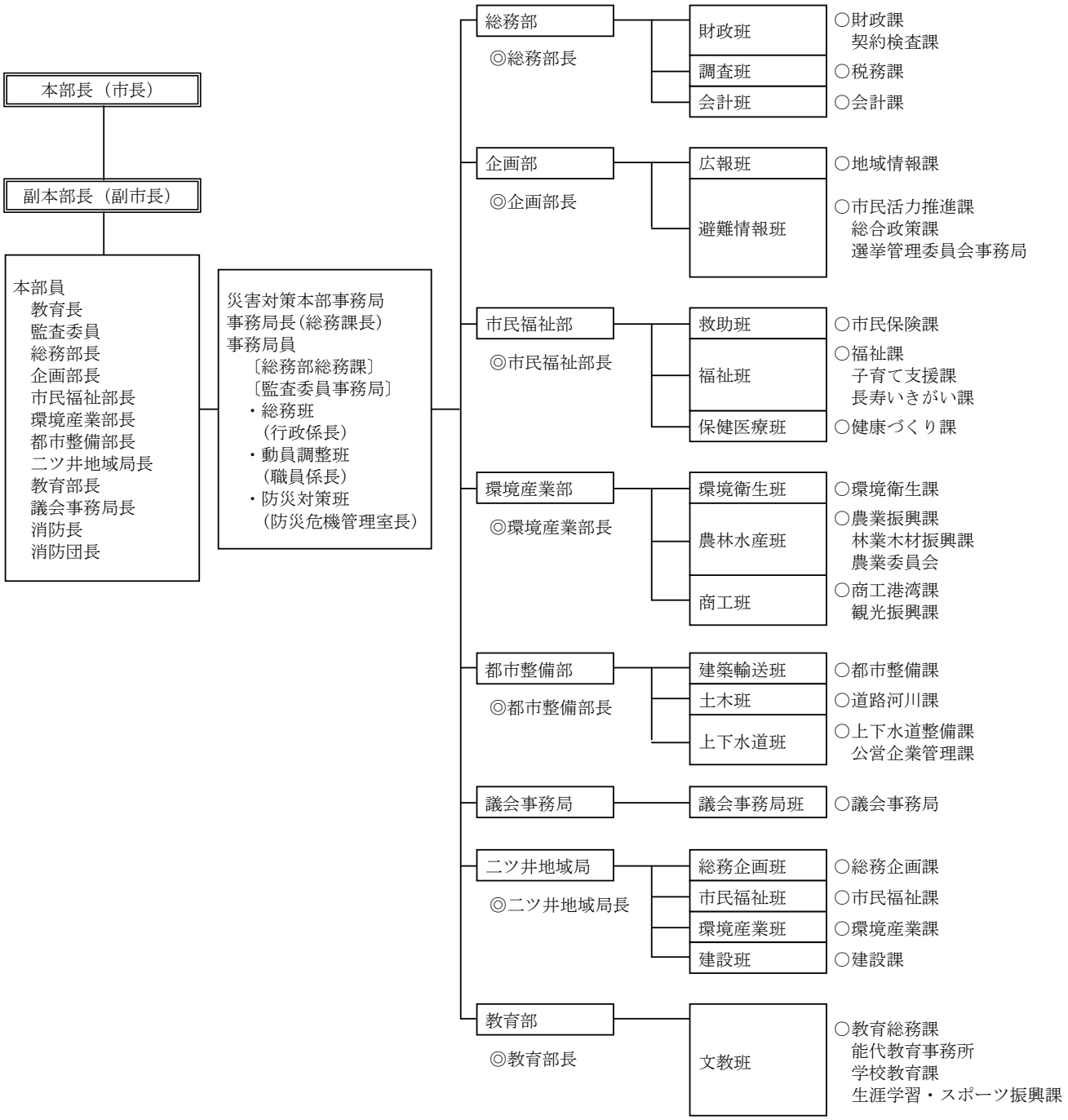

※　◎は部長、○の課長（または局長）は班長

６　能代市災害対策本部の事務分掌

本部に置く部の事務分掌については、下表のように定める。ただし、特例として、本部長は災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び事務分掌を定めることができる。

○市災害対策本部事務局の業務内容

班	業　務　内　容
総　括　班 （行政係長）	1　本部長及び副本部長との連絡に関すること 2　防災会議及び市議会との連絡に関すること 3　各部、班への指示、情報の伝達及び連絡調整に関すること 4　通信の確保に関すること 5　電気関係機関並びに協力業者への協力要請に関すること 6　殉職者に対する慰霊措置に関すること 7　災害見舞者の応接に関すること 8　市庁舎等の被害調査及び応急対策に関すること 9　その他、他の部に属しない事項に関すること
動員調整班 （職員係長）	1　職員の動員に関すること 2　職員の安否確認及び被害調査に関すること 3　職員等の派遣要請及びあっせんに関すること 4　災害応急対策活動従事者（職員等）の公務災害補償に関すること
防災対策班 （防災危機管理室長）	1　災害対策本部会議に関すること 2　気象予警報等の収集総括に関すること 3　災害情報の収集総括に関すること 4　災害の公示及び災害報告に関すること 5　災害記録に関すること 6　知事及び他市町村への応援要請に関すること 7　協定締結自治体等への応援要請に関すること 8　自衛隊への災害派遣要求に関すること 9　警戒区域の設定及び避難勧告、避難指示の発令に関すること 10　災害応急対策の立案、調整に関すること 11　備蓄物資の供給及び生活必需品の調達に関すること

○市災害対策本部各部各班の業務内容

部	班	業　務　内　容
総務部 （総務部長）	財政班 （財政課長）	1　災害に伴う予算編成、処理に関すること 2　補助金及び金融に関すること 3　応急公用負担に関すること 4　災害救助に要する資材及び物品の購入調達に関すること 5　水難救護法に規定する漂流物及び沈没物に関すること 6　車両の確保及び配車に関すること 7　救援・義援物資の受付及び保管に関すること 8　市有物件の被害調査及び応急対策に関すること 9　その他財政全般に関すること 10　対策本部事務局及び部内の連絡調整に関すること
	調査班 （税務課長）	1　人、住家等の被害状況の調査及び確認に関すること 2　被災者の調査把握に関すること 3　被災者台帳に関すること 4　税の減免措置に関すること 5　罹災証明書の発行に関すること
	会計班 （会計課長）	1　災害に伴う会計処理に関すること 2　義援金の受納に関すること
企画部 （企画部長）	広報班 （地域情報課長）	1　防災上必要な広報に関すること 2　報道機関との連絡等に関すること 3　記者発表に関すること 4　災害状況の広報資料の収集作成に関すること 5　災害記録の撮影に関すること 6　防災行政無線及び情報システムに関すること 7　被害情報の提供に関すること 8　ホームページの作成に関すること 9　対策本部事務局及び部内の連絡調整に関すること
	避難情報班 （市民活力推進課長）	1　市民活力推進課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　避難指示等及び、指定避難所、救護所の広報に関すること 3　避難誘導に関すること 4　外国人被災者相談窓口の開設に関すること 5　災害ボランティアに関すること 6　防犯に関すること 7　自治会・町内会等との連絡に関すること 8　対策本部事務局及び部内の連絡調整に関すること

部	班	業　務　内　容
市民福祉部 （市民福祉部長）	救助班 （市民保険課長）	1　指定避難所の設置運営に関すること 2　避難者名簿の作成に関すること 3　被災者の生活相談に関すること 4　その他救助全般に関すること 5　対策本部事務局及び部内の連絡調整に関すること
	福祉班 （福祉課長）	1　各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 3　要配慮者の支援に関すること 4　避難行動要支援者に関すること 5　災害時の応急保育に関すること 6　救援・義援物資、義援金等の配分に関すること 7　奉仕団体の派遣に関すること 8　炊き出しに関すること 9　生活必需品の供給に関すること 10　その他福祉全般に関すること
	保健医療班 （健康づくり課長）	1　健康づくり課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　医療救護班の編成に関すること 3　救護所の設置に関すること 4　避難者（指定避難所外の避難者を含む）の身体及び心のケアに関すること 5　能代市山本郡医師会との連絡調整に関すること 6　医薬品の調達に関すること 7　協力医療機関との連絡調整に関すること 8　その他保健医療全般に関すること

部	班	業　務　内　容
環境産業部 （環境産業部長）	環境衛生班 （環境衛生課長）	1　環境衛生課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　被災地の清掃に関すること 3　被災地におけるごみ処理処分及びし尿処理処分に関すること 4　清掃施設及び火葬場等施設の復旧に関すること 5　被災地の防疫、消毒に関すること 6　衛生、防疫資機材の調達に関すること 7　動物の死体処理に関すること 8　遺体の収容、埋火葬に関すること 9　災害に伴う環境調査に関すること 10　空間放射線量及び放射性物質の調査・測定に関すること 11　その他清掃及び衛生全般に関すること
	農林水産班 （農業振興課長）	1　各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること 3　林業及び水産業に係る被害調査に関すること 4　農林水産業に係る罹災証明に関すること 5　農作物、森林の被害の拡大防止及び病害虫の防除に関すること 6　家畜伝染病の予防対策及び施設等の復旧に関すること 7　農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関すること 8　林産物及び復旧用木材のあっせんに関すること 9　農林水産業関係者の補助及び融資等に関すること 10　応急用米穀（一般用も含む）及び調味料等の調達斡旋に関すること 11　その他農林水産業全般に関すること
	商工班 （商工港湾課長）	1　各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　商工業に係る被害調査に関すること 3　商工業関係者の補助及び融資等に関すること 4　災害対策に要する資材物資の所有業者の把握及び調達に関すること 5　食料の調達に関すること 6　被災失業者の職業相談に関すること 7　災害時における労働力の確保に関すること 8　港湾施設管理者との連絡調整に関すること 9　その他商工業全般に関すること 10　対策本部事務局及び部内の連絡調整に関すること

部	班	業　務　内　容
都市整備部 （都市整備部長）	建築輸送班 （都市整備課長）	1　都市整備課所管の施設及び事業の被害調査及び応急対策に関すること 2　市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 3　応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること 4　建築技術者及び従事者の確保に関すること 5　住宅建築の融資に関すること 6　建築物の応急危険度判定に関すること 7　公園施設に係る被害調査及び復旧に関すること 8　避難者及び傷病者の輸送に関すること 9　遺体の輸送に関すること 10　救援・義援物資の輸送に関すること 11　応急対策及び復旧のための資機材の輸送に関すること 12　輸送車両及び車両燃料の調達に関すること 13　土木建築応急資材の調達に関すること 14　その他建築輸送全般に関すること 15　対策本部事務局及び部内の連絡調整に関すること
	土木班 （道路河川課長）	1　道路河川課所管の施設及び事業の被害調査及び応急対策に関すること 2　道路等の障害物の除去に関すること 3　道路、橋、堤防及び港湾河川等の被害調査に関すること 4　河川、港湾、海岸等における漂流物の処理に関すること 5　土木災害の応急及び復旧対策に関すること 6　道路交通の確保及び通行不能箇所の表示に関すること 7　各道路及び河川管理者との連絡調整に関すること 8　土木技術者及び従事者の確保に関すること 9　その他土木全般に関すること
	上下水道班 （上下水道整備課長）	1　各課所管の施設及び事業の被害調査及び応急対策に関すること 2　飲料水の確保及び供給に関すること 3　給水車両の調達に関すること 4　上下水道施設の被害調査に関すること 5　上下水道施設の応急及び復旧対策に関すること 6　上下水道施設技術者及び従事者の確保に関すること 7　被災地の上下水道施設の衛生維持に関すること 8　上下水道施設の応急資材の調達に関すること 9　その他給水、上下水道施設全般に関すること
議会事務局	議会事務局班 （議会事務局長）	1　議員の安否確認に関すること 2　議員への災害情報等の提供に関すること 3　議員からの災害情報等の収集・整理に関すること 4　被災地及び指定避難所等の調査に関すること 5　その他災害対策本部が必要と認める事項に関すること 6　対策本部事務局及び局内の連絡調整に関すること

部	班	業　務　内　容
二ツ井地域局 （二ツ井地域局長）	総務企画班 （総務企画課長）	1　災害対策本部及び二ツ井地域局内の連絡調整に関すること 2　二ツ井地域内の災害情報の収集統括及び記録に関すること 3　二ツ井地域内の通信の確保に関すること 4　二ツ井地域内で災害が発生し、または発生する場合における初動体制に関すること 5　二ツ井町庁舎及び総務企画課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 6　二ツ井地域内の車両の確保及び配車に関すること 7　二ツ井地域内の避難指示等及び、指定避難所、救護所の広報に関すること 8　二ツ井地域内の避難誘導に関すること 9　自治会・町内会等との連携に関すること 10　二ツ井地域内の救援・義援物資、義援金等の受付及び保管に関すること 11　二ツ井地域内の人、住家等の被害状況の調査及び確認に関すること 12　二ツ井地域内の被災者の調査把握に関すること 13　二ツ井地域内の被災者台帳に関すること 14　二ツ井地域内の罹災証明書の発行に関すること 15　その他総務部、企画部と連携した活動に関すること
	市民福祉班 （市民福祉課長）	1　市民福祉課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　二ツ井地域内の指定避難所の設置運営に関すること 3　二ツ井地域内の避難者名簿の作成に関すること 4　二ツ井地域内の被災者の生活相談に関すること 5　二ツ井地域内の福祉施設及び応急対策に関すること 6　二ツ井地域内の要配慮者の支援に関すること 7　二ツ井地域内の避難行動要支援者に関すること 8　二ツ井地域内の災害時の応急保育に関すること 9　二ツ井地域内の救援・義援物資、義援金等の配分に関すること 10　炊き出しに関すること 11　生活必需品の供給に関すること 12　その他市民福祉部と連携した活動に関すること
	環境産業班 （環境産業課長）	1　環境産業課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　二ツ井地域内の被災地の清掃、防疫、消毒に関すること 3　二ツ井地域内の農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること 4　二ツ井地域内の林業及び水産業に係る被害調査に関すること 5　二ツ井地域内の農林水産業に係る罹災証明に関すること 6　二ツ井地域内の農作物、森林の被害の拡大防止及び病害虫の防除に関すること 7　二ツ井地域内の家畜伝染病の予防対策及び施設等の復旧に関すること 8　二ツ井地域内の商工業に係る被害調査に関すること 9　二ツ井地域内の被災失業者の職業相談に関すること 10　二ツ井地域内の災害時における労働力の確保に関すること 11　その他環境産業部と連携した活動に関すること

部	班	業　務　内　容
二ツ井地域局	建設班 （建設課長）	1　建設課所管の施設及び事業の被害調査及び応急対策に関すること 2　二ツ井地域内の市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 3　二ツ井地域内の応急仮設住宅の建設及び応急修理に関すること 4　二ツ井地域内の建築物の応急危険度判定に関すること 5　二ツ井地域内の公園施設に係る被害調査及び復旧に関すること 6　二ツ井地域内の避難者及び傷病者の輸送に関すること 7　二ツ井地域内の救援・義援物資の輸送に関すること 8　二ツ井地域内の応急及び復旧のための資機材の輸送に関すること 9　二ツ井地域内の道路の障害物の除去に関すること 10　二ツ井地域内の道路、橋、堤防及び河川等の被害調査に関すること 11　二ツ井地域内の河川等の漂流物の処理に関すること 12　二ツ井地域内の土木被害の応急及び復旧対策に関すること 13　二ツ井地域内の道路交通の確保及び通行不能箇所の表示に関すること 14　二ツ井地域内の飲料水の確保、供給に関すること 15　二ツ井地域内の給水車両の調達に関すること 16　二ツ井地域内の水道施設の応急及び復旧対策に関すること 17　その他都市整備部と連携した活動に関すること

部	班	業　務　内　容
教育部 （教育部長）	文教班 （教育総務課長）	1　学校施設及び教育委員会関係施設の被害調査並びに応急対策に関すること 2　指定避難所に指定されている学校施設及び教育委員会関係施設の安全確認及び指定避難所開設に関すること 3　臨時校舎の開設に関すること 4　学校施設に対する集団避難の受入対策に関すること 5　児童、生徒の避難及び救護に関すること 6　児童、生徒の心のケアに関すること 7　保健衛生及び学校給食の保全措置に関すること 8　被災児童、生徒の教科書及び学用品の調査に関すること 9　社会教育施設に係る被害調査及び応急対策に関すること 10　文化財等の被害調査及び保全対策に関すること 11　社会体育施設に係る被害調査及び応急対策に関すること 12　対策本部事務局及び部内の連絡調整に関すること

（１）各課長は、所掌する編成及び業務分担の遂行に当たっては、班（課・局）の調整を図り、部内における相互協力体制をもって臨機に対処する。

（２）各部間における協力については、部長間において協議し、連携を図る。

（３）災害発生の初動対応においては、人命救助を最優先とした活動が主となるため、市災害対策本部の事務分掌にとらわれず、その都度、市災害対策本部からの指示に基づき活動する。特に勤務時間外に災害が発生した場合の初動対応については、既存の組織での対応は困難なため、暫定的な本部体制をつくり対応するものとし、その体制については「災害時職員動員マニュアル」に定めるとおりとする。

○能代山本広域市町村圏組合消防本部の業務内容

	班	業　務　内　容
災害指揮本部	総務班 （総務課長）	1　消防職、団員の招集配備に関すること 2　関係機関との連絡調整に関すること 3　関係機関の要員派遣に関すること 4　消防職、団員の公務災害に関すること 5　罹災職員、家族の被害調査と救護に関すること 6　活動資機材の調整に関すること 7　職員の非常食料、衣料、寝具等の確保と配分に関すること 8　庁舎及び水道等関係施設被害の取りまとめに関すること 9　災害広報に関すること 10　写真記録に関すること 11　情報収集と提供に関すること 12　職員の衛生対策に関すること 13　給食、給水等救護活動に関すること 14　その他各班に属さない事項
	予防班 （予防課長）	1　初期消火指導広報に関すること 2　出火原因調査と記録に関すること 3　情報収集と提供に関すること 4　危険物施設、特定防火対象物等の被害状況把握に関すること 5　危険物施設、特定防火対象物等に対する指導並びに応急措置に関すること 6　その他予防上必要な事項
	警防班 （警防課長）	1　消火活動の総合指揮と調整に関すること 2　部隊運用に関すること 3　救助に関すること 4　避難指示に関すること 5　総合的連絡調整に関すること 6　警防活動方針の決定に関すること 7　延焼阻止線の決定に関すること 8　災害状況図及び警防活動図作成に関すること 9　指揮命令の伝達に関すること 10　災害情報の収集、分析に関すること 11　水利の統制に関すること 12　その他警防上必要な事項
	救急班 （救急課長）	1　救急に関すること 2　医療情報の収集に関すること 3　仮設救護所の設置に関すること 4　その他救急上必要な事項
	通信班 （通信指令室長）	1　出場指令に関すること 2　無線の統制に関すること 3　各班、各活動隊との連絡調整に関すること 4　通信施設の保守と点検に関すること 5　その他通信上必要な事項

第５　市災害対策本部会議の開催

１　本部員の招集

本部長が、必要と認めるとき招集する。

２　報告事項

各部長は、随時、本部会議に次の事項を報告する。

（１）災害情報及び被害状況
（２）災害応急対策の状況
（３）配備体制
（４）各部の措置事項
（５）その他必要な事項

３　協議事項

（１）災害救助法の実施に関すること
（２）本部の活動体制に関すること
（３）被害状況視察隊の編成に関すること
（４）災害応急対策の実施及び調整に関すること
（５）他市町村に対する応援要請に関すること
（６）自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること
（７）災害広報に関すること
（８）県、国に対する要望に関すること
（９）見舞金の給付に関すること
(10) 市災害対策本部の廃止に関すること
(11) その他重要な事項に関すること

第６　豪雪時の体制

平成18年及び平成24年の豪雪・積雪の経験を踏まえ、速やかに雪害対策を行うため、市は、以下のとおり雪害対策本部等を設置し、全庁体制で雪害対応を行う。

なお、雪害対策本部等を設置した場合は、全庁に周知するとともに、所管施設の適正管理、巡回を実施し、被害の軽減に努める。

また、被害報告等についても、速やかに情報共有できる体制を構築する。

豪雪対策本部等の名称及び設置基準

名　　称	設置基準（観測地点での積雪深）	体制及び動員
豪雪対策本部	能代地区　：　90cm 二ツ井地区：　130cm	市災害対策本部と同等 （本部長：市　長）
雪害対策警戒部	能代地区　：　80cm 二ツ井地区：　120cm	市災害対策警戒部と同等 （部　長：副市長）
雪害対策連絡部	能代地区　：　70cm 二ツ井地区：　100cm	市災害対策連絡部と同等 （部　長：総務部長）

※　能代地区または二ツ井地区のいずれかの地区が設置基準に達した場合に設置する。ただし、設置基準に達しない場合についても、状況に応じて設置できるものとする。

第７　複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合、市は、上位の体制への移行、事務局体制の強化等により、災害対応力を強化する。

また、災害対応に当たる要員や資機材等について、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請する。

第８　市域外での災害発生時の措置

県内他市町村及び県外協定締結市町村等その他の地域において災害が発生して支援を行う場合、市は、防災危機管理室に情報収集体制を整え、必要に応じた支援体制が取れるようにする。

第２節　職員の動員体制

【実施機関：各部局】

第１　基本方針

災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、市職員は、災害発生時において、動員基準及び動員計画に基づいて迅速に参集し、所掌業務に基づく応急対策活動に従事する。

なお、動員対象になっていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、市災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第２　職員の動員基準

職員の参集は、「緊急連絡網」「職員参集メール」による連絡に基づく参集と、動員基準に基づく自主参集を基本とする。

１　通常時の動員基準

職員は、動員指示があった場合または以下の動員基準に従い、職員は所属勤務場所、若しくは、指定された施設等に参集する。

動員区分	動員基準	市の体制	職員の参集基準
第１次動員	○各種気象警報が発表された場合で、災害が発生し、または発生するおそれがあり、第１次動員指定の職員を動員して災害対策を実施するとき	災害対策連絡部	・部長級、課長級、課長補佐級職員 ・本庁舎、及び二ツ井町庁舎勤務職員のうち各庁舎から通勤距離が２ｋｍ以内に居住する職員 ・各施設の長（体育館、公民館、地域ｾﾝﾀｰ、保育所等） ・総務部総務課職員 ・二ツ井地域局総務企画課に所属する防災担当職員 ・その他各部において必要と認められる指定職員
第２次動員	○相当規模の災害が発生し、または拡大するおそれがある場合で、市長の指示があった場合 ○第２次動員指定の職員を動員して災害対策を実施するとき	災害対策警戒部	・上記職員に副市長、係長職員を加える。
第３次動員	○市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがある場合 ○市域に大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表される可能性があると発表されたとき ○避難指示、勧告等の避難対策を実施する場合 ○災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合	災害対策本部	・全職員

※　上位の体制に移行する場合は、速やかに所定の要員に連絡をとり、参集する。

※　雪害対策本部等を設置する場合についても、当該動員区分により、参集する。

２　休日・夜間の動員

職員は、能代市職員服務規則第22条の規定に基づき、休日等若しくは勤務時間外に庁舎、またはその付近に火災その他の非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁しなければならない。

参集不能の場合は、所属長にその旨、連絡するように努める。

第３　職員の初期対応及び参集における心得

すべての職員は、災害が発生した場合、次の事項を遵守するものとし、日頃から心得ておく。

１　主に勤務時間内における遵守事項

（１）動員されていない場合も常に災害に関する情報、市災害対策本部等の指示に注意する。
（２）勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。
（３）不急の行事、会議、出張等を中止する。
（４）正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
（５）災害現場に出動した場合は腕章を着用する。
（６）自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。
（７）来庁者の身の安全の確保を最優先とする。

２　主に勤務時間外における遵守事項

（１）災害が発生し、その災害が動員基準に定める事項に該当することを知ったとき、または該当することが予測されるときは、登庁指示を待つことなく自主的に所属の勤務場所、若しくはあらかじめ指定された場所に登庁する。
（２）登庁においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、登庁後直ちに所属長に報告する。

３　登庁における留意事項

（１）職員は、速やかに勤務課所へ参集することとし、その際、身分証明書、食料（３食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。
（２）災害の発生時間が夜間、休日の場合及び、災害により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて自ら的確に行動する。
（３）大規模災害が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止したり、道路が車両通行不能になることも予想されることから、参集手段は自転車、バイク、徒歩とするよう努める。
（４）居住地の周辺で大規模な災害が発生し、市民、自主防災組織等による人命救助活動が実施されているときは、その旨を所属長に連絡し、これに参加する。
（５）参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、消防機関または警察に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとる。

４　災害により勤務課所への登庁が不能となった場合の措置

道路冠水等で所属課所への登庁が困難な場合は、登庁可能な庁舎に参集し、施設の責任者の指示を受け、災害応急対策に従事する。なお、管内に特に大きな被害がない場合には、施設の責任者は参集した職員に対し、それぞれの所属課所へ出動するよう指示する。

第４　職員のとるべき緊急措置

災害直後に職員がとるべき緊急措置は、以下のとおりとする。

１　勤務時間内に災害が発生した場合

（１）在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し､火災発生等により避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

（２）被害状況の把握と初期消火

市庁舎、施設の被害状況を把握し、管理者等へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

（３）被害状況を踏まえた庁舎、施設への措置

市庁舎等の被害状況を踏まえ、危険個所への立ち入り規制等の措置を行う。

（４）非常用自家発電機能や通信機能の確保

市庁舎及び市出先機関の各施設の管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。

２　勤務時間外に災害が発生した場合

（１）災害情報の収集

全職員は、勤務時間外に災害の発生を知ったとき、各自テレビ、ラジオ等から速やかに災害情報を収集する。

（２）職員の参集

動員指示または動員基準に基づき、速やかに参集する。

第５　動員計画

１　動員基準と動員人数

動員基準による動員人数は、別表のとおりとする。

別表第１　動員基準

	第１次動員 災害対策連絡部 設　置　時	第２次動員 災害対策警戒部 設　置　時	第３次動員 災害対策本部 設　置　時
市長			1
副市長		1	1
監査委員			1
教育長			1
消防長			1
消防団長			1
総務部	部長	部長	部長
総務課	21	21	21
財政課	3	4	12
契約検査課	2	2	6
税務課	11	13	33
企画部	部長	部長	部長
総合政策課	4	4	6
市民活力推進課	4	4	9
各地域センター	4	4	4
地域情報課	2	4	8
市民福祉部	部長	部長	部長
福祉課	12	13	19
子育て支援課	10	10	45
長寿いきがい課	4	5	16
健康づくり課	2	6	13
市民保険課	12	13	28
環境産業部	部長	部長	部長
環境衛生課	5	7	18
商工港湾課	7	9	13
観光振興課	2	2	5
林業木材振興課	1	1	5
農業振興課	11	12	23
都市整備部	部長	部長	部長
都市整備課	23	23	23
道路河川課	15	15	15
上下水道整備課	11	11	11
公営企業管理課	13	13	13

	第１次動員 災害対策連絡部 設　置　時	第２次動員 災害対策警戒部 設　置　時	第３次動員 災害対策本部 設　置　時
二ツ井地域局	局長	局長	局長
総務企画課	6	7	14
市民福祉課	10	10	18
環境産業課	2	2	8
建設課	8	8	11
会計課	4	5	7
議会事務局	5	5	7
選挙管理委員会事務局	2	2	3
監査委員事務局	1	2	3
教育委員会事務局	教育部長	教育部長	教育部長
教育総務課	3	6	6
能代教育事務所	2	2	3
学校教育課	7	15	18
生涯学習・スポーツ振興課	14	25	31

能代山本広域市町村圏組合消防本部の動員基準

	第１次動員	第２次動員	第３次動員
指揮班（消防署長）	3	4	8
総務班（総務課長）	2	4	8
警防班（警防課長）	10	25	39
救護班（救急課長）	2	8	12
調査班（予防課長）	2	7	21
情報収集班（通信指令室）	2	5	11

※　動員表は、一応の基準を示したものであり、各部、各班の長は災害の種類規模等により適宜増員する。

２　動員に関する留意事項

（１）動員職員の指定は、定期人事異動に伴い、毎年度所属長が行い、総務部総務課長に報告する。

（２）動員職員名簿は、総務課長が保管する。

（３）本計画に記載のない事項については、「災害時職員動員マニュアル」による。

（４）豪雪対策本部等を設置する場合の職員の動員についても、本動員計画による。

３　動員指示、各種情報の伝達系統

（１）伝達系統

伝達系統は、次のとおりである。

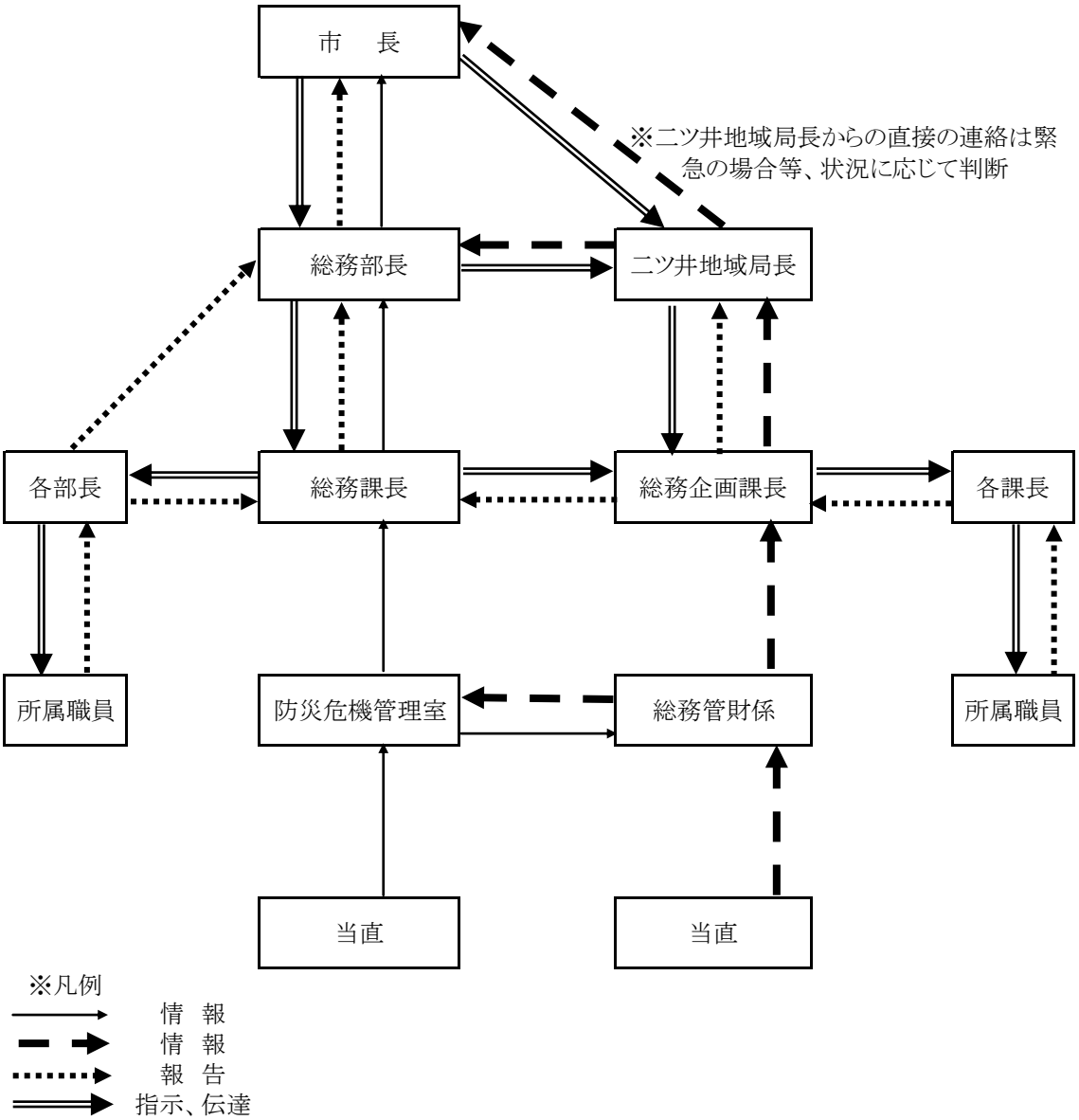

（２）伝達上の留意事項

ア　職員は、災害が発生し、その被害が拡大するおそれがあることを知ったときは、動員の指示を待たずに自らの判断で登庁する。

イ　動員伝達者及び動員要員に指定されている者は、常にその所在を明らかにしておく。

第６　応急公用負担

災害が発生し、または発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、一定の区域内の土地、建物または工作物等を使用し、または収用し、さらには、区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行うものとする。

１　要件

市内に災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき

２　公用負担の内容

（１）物的公用負担（災対法第64条）

ア　土地建物その他の工作物の一時使用

イ　土石、竹木その他の物件の使用または収用

ウ　現場の災害を受けた工作物または物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置

（２）人的公用負担（災対法第65条）

市民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を従事させることができる。

ア　従事命令

一定の職種の者を応急措置に関する業務に従事させる権限

イ　協力命令

被災者その他近隣の者を応急措置に関する業務に協力させる権限

３　公用負担の手続等

災害対策基本法施行令（第24条第１項）等で定めるところによる。

４　損失補償及び損害補償

災害対策基本法施行令第82条第１項、第84条第１項の規定による。

第７　防災関係機関の活動体制

市域に災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの防災計画に基づき、市や他機関との情報交換を行うとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等により、自らの応急対策、あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとるものとする。

市に災害対策本部が設置された場合は、その通知を受けて、市災害対策本部の関係する各部局、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努める。

第８　応援要請等

市は、本章「第４節　相互応援」により、応援要請等を行う。

なお、知事は、災害の規模等により、当該県域における地方公共団体間の応援の要求のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県に応援することを求めるよう要求することができる。（災害対策基本法第74条の２）

第９　職員の派遣要請

市は、本章「第４節　相互応援」により、職員の派遣を要請する。

第10　応急措置の代行

災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことが出来なくなった場合は、市長が実施すべき事務について、知事が次の応急措置を代行する。

１　警戒区域を設定し、同地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または同地域からの退去を命ずる。
２　他人の土地、建物その他の工作物等を一時使用し、若しくは収用する。
３　応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
４　現場にいる者を応急措置の業務に従事させる。

第３節　自衛隊の災害派遣要請

【実施機関：総務部】

第１　基本方針

大規模で広範囲にわたる災害が発生し、人命または財産の保護のため、自衛隊への災害派遣要請の必要があると認めた場合は、知事を通じて自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

第２　災害派遣要請権者

<table>
<tr><th colspan="2">要請権者</th><th>対象となる災害</th><th>関係法令</th></tr>
<tr><td colspan="2">知　　事</td><td>主として陸上災害</td><td>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第１項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">政令で定める者</td><td>海上保安庁長官</td><td rowspan="2">主として海上災害</td><td rowspan="3">自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第105条</td></tr>
<tr><td>第二管区海上保安本部</td></tr>
<tr><td>仙台空港事務所</td><td>主として航空機遭難</td></tr>
</table>

第３　担当地域

自衛隊の担当部隊	担当地域
陸上自衛隊第21普通科連隊	県下全域
航空自衛隊秋田救難隊	県下全域及び海上区域
航空自衛隊第33警戒隊	県下全域及び海上区域

第４　災害派遣要請の範囲・対象等

１　災害派遣の範囲

（１）災害が発生し、知事が、人命または財産保護のため、必要があると認めて要請したとき

（２）被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めたとき

（３）突発的な災害で､救援に緊急を要し､知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣するとき

ア　関係機関に対し、災害状況を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

イ　知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められるとき

ウ　海難事故、航空機事故及び鉄道運転事故の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであるとき

エ　その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

　この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

２　要請基準

（１）災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であるとき
（２）救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があるとき
（３）人命または財産保護のため、公共性を満たすものであるとき
（４）自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないとき
（５）救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であるとき

３　災害派遣部隊の活動範囲

（１）被害情報の把握（被災地の偵察）
（２）避難の援助
（３）救急医療、救護・防疫
（４）人員、物資の緊急輸送
（５）給水・炊き出し
（６）遭難者の捜索活動
（７）通路・水路の応急警戒
（８）水防活動
（９）消防活動
(10) 危険物の除去・保安
(11) 救援物資の無償貸与・譲与
※　「防衛庁の管理に属する物品の無償譲与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第１号）に基づく、被災者への救援物資の無償貸付または譲与
(12) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

第５　自衛隊の災害派遣要請手続等

１　派遣要請手続き

（１）市長は、自衛隊の災害派遣を要請しようとする場合は、知事に対し災害派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により知事に依頼し、事後速やかに文書を提出する。
（２）市長は、通信の途絶等により、知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知する。なお、この通知をした場合には、通信の復旧後その旨を速やかに知事に通知する。
（３）市長は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等の要請をするいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報し、事後速やかに所定の手続きを行う。

２　派遣要請の内容

（１）災害の状況及び派遣を要請する事由
（２）派遣を必要とする期間
（３）派遣区域及び活動内容
（４）その他参考となるべき事項

３　災害派遣連絡窓口

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地指令	第３科 秋田(018)845-0125 内線236、238 FAX 239 衛星197-59 衛星FAX 197-50	駐屯地当直司令 秋田(018)845-0125 内線302、402 FAX 239
海上自衛隊	舞鶴地方総監	総監部オペレーション 舞鶴(0773)62-2250 内線2222、2223 FAX(0773)64-3609	
航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田(018)886-3320 内線252、253 FAX 251 衛星198-59 衛星FAX 198-50	当　直 秋田(018)886-3320 内線225 FAX 270
	第33警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	総括班　運用訓練 男鹿(0185)33-3030 内線205 FAX 209	当　直 男鹿(0185)33-3030 内線211、212 FAX 209
	北部航空方面隊司令官	運用課 三沢(0176)53-4121 内線2354 FAX 2359	ＳＯＣ当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線2204、3900 FAX 2439

第６　災害派遣部隊の受入れ

１　災害派遣部隊の受入措置等

市長は、知事または自衛隊から災害派遣の通知を受けたとき、受入れのための必要な以下の措置をとるものとする。

（１）県及び部隊指揮官との連絡責任者を定めること
（２）派遣部隊誘導のため要員を派遣すること
（３）作業計画を作成し、部隊到着後、直ちに指揮官と連絡調整ができる体制を整えること
（４）作業に必要な資機材を整備すること
（５）必要により、災害地の区域、災害の程度を示した地図、または略図を準備すること
（６）派遣部隊の宿舎及び給水に関し、便宜を図ること
（７）必要に応じて、ヘリポートの設定について、便宜を図ること

２　連絡員の派遣

自衛隊は、知事等からの災害情報を検討し、必要と認める時は、市に連絡員を派遣し、迅速な情報収集に当たる。

市長等は、連絡員に対し、情報の収集及び連絡に必要な便宜を図る。

３　職員の派遣

市長等は、災害現地関係機関及び災害派遣部隊等との調整を図るため、必要に応じて関係職員を派遣する。

４　活動報告

自衛隊は、連絡員、偵察班及び災害派遣部隊等の派遣を命じた時は、その指揮官の職・氏名、人員、出発時間、到着時間、資機材等、必要な事項を市長等に通知する。

５　災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長等または警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（１）警戒区域の設定並びに立ち入りの制限、禁止及び退去命令
（２）他人の土地等の一時使用等
（３）現場の被災工作物等の除去等
（４）市民等を応急措置の業務に従事させること

第７　自主派遣における措置

１　指定部隊の長は、可能な限り早急に、市長に対して、自主派遣について連絡するものとする。

連絡事項は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊長の官職・氏名、隊員数とする。

２　市長は、知事からの通知または部隊の長から直接連絡を受けた場合は、本節第６「災害派遣部隊の受入れ」に定める措置に準じた措置をとる。

３　自主派遣後において、市長が要請を行った場合は、その時点において当該要請に基づく救援活動となることから、市長は、本節第５「自衛隊の災害派遣要請手続等」に定める措置をとる。

第８　派遣部隊の撤収

災害派遣部隊等の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事及び市長から撤収要請があった場合、または連隊長が派遣の必要がなくなったと認めた場合に、協議して行うものとする。

第９　費用の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分に定めがたいものについては、その都度協議のうえ決定する。

１　自衛隊が負担する経費

（１）部隊の輸送費
（２）隊員の給与
（３）隊員の食料費
（４）その他部隊に直接必要な経費

２　市が負担する経費

上記１に掲げた以外の経費は、市が負担する。

第10　災害派遣要請及び撤収に関する様式

「資料編○○　自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関する様式」（P○○）を参照とする。

第４節　相互応援

【実施機関：総務部、消防本部】

第１　基本方針

大規模災害発生時においては、被害が広範囲にわたって発生し、市単独で十分な対応ができない事態も想定される。

このような場合、市は、防災関係機関、他市町村、民間団体、自衛隊等に応援を要請し、災害応急・復旧対策を実施する。

第２　地方自治体等との相互応援

１　広域応援要請の判断

市長は、災害が発生した場合において、現有の人員、備蓄物資等では災害応急対策または災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法律、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関に応援を要請する。

２　県・他都市・指定地方公共機関等への要請

（１）県に対する要請

ア　要請の手続き

県知事に対し、人的及び物的な応援要請または応急措置の実施を要請する場合は、まずは電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。

イ　要請の事項

要請は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事　　項	根拠法令
県への応援要請または応急措置の実施の要請	1　災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する事由 2　応援を必要とする期間 3　応援を希望する職種別人員及び物資、資材機材、器具等の品名並びに数量 4　応援を必要とする場所 5　応援を必要とする活動内容 6　その他必要な事項	災対法第68条

（２）他市、指定地方公共機関等への要請

ア　協定締結市への要請

（ア）秋田県内12市への要請

秋田県内12市（秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、男鹿市、湯沢市、大仙市、鹿角市、北秋田市、潟上市、仙北市、にかほ市）への要請については「災害時における相互援助に関する協定書」（平成18年４月26日）に基づいて、次の事項を明らかにして、各市へ要請を行い、後日速やかに文書を提出する。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
1　食料及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 2　救援及び救助活動に必要な車両等の提供 3　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4　被災者を一時入所させるための施設の提供 5　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 6　前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認めるもの	1　被害状況 2　援助を受ける場所及びその経路 3　援助を受ける期間 4　左記１～４について要請する場合は、品名、規格、数量等 5　職員の派遣を要請する場合は、事務職、技術職、技能職の種別及び人員 6　その他の必要な事項

（イ）銀河連邦構成市町３市２町への要請

神奈川県相模原市、岩手県大船渡市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町への要請については「災害時における相互応援に関する協定書」（平成22年４月１日）に基づいて、次の事項を明らかにして、各市へ要請を行い、後日速やかに文書を提出する。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
1　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2　被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3　救援及び救助活動に必要な車両等の提供 4　救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣 5　ボランティアの斡旋 6　児童・生徒の受入 7　被災者に対する住宅の斡旋 8　地元企業・団体等への被災地支援の呼び掛け 9　前各号に掲げるもののほか、特に要請があると認めるもの	1　被害の状況 2　応援を要請する物資等の品名、数量等 3　応援を要請する職員の職種及び人員 4　応援場所及びその経路 5　応援の期間 6　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（ウ）能代山本広域市町村圏組合構成市町３町への要請

山本郡内３町（藤里町、三種町、八峰町）への要請については「災害時における相互援助に関する協定書」（平成18年８月29日）に基づいて、次の事項を明らかにして、各町へ要請を行い、後日速やかに文書を提出する。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
1　災害時における人的及び物的被害を最小限度に防止するための消防力の提供 2　食料及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 3　救護及び救助活動に必要な車両等の提供 4　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 5　被災者を一時入所させるための施設の提供 6　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 7　前各号に定めるもののほか、被災市町が特に必要があると認めるもの	1　被害の状況 2　援助を受ける場所及びその経路 3　援助を受ける期間 4　左記１～４について要請する場合は、品名、規格、数量等 5　派遣を要請する職員の職種及び人員 6　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（エ）秋田県及び県内24市町村への要請

秋田県及び県内24市町村への要請については、「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」（平成24年１月20日）に基づいて、次の事項を明らかにして県に要請を行い、後日速やかに文書を提出する。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
1　食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供 2　指定避難所の開設及び避難者の受入 3　廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供 4　応急活動に必要な職員の派遣 5　前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの	1　被害の状況 2　要請する応援の内容 （1）左記１に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等 （2）左記２に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等 （3）左記３に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等 （4）左記４に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等 3　前２号に掲げるもののほか必要な事項

（オ）豊島区への要請

豊島区への要請については、「非常災害時における相互応援に関する協定」（平成25年４月４日）に基づいて、次の事項を明らかにして豊島区に要請を行い、後日速やかに公文書を提出する。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
1　食料、飲料、生活必需品等の救助救援用物資の提供 2　医療、防疫資機材、発電機、車両等の資機材の提供または貸与 3　医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員の派遣 4　被災者の一時収容のための施設の提供 5　被災した児童・生徒等の一時的な受入 6　住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ 7　その他、特に要請のあった事項	1　被害の内容及び被害の状況 2　左記１及び２に掲げるものの品名、数量等 3　左記３に掲げるものの職種別人員 4　左記４及び５に掲げるものの人数及び期間 5　応援の場所及び応援場所への経路 6　応援の期間 7　その他必要な事項

（カ）その他市町村等への要請

その他の市町村への応援要請については、（１）に準じて行う。

（キ）他都道府県・指定地方公共機関等への要請

他都道府県・指定地方公共機関等に応援のあっせんを求める場合は、県知事に対し、まずは電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。なお要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

応援の要請	事　　項	根拠法令
応援の要請	1　災害状況及び応援の斡旋を求める事由 2　応援を希望する機関名 3　応援を必要とする期間 4　応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 5　応援を必要とする場所 6　応援を必要とする活動内容 7　その他必要な事項	災対法 第68条、第74条
職員の派遣の要請	1　派遣のあっせんを求める事由 2　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3　派遣を必要とする期間 4　派遣される職員の給与その他の勤務条件 5　その他参考となるべき事項	災対法 第30条 地方自治法 第252条の17
緊急放送の要請 ＮＨＫ秋田放送局 ㈱秋田放送 秋田テレビ㈱ 秋田朝日放送㈱ エフエム秋田㈱	1　放送要請の事由 2　放送事項 3　希望する放送日時・送信系統 4　その他必要な事項	災対法 第57条

消防本部、上下水道整備課において独自の応援要請をする場合は、市長の許可を得る。
なお、緊急を要する場合はこの限りでないが、事後速やかに報告する。
また、災害状況については、総務課と密接な連絡を取り合う。

・自治法第252条の17（地方公共団体相互間の職員派遣）
・災対法第21条（関係行政機関等に対する協力要求）
・　〃　第22条（地方防災会議等相互の関係）
・　〃　第29条（職員の派遣の要請）
・　〃　第30条（職員の派遣のあっせん）
・　〃　第45条（地域防災計画の実施の推進のための要請等）
・　〃　第67条（他市町村等に対する応援の要求）
・　〃　第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
・　〃　第72条（都道府県知事の指示等）

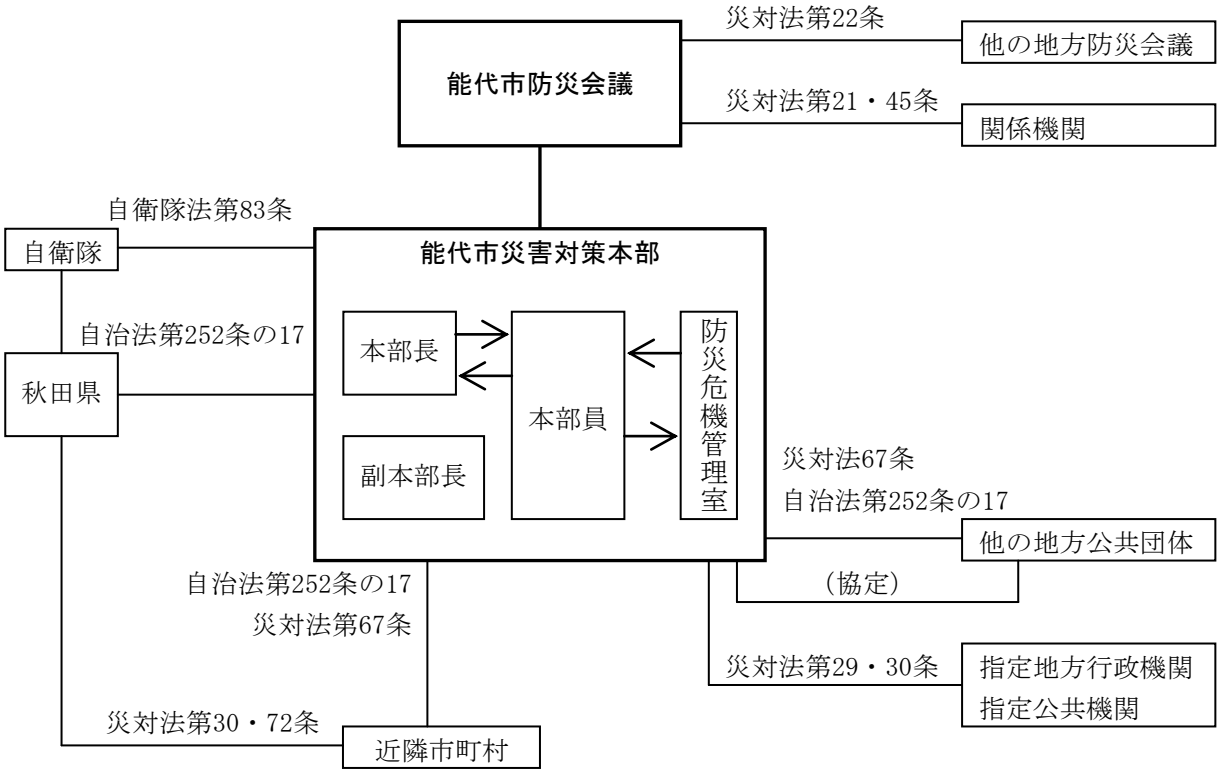

災害発生時における広域応援の体系図

３　派遣職員の身分取扱い等

派遣職員の身分取扱い等は、以下のとおりとする。

（１）派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
（２）派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
（３）給料・諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは、派遣先で負担する。

第３　民間団体等に対する要請

市は、必要に応じて、協定を締結している民間団体に協定に基づき、応援の要請を行う。

第４　応援の要領等

１　応援隊は、一体となって本市の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
２　応援のために要した費用は、本市が負担する。

第５　消防機関等の相互応援

消防機関の相互応援は「秋田県広域消防相互応援協定書」のとおりであり、消防本部は、必要に応じて協定書に基づく相互応援を行う。

第６　緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年３月26日付け消防震第19号）第４条第３項に基づき、被災地、受援都道府県及び消防庁と連携のうえ、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施する。

１　緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

この計画は、消防組織法第45条第２項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的として、消防庁において策定されたものである。

２　緊急消防援助隊運用要綱

この要綱は、消防組織法や緊急消防援助隊運用要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的として、消防庁において、策定されたものである。

３　受援計画

被災地を管轄する消防本部は、各応援部隊を円滑に受入れるため受援体制を整備する。

緊急消防援助隊の割り振りを行うため、知事は、緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、県、代表消防機関及び被災地消防本部の職員並びに指揮支援部隊長により構成される消防応援活動調整本部を設置する。

４　各部隊の構成・任務

部隊の名称	構成・任務
指揮支援部隊	ヘリコプターにより迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援
都道府県指揮隊	被災地における緊急消防援助隊は、都道府県単位で活動することから、都道府県隊の指揮や連絡調整
救助部隊	高度救助用資機材を備え、要救助者の探索、救助活動を実施
救急部隊	高度救助用資機材を備え、救急活動を実施
消火部隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動
後方支援部隊	各隊の活動を支援するために、給水設備・トイレ・寝具等を備えた車両による必要な補給活動
航空部隊	消防・防災ヘリコプターを用いた消防活動

部隊の名称	構成・任務
水上部隊	消防艇を用いた消防活動
特殊災害部隊	石油・化学火災、毒劇物・放射性物質災害等、特殊な災害へ対応するための消防活動
特殊装備部隊	特殊装備を使用した活動 １　はしご隊　　２　水難救難隊　　３　遠距離送水隊

５　指揮支援部隊

緊急消防援助隊要綱第４条第２項及び第５条第２項に基づき、指揮支援部隊及び指揮支援部隊長の所属する消防本部は、次のとおりとする。

災害発生道県		部隊長の所属する消防本部	指揮支援部隊が所属する消防本部
北海道	北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局 東京消防庁、横浜市消防局 千葉市消防局
東　北	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県 新潟県	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局 東京消防庁、横浜市消防局 川崎市消防局

６　指揮支援部隊長

緊急消防援助隊要綱第５条第４項に基づき、指揮支援部隊長が被災等によりその任務を遂行できない場合には、次に掲げる消防本部に所属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の職務に当たるものとする。

災害発生地域	指揮支援部隊長代行の属する消防本部
北海道	仙台市消防局
東　北	札幌市消防局

７　出動要請

（１）原則として、被災地の市町村長が知事を通じて総務省消防庁長官へ応援要請し、要請を受けた消防庁長官は、適切な都道府県知事へ出動要請を行う。

（２）被災地の状況により、応援要請を待ついとまがないと判断されるとき、消防庁長官は、自らの判断で都道府県知事に出動要請ができる。

８　現地集結・活動

知事から出動依頼を受けた消防本部は、県内で部隊集結し、必要事項を確認のうえ現地に出発する。

被災地到着においては、被災地が指定した場所に集結し、被災地消防本部または指揮支援部隊による指揮支援本部の指示により活動を行う。

９　撤収

任務が収束に近づいたとき、被災地の消防本部の指示により、緊急消防援助隊は撤収する。

10　経費負担

緊急消防援助隊の応援活動に係る経費の負担については、消防組織法第25条第１項や「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」に基づき、国がその一部を負担することとされているほか、「緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担について」（平成８年４月３日付け消防救第59号消防庁救急救助課長通知）などに基づき、受援側と応援側の協議により定めることとなっている。

また、受援市町村等は、応援側への経費負担の一部を（財）全国市町村振興協会による消防広域応援交付金により賄うこともできる。

第７　他市町村被災時の応援

市は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定または法令に基づき、物的、人的応援を迅速・的確に実施する。

１　連絡体制

（１）密接な情報交換

災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村との応援についての情報交換を密接に行っておく。

（２）被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておく。

２　他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なために応援要請がされた場合は、以下の要領で災対法に基づき、他市町村に対して応援を実施する。

ただし、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。

（１）被害情報の収集

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行う。

（２）応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料､衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の体制とする。

（３）被災者受入施設の提供等

市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入するための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供、若しくはあっせんを行う。

３　大規模災害発生時の他都道府県からの被災者の受入・支援

市は、県と連携して、大規模災害が発生した際は直ちに県有施設、市有施設及び民間宿泊

施設の受入可能状況を調査するとともに、県を通じて被災都道府県から災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合には、被災都道府県と連携を図り、速やかに被災者の受入れを行い、被災者のニーズに応じて次の支援を行う。

（１）市は、県と連携して、被災者の指定避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して指定避難所や応急仮設住宅への戸別訪同等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。

（２）市は、県と連携して、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行い、きめ細やかな対応を実施する必要があることから、避難情報を早めに入手し、受入体制を整備する等の検討を進める。

（３）市は、県と連携して、就労ニーズの把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人掘り起こし等を行って、被災者の就労支援を実施する。

（４）市は、大規模災害により被災し、経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒が本市の公立小・中学校に転入した場合、県と連携して、その保護者を対象に必要な就学援助策を講ずる。

（５）市は、大規模災害により被災した乳幼児が、本市の幼稚園または保育所に入園（入所）する際の負担を軽減するために、県等と連携した支援策を講ずる。

第８　災害時応援協定一覧

第２章の「第26節　相互応援体制の整備等」を参照とする。

第５節　気象予警報等の伝達

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

風水害等は気象情報等の収集により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講ずることが可能である。

このため、市は、関係機関及び市民に対し、迅速かつ適切に気象予警報等の情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。

第２　気象注意報、警報等の種類と発表基準

秋田地方気象台は、気象・地象（地震は、発生した断層運動による地震動に限る）・水象等の観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報（大津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報を除く）及び台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を発表し、防災関係機関等へ伝達する。

市は、これらの気象情報を、秋田地方気象台、防災関係機関、報道関係機関等の協力を得て、市民に周知するように努める。その際、要配慮者へ分かりやすく伝達するよう努めるものとする。

特に、特別警報は、重大な災害の危険性が著しく高まっており、市民は直ちに命を守る行動をとる必要がある場合に発表される情報であり、気象業務法において、市から市民への周知が義務づけられていることから、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。

また、情報伝達を円滑に行うため、防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

秋田地方気象台から発表される種類及び基準は、次のとおりである。

１　気象注意報及び警報

気象に関する特別警報、警報、注意報は気象業務法により、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある時には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨等の特別警報・警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合もある。

以下に示す特別警報の種類と発表基準は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と発表基準の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安ではあるが、先行降雨、季節、地域の特性、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。

特に、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害等の二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報等の発表基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

（１）特別警報

種　　類	概　　要
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 （能代市）（50年に一度の値） 48時間降水量：257㎜、３時間降水量：119㎜、土壌雨量指数175 警報基準（土壌雨量指数）97
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。 （能代市） 50年に一度の積雪深103cm、既往最深積雪92cm
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。

（２）気象警報

種　　類	概　　要
大　雨　警　報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 （浸 水 害）雨量基準　平　坦　地：１時間雨量40㎜ 平坦地以外：１時間雨量50㎜ （土砂災害）土壌雨量指数基準　97
洪　水　警　報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 雨量基準　平　坦　地：１時間雨量40㎜ 平坦地以外：１時間雨量50㎜ 流域雨量指数基準　藤琴川流域＝20、常盤川流域＝９、種梅川流域＝13 複合基準　－ 指定河川洪水予報による基準　米代川［二ツ井・向能代］
大　雪　警　報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 降雪の深さ　平野部：12時間の降雪の深さ35cm 山沿い：12時間の降雪の深さ50cm

種　　類	概　　要
暴　風　警　報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 平均風速　陸上：18m/s 海上：18m/s
暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 平均風速　陸上：18m/s　雪を伴う 海上：18m/s　雪を伴う
波　浪　警　報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 有義波高　6.0m
高　潮　警　報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 潮位　東京湾平均海面(T.P.)上1.5m

※　数値は能代市域の基準（平成22年５月27日現在）

（３）気象注意報

種　　類	概　　要
大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 雨量基準　平　坦　地：１時間雨量25mm 平坦地以外：１時間雨量30mm 土砂雨量指数基準値　82
洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 雨量基準　平　坦　地：１時間雨量25mm 平坦地以外：１時間雨量30mm 流域雨量指数基準　藤琴川流域＝16、常盤川流域＝７、種梅川流域＝７ 複合基準　－ 指定河川洪水予報による基準　米代川［二ツ井・向能代］
大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 降雪の深さ　平野部：12時間の降雪の深さ15cm 山沿い：12時間の降雪の深さ25cm
強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 平均風速　陸上：12m/s 海上：12m/s
風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 平均風速　陸上：12m/s　雪を伴う 海上：12m/s　雪を伴う
波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 有義波高　3.0m

種　　類	概　　要
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 潮位　東京湾平均海面(T.P.)上1.0m
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 視程　陸上：100m 　　海上：500m
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 ①最小湿度40％、実効湿度65％ ②実効湿度70％、風速10m/s
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ①山沿いで24時間の降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温５℃以上の日が継続
着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのある時に発表される。 大雪注意報の条件下で気温が－２℃より高い場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある時に発表される。 融雪により被害が予想される場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのある時に発表される。 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね２℃以下 ただし、早霜については農作物の生育を考慮し実施する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある時に発表される。 （夏期）最高・最低・平均気温のいずれかが平年より４℃～５℃以上低い日が数日以上続くとき （冬期）①秋田地方気象台で最低気温－７℃以下 　　②秋田地方気象台で最低気温が－５℃以下の日が数日続くとき

※　数値は能代市域の基準（平成22年５月27日現在）

（４）その他気象情報等

種　　類	概　　要
気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。 ア　予告的な情報 （ア）特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 （イ）少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 イ　特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合
土砂災害警戒情報	県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自宅避難の参考となるよう市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)ごとに発表される。 詳細は、本節第10を参照とする。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。記録的短時間大雨情報は、１時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。

※　数値は能代市域の基準（平成22年５月27日現在）

（参考）　平均風速：10分間平均
有 義 波：引き続いて観測されたＮ個の波の中から高い順に選び出されＮ／３個の波の平均波高と平均周期を、自分の波高と周期とする波を有義波または１／３最高波という。
実効湿度：木材等の乾燥度を表す指数、木材の乾燥度はその時の空気の乾燥状態のみで決まらず、数日前からの乾燥状態の影響を受ける。

注１　発表基準に記載した数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決定したものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。

注２　注意報及び警報は、災害の起こるおそれのある地域が細分できるときは、地域を細分して発表する。
地城の細分は、次による。
一次細分……沿岸と内陸
二次細分……能代山本地域、秋田中央地域、本荘由利地域、北秋鹿角地域、仙北平鹿地域、湯沢雄勝地域の６細分
当市の地域細分は能代山本地域となる。なお、沿岸には海岸線から、おおむね20海里（約

37km）以内の海上（沿岸の海域）を含むものとする。

注３　大雪注意報、大雪警報において「平野部」とは標高おおよそ200m未満、「山沿い」とは標高おおよそ200m以上のことである。

注４　大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報の発表基準については、市町村ごとに設定されているが、発表の単位は二次細分区域になる。

例）　発表単位が能代山本地域の場合、発表基準は能代市、藤里町、三種町、八峰町ごとに設定されている。

注５　土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数である。解析雨量、洪水短時間予報をもとに、５km四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平　坦　地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

第３　水防警報

洪水、津波または高潮により損害を生ずるおそれがあると認められるとき、水防警報（水防を行う必要がある旨を警告して行う発表）が、次の区分により発令される。

１　水防警報の発令される河川

発　令　者	河　　川　　名
国土交通大臣	米　代　川（藤琴川を含む）
秋田県知事	阿　仁　川、藤　琴　川

２　水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内　容	発　表　基　準
待　機 ＊ 国交省の　み	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	はん濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

＊「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に応じて水防警報を発表する。
（資料：「平成26年度　秋田県水防計画　実務編」）

第４　洪水予報

１　実施機関

秋田地方気象台と国土交通省能代河川国道事務所は共同して、水防法第10条に規定されている洪水予報指定河川に指定されている米代川（藤琴川を含む）の洪水予報を発表する。

２　洪水予報の種類・発表基準

種　類	標　題	概　　要
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。 避難準備情報の発令の判断の参考とする。
洪水警報	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれる時、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる時に発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達した時に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫発生情報	氾濫が発生した時に発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。

３　米代川及び藤琴川の洪水予報の実施区間

予報区域名	実施区間	洪水予報基準地点	担当官署名
米代川 (藤琴川を含む)	米代川 左岸　秋田県大館市比内町扇田字本道端77番地先から日本海まで 右岸　秋田県大館市山館字大樽木地先から日本海まで	十二所 鷹　巣 二ツ井 向能代	国土交通省 能代河川国道事務所 秋田地方気象台
	藤琴川 左岸　秋田県能代市二ツ井町荷上場字荒田９番地先(高岩橋下流)から米代川合流点まで 右岸　秋田県能代市二ツ井町荷上場字岩堰31番地先(高岩橋下流)から米代川合流点まで	二ツ井	

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」）

４　米代川（藤琴川を含む）の指定河川洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表）

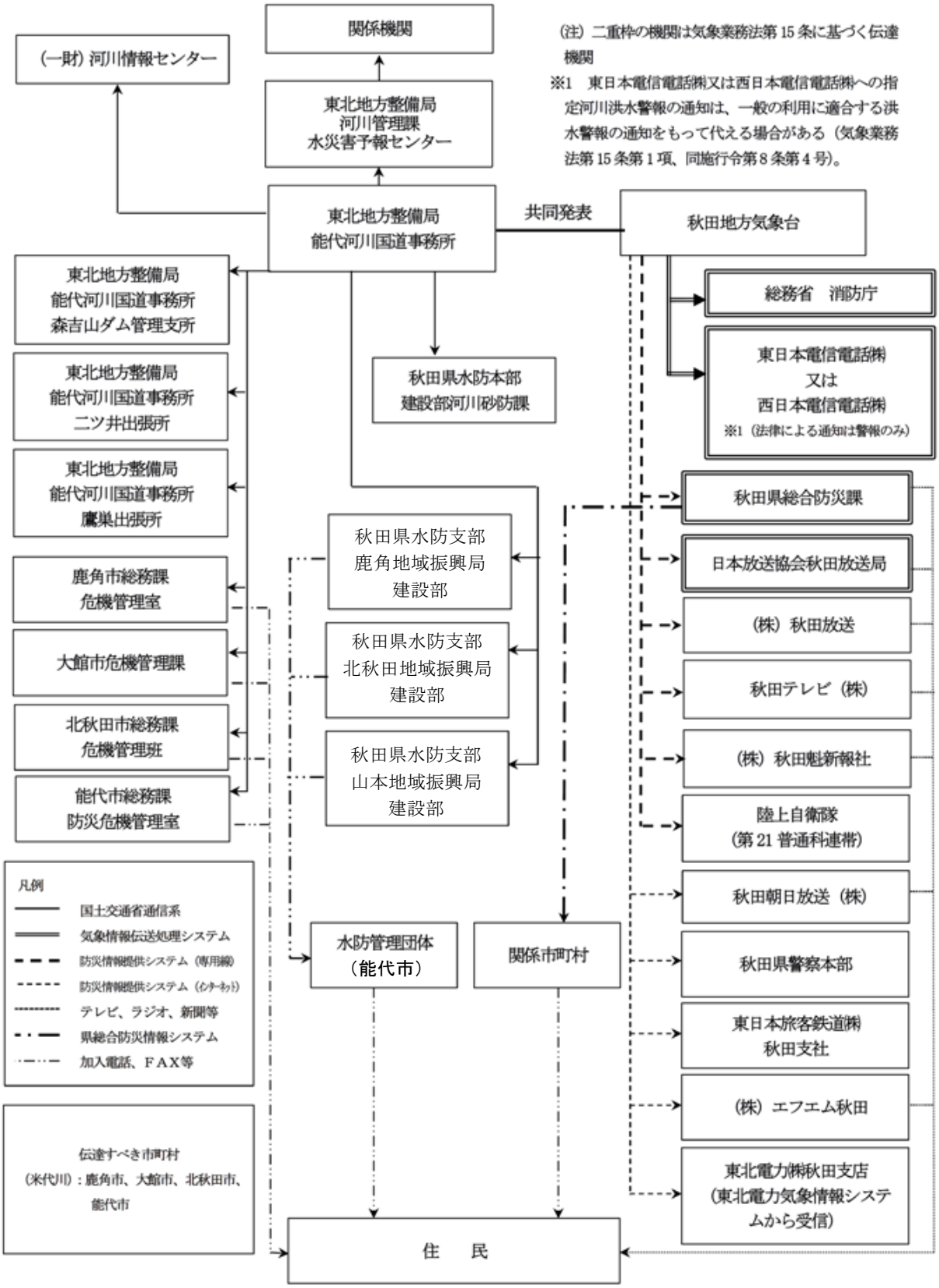

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」）

第５　洪水情報の収集・伝達

１　知事は、水防法第16条第１項の規定による水防警報を発した時、または同条第２項の規定により国土交通省能代河川国道事務所から水防警報の通知を受けた場合は、同条第３項の規定により直ちに関係機関及び市民に通知する。

２　関係機関及び一般に通知する系統を示す。

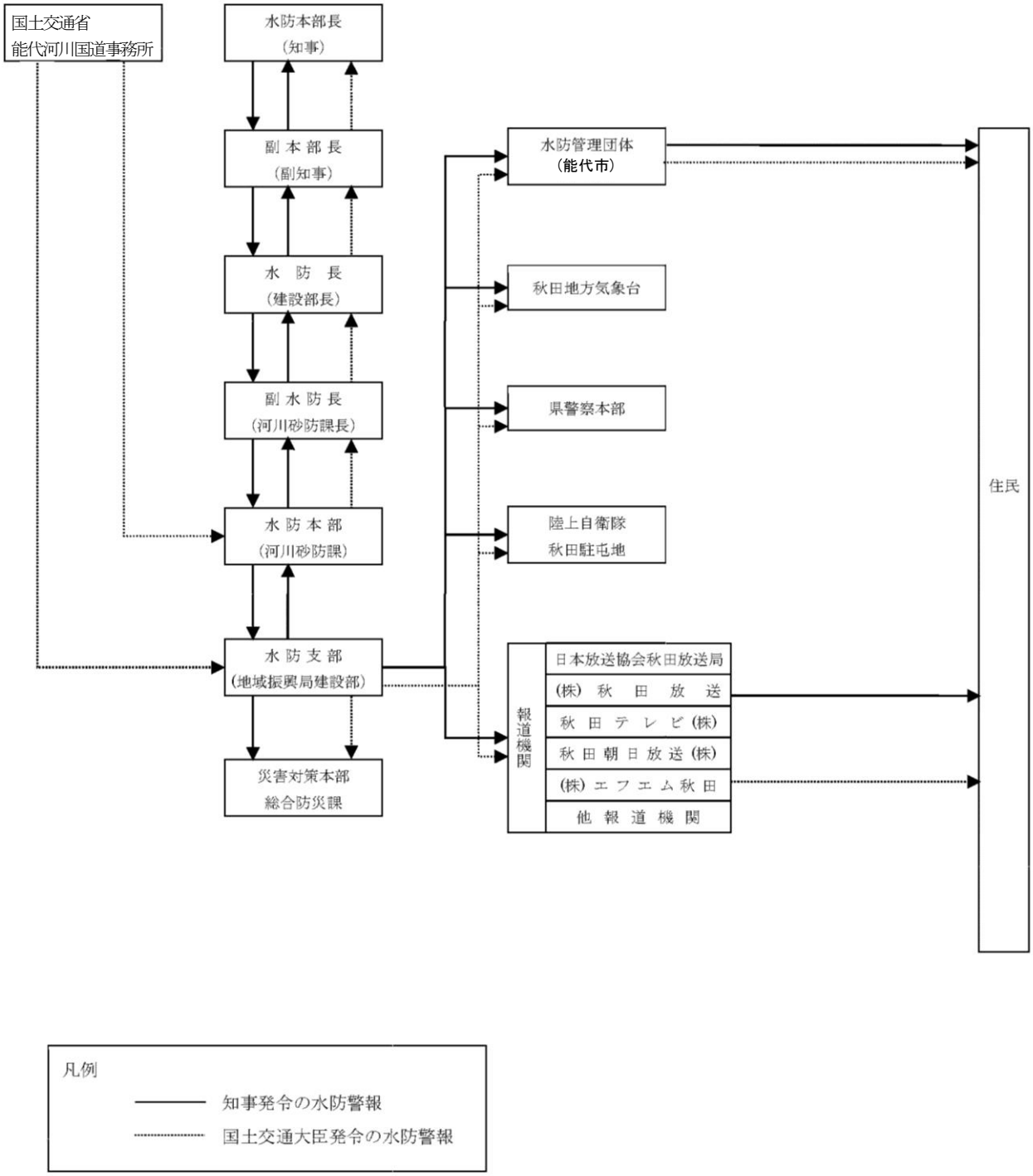

洪水情報の伝達系統図
（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」に加筆・修正）

第６　水位情報

知事は、洪水予報指定河川以外の河川のうち、県の管理河川において経済上相当な被害が生じるおそれがあるものと想定した阿仁川、藤琴川（水位周知河川）について、避難判断水位を定め、これらの河川がその水位に達したときは、水防管理者に当該河川の水位または流量を示して直ちに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、県が水防警報を実施する河川以外の河川について、内水被害が予想される地域に対しては、県が水位情報等の提供を実施する。

第７　火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報であり、次の基準により秋田地方気象台から発表される。

１　最少湿度40％以下、実効湿度65％以下となることが予想される場合
２　実効湿度70％以下で、平均風速８m/s以上になると予想される場合
３　平均風速12m/s（秋田は13m/s）以上、内陸10m/s以上になると予想される場合
　（ただし、雨または雪を伴う場合は通報しないこともある。）

第８　火災警報

市長は、火災気象通報を受け、下記の火災警報発令の基準を超えた場合または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒上支障がないと判断したときを除き、火災警報を発令するものとする。

火災警報及び火災注意報発令基準

区　分	基　　準	周知の方法	対　策
火災警報	風速15メートルを超える時 実効湿度60％以下で、最少湿度25％以下の時 風速10メートル以上で、最少湿度30％以下の時	サイレン 広報車等 吹き流し	①市民への周知 ②地域内の火災予防広報等 ③電話
火災注意報	風速10メートルを超える時 実効湿度60％以下で、最少温度40％以下の時 実効湿度70％以下で、風速５メートル以上、最少湿度40％以下の時 異常乾燥注意報が発令された時は、原則として発令すること。但し、降雨雪の場合は、発令しないこともある。 前項のほか、前数日間の状況及び時後の状況も勘案する。	広報車等 吹き流し	

第９　気象予警報等の伝達

１　気象注意報、警報等の伝達系統

気象注意報、警報等の伝達系統は次のとおりとする。

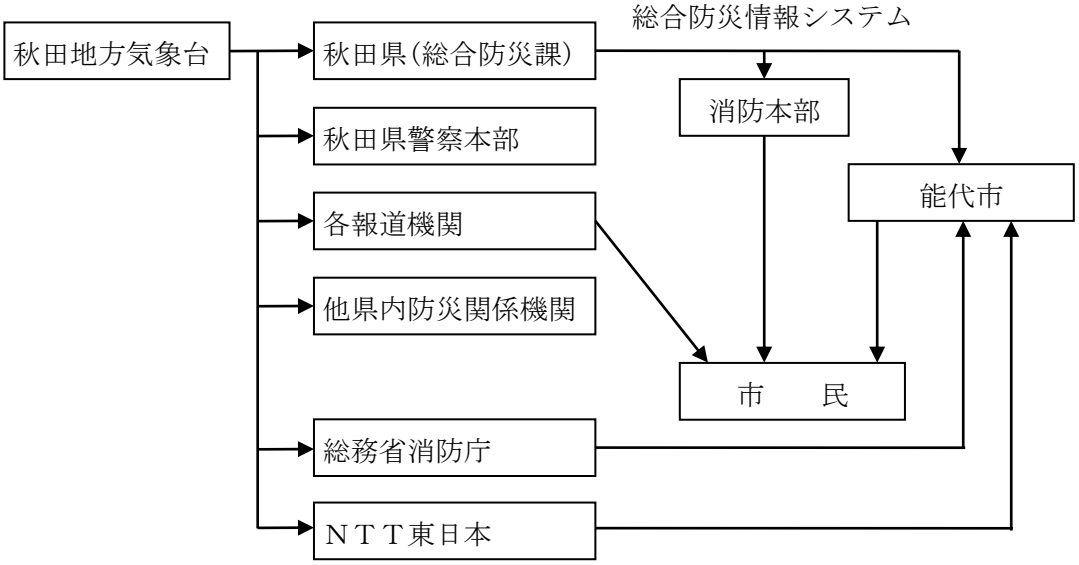

※警報については、ＮＴＴ東日本は気象庁から直接伝達される。

２　気象通報、警報（洪水予報、水位情報、土砂災害警戒情報を含む）等の取扱要領

（１）気象業務法に基づく気象注意報、警報及び消防法に基づく火災気象通報（以下「気象通報」という。）また、水防法に基づく水防警報は、総務課及び能代山本広域市町村圏組合消防本部が受信する。

（２）夜間及び休日等の場合は、当直者（市災害対策本部等の開設中は事務局）が受信し、総務部総務課長に伝達する。

（３）農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、異常低温注意報等の予警報等が発表されたときは、これらに対する被害防除のための対策は、環境産業部農業振興課が報道機関の協力を求め、農業従事者等に周知を図る。

（４）市民に対する警報等の伝達は、必要に応じて防災行政無線による通報、防災情報メールの配信、サイレンの吹鳴や広報車による巡回広報、自治会・町内会への電話連絡等により、市民に周知を図る。

第10　土砂災害警戒情報

秋田地方気象台と県は、共同して大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を市長に通知するものとする。

市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、これを直ちに防災行政無線や緊急速報メール等で市民等に周知する。また、市民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制の整備を図る。

土砂災害警戒情報の発表基準と解除基準

発表基準	発表基準は、大雨特別警報・大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達した時とする。 この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。 なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。
解除基準	解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。 ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第２タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

第６節　災害情報の収集・伝達

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

被害情報等の迅速･的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合または発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡が取れない地域については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、市災害対策本部から人員を派遣する等積極的な情報収集を行う。

第２　情報収集体制及び伝達系統

１　関係機関は必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
２　関係機関は、被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告するものとする。
３　関係機関は､災害応急活動に関し､必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

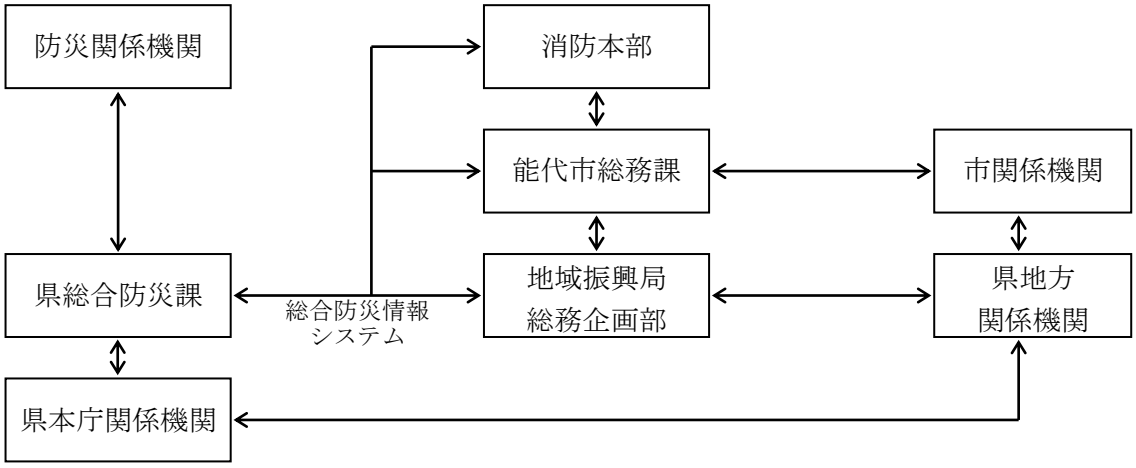

災害に関する情報の連絡系統

第３　被害状況の収集・伝達等

１　情報の収集

（１）災害が発生した場合には､市及び防災関係機関はその所掌する事務または業務に関して、積極的に自ら職員を動員して情報収集に当たるものとする。
（２）災害の情報収集の取りまとめは、総務部総務課が行う。
（３）情報の収集・分析等は総務部総務課の担当とし、常にその現況を明らかにする。
（４）情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、地域別情報等の連絡責任者（調査実施者）を定めておく。
（５）被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害、人命・財産等、生活に直接係わるものを最優先する。
（６）人的被害については、行方不明者の数を含める。特に、行方不明者の数については、捜

索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

（７）市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、連携して被害状況の収集に当たるものとする。

２　収集・報告系統

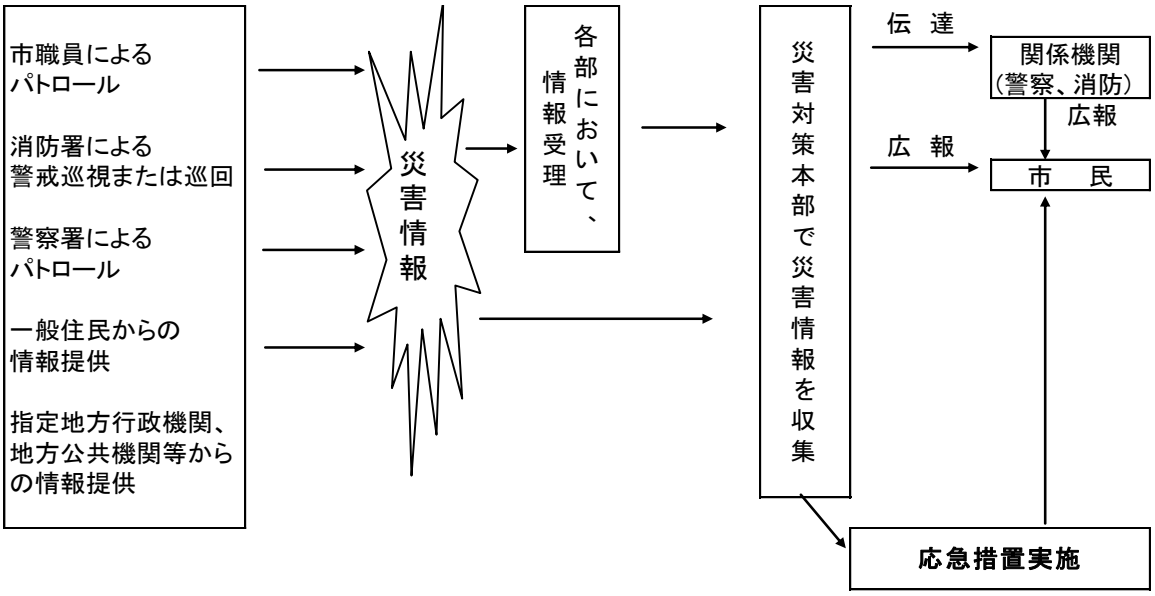

３　水位・雨量等の情報収集

水位、雨量等の情報収集については、市内に設置されている観測点や周辺市町からの情報を得るとともに、総合防災情報システムやインターネットを活用して迅速に行う。

・川の防災情報（国土交通省河川局提供）パソコンから　http://www.river.go.jp
携帯電話から　http://i.river.go.jp

・秋田県水防警報（秋田県建設部河川砂防課提供）
http://sabo.pref.akita.jp/

４　市民への伝達

（１）防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メールのほか、広報車、サイレン奏鳴、電話等によるものとする。

（２）ラジオ、テレビ等の放送による。

（３）自治会長・町内会長等に直接伝達する。

５　防災関係機関との連携

（１）市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防本部等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

（２）ライフラインの被害に関する情報は、それぞれの管理者が収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受ける。

（３）市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務または業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求める。

（４）情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン事業者等の要望に応じて情

報提供を行う。

６　被害情報収集時の留意事項

（１）速報性

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。特に、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性を心がける。

（２）被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

第４　異常現象発見時の措置

１　異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに市長または警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

市は、市民や防災関係機関から、災害が発生するおそれのある異常現象を発見した旨の通報があった場合は、直ちに情報を確認し、所管各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を行う。

２　異常現象の種類

異常現象とは、おおむね次のとおりである。

事　項	異　常　現　象　等
気　象	著しく異常な気象現象（竜巻、強い降ひょう等）
地　象	顕著な地形変化、湧水の顕著な異常変化、河川の水の顕著な異常現象
水　象	異常潮位または異常波浪

３　被害の発生が予測される場合

雨量、水位等の観測者は､被害発生のおそれがある現象、または前兆現象を観測・察知した時は、直ちに市長に報告する。

第５　特殊災害発生時の措置

大規模な火災、爆発、危険物の流失、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は、次によるものとする。

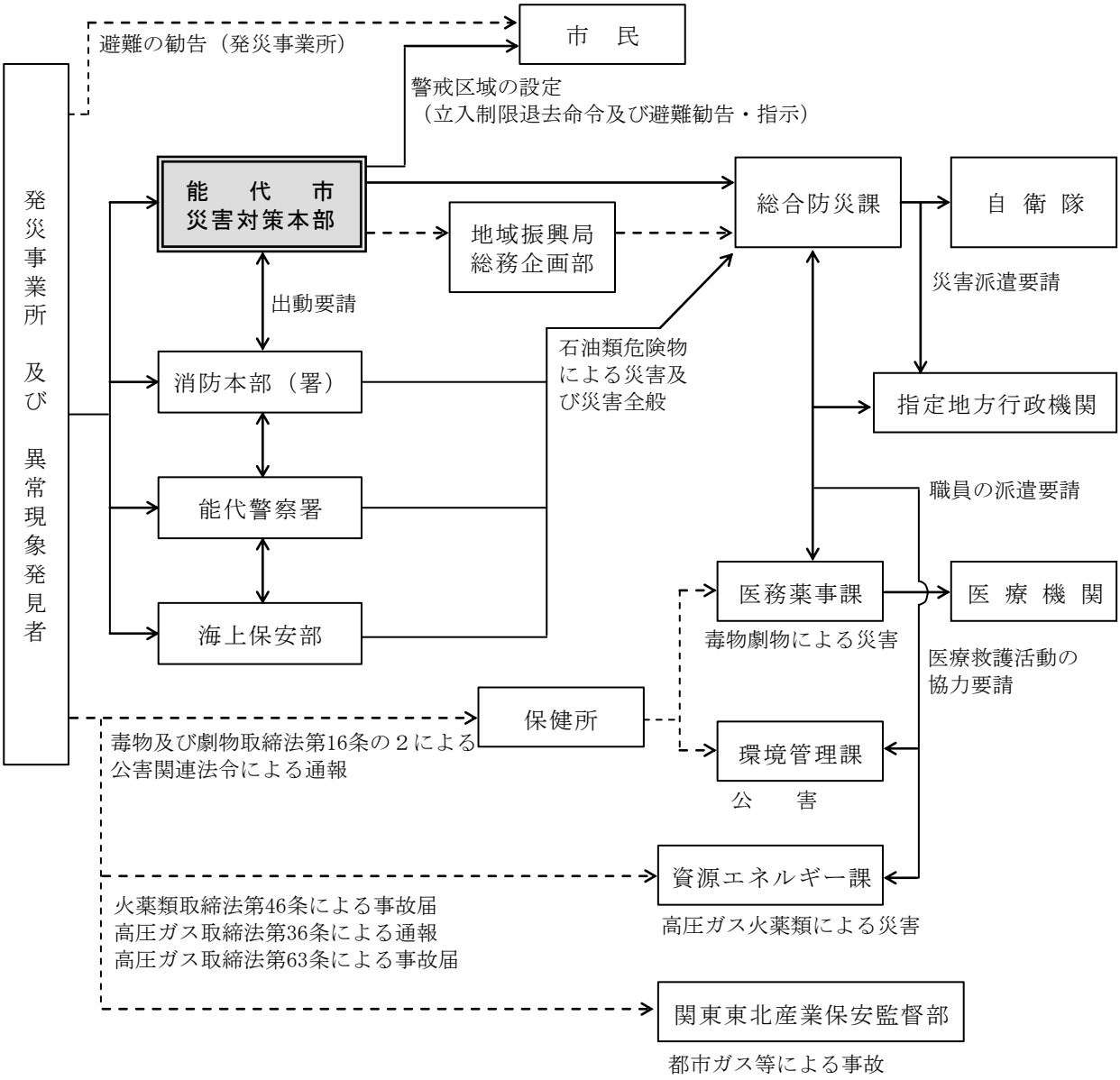

特殊災害発生時の連絡系統

第６　県に対する報告

１　報告の方法

市は、災害が発生したときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（県災害対策本部等を設置している場合は、当該県災害対策本部等）へ被害状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出するものとする。

ただし、県総合防災課に報告できない時、または、特に迅速に報告すべき火災・災害等については、総務省消防庁へ直接報告する。

報告ルートは、次のとおりとする。消防機関は、１１９番通報が殺到した場合には、その

状況を直ちに消防庁及び県に報告するものとする。

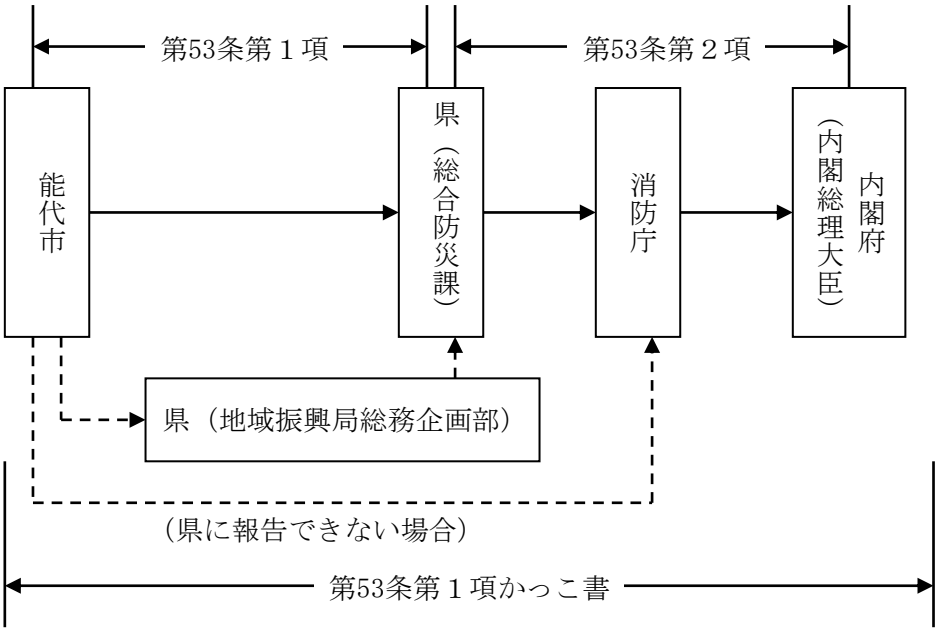

災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート

消防庁の連絡先

		平日（9:30～18:15） 応急対策室	平日(左記時間帯以外)・休日 宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ ＦＡＸ	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線	ＴＥＬ ＦＡＸ	＊-90-49013 ＊-90-49033	＊-90-49102 ＊-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	ＴＥＬ ＦＡＸ	＊-048-500-90-49013 ＊-048-500-90-49033	＊-048-500-90-49102 ＊-048-500-90-49036

＊各団体の交換機の特番
(問い合わせ先)
　総務省消防庁国民保護・防災部　応急対策室応急対策係　03-5253-7527

２　報告の様式

（１）災害概況報告

個別の災害現場の状況を報告する場合、または災害当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合（例えば、水害時の第１報で、死傷者の有無等を報告する場合）には、１号様式により報告する。

ア　災害の状況

（ア）発生場所、発生日時

（イ）当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入する。

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。

ウ　応急対策の状況

当該災害に対して、市（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記入する。特に市民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入する。

（２）災害状況即報

災害状況が判明次第、その状況を２号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

（３）災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に、２号様式（確定）により報告する。

（４）災害年報

毎年１月１日から12月31日までの災害について、３号様式により３月31日まで報告する。ただし、査定・調査等により被害額が確定したものとする。

（５）被害状況報告の様式

「資料編○○　被害の認定基準、被害状況報告様式」を参考とする。

第７　被害の認定基準

分類	用語		被害程度の認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	重傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１月未満の治療で治ゆできる見込みの者
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊、全焼または流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の50％以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊		半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められるもの １　損壊部分が、その住宅の床面積の50％以上70％未満のもの ２　住宅の主要な構成要素の経済的被害が、住宅全体の40％以上50％未満のもの
	半壊または半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格20％以上50％未満のものとする。
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床上浸水		浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

分類	用語		被害程度の認定基準
非住家の被害	非住家		住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	被害の程度		非住家被害は全壊または半壊の被害を受けた場合のものとする。
その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没 冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする
	河川		河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び6項に規定する施設とする。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第２条第２項に規定する施設とする。
	地すべり		地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第２条第３項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶		ろ・かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
	電話		通信施設の被害によって、電話が不通となった回線数とする。

分類	用　　語	被害程度の認定基準
その他	水　　道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。
	電　　気	電力施設の被害によって、停電した戸数とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告にあっては最も多く発生した時点における数値を記入する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第１条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。□□（

分類	用　　語	被　害　程　度　の　認　定　基　準
	罹　災　世　帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹　災　者	罹災世帯の構成員をいう。
	火　災　発　生	地震または火山噴火の場合のみ記入する。

（注）備考欄には災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第８　安否情報の収集・伝達体制

１　安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

市は、大規模な自然災害等が発生した場合、市民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、市民等からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、市は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び防災関係機関との間で情報共有を図る。

第７節　孤立地区対策

【実施機関：総務部、都市整備部、東北電力㈱能代営業所、東日本電信電話㈱秋田支店】

第１　基本方針

中山間地集落または地区等において、災害の発生による孤立が想定される場合、市及び防災関係機関は、危険箇所の巡視や迂回路の設定等により交通路を確保するとともに、通信手段や電力等を確保し、孤立化の迅速な解消に努める。また、孤立地区において救急患者が発生した場合には、県消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

なお、孤立化に備え、市は県と連携して、平常時から道路・橋梁等の公共施設の改良、バイパス整備、通信施設及び端末機器の整備充実、飲料水・食料・生活必需物資の備蓄、孤立地区におけるし尿・ごみ処理対策等の計画的な推進に努める。

第２　交通路の確保

大雨、融雪による土砂災害、または雪崩等の発生を想定し、国、県及び市の道路管理者並びに東日本高速道路等の機関は、これらに関する気象情報が発表された場合、警察や運輸関係機関と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

市は、巡視により土砂崩れ、雪崩等を確認した場合、または発生のおそれがある亀裂等を確認した場合、県及び防災関係機関等と連絡調整のうえ、早期復旧の実施可能な体制を確保するとともに二次災害の防止対策を実施する。また、迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保が出来ない場合や通信施設が被災し連絡手段が途絶した場合等のため、孤立集落または地区を確認した場合は、県に対して県消防防災ヘリコプター等の航空機による被害状況の把握と物資支援等を要請する。また、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討・解析し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出のうえ、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第３　通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。

市は、一般公衆電話施設等が被災し、通信が途絶した場合には、防災行政無線のアンザーバック機能付き屋外拡声子局や、衛星携帯電話機等の通信機器により、情報伝達を行う。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と燃料の確保に努める。

第４　電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機器等の整備に努める。

市及び県は、小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努め、孤立地区が発生した場合には、その活用を図るものとする。

第５　救急患者及び救援物資の搬送

市は、孤立集落において救急患者が発生した場合の救急搬送や緊急救援物資の搬送に、県消防防災ヘリコプターまたは状況に応じて他の機関のヘリコプターを要請する。

その場合、孤立集落内または地区の近隣に臨時ヘリポートを設置し、識別できる標識等を設置する。

第６　緊急物資の備蓄

市は、想定孤立集落または地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物資の備蓄に努める。

品　種	品目・用途等	備　　考
飲　料　水	ミネラルウォーター、お茶等	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食　料　品	１　米 ２　保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海草類等 ３　乳児用ミルク ４　その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具等
燃　　料	暖房用、炊事用、発電機用	
医　薬　品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
そ　の　他	必要雑貨	

第７　し尿、ごみの処理

市は、洪水、または積雪時において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定し、あらかじめ標識を設けておく。

また、ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておく。

第８節　通信の確保

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、気象予警報等や、災害及び被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

また、市の通信施設が被災し、使用不能となった場合に備え、防災関係機関との協力により通信手段及び設備の確保に努め、優先度の高い情報を伝達する。

第２　通常時における通信連絡

市及び防災関係機関が行う災害に関する予報等の伝達、または関係機関に対しての連絡等については、秋田県総合防災情報システム及び市防災行政無線、各防災機関の無線設備、ＮＴＴ回線等をもって迅速に行う。

第３　非常時における通信連絡

１　秋田県総合防災情報システム及び市防災行政無線設備の活用

非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合には、秋田県総合防災情報システム及び市防災行政無線設備を最大限活用して、通信運用を迅速に行う。

また、孤立が予想される地域には、アンサーバック機能付き屋外拡声子局や衛星携帯電話等によって市災害対策本部との情報伝達を行う。

２　電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急時に使用するため、既設の電話機をあらかじめ「災害時優先電話」として指定しておくものとする。

（１）電気通信事業法に基づき、ＮＴＴの承認を受けた災害時優先電話
（２）地域の孤立防止のため、市庁舎等に常設の孤立防止用衛星通信装置
（３）被災地の指定避難所等に設置された有線、または可搬無線機による特設電話

３　他機関の通信設備の使用

（１）市長は、予報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

ア　電気通信設備
イ　警察通信設備
ウ　消防通信設備
エ　海上保安通信設備

オ　気象通信設備
カ　鉄道通信設備
キ　自衛隊通信設備

（２）事前協議の必要

ア　市長は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と協議して定めた手続きにより行う。
イ　災対法第79条に基づく災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。

（３）警察通信設備の使用

市が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行うものとする。

（４）利用の申し出

市は、次の事項を管理者に申し出て、通信設備を利用する。
ア　利用または使用しようとする通信施設
イ　利用または使用しようとする理由
ウ　通信の内容
エ　発信者及び受信者
オ　利用または使用を希望する時間
カ　その他の必要な事項

４　非常無線通信の実施（非常無線通信協議会の運用）

市及び防災関係機関は、災害等により有線通信系が被害を受け、不通またはこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法の定めるところにより、非常通信（非常無線通信協議会の運用）により防災業務を遂行する。

なお、非常通信を行った場合は、速やかに東北総合通信局に報告する。

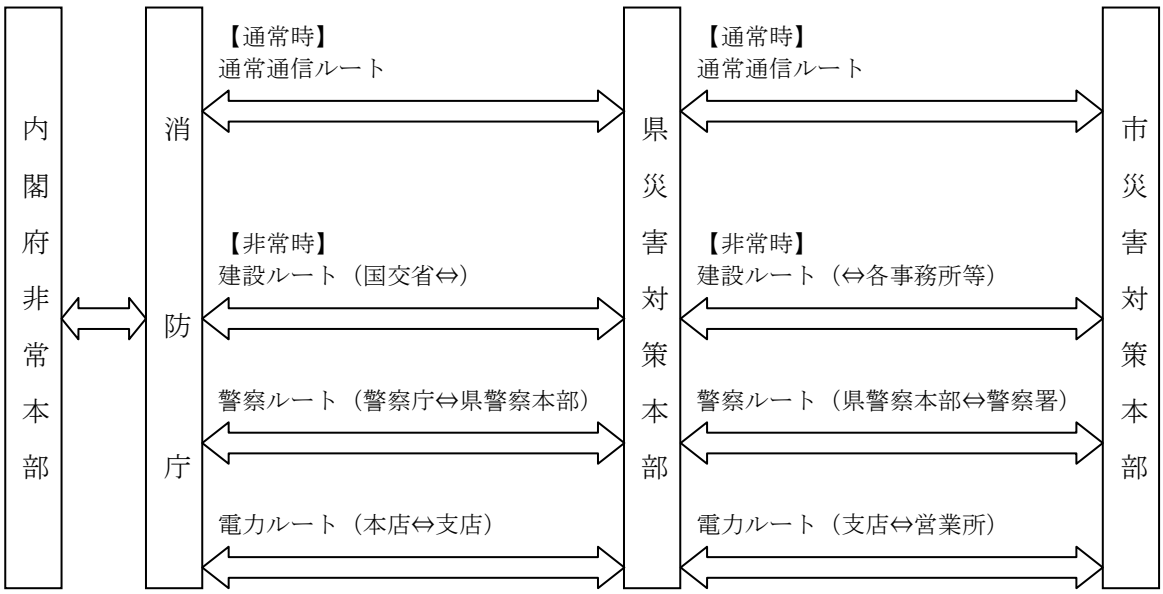

非常通信ルートの概念図

５　放送要請

市は、警報、避難の指示等のうち緊急かつ重要な事項については、知事に対して、各放送局への放送要請を依頼する。

（１）放送の内容

市が放送を行うことを求める事項は、主として市域の災害に関するものとする。

（２）放送局長への通知

放送を行うことを求める場合は、次の事項を、県を通じ放送局長に通知する。

ア　放送を求める理由
イ　放送内容及び範囲
ウ　放送希望時間
エ　その他必要な事項

６　伝令による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は伝令により通信を確保する。

第４　通信の規制等

１　通信規制

災害の発生時においては、有線及び無線が輻輳することが常であることから、通信施設の管理者は、必要に応じて適切な通信規制を行う。

２　通信施設者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設者及び通信依頼者は、相互の連携を密にするとともに、通信施設者は被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努めるものとする。

第５　防災行政無線施設の応急、復旧対策

災害等によって、通信施設が被災した場合、市は、被災状況を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、通信障害の早期復旧に努める。

１　施設の被災時の対応

（１）職員による仮復旧の実施
（２）移動局による臨時無線回線の設定
（３）復旧工事に伴う要員の確保

第９節　災害時の広報・広聴活動

【実施機関：企画部、消防本部、能代警察署】

第１　基本方針

災害発生時の流言飛語等による混乱を防止し、市民生活の安定と秩序の回復を図るため、市は、防災関係機関と協力して、被害状況や災害応急対策の実施状況並びに被災者等のニーズ等を十分把握し、正確で効果的な広報活動を行う。

なお、広報に当たっては、要配慮者に配慮するほか、市民等からの問い合わせに対する体制の整備を図る。

第２　広報の内容

市は、災害の規模、状況、時間経過に応じた的確な行動を促すために、必要な情報を、市民に提供する。なお、個人情報の扱いについては十分留意し、広報に当たっては本人の了解を得るものとする。

１　市民に対する広報内容

市及び防災関係機関は、市民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

（１）災害の発生直後

ア　気象、災害等に関する情報
イ　避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令状況、対象地域、及び情報の内容、避難経路
ウ　出火防止の呼びかけ（火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
エ　人命救助及び近隣の助け合いの呼びかけ
オ　市内被害状況の概要（洪水、火災発生等）及び緊急道路・交通規制情報
カ　市の災害活動体制及び応急対策実施状況
キ　流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ
ク　避難所、救護所の開設状況
ケ　市民の安否情報
コ　その他必要な事項

（２）その後（発災から少し時間が経過した段階）

ア　市及び防災関係機関等の応急対策の実施状況
イ　被害状況
ウ　二次災害等（余震を含む）に関する情報
エ　生活関連情報
（ア）電気、ガス、上下水道の被害状況、復旧状況
（イ）通信施設の復旧状況
（ウ）食料、生活必需品の供給状況
（エ）燃料油に関すること
オ　道路交通状況、及び鉄道・バス等の被害・運行状況
カ　医療機関の活動状況等
キ　救援物資、食料、水の配布等の状況

ク　し尿処理、衛生に関する情報
ケ　被災者への相談サービスの開設状況
コ　遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
サ　臨時休校等の情報
シ　ボランティア組織からの連絡及び災害ボランティアの募集状況
ス　市内各施設の復旧状況
セ　市の一般通常業務の再開状況
ソ　建築物の安全性、仮設住宅に関する情報
タ　警備等の治安状況
チ　古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること
ツ　その他必要な事項

２　事前の措置

災害応急対策実施責任者は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文等を定めておくものとする。

第３　市広報活動の手段・実施手順

市は、災害の規模や状況に応じて、最も有効とみられる媒体により広報する。なお、不正確で混乱した情報が流れないよう、報道機関に対しては、情報提供の窓口を市災害対策本部広報班に一元化し、迅速に情報提供できる情報伝達体制で臨むものとする。

１　緊急広報

（１）防災行政無線による広報

通信施設が利用できる場合、防災行政無線により広報を実施する。

（２）メール配信

防災行政無線のメール配信機能により、携帯電話への緊急速報メールの配信と、事前登録者への防災情報メール配信を行う。

防災行政無線のシステムが使用できない場合は、秋田県情報共有配信システムによる緊急速報メール配信又はＡＳＰ事業者によるメール配信サービス「すぐメール」による防災情報メール配信を行う。

（３）報道機関への情報提供

ア　市災害対策本部が被害状況や救護対策の情報を取りまとめ、定期的な情報提供と、緊急時の突発的な情報提供を行う。まとめた情報は、速やかに広報班に連絡する。
イ　広報班は、市災害対策本部からの情報を直ちに整理し、報道機関に伝える。

（４）広報紙による広報

ア　市災害対策本部は、主に救援対策の詳細な情報に関しては、速やかに施策の内容をまとめ、広報班に連絡する。
イ　広報班は、広報紙号外で周知する。

（５）広報車・航空機等

市災害対策本部は、より緊急を要する情報提供については、広報車やヘリコプター等による周知を手配する。

（６）インターネット

広報班は、ホームページを活用し、災害情報を周知する。

２　一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報する。広報は市災害対策本部において行うが、災害の状況等に応じ、消防、警察、その他の機関においても実施する。

（１）防災行政無線による広報

通信施設が利用できる場合、防災行政無線により広報を実施する。

（２）メール配信

防災行政無線のメール配信機能により、携帯電話への緊急速報メールの配信と、事前登録者への防災情報メール配信を行う。

防災行政無線のシステムが使用できない場合は、秋田県情報共有配信システムによる緊急速報メール配信又はＡＳＰ事業者によるメール配信サービス「すぐメール」による防災情報メール配信を行う。

（３）広報紙（号外含む）・チラシ・ビラ等による広報

ア　災害対策広報紙の発行

市は、各班より市民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報紙を発行する。広報紙においては号外の発行も考慮する。

イ　チラシ等の作成配布

必要に応じて、チラシを作成し、提示・配布する。

（４）広報車・航空機等による広報

市は、災害の状況または復旧状況に応じて、広報車による広報を行う。また、県及び県警察に対し、広報のためのヘリコプターの出動を要請する。

（５）テレビ・ラジオ・新聞による広報

市は、必要に応じて各放送機関に放送要請を行う。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供を迅速かつ的確に行う。

ア　テレビ‥‥ＡＢＳ、ＡＫＴ、ＡＡＢ、ＮＨＫ
イ　ラジオ‥‥ＡＢＳ、ＦＭ秋田、ＮＨＫ
ウ　新聞　‥‥魁、朝日、毎日、読売、河北、産経、日経、北羽新報等

（６）掲示板等の活用

市は、指定避難所等に掲示板を設置し、各種の情報を提供する。

（７）インターネットによる情報提供・広報

市は、広報紙の内容等についてインターネット（ホームページに災害情報を掲載）等を利用した情報サービスを実施する。

（８）自主防災組織との協力

広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請する。

３　要配慮者への広報

（１）障がい者、高齢者等への広報

市は、民生委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対し、広報紙を各戸配布するよう努める。

また、視聴覚障がい者には、ボランティアの協力を得て、点字や録音テープ等による情報の提供を行う。

（２）外国人に対する広報

市は、通訳ボランティア等の協力を得て、企画部において広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。

第４　報道機関への発表・協力要請方法

市災害対策本部長、副本部長または企画部長のいずれかが、記者会見室を設けて定期的（時間を定め）に概況を発表する。また、緊急時には随時、記者会見・資料提供等による情報提供を行う。

１　広報事項

（１）災害の種別及び発生日時
（２）被害発生の場所及び発生日時
（３）被害状況
（４）応急対策の状況
（５）市民に対する避難勧告、指示
（６）市民及び被災者に対する支援及び注意事項

２　報道活動への協力

報道機関への独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は、可能な範囲で提供するものとする。

３　報道機関への発表

（１）災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び災害状況の報告に基づいて収集されたもののうち、市災害対策本部長が必要と認める情報について速やかに実施する。
（２）発表は､原則として市災害対策本部長､副本部長または企画部長のいずれかが実施する。なお、必要に応じ、各部において発表する場合は、あらかじめ広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。
（３）指定公共機関及び指定地方公共機関が、本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として市災害対策本部に連絡した後、実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
（４）企画部は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各部のうち必要と認められる部及び関係機関に送付する。

４　災害時における放送各社への緊急連絡

市民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合、市及び消防本部は、原則として所定の様式により、県を通じて放送各社に緊急連絡を行う。

ただし、特に緊急を要する場合は、直接連絡を行うことができる。

名　　称	担当部局	電　話	ＦＡＸ
ＮＨＫ秋田放送局	放　送　部	018-825-8141	018-831-0585
ＡＢＳ秋田放送	報　道　部	018-824-8520	018-824-8558
ＡＫＴ秋田テレビ	報　道　部	018-866-6131	018-888-2252
ＡＡＢ秋田朝日放送	報道製作局	018-866-5111	018-866-5115
ＦＭ秋田	放　送　部	018-824-1155	018-823-7725

第５　災害記録資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法の救助活動の資料及び記録の保存のため極めて重要であることから、企画部は各部と緊密な連絡を図り、災害記録資料の作成を行う。

資料は、おおむね次に掲げるものを作成、収集する。

１　企画部の撮影した災害写真、災害ビデオ等
２　報道機関等による災害現場の航空写真
３　災害応急対策活動を取材した写真、その他

第６　広聴活動

市は、被災した市民の要望、苦情、相談に応ずるための臨時災害相談窓口を開設し、迅速かつ適切な相談業務を行う。また、窓口の開設に当たっては、相談事項の速やかな解決を図るため、関係各部及び関係機関の協力を得る。

１　被災者等ニーズの把握

（１）被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を指定避難所等に派遣するとともに、市民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の指定避難所が設置された場合には、数カ所の指定避難所を巡回するチームを設けて、次のようなニーズの把握に当たる。

ア　家族、縁故者等の安否
イ　不足している生活物資の補給
ウ　指定避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
エ　メンタルケア、健康管理
オ　介護サービス
カ　家財の持ち出し、家の片づけ、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

（２）要配慮者のニーズの把握

要配慮者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努める。

２　相談窓口の開設

（１）災害相談窓口

市は、災害の状況に応じて、被災者またはその関係者からの問い合わせや相談等に応ずるため、市庁舎内に災害相談窓口を開設し、相談・問合わせ受付業務を実施する。

（２）臨時市民相談所の開設

災害発生による避難が終了した後は、本部長の指示に基づき、指定避難所または被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、苦情等の積極的な聞き取りに努める。

（３）専門相談窓口の設置

本部長の指示に基づき、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、市民のための専門相談窓口を設置する。この場合、必要に応じて法律相談、登記相談、税務相談、社会保険相談、人権困りごと相談等の災害相談業務の実施等について、専門家の協力を要請する。

なお、想定される相談事項には、以下のようなものが考えられる。

ア　生命保険、損害保険（支払条件等）
イ　家電製品（感電、発火等の二次災害等）
ウ　法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
エ　心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
オ　外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
カ　住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
キ　雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
ク　消費（物価、必需品等の入手等）
ケ　教育（教育の再開、学費の免除等）
コ　福祉（障がい者、高齢者、児童等）
サ　医療・衛生（医療、薬、風呂等）
シ　廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体等）
ス　金融（融資、税の減免等）
セ　ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通等）

３　防災機関による災害相談

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道等その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣､営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

４　要望等の処理

市は、災害相談窓口等において聴取した要望及びその他陳情や手紙等で寄せられた苦情・要望等を、防災関係機関及び関係部へＦＡＸ等を活用して照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答・処理状況も併せて時系列的に記録を取る。

第10節　避難対策

【実施機関：総務部、企画部、市民福祉部、教育部、消防本部、能代警察署、防災関係機関】

第１　基本方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市は、被災者及び危険地域の市民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令や避難誘導等を、的確に実施する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に対し十分な配慮を行う。

また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所を開設して避難住民の受入れを行う。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第２　避難準備情報、避難勧告、避難指示

１　避難準備情報

避難勧告、避難指示の発令の可能性が大きいと判断したとき、避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を確保するため、通知する。この避難準備情報の通知により、避難行動要支援者は、家族または介護者等とともに避難を開始する。

２　避難勧告

避難勧告とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「避難勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、または、促す行為である。

例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断される時等である。

３　避難指示

避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、「避難勧告」より拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要な時、または災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時等である。

４　屋内での待機等の指示

避難勧告や避難指示が発令されている状況であっても、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合には、屋内での待機等により安全確保措置をとるよう指示する。

例えば、既に河川が氾濫している場合に指定緊急避難場所等へ移動することにより、かえって危険が生ずると認められる時等である。

第３　避難の区分

１　市民等の判断による避難

災害情報等により、災害発生のおそれがあると予想した場合は、市民自らの判断で避難するものとし、特に避難行動要支援者を早期に親戚、知人宅等に避難させる。

２　避難準備情報、避難勧告、避難指示による避難

市長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するために、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。

第４　避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定

１　避難勧告、避難指示及び警戒区域設定の実施責任者

（１）避難勧告、避難指示の実施責任者

実施責任者	内　　容（要件）	根　拠　法
市　　長	災害全般	災対法第60条
警　察　官	災害全般（ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または市長から要求があったとき）	災対法第61条 警察官職務執行法第４条
海上保安官	〃　（　〃　）	災対法第61条
知　　事	災害全般（ただし災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災対法第60条
自　衛　官	〃 （警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条の２
知事またはその命を受けた職員 水防管理者 （市　　長）	洪水または高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条
知事またはその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

（２）警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	警戒区域設定を行う要件	根　拠　法　規
市　　長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき	災対法第63条
警　察　官 ・ 海上保安官	災害全般 市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災対法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自　衛　官	災害全般 市長、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災対法第63条
消防吏員または消防団員	災害（水災を除く）の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法第28条、第36条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水、高潮が発生し、水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

２　避難勧告、避難指示の基準及び報告

（１）局地的な災害による避難勧告、避難指示

地域を限定した避難勧告、避難指示を行う要件は、次のとおりである。

ア　豪雨、洪水、高潮等の自然現象が、被害をもたらす危険があるとき
イ　暴風、豪雨等の自然現象が、被害をもたらす危険があるとき
ウ　河川の上流が被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
エ　火災が拡大するおそれがあるとき
オ　爆発のおそれがあるとき
カ　ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき
キ　地すべり、崖崩れ等の土砂災害により、著しく危険が切迫しているとき
ク　大規模災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
ケ　その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

（２）広域的な災害による避難勧告、避難指示命令

広域的な避難勧告、避難指示発令を行う要件は、次のとおりである。

ア　延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき
イ　ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
ウ　その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

（３）避難情報の判断基準

避難の種別	基　　準	
避難準備情報	災害全般	1　災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
	気象状況	2　気象予報が発表され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
	洪　水（河川）	3　洪水予報指定河川の米代川（藤琴川を含む）においてはん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき 4　阿仁川における木戸石水位観測所及び下田平水位観測所、藤琴川における藤琴水位観測所及び高岩橋水位観測所において、河川の水位がはん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき 5　上記３・４以外の市内河川の観測所において、はん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき
避　難　勧　告	災害全般	1　災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
	気象状況	2　気象予報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき（気象庁から特別警報発表の可能性がある旨、発表があった場合等）
	洪　水（河川）	3　洪水予報指定河川の米代川（藤琴川を含む）においてはん濫警戒情報が発表されたとき（避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき） 4　阿仁川における木戸石水位観測所、藤琴川における藤琴水位観測所において、河川の水位が避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき
	土砂災害	5　土石流、崖崩れについては、土砂災害警戒情報が発表され、県による土砂災害危険度表示が２時間以内に避難基準に達すると予想されたとき
避　難　指　示	災害全般	1　避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2　災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき
	洪　水（河川）	3　洪水予報指定河川の米代川（藤琴川を含む）において、はん濫危険情報が発表されたとき（はん濫危険水位に到達したとき） 4　阿仁川における木戸石水位観測所、藤琴川における藤琴水位観測所において、河川の水位がはん濫危険水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき
	土砂災害	5　土石流、崖崩れについては、土砂災害警戒情報が発表され、県による土砂災害危険度表示が１時間以内に避難基準に達すると予想されたとき
屋内での待機等の指示（屋内安全確保）	災害全般・気象状況	1　各種特別警報が発令される等、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ※土砂災害、津波災害時には「屋内での待機等の指示」は行わない。 ※特別警報が発令された時点では、既に避難勧告または避難指示が発令されている状況にある場合が多い。

○避難の種別に対応する河川水位

河川名	観測所名	水位（m）				備考
		水防団待機水位（指定水位）	はん濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	はん濫危険水位（危険水位）	
米代川	十二所	2.50	3.00	4.90	5.30	国土交通大臣の発する水防警　報
	鷹巣	5.60	6.10	7.60	8.00	
	二ツ井	3.00	4.50	6.40	7.00	
	向能代	1.50	1.90	3.10	3.50	
藤琴川	二ツ井	3.00	4.50	6.40	7.00	
阿仁川	木戸石	3.00	4.30	4.90	6.50	知事の発する水防警　報
	下田平	2.50	3.00	—	—	
藤琴川	藤琴	1.50	2.00	3.30	4.00	
	高岩橋	3.00	3.50	—	—	
避難の種別		—	避難準備情報	避難勧告	避難指示	—

河川名	観測所名	水位（m）	
		水防団待機水位	はん濫注意水位
桧山川	桧　　山	1.00	1.50
悪土川	悪 土 川	2.00	2.40
常盤川	常　　盤	1.30	1.80
竹生川	竹　　生	1.60	2.10
比井野川	比井野川	1.28	1.36
避難の種別		—	避難準備情報

（４）国及び県への助言の要請

市は、避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区気象台、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所能代事務所等に対して助言を求める。

（５）避難準備情報、避難勧告、避難指示

ア　市長

（ア）市長による措置

避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、前記(３)の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等を発令できないときは、地方自治法第153条の規定により、現場付近にいる、市職員に併任されている消防本部職員、消防団員、市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

（イ）報告

市長は、避難のため立ち退きを勧告し、若しくは指示し、または立ち退き先を指示

したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、市長が警察官または海上保安官から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けたとき、及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。

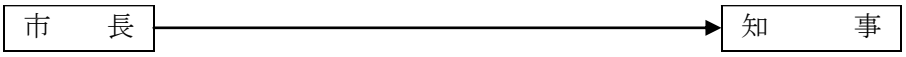

イ　警察官

（ア）警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、管理者、その他関係者に避難を促す等、必要な措置をとるよう命じるとともに、自らその措置をとる。

（イ）災対法による指示

市長による避難指示ができないと認めるとき、または市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

（ウ）　報告・通知

A　上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。

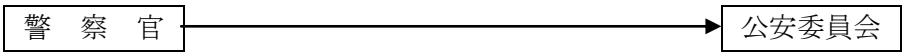

B　上記(イ)により、避難のため立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に報告する。

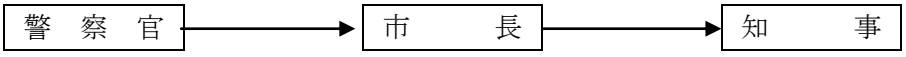

ウ　海上保安官

（ア）災対法による指示

上記イの(イ)の警察官に準じる。

（イ）報告・通知

避難のための立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。

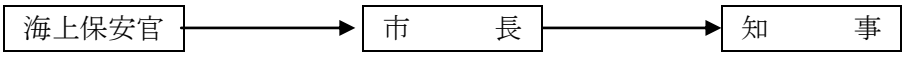

エ　自衛官

（ア）避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記イの(ア)警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとることができる。

（イ）報告

上記アにより自衛官がとった措置については、順序を経て大臣の指示する者に報告する。

自　衛　官 → 防衛大臣の指定する者

オ　水防管理者

（ア）指示

洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、その該当者に対して、避難のための立ち退きを指示する。

（イ）通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

水防管理者 → 警 察 署 長

カ　知事またはその命を受けた職員

（ア）洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

（イ）地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立ち退きを指示する。

（ウ）通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

知事またはその命を受けた職員 → 警 察 署 長

（６）避難勧告等の解除に当たっての留意事項

市は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

３　避難準備情報、避難勧告、避難指示の要領

（１）避難準備情報、避難勧告、避難指示の内容

避難準備情報、避難勧告、避難指示を行う場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア　避難の対象地域
イ　避難勧告・避難指示の理由
ウ　避難勧告・避難指示の期間
エ　避難先
オ　避難経路
カ　その他必要な事項

なお、避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）については、市長が防災関係機関と協議して最も適当な避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）を指示し、開設する。

指定緊急避難場所及び指定避難所については、「資料編○○　指定避難所、指定緊急避難場所一覧」（P○○）に示す。

（２）市民への周知

避難準備情報、避難勧告、避難指示を行った者は、当該地域の住民に対してその内容を

周知させるとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

ア　市民への周知徹底

避難準備情報、避難勧告、避難指示を行った者は、速やかにその旨を市民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

（ア）直接的な周知として、防災行政無線、広報車、サイレン、防災情報メール配信等を活用する。

（イ）消防機関、警察、自治会長・町内会長（自主防災組織）を通じて周知する。
なお、自治会長・町内会長については、電話、メール送信等により連絡する。

（ウ）報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。

イ　避難対象地区の巡回確認

消防職員や消防団等は、避難対象区域を巡回し、避難状況等を市災害対策本部に報告する。

ウ　防災関係機関相互の連絡

避難準備情報、避難勧告、避難指示及び解除を行った者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

（３）避難行動要支援者への配慮

ア　避難準備情報等の発令・伝達

避難準備情報として発令される「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

（ア）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること

（イ）同じ障がいであっても､必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

（ウ）高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

等、その情報伝達について、特に配慮する。

イ　個別計画の活用

避難準備情報が発表された場合、避難行動要支援者の支援プランの「個別計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。

ウ　多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

（４）浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設への周知

洪水、土砂災害に関する情報、予報、警報、避難勧告等について、要配慮者施設には個別に電話、ＦＡＸ等で連絡することとし、利用者の円滑な避難が行われるように努める。

（５）報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

（６）事前の周知

避難準備情報、避難勧告、避難指示を行う場合は、あらかじめ、今後の避難勧告、避難指示を発表する可能性について市民に周知する。

（７）避難指示・勧告マニュアル

本計画に定めるもののほか、避難指示・勧告マニュアルに基づき、避難勧告、避難指示等の伝達を行うものとする。

４　警戒区域の設定

（１）警戒区域の設定

ア　市長

市長は、生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止またはその区域からの退去を命ずる。

イ　警察官

市長またはその職務を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

ウ　自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官及び海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

エ　海上保安官

市長またはその職権を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

オ　消防吏員または消防団員

消防活動・水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置することができる。（消防法第28条、第36条、水防法第21条）

（２）警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難勧告または避難指示と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

（３）警戒区域の設定に当たっての留意事項

ア　警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

イ　警戒区域の周知は、市防災行政無線及び広報車、または消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。

ウ　警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。

エ　警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、またはロープ等で明示する。

第５　避難誘導

１　指定避難所等への避難

指定避難所等への避難は、次に基づく。

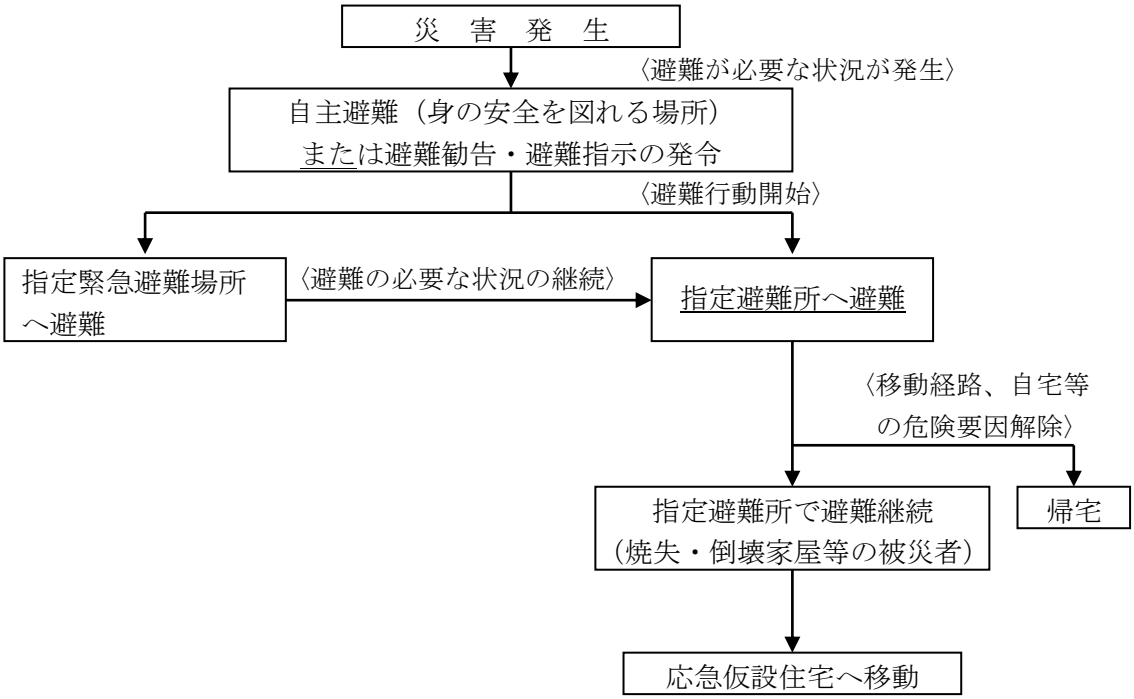

２　避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行うものとする。

（１）避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣住民やボランティア等の協力を得て、相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。

（２）避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋、堤防、危険物取扱施設を避けるとともに、その他火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定する。また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難の誘導に当たる者が指定するように努める。

（３）避難経路の要所には、誘導員を配置する。また、危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

（４）自治会・町内会等、自主防災組織、その他適切な者に依頼して、避難者の誘導措置を講ずる。

（５）避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、できるだけ自治会・町内会単位等の集団で行う。

（６）避難誘導の広報において、広報車を使用して実施する場合は、数箇所に停車し広報する。

（７）安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるように指導する。

３　警戒区域設定時の避難誘導

本部長は、市民の危険を防止するため、警戒区域を設定した場合、避難の発令と同時に消

防本部に対して区域内の住民を安全な場所へ避難させるよう命ずるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力によりあらかじめ指定する避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）へ誘導する。

４　学校、事業所等の避難誘導

学校、幼稚園、保育園、事業所、百貨店、その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とするが、災害の規模、態様により必要と認められるときは､近隣住民等の協力を得て安全な場所への避難誘導に努める。

５　交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずるものとする。

第６　避難路及び避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）の安全確保

１　安全確保措置

災害が発生し、市民の避難が開始された場合、市、消防機関、警察機関は、相互に連携協力して避難経路及び避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）の安全確保を図るものとする。

２　消防機関の任務

（１）消防機関は、避難勧告または避難指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災拡大経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全な避難経路について市災害対策本部及び警察機関に通報する。

（２）市民の避難が開始された場合には、広報車及び当該地域に出動中の消防車両拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、消防団員に対して市民の誘導、避難の勧告、指示の伝達の徹底に当たるよう要請する。

（３）火災が発生し、避難勧告、避難指示が出された場合は、被災者の移動が完了するまでの間、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）周辺の火災・延焼防止の消火活動を最優先で行い、避難路、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）の安全確保に努める。

３　警察署の任務

（１）警察機関は、避難勧告または避難指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。

（２）避難誘導員は、夜間時の照明資材の活用等をはじめとして、安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故等が発生しないよう、適切な誘導を実施する。

（３）避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）等には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と綿密に連絡をとりながら、避難者の保護及び避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）等の秩序保持に努める。

第７　来訪者、入所者等の避難

１　施設における避難の実施

市の公共施設及び災対法に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来訪者

・入所者等の安全・避難のための避難計画に基づき避難誘導を行う。
　また、その他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来訪者の安全な避難を実施する。

２　避難の完了報告

大規模な災害が発生して避難勧告、避難指示が発令され、各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、所轄部または市災害対策本部へ避難の完了を報告する。なお、連絡の方法は、一般加入電話、ＦＡＸ、防災行政無線若しくは伝令による。

第８　避難に関する留意事項

１　避難勧告、避難指示の周知徹底

実施責任者は、避難勧告、避難指示を実施した場合は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、広報車、伝達員等により、市民に周知徹底する。

２　避難者の優先順位の設定

避難の順位は避難行動要支援者を優先するが、避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難するものとする。

３　市民の避難対応

（１）避難の優先

避難に当たっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

（２）携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳等）、タオル等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。
　また、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。
ア　身分証明書等（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
イ　１人３食分くらいの食料と２～３リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
ウ　服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

（３）避難者の移送

避難者の移送は、原則としてバス等指定した輸送車両による大量輸送とする。なお、必要に応じて、県に避難者の移送を要請する。

４　避難誘導者及び避難支援等関係者の安全確保

被災者の避難誘導等に当たる者及び避難行動要支援者の避難支援に関わる避難支援等関係者は、自らの安全を確保しつつ、被害の拡大状況等も考慮のうえで避難勧告、避難指示を行う等して、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

第９　指定避難所の開設、運営

１　指定避難所の開設

（１）避難所収容の対象者

指定避難所に収容する対象者は、次のとおりとする。

ア　住居が災害による被害を受け、居住の場所を失った者
イ　災害による被害を受け、速やかに避難しなければならない者
ウ　災害によって、被害を受けるおそれがある者

（２）指定避難所の開設

ア　開設に先立って、指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないか、あるいは安全であるかどうかを確認する。
イ　避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性を確認する。
ウ　市は、避難準備情報若しくは避難勧告、避難指示が決定されたとき、または市民の自主避難を覚知したときは、直ちに指定避難所を開設する。
エ　指定避難所は、原則として事前に指定した施設とする。
オ　指定避難所を開設するときは、市災害対策本部において施設管理者に連絡し、施設の開放を要請する。
カ　指定避難所を開設するときは、市民福祉部の職員が指定避難所従事職員として、直ちに、指定避難所に向かい、業務に従事する。
キ　指定避難所の運営に必要な物資の運搬については、都市整備部が担当する。

（３）指定避難所開設の周知

市長は、指定避難所を開設したときは、速やかに防災行政無線、広報車等あらゆる手段を用いて被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導する。

（４）臨時の避難所

災害の規模や状況により、指定避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置する。

ア　既存の他の公共施設を利用する。
イ　既存の他の民間施設を借上げて利用する。
ウ　公共用地においてテント等を設置する。

（５）指定避難所開設の報告

市長は、指定避難所を開設したときは、知事に対し次の事項を報告する。

ア　指定避難所開設の日時、場所、施設名
イ　収容人員
ウ　開設期間の見込み

（６）指定避難所の開設期間

開設期間は、災害が発生した日から７日以内とする。ただし「災害救助法」が適用された場合は、同法の定める期間とする。

（７）代替施設の確保

災害の様相が深刻で、市内に開設することができない場合、あるいは適当な建物または場所がない場合は、県の協力を得て隣接市町村へ避難者を移送、建物等の借り上げ等、対応を行う。

２　指定避難所の運営

（１）計画の方針

指定避難所には担当職員をおき、人員の把握、保健衛生、清掃の分担、物資の需給配分、所内の清潔の維持に当たる。また、指定避難所における情報伝達、食料、飲料水等の給付、清掃等の業務は、避難者が主体となり、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所運営を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところによる。

災害発生または災害発生のおそれあり

↓

１　施設の安全確認と二次災害の防止

○施設管理者は当該施設の安全確認と二次災害防止に努める。

↓

２　避難情報の収集・指定避難所の選定

○　市災害対策本部は、市民の避難状況や市民の被災状況・指定避難所の被災状況等を、当該施設や職員の参集途上に得た情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。

○　避難対象区域に可能な限り職員を派遣して、警察署、消防署、消防団と連携し、迅速に避難誘導を実施する。

○　避難者を収容する必要がある場合は、付近の指定避難所の中から、適切な指定避難所を選定する。

○　施設の管理者に開設する旨を連絡し、施設の開錠、開放を要請する。

↓

３　職員の派遣

○　市災害対策本部は避難者の来所が予想される場合、指定避難所管理運営責任者及び担当職員を当該指定避難所に派遣し、常駐させる。

○　避難者が既に集まっている場合は、一時的に体育館や大会議室等の広いスペースに誘導する。

３　応急的な収容

○　避難者が既に集まってきており、指定避難所管理運営責任者がまだ到着していない場合は、施設管理者の判断により、施設管理者の判断により、受入れに足るスペース部分の施設を開放する。

↓

４　指定避難所開設の準備

○　派遣された指定避難所管理運営責任者及び担当職員は、指定避難所の開設準備を行う。

○　手分けして施設の安全確認を行う。

○　避難者の人数等の状況を把握する。

○　施設管理者と協議し、施設の中で避難者収容スペースとして使用する部分を決定する。

○　避難者に区画を指定する（色テープ等で表示するとともに図等で示す。）

↓

５　避難者の誘導

○　指定避難所管理運営責任者及び担当職員は、一時的に広いスペースに誘導していた場合は、避難者を、避難者収容スペースに誘導する。

↓

６　指定避難所等の状況の報告

○　指定避難所を開設した場合は、直ちに市災害対策本部、救助班に報告する。

○　指定避難所での受付を行い、避難者名簿を作成する。

○　報告事項は概ね以下のとおりとする。

場所、開設日時、収容人員、世帯数、傷病者数及び要配慮者数
必要給食見込数、毛布必要数、その他必要数、施設の周囲の被害状況等

↓

７　避難住民への情報提供

○　対策本部等からの各種対策の状況、被害の状況、今後の見通し等の情報を避難住民へ提供する。

指定避難所開設フロー

（２）管理運営体制

指定避難所の運営は、本部長が派遣する職員（管理運営責任者）が担当する。指定避難所内での活動場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が、施設の管理者及び地域の代表者等と連携をとりながら行う。

管理運営責任者は、避難者に対し、自治組織結成を要請し、指定避難所の管理運営について避難者の主体的な運営体制を構築し、次の事項について的確に行う。

ア　指定避難所の秩序の維持（班の編成）と衛生管理（仮設トイレ等）
イ　避難者に対する情報伝達
ウ　テレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用
エ　仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底
オ　各指定避難所の管理運営責任者は、指定避難所の情報を市災害対策本部へ電話、ＦＡＸ等により連絡する。

なお、指定避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務を主体とし、運営は原則避難者によるものとする。また施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営についても協力するものとする。

（３）運営方法

ア　指定避難所の運営組織の設置

指定避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行う。

市は、避難所運営に関し、役割分担の明確化、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ被災者の自主的運営組織の立ち上げを支援する。

イ　世帯ごとの避難者名簿の作成整理

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となるため、指定避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際は、管理運営責任者は、各世帯単位の避難者名簿を作成し、市災害対策本部へ報告する。

ウ　指定避難所内の居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（自治会・町内会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度をめどとする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

エ　食料、生活必需品の請求、受け取り及び配給

管理運営責任者は、指定避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、本部長に報告する。本部長は各部へ調達を指示する。

また、到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、「避難所用物品受払簿」を作成し、居住区域ごとに配給を行う。

オ　指定避難所の運営状況の報告

報告は、指定避難所の管理運営責任者から救助班長（市民保険課長）へ報告する。

また、傷病人の発生等、特別の事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。

カ　指定避難所の運営記録の作成

管理運営責任者は、指定避難所の運営記録として「避難所収容台帳」を作成し、避難所日誌を記入する。

キ　指定避難所の管理運営における女性等への配慮

（ア）避難者による自治組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも３割以上は参画することを目標にする。

（イ）自治組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、指定避難所での生活のルールづくりをする。

（ウ）自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。また、班の責任者には、男女両方を配置する。

（４）指定避難所における生活環境の保護

市は、指定避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施する。この場合においては、特に男女のニーズの違いや要配慮者に十分配慮する。

ア　避難者情報の管理

市民福祉部は、各指定避難所において作成した避難者名簿を回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援対策等の基礎資料として活用する。

イ　高齢者・障がい者等要配慮者対策

（ア）指定避難所の管理運営責任者は、避難者の中から要配慮者をリストアップし、平常時に作成した避難行動要支援者名簿等から在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障がい者等の確認を行う。

（イ）管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、指定避難所における要配慮者の健康状態について聞き取り調査を行う。

（ウ）管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を手配するとともに、指定避難所内の落ち着いた場所を提供する等、指定避難所での生活について配慮する。また、必要に応じて、社会福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

（エ）民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ　男女別ニーズの違いへの配慮

（ア）指定避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用スペースを設ける。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、最低でも１つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討する。

（イ）避難者の受入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じる。

（ウ）生理用品や女性用下着等の女性用品については、女性が配布する。

（エ）巡回警備や防犯ブザーの配布等を行い、指定避難所における安全の確保に努める。

エ　妊産婦、乳幼児等への配慮

（ア）妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保したり、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。

なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況により対応を行う。

（イ）母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。

（ウ）女性や子どもに対する暴力を防止するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回

警備したり、防犯ブザーを配布する等、安全・安心の確保に配慮する。

オ　医療・保健体制

市（保健医療班）は、避難者の健康・精神的ケアについて、医師や医療救護班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師または看護師の常駐等の措置をとる。

カ　避難所生活長期化への対応

市（市民福祉部）は、避難所生活の長期化に対応するため、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、またはこれらの施設が整備されている指定避難所等に避難者を移動させる。

物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施す。

また、ライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる地区については、当該地域に指定避難所を設置・維持することの可否の検討を行う。

（ア）生活機器等の確保

洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備等生活機器の配備充実に努める。

（イ）入浴施設及び洗濯場の確保

自衛隊及び関係機関との連携のもと、仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図るほか、民間入浴施設の開放を要請する。

（ウ）プライバシー保護

避難者の世帯間を仕切る間仕切り等を設置するよう努める。

（エ）食事療法が必要な方への配慮

指定避難所において、アレルギーや内臓疾患等で特別な食事が必要な者について把握し、必要な食料の調達を手配する。

（５）管理運営上留意すべき事項

ア　指定避難所の維持管理体制の確立
イ　市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知
ウ　避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告
エ　自治組織、施設管理者及び行政による連携
オ　避難者の要望、苦情等の取りまとめ
カ　環境衛生保護と維持
キ　避難者の精神的安定の維持
ク　施設の保全管理
ケ　トラブル発生の防止
コ　女性及び要配慮者への配慮
サ　プライバシーの確保

（６）学校の指定避難所対応

ア　市教育委員会の基本的対応

施設管理者は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、指定避難所の運営等については管理運営責任者と連絡・調整を図りながら行う。

イ　教職員の避難所対応

児童・生徒の在校時、在校していないときに関わらず、学校が指定避難所として開設

される場合に備え、初動においてはあらかじめ各学校に初動体制に対応する教職員を決めておき、対応を図る。教職員は、指定避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童・生徒に関する業務等、本務に支障のない範囲で指定避難所の運営業務を支援する。

ウ　指定避難所運営の責任

指定避難所の運営についての責任は、本部からあらかじめ指定され、派遣された管理運営責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行い、その運営に当たる。なお、管理運営責任者の指定に当たっては、できるだけ指定避難所に近い者をあてる。

（７）避難所運営マニュアル

地域防災計画に定めるもののほか、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所の運営を行うものとする。

第10　広域一時滞在

市は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。

また、必要に応じ、次により受入れを要請する。（災害対策基本法第86条の８）

１　市は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

２　県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないと認められる時は、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を市に代わって行う。

３　県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。

４　国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがない時は、市の要求を待たないで、市に代わって行うこととなる県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

なお、市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第11　指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

１　指定避難所外避難者の把握

（１）車中泊避難者・指定外避難所の状況調査（発災後３日以内）

被災者は、自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択することから、指定避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウ

ス、公的施設等に避難する。このように指定避難所以外の避難場所が発生することは自然なことから、自治会・町内会や、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努める。

（２）指定避難所外避難者の自己申告

車中泊避難者等の指定避難所外にいる避難者は、市、消防、警察又は最寄りの避難所に現況を連絡する。

２　指定避難所外避難者への支援

市は、指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

（１）新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）
（２）食料・物資の供給
（３）避難者の健康管理、健康指導
（４）カーラジオ（ＦＭラジオ等）を利用した情報の提供

３　健康対策

被災した家屋や車中泊等、指定避難所以外で長期にわたり生活している避難者の健康状態や生活環境の状況を把握するため、保健師等による健康調査を実施するとともに、要支援者をリストアップし、必要に応じて医療、心のケア相談所につなげる。また、必要な保健指導を実施する。

（１）エコノミークラス症候群の予防

避難所外避難者は、運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控え、エコノミークラス症候群を発症する可能性が高くなる。市は、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次の事項を避難者に呼びかける。

ア　時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
イ　こまめに十分な水分を取る。
ウ　アルコールを控える。また、できれば禁煙する。

（２）排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車利用には、排ガス車内充満等の危険性もあるため、マフラー付近の除雪を心がけるように呼びかける。

第12　帰宅困難者支援

多数の帰宅困難者が発生した場合、市、防災関係機関及び県は、次により帰宅困難者への支援に努める。

１　市の実施範囲

市は、防災関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。

なお、帰宅困難者の滞在場所については、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した運営を実施する。

２　防災関係機関の実施範囲

公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、公共交通機関の運行情報を随時提供するものとする。

３　県の実施範囲

県は、帰宅困難者支援に関する協定に基づき、フランチャイズチェーン各社に対し、各店舗での水道水や道路情報等の提供を要請する。また、市及び防災関係機関から、自ら帰宅困難者支援を十分に行うことができないとして応援要請があった場合、県は、一時滞在施設の確保及び物資の提供に努める。

第13　指定避難所等の飼養動物対策

１　指定避難所での対応

（１）市は、指定避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう飼養場所を設ける等、環境整備に努める。

（２）原則的には、飼い主が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする指定避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、指定避難所の管理運営責任者が指定するスペースにおいて飼育する。

（３）指定避難所においては､飼い主の責任を明確にし､飼い主に対して必要な指導等を行う。

（４）大規模災害時以外は、指定避難所への飼養動物の持ち込みは原則禁止する。

２　指定避難所での管理

指定避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。

飼育用スペースの管理運営担当者は､被災者及び在宅被災者が所有する飼養動物について、飼養動物管理台帳等を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て、飼育用スペースにおいて管理に努める。

第14　災害救助法を適用した場合の指定避難所に関する基準

１　費用の限度

費用の限度は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第９条の規定により知事が定める額とする。

２　開設の期間

災害発生の日から７日以内とする。

３　期間の延長

前記の期間を延長するときは、知事が内閣総理大臣の承認を得て、これを行う。なお、市が指定避難所の設置について知事から委任を受けた場合は、前記の期間内に知事に対して期間の延長を申請する。

第11節　消防・救助救急活動対策

【実施機関：消防本部、秋田海上保安部】

第１　基本方針

大規模な火災等の災害が発生したときは、特に、発災当初の72時間が、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分する。

消防本部は、市及び防災関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救助救急活動を実施し、市民の安全確保と被害の軽減を図る。

第２　消防活動

大規模な災害や同時多発火災が発生したときは、「能代山本広域市町村圏組合消防本部業務書」「震災時消防対策計画」「水火災防ぎょ計画」に基づき、迅速かつ的確に消防・救急活動を実施し、市民の生命身体の安全確保と被害の軽減を図る。

１　組織

（１）活動体制

火災等の災害が発生したときは、必要に応じて消防本部に「対策本部等」を設置し、状況把握に努めるとともに消防本部各班へ活動を指示する。

（２）動員体制

消防職員は、次に該当する場合は、速やかに所定の場所に参集する。

ア　招集の命を受けたとき
イ　火災警報が発令されたとき
ウ　居住区域内及びその周辺に火災等が発生したとき

２　初動措置

災害が発生し、大きな被害が予想される場合、消防本部及び消防署は、直ちに次の初動措置をとる。

（１）消防本部の初動措置

ア　情報収集に当たるとともに消防長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動に当たる。
イ　管内巡回及び屋外監視カメラで、市域の災害発生状況の確認に努める。

（２）消防署の初動体制

ア　署長は、努めて署指揮隊を編成し、署指揮隊は署長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助及び指揮命令の伝達に当たる。
イ　情報の収集と災害現場での消防活動対応資機材の確認・搬送準備等を行う。

３　消火活動

災害により火災が発生した場合、「水火災防ぎょ計画」に基づいた消火活動を行う。

（１）重要地域優先の原則

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、病院、学校、社会福祉施設等、さらには火災危険区域等を優先して活動する。

（２）消火可能区域優先の原則

多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動する。

（３）市街地火災優先の原則

大工場、多量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の活動を優先して活動する。

（４）避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）・避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）、避難路確保の活動を行う。

（５）火災現場活動の原則

ア　出動隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救急・救命活動の成算等を総合的に判断して活動を行う。

イ　火災の規模により消防力が優先と判断した場合は、積極的に攻勢的消火活動を行う。

ウ　火災の規模により消防力が劣勢と判断した場合は、道路、河川、空地等を活用して守勢的活動により延焼を阻止する。

４　消防団の活動

大規模災害時には、同時多発火災、家屋の倒壊等被害が広範に及ぶことが予想されるため、消防団員は地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除に当たるものとし、活動の最大目標は出火防止、初期消火及び人命救助等とする。

（１）出火防止

火災等の災害発生が予想される場合は、付近の住民に対し、出火防止及び飛火警戒を呼びかける。

（２）消火活動

消防隊の出動不能または困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動について、単独若しくは消防隊と協力して行う。

（３）救命救助活動

人命救助事案が発生した場合は、付近住民と協力し、要救助者の救助救出活動に当たり、負傷者等については応急手当、保護に当たるとともに安全な場所に搬送する。

（４）避難誘導活動

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを市民に明確に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら安全に避難させる。

（５）情報収集活動

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害状況、特異事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。なお、消防団の活動について、詳細は「震災時消防活動計画」に基づいて実施する。

５　応援要請

市は、災害規模が大きく、火災の同時多発や延焼拡大等が著しいため、自力のみで災害の除去、拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村に応援を要請する。また、県内13消防本部による秋田県広域消防相互応援協定による応援要請を行う。

第３　情報通信

１　情報収集

災害に係わる情報は、通信機器、連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

災害時においては、有線電話の不通、無線障害等により、状況把握が困難となる可能性がある。このような通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握する。

（１）被害状況の把握

１１９番通報、駆け付け通報、招集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

（２）災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

２　通信運用

災害時における市災害対策本部と署、分署、出張所の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信による。

３　無線通信の優先順位

災害活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

（１）災害の覚知
（２）車両の出動命令
（３）応援の要請
（４）救助または救急状況
（５）災害状況の報告

第４　自主防災組織による消火活動

１　出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス、電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、出火の防止に努めるものとする。

２　消火活動

火災を発見した場合、市民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行い、また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

第５　火災及び災害等の報告

消防組織法第40条に基づく報告は、「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」によるが、消防関係報告のうち、緊急事態発生時における火災・災害等に関する即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによるものとする。

第６　救助・救急活動

同時多発的に多数の要救助救急者が発生した場合は、全市的に救急隊、救助隊または消防隊の統括運用を行い、必要に応じて警察その他防災関係機関と連携して、迅速かつ効果的な救助救急活動を実施する。

１　活動体制及び活動の原則

（１）活動の体制

ア　発災初期の活動体制

発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は、原則として署所周辺の救助・救急を行い、以後大規模救助救急事案の確認及び救急病院等の受入体制を把握し、広域的救助・救急体制に移行する。

イ　火災が少ない場合の活動体制

火災が少なく、救助・救急事案が多い場合は、消防隊、消防団の投入も含めて、早期に救助・救急体制を確保する。

（２）関係機関の活動

ア　警察は、災害規模により速やかに救助・救急活動を実施する。
イ　自衛隊は、市の派遣要請要求に基づく県の要請により、必要な救援活動を実施する。
ウ　海上保安部は、災害により発生した海難救助等必要な活動を実施する。
エ　消防本部と各防災関係機関は、活動に当たり、担当区域を定める等、重複または取り落としのないよう十分な打ち合わせに基づき活動する。

２　救助の現場活動

（１）災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。
（２）指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
（３）隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。
（４）救助は、救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。同時に救助事案が併発している場合は、多くの人命を救護できる事案を優先に、効果的な活動を行う。ただし、活動人員に比較し、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。
（５）延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急事案が併発している場合は、時期を失うことのないよう火災現場付近の救助を優先する。
（６）救出後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し、医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

３　救急の現場活動

（１）傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。なお、軽傷者には、応急処置用品を消防団員、自主防災組織等に

支給し、自主的な応急手当を依頼する。

（２）救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。

（３）傷病者の緊急搬送に当たっては、軽傷者の割込み等により、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意し、毅然とした態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

（４）消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、秋田県災害救急医療情報センターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

（５）重度傷病者等の搬送について、県消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

４　救助資機材等の調達

災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、県に対して必要な資機材の要請を行う。

また、土砂崩れ等による家屋の圧壊等、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

５　警察のとる措置

警察は、市、県、消防、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じこめ者等の救出・救助に当たり、応急救護処置を施した後、救護班または救急隊に引き継ぐ。

（１）救出、救護班の派遣

警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び逃げ遅れた者の発見、救出に努める。

（２）措置要領

ア　救出・救護活動に当たっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ　救出・救護活動に当たっては、保有する装備資機材等を活用し、迅速な措置を講ずる。

ウ　救出・救護に当たっては、各防災関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ　救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救急班等に引き継ぐか、または警察車両を使用し、速やかに医療機関に引き継ぐ。

６　自主防災組織等による救助・救急活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に協力するよう努める。

第７　林野火災等の災害対策

広域的に、しかも重大な被害をもたらすおそれのある災害及び広域的な林野火災等の災害の応急対策は、次のとおりとする。

１　林野火災等の災害

広域的な林野、大量の可燃物集積所等において火災が発生した場合は、現地指揮本部を設置するとともに県等の防災関係機関と連絡調整を図り、次の対策を講ずる。

（１）林野火災が発生し、また他の地域で火災等が多発している場合には、市街地火災優先の原則に基づき消防団を含めた必要最小限度の消火隊で林野火災の消化に当り、以後、空中消火等を考慮した応援隊の到着を待ち、消火体制を整えたうえで活動を行う。

（２）　林野等に火災が発生しているが、他の地域に火災が発生していない場合は、速やかに消火体制を整えて活動に当たる。

（３）　空中消火等が必要な場合には、自衛隊等の災害派遣要請要求を含め、実施体制の確立を図ることとし、以下の体制を整備する。

ア　空中消火補給基地及び臨時ヘリポートを設定するとともにヘリコプターが現地に到着するまでに空中消火資機材の搬入及び補給作業従事者の配置等、作業が円滑に実施できる体制を整える。

イ　空中消火資機材等の輸送は、これを保管する県が現地に輸送するが、状況によっては、市及び関係機関が協力する。

ウ　資機材の取扱、薬剤の撹拌等は、県職員が行い、またその指導に当たるが、市及び関係機関においても要員等可能な限り用意する。

エ　林野火災に際し、県の保有する資機材が不足となったときには、東北森林管理局に協力を要請するものとする。

第８　防災業務従事者の安全対策

１　消防団員の安全確保

消防本部は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防活動上必要な安全装備の整備に努める。

２　消防職員の安全確保

消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。

（１）主な内容

ア　警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂

イ　ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有

ウ　消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の確立

第12節　消防防災ヘリコプターの活用

【実施機関：総務部、消防本部】

第１　基本方針

災害発生時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、孤立した地区への支援、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第２　運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

１　出動日数：土日、祝日、年末年始を問わず365日常駐体制

２　運航時間：午前８時30分から午後５時15分までとする。
　ただし、災害が発生し緊急運航する場合は、日の出から日没までとする。

３　夜間搬送：昼間運航時間内（原則：午前８持30分から午後５時15分）に出動要請があった時に実施する。

第３　臨時ヘリポート

臨時ヘリポートの設置基準及び設置場所については、「資料編　第４　臨時ヘリポートに関する資料」（P○○）に示す。

第４　県消防防災ヘリコプターの緊急運航

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、次のとおりとする。

１　緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合に運航する。

区　　分	内　　容
公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること
緊 急 性	緊急に活動が行われなければ、市民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できなく航空機以外に適切な手段がないこと

２　緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記１の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

（１）救急活動

ア　交通遠隔地からの緊急患者の搬送

交通遠隔地から緊急患者を搬送する場合、救急車搬送より著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ　傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ　その他

その他特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

（２）救助活動

ア　河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ　高層建築物火災における建物

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ　地滑り等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

地滑り、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ　高速道路等における事故の救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ　その他

その他特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

（３）火災防ぎょ活動

ア　林野火災等における空中からの消火活動

地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ　大規模火災における状況把握、情報収集及び市民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、または延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められた場合

ウ　交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等

交通遠隔地への大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合または航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ　その他

その他特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

（４）災害応急対策活動

ア　自然災害の状況把握及び情報収集

自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ　ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められた場合

ウ　被災地への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

被害が発生し、または発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送または搬送する必要があると認められる場合

エ　各種災害時における市民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難指示等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

オ　その他

その他特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

（５）広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

（６）その他

その他運用責任者が特に必要と認めた場合

第５　県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等

１　緊急運航の要請

市長及び能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長（以下この節において「市長等」とする。）は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式第１号）によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認し、消防防災航空隊を通じて市長等に回答する。

２　受入体制の整備

市長等は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

（１）離着陸場所の確保及び安全対策
（２）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手続
（３）空中消火用資材、水利の確保
（４）その他必要な事項

３　報告

市長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第３号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

連　絡　先

連絡先	電話・ＦＡＸ番号	所在地
秋田県航空隊基地 （消防防災航空隊基地）	ＴＥＬ 018-886-8103 ＦＡＸ 018-886-8105 衛星電話 110-59	秋田市雄和椿川山籠40-1

第６　夜間救急搬送

夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づく次の基準に該当するものとする。

１　夜間救急搬送の要件

夜間救急搬送は、原則として以下のすべてに該当する場合に実施する。

（１）緊急運航の要件である公共性、緊急性及び非代替性の３要件を満たすものであること

（２）高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合であること

（３）救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること

２　要請時間

昼間運航時間内（原則：午前８持30分から午後５時15分）に出動要請があった時に実施する。

３　指定臨時着陸場

あらかじめ指定した次の臨時着陸場を使用するものとする。

地区	圏域名	名称
県　北	大館鹿角	かづの厚生病院ヘリポート大館市立総合病院屋上ヘリポート
	北秋田	大館能代空港（飛行場）
中　央	秋田周辺	秋田赤十字病院ヘリポート旧秋田空港秋田空港（飛行場）
県　南	横手平鹿	平鹿総合病院ヘリポート
	湯沢雄勝	雄勝中央病院ヘリポート

第13節　水防活動

【実施機関：総務部、都市整備部、消防本部】

第１　基本方針

水害が発生し、または発生が予想される場合、市は防災関係機関と協力して、これを警戒・防御し、災害による被害を軽減するため、「能代市水防計画」に基づいて、市内各河川及び海岸等に対する水防上必要な措置対策を行い、市民の安全を保持する。

第２　用語の定義

用　　語	定　義　等	根拠法令
水防管理団体	水防の責任を有する市町村または水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。	水防法第２条
指定水防管理団体	県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。	水防法第４条
水防管理者	水防管理団体である市町村長または水防事務組合、若しくは水害予防組合の管理者をいう。	水防法第２条第２項
能代市水防管理者	能代市長をいう。	水防法第２条第２項
消防機関の長	能代山本広域市町村圏組合消防本部消防長をいう。	水防法第２条第４項
水防団待機水位	水防法第12条で規定されている通報水位（指定水位）	
はん濫注意水位	水防法第12条で規定されている警戒水位	
避難判断水位	水防法第13条で規定されている特別警戒水位	
はん濫危険水位	水防法第10条、11条による洪水予報河川において定める危険水位	
はん濫発生情報 はん濫危険情報	水防法第10条、11条で行う洪水予報の洪水情報（水位情報周知河川にも適用）	
はん濫警戒情報	水防法第10条、11条で行う洪水予報の洪水警報（水位情報周知河川にも適用）	
はん濫注意情報	水防法第10条、11条で行う洪水予報の洪水注意報（水位情報周知河川にも適用）	
水防警報	国土交通大臣または知事が指定した河川等について、洪水または高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。	水防法第16条

用　　語	定　義　等	根拠法令
洪水予報	1　国の機関が行う洪水予報 　気象庁長官が気象等の状況により洪水または高潮のおそれがあるときにその旨を注意し、または警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川等について洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位または流量を示してその旨を注意し、または警告するための発表をいう。 2　県知事が行う洪水予報 　知事は、国土交通大臣の指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して水位または流量を示してその旨を注意し、または警告するための発表をいう。	水防法第10条第１項 水防法第10条第２項 水防法第11条 気象業務法第13条 気象業務法第14条の２
指定河川	国土交通大臣及び知事がそれぞれ洪水予報、水位情報周知水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。	水防法第10条第２項 水防法第11条第１項

第３　水防責任

責任者	内　　容	根拠法令
市の責任	市の区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。	水防法第３条
県の責任	県内における水防管理団体（市町村）が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。	水防法第３条の６
気象庁長官（秋田地方気象台長）の責任	気象等の状況により、洪水または高潮のおそれがあるときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び秋田県知事に通知するとともに、必要に応じ放送期間、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	水防法第10条第１項
国土交通大臣の責任	1　米代川に洪水のおそれがあると認められるときは、秋田地方気象台長と共同して、その状況を水位または流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量または氾濫により浸水する区域及び水深を示して当該河川の状況を秋田県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	水防法第10条第２項
	2　米代川について、洪水または高潮により損害が生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、秋田県知事に通知しなければならない。	水防法第16条

責任者	内　　容	根拠法令
	３　米代川について、避難のための立退きの勧告若しくは指示または屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項（洪水予報または水位情報）を通知しなければならない。	水防法第13条の２
知事の責任	１　知事は洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに関係のある水防管理者及び量水標管理者に、通知しなければならない。	水防法第10条第３項
	２　国土交通大臣が指定した河川について水防警報を発したときは、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。	水防法第16条第３項
量水標管理者の責任	量水標の水位が秋田県水防計画に定める水位をこえるときは、その水位状況を、関係者に通知しなければならない。	水防法第12条第１項
水防団員の責任	洪水、津波または高潮のいずれにおいても、次に掲げる事項に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。	水防法第７条第２項
市民の義務	水防管理者、水防団長または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民をして水防に従事させることができる。	水防法第24条

第４　通信施設の優先利用（法第27条第２項）

国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長またはこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、または警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

第５　水防組織

１　水防組織の構成

２　水防本部の構成

水防法第10条、第11条、第16条、気象業務法第13条及び第14条の２の規定により、洪水、津波及び高潮等についての水防活動に関する予報及び警報の通知があったときから、その危険が解消するまでの間、水防を実施するため、市災害対策本部等を水防本部として適宜設置する。ただし予報の場合は、諸状況を判断のうえ、必要があると認めたときに限り設置するものとする。

市災害対策本部等の組織については、本章第１節の「第４　能代市災害対策本部等」による。なお水防計画においては、以下のとおり、副本部長のもとに、特に水防活動に従事する水防部を設置する。

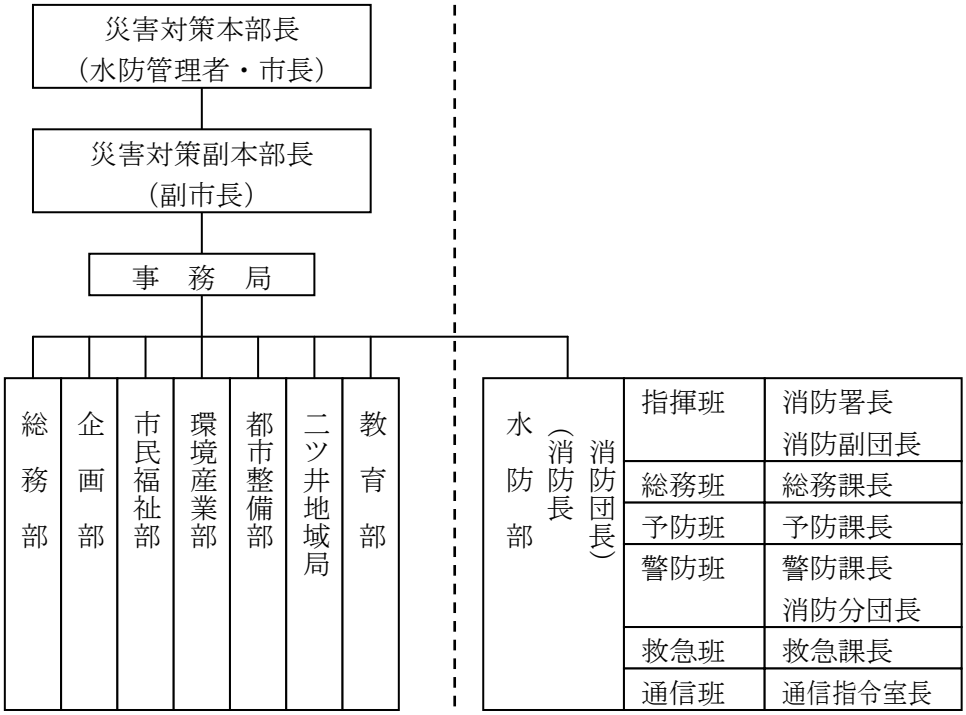

３　水防本部の業務

水防計画における市災害対策本部等の事務分掌は、次のとおりである。なお、本章第１節第４の「６　能代市災害対策本部の事務分掌」と重複して定めてある事務分掌については、下表を優先する。その他の事務分掌については、本章第１節第４の「６　能代市災害対策本部の事務分掌」による。

部	班	事　務　分　掌
総務部 (本部付)	事務局	（１）気象・水位・雨量等の情報収集及び連絡に関すること （２）水防関係機関等への連絡調整に関すること （３）水門開閉状況の連絡受理に関すること （４）水防警報の受信及び受信事項の本部長への報告に関すること （５）被害状況の収集統括に関すること （６）警戒区域等の設定に関すること （７）各部、班への指示、情報の伝達及び連絡調整に関すること （８）関係協力機関との連絡調整に関すること （９）避難指示、勧告等発令に関すること (10) 災害応急対策の調整に関すること (11) 知事及び他市町村への応援要請に関すること
都市整備部	土木班	（１）堤防等の警戒箇所の巡視に関すること （２）決壊通報等の本部への連絡及び必要な措置に関すること （３）水防資器材の調達及び輸送に関すること
水防部	指揮班	（１）指揮統括に関すること （２）消防職員の動員に関すること （３）消防部隊の指揮運用に関すること （４）その他、消防機関が行う水防活動指揮全般に関すること
	総務班	（１）水防資器材の調達に関すること （２）公務災害補償に関すること （３）消防職員の配食に関すること （４）水防応援要請に関すること
	予防班	（１）被害調査の集計及び報告に関すること （２）市街情報の収集総括に関すること （３）その他、水防調査全般に関すること
	警防班	（１）水防における管内の巡視、警戒、防御に関すること （２）水防警戒区域の設定に関すること （３）避難誘導及び被災者の救出に関すること （４）水防作業の現地指導に関すること （５）水防要員、水防資器材の輸送に関すること （６）被害調査及び報告に関すること （７）その他消防機関が行う警防活動全般に関すること
	救急班	（１）救急に関すること （２）医療情報の収集に関すること （３）仮設救護所の設置に関すること （４）その他、救急上必要な事項
	通信班	（１）水位記録の収集、報告に関すること （２）水防信号の伝達に関すること （３）水防現場の連絡調整に関すること （４）水防活動状況の収集及び報告に関すること （５）その他、通信指令全般に関すること

第６　水防体制と出動

１　水防本部の体制

（１）市災害対策本部等の配備基準

区分	配　備　内　容	配　備　時　期
第1配備	災害対策連絡部	1　高潮、津波、大雨、洪水警報その他の警報が発表された場合で、水災防止対策上、特に必要があると認めたとき 2　水災が発生しまたは発生するおそれがあり、第１次動員指定の職員を動員して災害対策を実施するとき
第2配備	災害対策警戒部	1　市の全域にわたって相当規模の水災が 発生しまたは拡大するおそれがある場合、または全域でなくても、その被害が甚大と予想される場合において水防管理者が動員を指示したとき 2　その他、必要により水防管理者が動員を指示したとき
第3配備	災害対策本部	1　市の全域にわたって市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす水災が発生し、さらに拡大するおそれがある場合 2　避難指示、勧告等の避難対策を実施するとき 3　災害救助法を適用する程度の被害が発生した場合

（２）消防団（水防団）の配備基準

種別	配　備　内　容	配　備　時　期
待機	消防分団長、消防団員は自宅にそれぞれ待機し、出動に備える体制とする。	1　水防警報「待機」が発せられた場合 2　大雨、洪水、高潮、津波の注意報が発せられ危険が予想されるとき 3　大雨警報等が発令されたとき 4　局地的な豪雨や長雨等により、浸水や崖崩れ等の起こるおそれがあり、水防の必要が予想されるとき
準備	警戒担当団員は担当区域の警戒に当たる。必要に応じて相当数の消防団員をもって警戒に当たる、水防の事態が生じたとき、そのまま活動ができ得る体制とする。	1　水防警報「準備」が発せられた場合 2　河川の増水や津波、高潮により警戒または水防作業の必要があるとき 3　豪雨等により崖崩れの危険があるとき 4　気象状況により高潮の危険が予知されるとき
出動	消防団全員をもって当たり、総力を挙げて水防活動を行う体制とする。	1　水防警報「出動」が発せられた場合 2　水災が発生、または発生が予想され、拡大の危険があるとき 3　その他必要により水防管理者が配備を指令したとき

２　出動準備

市長は、次の場合には、直ちに消防機関に対し、出動準備をさせる。

（１）水防警報が発せられたとき

（２）河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要を予測するとき

（３）その他気象状況により、洪水、高潮等の危険が予知されるとき

３　出動

市長は、次の場合は、直ちに消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い出勤し、警戒準備につかなければならない。

（１）河川の水位がはん濫注意水位（法第12条で規定される警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知した時

（２）潮位が上昇し、気象状況等により危険を認める時

第７　水防警報

１　国土交通大臣が発表する水防警報（水防法第16条）

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、能代河川国道事務所長が行う。

指定河川及び区域、対象とする水位観測所

水系名	河川名	警戒区域	観測所名	種類	管理区分	水防団待機水位	はん濫注意水位	観測者名	電話
米代川	米代川	（左岸）大館市比内町扇田字本道端77番地～日本海 （右岸）大館市山館字大樽木33番地５～日本海	十二所	テレ	国土交通省	2.50	3.00	能代河川国道事務所	0185-70-1176
			鷹巣	〃	〃	5.60	6.10	〃	〃
			二ツ井	〃	〃	3.00	4.50	〃	〃
			向能代	〃	〃	1.50	1.90	〃	〃
	藤琴川	（左岸）能代市二ツ井町荷上場字荒田 9番地～米代川合流点 （右岸）能代市二ツ井町荷上場字岩堰31番地～米代川合流点	二ツ井	〃	〃	3.00	4.50	〃	〃

（単位：m）

２　知事が発表する水防警報（法第16条）

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、水防副支部長（山本地域振興局建設部長）が行う。

指定河川及び区域、対象とする水位観測所

水系名	河川名	警戒区域	観測所名	種類	量水標管理者	水防団待機水位	はん濫注意水位	観測者名	電話
米代川	阿仁川	北秋田市阿仁萱草大橋～北秋田市浦田橋	阿仁前田	テレ	秋田県	2.10	3.00	北秋田地域振興局建設部	0186-62-3111
	〃	北秋田市浦田橋～小阿仁川合流点	米内沢	〃	〃	2.50	3.00	〃	〃
	〃	小阿仁川合流点～米代川合流点	木戸石	〃	〃	3.00	4.30	〃	〃
	藤琴川	藤里町藤琴～能代市高岩橋	藤琴	〃	〃	1.50	2.00	山本地域振興局建設部	0185-52-6109

（単位：m）

３　水防警報の種類・内容及び発表基準

水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機＊国交省のみ	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	はん濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

＊「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に応じて水防警報を発表する。

（資料：「平成26年度　秋田県水防計画　実務編」）

第８　水位情報周知河川の指定と避難判断水位（法第13条による特別警戒水位）

避難判断水位の決定根拠として、はん濫危険水位相当換算水位から避難時間等に必要な時間上昇水位を引いた水位としている。

１　知事が定める避難判断水位

水系名	河川名	警戒区域	観測所名	種類	量水標管理者	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	水防管理者	観測者名	連絡先	備考
米代川	藤琴川	藤里町藤琴～荷上場高岩橋	藤琴	テレ	秋田県	1.50	2.00	3.30	4.00	藤里町 能代市	山本地域振興局建設部	0185-52-6106	H17設定

（単位：m）

第９　水防警報、水防指令の伝達系統図

水防警報、水防指令の伝達系統図は、本章第５節の「第５　洪水情報の収集・伝達」による。

第10　水防活動

１　巡視

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に通報し、必要な措置を求めなければならない。

２　非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに山本水防支部（山本地域振興局建設部）に連絡するとともに水防作業を開始する。

（１）裏法の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
（２）表法で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
（３）堤防の上面の亀裂または沈下
（４）堤防の水があふれている状況
（５）水門の両袖または低部よりの漏水と扉の締り具合不良
（６）橋梁その他の構造物との取付部分の異常

３　水門、樋門等の措置

（１）水門、樋門等の取扱責任者は、水防に関する気象注意報、警報が発せられたことを知ったときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の開閉を行わなければならない。
（２）取扱責任者は、門扉の操作等について支障のないよう毎年出水期に先だち整備点検を行わなければならない。

４　災害発生時の措置

災害発生時には、市民及び防災関係機関に情報伝達するとともに、水防作業の実施、避難のための立ち退きの指示及び避難誘導、緊急輸送等を行う。

第11　集中豪雨等による内水被害（都市型水害）の応急対策

集中豪雨等による内水被害が発生し、または発生するおそれがある場合、市は防災関係機関と連携して、以下の措置をとる。

１　内水ハザードマップによる浸水想定区域については、現地に職員を派遣し、状況を確認するとともに、必要に応じて住民に対して早めの避難を呼びかける。

２　集中豪雨等による内水氾濫については、短時間の急激な水位の上昇が考えられることから、避難勧告及び指示を発令する前に浸水が始まることも考えられる。そのため、状況に応じて、屋内の２階以上の階への移動など、「屋内安全確保」についても検討する。

３　アンダーパスなど、道路の浸水が予想される区域については、早い段階で通行止め等の措置を取る。

４　床上浸水または床下浸水が想定される住居に対しては、必要に応じて土のう等の設置を行う。

第14節　災害警備活動

【実施機関：能代警察署、秋田海上保安部】

第１　基本方針

警察及び海上保安部は、防災関係機関との緊密な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、市民の生命及び身体の保護を図る。

第２　警察

１　災害発生等の警備活動

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、警察が行う警備活動はおおむね次のとおりとする。

（１）情報の収集、伝達及び被害状況の把握
（２）被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
（３）市民に対する避難勧告・指示、避難誘導及び危険個所の警戒
（４）被災地、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）及び重要施設等の警戒
（５）緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
（６）災害警備活動のための通信の確保と不法事案等（災害に便乗した犯罪を含む）の予防・取締り
（７）遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引渡し
（８）二次災害の防止
（９）被災者への情報伝達活動
(10) 報道対策
(11) ボランティア団体等の支援活動
(12) 社会秩序の維持、物価の安定に関する活動

２　警備体制

警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

（１）災害警備本部の設置

災害により甚大な被害が発生し、または被害が発生するおそれがある場合は、警察本部に災害警備本部を設置する。

（２）災害警備対策室の設置

災害により、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあり必要がある場合で、災害警備本部の設置まで至らない場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。

（３）災害警備連絡室の設置

災害が発生し、その規模が局所的で、災害警備対策室の設置に至らない場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

（４）警察署（現地）警備本部等の設置

警察署は、管内の災害実態に応じて災害警備本部等に準じて警察署（現地）災害警備本部を設置する。

第３　海上保安部

海上保安部は、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置をとる。

１　災害発生地域の周辺海域における、犯罪の予防・取締り

２　重要施設の周辺海域における、警戒

第15節　交通、輸送対策

【実施機関：都市整備部、市民福祉部、総務部、能代警察署、他道路管理者、東日本旅客鉄道㈱、秋田海上保安部】

第１　基本方針

災害時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。

そのため、市及び防災関係機関は、輸送網の応急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、資機材、物資等の緊急輸送に努める。

第２　輸送の対象

輸送に当たっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点とする。輸送の対象は以下のとおりとする。

１　第１段階－避難期

（１）救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等、人命救助に要する人員及び物資
（２）消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
（３）政府災害対策要員、地方自治体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
（４）負傷者等の後方医療機関への搬送
（５）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

２　第２段階－輸送機能確保期

（１）上記１の続行
（２）食料、水等の生命の維持に必要な物資
（３）傷病者及び被災者の被災地外への輸送
（４）施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

３　第３段階－応急復旧期

（１）上記２の続行
（２）災害復旧に必要な人員及び物資
（３）生活必需品

第３　輸送網の確保

１　道路・橋梁等

市及び他の道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事に当たっては、緊急輸送路を優先する。

なお、道路啓開に際しては、必要に応じて、自衛隊を始めとする防災関係機関と連携を図るものとする。

２　鉄道

鉄道事業者は、鉄道施設が被災した場合、その被害状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転等により交通を確保する。

３　港湾

船舶を利用して緊急物資を搬入する場合、耐震強化岸壁を最優先に使用させるため、県は同岸壁での一般荷役作業を一時制限するとともに、背後のふ頭用地から支障となる荷物等を速やかに撤去または移動させ、緊急物資の受入体制を整える。航路等についても被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部に連絡するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の輸送路の確保等の応急復旧を行うものとする。

また、被災したその他の公共岸壁、ふ頭、道路等の港湾施設は、早急に被害状況を把握し、速やかに応急工事を行い、港湾を介した経済活動に対する影響が最小限となるよう努める。

第４　道路の交通規制

１　道路被害状況の把握

（１）道路管理者による調査

市及び道路管理者は、緊急輸送道路及び沿道の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、災害発生後速やかに調査を実施するとともに、他の道路管理者と情報を交換し、応急対策を実施する関係機関に対して調査結果を伝達する。

（２）発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により、通行が危険である状態、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官または市災害対策本部に通報するものとする。

２　交通規制の種類等

災害時における規制の種類及び根拠は、おおむね次によるものとする。

なお、これらの交通規制を迅速・的確に実施するために、市は、警察、防災関係機関、道路管理者との連絡を平常時から密にし、有事における協力体制を確立しておく。

（１）「道路法」（昭和27年法律第180号）に基づく規制（同法第46条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は交通を禁止または制限（重量制限を含む）するものとする。

（２）「道路交通法」（昭和35年法律第105号）に基づく規制（同法第４条、５条、６条）

災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、秋田県公安委員会、警察署長・警察官は、歩行者または車両の通行を禁止し、または制限するものとする。

（３）「災対法」に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するものとする。

３　交通規制の要領

（１）道路交通規制等

道路管理者は、人員等の緊急輸送を確保するため、もしくは道路施設の被害等により通行が危険な状態である場合、速やかに適切な交通規制を行う。

また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、上記（２）に基づく道路標識等を設置し、または現場における警察官の指示等により実施する。

ア　交通規制が実施された時は、直ちに市民及び関係機関等に周知徹底を図る。

イ　現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

ウ　緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地周辺の県警察の協力も得て広域的な交通規制を実施する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。

エ　緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。

オ　緊急車両の円滑な運行を確保するため、運転者に対し必要に応じた措置命令等を行う。

カ　警察、道路管理者及び市災害対策本部等は、交通規制に当たっては、相互に密接な連絡を図る。

一方、市災害対策本部長は、避難の勧告または指示を行う等、その必要があると認める場合は、直ちに警察署長に連絡し、交通規制の実施を要請し、安全避難の確保に努める。

４　運転者のとるべき措置の周知徹底

警察は、市及び防災関係機関と連携して、運転者に対し、災害発生時のとるべき措置を周知する。

運転者が、災害発生時にとるべき措置は以下のとおりとする。

（１）走行中の車両運転者がとるべき措置

ア　できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させる。

イ　停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ　車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておく。

エ　やむを得ず道路上に車両を置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたまま、窓を閉め、ドアは施錠しない。

オ　駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

（２）避難のための車両使用の禁止

避難行動要支援者の避難等やむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しない。

（３）交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止または制限

ア　速やかに車両を次の場所に移動させる。

（ア）道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。

（イ）区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所とする。

イ　速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急

通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

ウ　通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動または駐車するが、その際、警察官の指示に従わない時、または運転者が現場にいないために車両を移動することができない時は、警察官が自ら車両を移動等の措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度の範囲において、車両等を破損することがある。

第５　海上航行規制

１　秋田海上保安部長

災害時により港湾施設の損壊または航路の閉鎖等船舶交通に危険が予想される場合、または危険が生じた場合は、速やかに航行制限や航泊禁止の必要な措置をとる。

２　海上保安部

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

（１）船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

（２）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがある時は、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。

（３）海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずるおそれがある時は、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。

（４）船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

（５）水路の水深に異常を生じたおそれがある時は、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路内航行船舶の安全を確保する。

（６）航路標識が損壊し、または流失した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第６　輸送手段の確保

災害時の緊急輸送は、現場における緊急度、物資の種類及び数量等に基づき、効率的に行わなければならない。このため、災害時における輸送の主体は自動車輸送とし、自動車輸送が困難な場合には、鉄道、船舶、ヘリコプター等を輸送の手段として確保する。

市長は、関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められる時には従事命令及び公用負担の権限を行使する。

１　緊急輸送ネットワークの確保

被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークを確保する。

市は、緊急輸送ネットワークを確保するため、必要に応じて警察及び道路管理者に対して、交通規制道路啓開等の実施を要請する。その際は、被害状況を勘案し優先順位を付ける。

２　輸送の手段

（１）自動車による輸送

災害時における輸送の主体は、自動車輸送とする。

（２）鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき､または鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

（３）船舶による輸送

陸上輸送路が使用できないとき、または船舶による輸送が適切であると判断される場合に行う。

（４）ヘリコプターによる輸送

緊急を要する人員、物資等を輸送する場合に行う。

（５）その他の輸送

自動車等による輸送が不可能な時は、人力等による輸送を行う。

３　輸送力の確保

市災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有し、または直接調達できる自動車等により、輸送を行うものとするが、災害対応の実施に当たって必要とする自動車等が不足し、または調達不能となった場合は、民間業者または防災関係機関等に自動車等の調達輸送の支援等を要請し、輸送力を確保するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法の適用」を参照するものとする。

（１）自動車の確保

ア　市保有車両の確保

災害発生後に必要と認めた場合、都市整備部は、輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、市災害対策本部長に報告する。

イ　民間車両の確保

市の保有車両で不足が生じた場合は、民間業者に車両の調達を要請する。

（ア）調達の方法

車両が不足する場合、都市整備部は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、要請する。

（イ）車両の待機

市内の各輸送業者は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

（ウ）借上げ料金

借上げに要する費用については、市が当該輸送業者と協議して定める。

（エ）県への要請

市内での調達が不可能な場合、必要がある場合は県に対し調達の要請を行う。

ウ　配車

都市整備部は、各部局で所有する車両及び応援派遣された車両を総合的に調整して配分する。

（ア）建築・輸送班長は、災害の状況に応じて、必要とする車両の待機を各部局に対して要請する。

（イ）本部長の指示により、輸送計画をたて、活動の停滞がないように努める。
（ウ）輸送に従事する車両は、災害輸送の標示を行い、すべて指定された場所に待機する。
（エ）車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を都市整備部に報告する。
（オ）配車指令に当たる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。
（カ）車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所轄する各部局及び事業所の要員をもってあてる。
（キ）防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

エ　燃料の確保

車両等の燃料確保については、供給業者に要請するものとするが、確保が困難な場合は、県や秋田県石油商業組合能代山本支部等の関係機関に対して協力を要請する。なお、市は秋田県石油商業組合能代山本支部との間に「大規模災害時の支援体制に関する協定」を締結しており、災害が発生した場合において、燃料の供給を要請する。

（２）鉄道輸送の確保

市（総務部）は、道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき、または遠隔地において物資を確保した場合は、東日本旅客鉄道株式会社等に協力を要請する。

（３）船舶輸送の確保

市（総務部）は、船舶が必要な場合には、海運事業者等に協力を要請する。

（４）ヘリコプター輸送の確保

市（総務部）は、ヘリコプターが必要な場合には、「秋田県消防防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。

応援要請は、県総務部総合防災課に、電話等により必要事項を明らかにして行う。さらにヘリコプターが必要となる場合は、県を通じて自衛隊の派遣を依頼する。

４　緊急通行車両

災害時における応急対策に従事する者、または応急対策に必要な物資の道路輸送については、緊急通行車両により行う。

（１）通行禁止及び制限

緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止し、または制限する。この場合において、迂回路が必要あるときは明示し、一般交通に支障のないようにする。

（２）緊急通行車両の申請

ア　緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、災対法第50条第１項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両とする。

イ　確認手続等

（ア）緊急通行車両の確認

市の所有する車両及び災害応急対策に使用するため関係団体から調達した車両は、知事または県公安委員会が行う緊急通行車両の確認を求め、災対法施行規則第６条に定める標章及び確認証明書の交付を受けて運行する。

（イ）緊急通行車両の事前届出・確認

市の所有する車両は、あらかじめ県公安委員会に届出をして届出済証の交付を受ける。

なお、運行するときは、県警察本部・警察署等に届出済証を提出し、標章及び確認証明書（様式は「資料編○○　緊急輸送車両に関する様式」（P40）参照）の交付を受ける。以後は前記(ア)と同様とする。

第７　輸送拠点・集積場所

１　救援物資等の各指定避難所への配送

（１）救援物資等の対応専門班の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、都市整備部、環境産業部の職員からなる専門班を集積場所に設ける。

ア　救援物資の受付
イ　救援物資の集積状況の把握
ウ　救援物資の配送指示
エ　集積、配送状況等の情報の提供
オ　救援物資配送計画の作成
カ　食料、生活必需品の調達
キ　輸送車両の配車指示、借り上げ等

（２）集積・配送拠点への人員配置

都市整備部で構成する職員を管理・情報要員として集積・配送拠点へ派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示等の業務に当たる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各部への動員要請やボランティアの協力を求めて配置する。

なお、配送システムについては以下に示す。

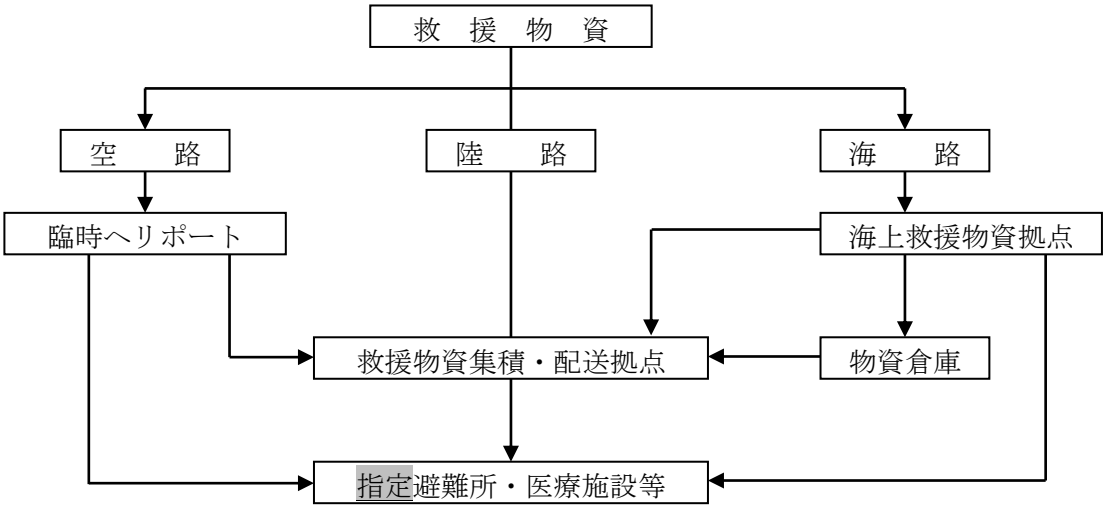

第８　災害派遣等従事車両に係る手続き

被災規模が県全土にわたる場合、県は、高速道路会社等に有料道路料金の免除措置を依頼する。高速道路会社等が有料道路料金の免除を決定した場合、県は、県内市町村、都道府県、指定地方公共機関等の防災機関へその旨通知することとなっている。

他の都道府県等が被災し、災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の決定通知があった場合において、県及び市に対して被災地救援等のために有料道路を使用したい旨の申し出があった場合、県及び市は、災害派遣等従事車両取扱い要領の規定に基づき「災害派遣従事車両証明書」を発行する。

第16節　給食、給水対策

【実施機関：市民福祉部、環境産業部、都市整備部】

第１　基本方針

災害発生直後の食料及び飲料水の確保・供給は、被災者の生命維持のために、非常に重要である。

そのため、市は、被災者に対して、速やかに食料の配布及び応急給水を行う。

また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても、食料及び飲料水の供給を行う。

第２　給食対策

１　実施機関

市民福祉部は、本部長の指示に基づき応急給食の配給、人員、設備等の計画を策定し、炊き出しを行う。また、食料の調達については環境産業部が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、または知事の補助機関として実施する。

２　食料供給の対象者

（１）指定避難所に収容された者
（２）住家が被害を受けたため炊事のできない者
（３）病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
（４）災害現場において災害応急対策に従事する者で、食料の供給を行う必要のある者
（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。）

３　災害救助法適用時の食料の応急供給

（１）応急供給の実施基準

災害が発生し、またはそのおそれのあるときで市長が必要と認めたとき

（２）炊き出しその他による食料の給与の費用、期間等

ア　被災者が直ちに食することができる現物による。
イ　費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
ウ　実施期間は、災害発生の日から７日以内とする。
ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に３日分以内を現物により支給する。

（３）米穀の供給基準量及び供給方法

一人一日当たり1,040円以内とする。

（４）緊急措置

市は、緊急措置のため知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

４　食料の供給品目

（１）災害に応じた品目選定

食料の供給に当たっては、災害発生時の季節やライフライン機能の被害状況等に応じた品目を選定して給与する。

（２）被災者数及び被災者の考慮

指定避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態を把握し、状況に応じた食料品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に要配慮者に配慮した品目の供給に配慮する。

（３）基本的な品目

米穀類（米飯を含む）・麺類・乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて、副食等を給与するものとする。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

５　食料の確保

（１）米穀

市内の米穀小売、卸売業者から調達する。市内業者のみでは不足するときは、県及び協定締結自治体に支援を要請する。災害救助法が適用された場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、東北農政局秋田農政事務所長と「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書」に基づき、協議のうえ政府米の売却により引渡しを受ける。

交通・通信の途絶により、前記の方法で調達した米穀の引渡しに係る知事の指示を受けることが出来ない場合は、秋田農政事務所地域課長に対し、緊急引渡しを要請することが出来る。

（２）副食等

副食（佃煮、梅干し等）、調味料（塩、味噌、醤油）、野菜等は、小売業者、協定締結団体等から調達し、災害が甚大で市内での物資の調達が困難な場合は、県及び援助規定締結都市に援助協力を要請する。また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局等粉ミルク販売業者から調達する。

（３）食料集積地の選定及び管理

ア　食料集積地の選定

市（環境産業部）は、交通及び連絡に便利な公共施設やその他適当な場所を、食料の集積地として選定し、調達した食料の集配を行う。

イ　集積地の管理

市（環境産業部）は、食料の集積を行う場合、集積地に管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期する。市のみでの対応が困難な場合は、警察機関、消防機関に警備を要請、指示する。

（４）輸送

食材等の輸送方法等については、本章第15節に定めるところによる。

６　食料の配分及び炊き出しの実施

市（市民福祉部）は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食料の給

与を、食料の配分及び炊き出しの実施によって、迅速かつ円滑に行う。
また、必要に応じ赤十字奉仕団等に協力を求める。

（１）炊き出しの実施方法

ア　炊き出しは、指定避難所内またはその近くの適当な場所を選定し、実施する。
イ　配分漏れまたは重複支給者がないようにするため、組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。特に住家が被害を受けたため炊事ができない在宅避難者を把握するよう努める。
ウ　赤十字奉仕団に協力を要請する場合を想定し、赤十字奉仕団とその実施方法についてあらかじめ協議しておく。

（２）現場責任者

市民福祉部が責任者を配置する。

（３）炊き出し実施上の留意点

ア　献立は栄養価を考慮するが、被災状況により食器等が確保されるまでは、握り飯と漬物、缶詰等を配給する。
イ　炊き出しに当たっては、食品衛生に心がける。

７　県、相互応援協定都市自治体等への協力要請

市は、市内で多大な被害が発生し、市において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び相互応援協定の締結自治体及び協定を締結している民間団体に、炊き出し等について協力を要請する。手続きについては総務部が行う。

第３　給水対策

１　実施機関

被災者または断水地域における市民の飲料水の確保については、市（都市整備部）が実施するが、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受けて、または知事の補助機関として行う。

２　対象者及び給水量

災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊し、飲料水が汚染し、または枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、およそ１人１日約３ℓとし、４日目以降は20ℓの供給を目標とする。

３　応急飲料水の確保

災害のため水道の浄水機能が著しく低下している場合は、次の方法等により応急飲料水を確保する。

（１）配水池及び耐震性貯水槽等構築物の貯留水の利用
（２）近接市町村の水道水の利用
（３）被災地近辺の災害応急用協力井戸（登録一覧表は「資料編○○　災害応急用協力井戸一覧表」（P86）参照）及び水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒して飲料水として利用

４　応急飲料水の供給方法

市は、道路の被災状況等を勘案し、指定避難所に対し、給水車等による運搬給水により応急給水を行う。

また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

５　応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給

（１）市は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。

（２）発災から時間が経過するにしたがって、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、それに応じた供給目標水量を検討する。

６　応急給水時の広報

市は、被災者に対して応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないよう､給水の場所や時間等の内容について､防災行政無線、防災情報メール、広報車、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

７　災害時の協力体制の確立

（１）市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請するとともに、他の協定書や相互応援計画に基づき応援を要請する。

（２）上記の災害時応援に関する協定書によっても処理できない場合、市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。

８　災害救助法に基づく飲料水の供給

災害救助法が適用された場合、同法に基づく飲料水の供給は、災害発生の日から７日以内とする。

そのために支出できる費用は、水の購入費並びに給水・浄水に必要な資機材の借上費、燃料費、消毒薬品費等である。

９　その他

（１）衛生面の配慮

市は、被災者等が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導に努める。

（２）優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対しては、優先的に給水を実施する。

（３）要配慮者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、指定避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす市民も多いと考えられる。しかし、市民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる要配慮者も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮する。

（４）市民の協力

給水時の混乱防止や、要配慮者や中高層住宅の住人等が行う飲料水の運搬への支援につ

いて、市は、自主防災組織やボランティアに協力を依頼する。

（５）市民の心得

災害等に備え、各家庭に容量10～20ℓのポリエチレン容器を常備するよう周知する。

第17節　生活必需物資等の供給対策

【実施機関：市民福祉部】

第１　基本方針

市は、災害により被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な市民に対し、衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速かつ確実に行い、市民生活の安定を図る。

なお、女性に配慮した生活必需品の確保に努めるとともに、女性用品の配布については、女性が対応する等、女性への配慮を十分に行う。

第２　生活必需品物資供給の実施機関等

１　実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他物資の給与または貸与は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び市までの輸送は知事が行い、被災者に対する支給は市長が実施する。

２　生活必需物資の範囲

災害のために供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限の物資とする。

（１）被服、寝具及び肌着、身の回り品
（２）日用品
（３）炊事用具及び食器
（４）光熱材料

３　生活必需物資の給与及び貸与の対象者

（１）住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受けた者であること
（２）衣料・寝具その他の生活上最小限度の家財を喪失した者であること
（３）衣料・寝具その他生活必需品が直ちに入手できない状態にあり、日常生活を営むことが困難な者であること

第３　生活必需品の確保及び配分方法

１　物資の確保及び配分計画

市（市民福祉部）は、各指定避難所の避難者数や、自治会・町内会等から提出された避難者数を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定し、市の備蓄品、支援物資、協定締結事業者からの流通備蓄物資等により必要数を確保するとともに、配分計画を作成し、配分する。

なお、物資の輸送については、本章「第15節　交通、輸送対策」による。

（１）配布についての配慮

ア　物資の配布は指定避難所を中心として、その周辺の在宅被災者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所運営責任者や避難所自治会組織の代表等と調整を図り、

被災者に対して十分な周知を行う。

イ　指定避難所間での配布要望に対し、格差の生じないよう配慮する。

ウ　必要な品目については、時間とともに変化するため、多様化・詳細化する被災者ニーズに対応するよう努める。

エ　肌着や生理用品、薬等、女性が必要とする物資で男性から配布されることに抵抗のあるものについては、女性の担当から配布する等、女性への配慮に努める。

（２）人員の確保

供給に際しては、備蓄倉庫からの搬出、小分、配布等の極めて人手を要する作業が生じることから、これらにはボランティアの協力を得るような計画を立案する。

２　物資等の保管

市は、物資等の引渡しを受けてから被災者に支給するまで、その物資等を保管、管理する。また物資等の保管、管理は、期間、場所、数量等に応じて管理責任者及び警備員を配置するものとし、必要に応じて警察機関、消防機関に警備を要請、指示する。

第４　滞留物資の管理等

過剰に送られた救援物資や季節の変化により必要のなくなった物資の滞留が発生した場合、市は、滞留物資を保管する新たな倉庫の確保及びその保管に努める。

また、最終的に長期間滞留し、その後も使用される見込みのない物資がある場合、市は、ＮＰＯ等の協力を得て、被災者への無償配布を行う等により活用する。

第５　県、相互応援協定自治体、協定締結事業所への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより市内において生活必需品の調達が困難と認めたときは、県及び相互応援協定自治体、協定締結事業所に対して協力を要請する。

第６　義援物資

大規模災害時には、状況に応じて義援物資（民間事業者等からの無償で提供される物資）の受入れ、または受入制限を決定する。なお、過去の災害において、個人等からの小口の物資については、被災地の需要に応じた供給が困難であり、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、市は、小口物資の受入制限や受入品目・期間等について、報道機関等を通じて広く国民に周知するよう努める。

第18節　燃料の確保

【実施機関：総務部、都市整備部】

第１　基本方針

大規模で広域的な災害が発生した場合には、製油所の被災による操業停止や道路網の寸断によって、燃料不足が起こる可能性がある。

市は、燃料油に係る情報を収集して、市民に提供するとともに、必要に応じて、協定に基づき秋田県石油商業組合能代山本支部に対して、石油製品等の供給を要請する。

第２　石油商業協同組合との協定に基づく優先給油の実施

市は、秋田県石油商業協同組合能代山本支部との間で「大規模災害時の支援体制に関する協定書」を締結している。

市は、緊急車両や指定避難所の暖房等に必要な燃料の不足が見込まれる場合には、本協定に基づき、優先給油を要請する。

第３　燃料油に係る情報の収集・提供

市は、災害発生時、石油流通関係事業者等から燃料油の供給に関する情報を収集するとともに、それらの防災関係機関、報道機関と連携しながら、市民へ情報を提供する。

第19節　応急医療救護

【実施機関：市民福祉部、消防本部、能代市山本郡医師会、能代市山本郡歯科医師会、秋田県薬剤師会能代山本支部】

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合は、多数の傷病者の発生により、医療機関の一時的な混乱や、医療活動の停滞等が考えられる。

このため、医療機関は、市及び防災関係機関と連携し、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施するとともに、搬送体制を強化し、市民の生命を最優先に守る。

第２　初動医療体制

１　実施体制

（１）実施責任者

ア　災害救助法が適用された場合は知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合、または事態急迫のために知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として市長が実施する。

イ　同法が適用されない場合は、被害の程度等により適用された規定に準じて市長が実施する。

（２）医療救護活動の体制（秋田県）

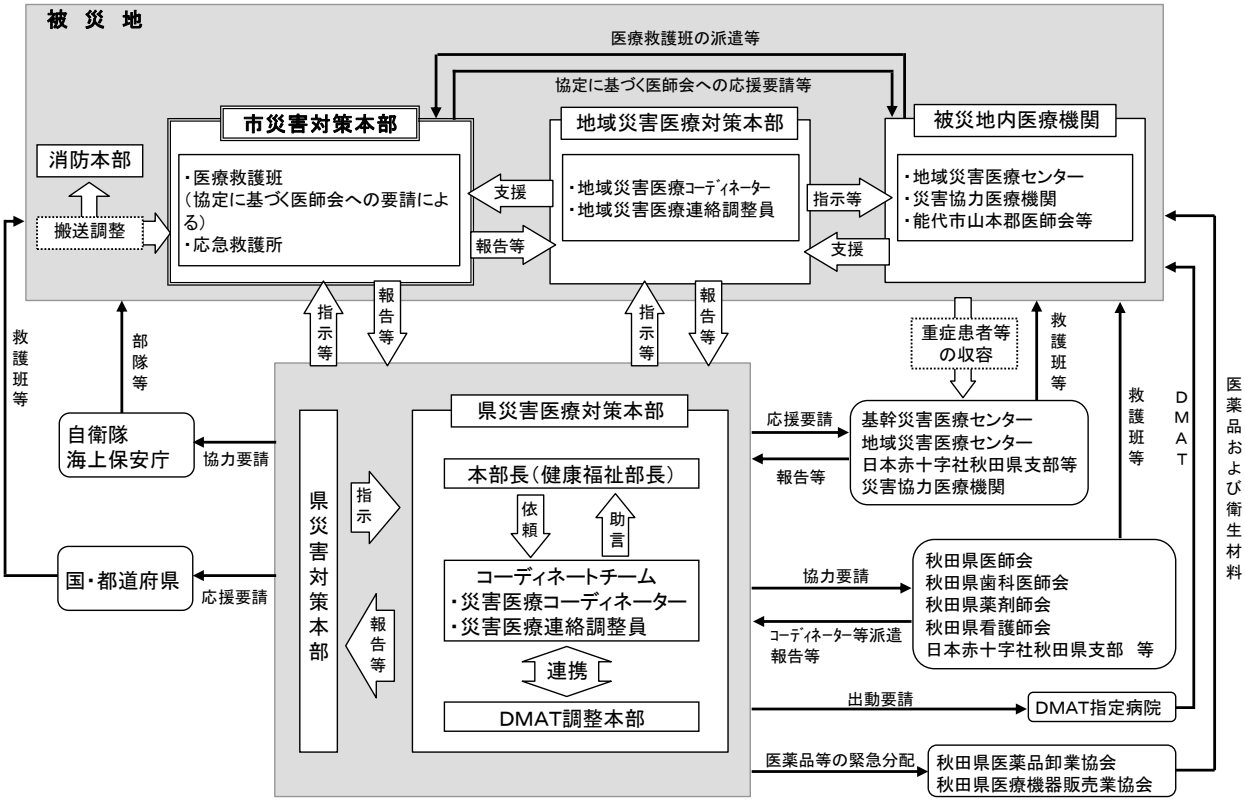

（３）初動体制の確保

ア　市長は、「災害医療救護活動に関する協定」（資料編P○○参照）に基づき、能代市山本郡医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者の手当並びに医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。

イ　能代市山本郡医師会は、市長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力するものとする。

また、災害時に迅速かつ的確に医療活動を行うためには、まず医療機関の情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、市職員（保健医療班員）及び医療関係者は可能な手段を用いて直接情報収集に努める。

なお、被災地域の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって、安全な場所に応急救護所を設置し、応急医療を行う。

ウ　市長は、市のみの医療救護活動で対処できないと判断した場合は、県医療災害対策本部及び山本地域災害医療対策本部に応援を要請するとともに、山本地域災害医療対策本部と連携して対応を行う。

（４）医療救護班による医療活動

ア　医療救護班の出動要請

（ア）　市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、防災関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ「災害医療救護活動に関する協定」に基づき能代市山本郡医師会に対し、医療救護班の出動を要請する。

（イ）　市長は、災害の状況に応じ山本地域災害医療対策本部（能代保健所）に対して、医療救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

イ　医療救護班の出動要請の方法

災害の発生により、市長が能代市山本郡医師会または山本地域災害医療対策本部に対して、医療救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付する。

（ア）災害発生の日時及び場所
（イ）災害の原因及び被害の概況
（ウ）出動を要する人員（班）及び必要な資器材等
（エ）出動の期間
（オ）その他必要な事項

ウ　医療救護班による医療活動

（ア）医療救護班の編成

Ａ　標準的な編成は、医師１人、看護師２人、その他（事務連絡員、運転手）２人の合計５人とする。

Ｂ　医療救護班の編成に当たっては、能代市山本郡医師会と十分協議しておくものとする。

Ｃ　医療救護班員は災害の規模及び状況により増員するとともに、医療を必要とする被災者の増大により医療活動が十分でないと認められるときは、県医療災害対策本部及び山本地域災害医療対策本部に協力を要請する。

（イ）医療救護班の輸送

市は、医療救護活動を円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送に当たっては、輸送手段を優先的に確保する等、特段の配慮を行う。

エ　医療救護班の業務

医療救護班の業務は、以下に示すとおりである。

（ア）傷病者のトリアージ（症状判別）
（イ）傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供
（ウ）医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
（エ）その他状況に応じた処置
（オ）巡回相談チーム・ボランティアとの連携

（５）医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア　診察
イ　薬剤または治療材料の支給
ウ　医学的処置、手術及びその他の治療
エ　看護
オ　助産

（６）医療活動の報告

市は、市内で行っている医療救護活動について、県災害医療対策本部及び山本地域災害医療対策本部に対し、緊密な報告・連絡を行う。

（７）地域災害医療コーディネーターの派遣要請

市は、必要に応じて、県災害医療対策本部及び山本地域災害医療対策本部に対し、地域災害医療コーディネーターの派遣要請を行う。

（８）実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日間とする。

（９）検案体制

災害による死亡者が確認された場合には、医療救護班の責任者は秋田県医師会、秋田県歯科医師会、または山本地域災害医療対策本部に検案医師班の派遣を要請するものとする。

多数の犠牲者が発生した場合には、市は県を通じて自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣市町村、近隣県に火葬の受入れ等を要請する。

２　応急救護所

（１）応急救護所の設置

ア　応急救護所の設置地域及び場所

（ア）災害の発生により、傷病者の多発した地域
（イ）災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった地域
（ウ）病院若しくは診療所のない地域または医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止し、これらの施設で収容できないときは、保健センター、学校、集会所、公民館等に設置

イ　応急救護所の表示・公告

応急救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するものとする。

（２）現地医療指揮者

能代市山本郡医師会長を現地医療指揮者と定め、災害現場及び現地応急救護所における

各医療救護班の医療活動の指揮をとる。

（３）医療の範囲

ア　診察
イ　薬剤または治療材料の支給
ウ　医学的処置、手術及びその他の治療
エ　看護
オ　助産

３　応援要請

市の能力を超える場合は、県に応援を要請する。

第３　傷病別搬送体制

応急救護所から医療機関への搬送は、原則として消防機関が行う。消防機関の組織で対応できない場合は、県及び防災関係機関に応援を要請する。

市及び消防機関は、搬送車輌の調達計画をあらかじめ定め、また状況により防災関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

１　受入先病院の確保

（１）後方医療施設の確保

応急救護所では対応できない重症者に対しては、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、県が「災害・救急医療情報システム」を活用して、県全域の救急医療施設の応需情報等を収集・提供するので、これを利用して、重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

（２）被災病院等の入院患者の受入れ

病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、市は、病院等の要請に基づき県災害医療対策本部に要請し、後方医療施設（精神病院を含む）を確保する。

２　搬送体制の確保

（１）後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて秋田県災害・救急医療情報センター等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または県災害医療対策本部に対し、救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

（２）搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、市または県が輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の

受入体制を確保する。
ア　離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
イ　患者の搬送先の離発着場及び受入病院への搬送手配

３　トリアージの実施

（１）トリアージの実施

医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タッグを用いてトリアージを実施するものとし、重症患者は原則として、最寄りの災害拠点病院、災害支援病院等への搬送を指示する。

（２）連絡体制の確保

医療救護班は、重症患者の災害支援病院等への搬送指示に当たっては、山本地域災害医療対策本部及び災害支援病院等との連絡体制を確保する。

４　人工透析の供給

人工透析については、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム（挫滅症候群）による急性的患者に対しても提供することが必要である。このため、市は、市内の人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供する等、受療の確保に努める。

第４　在宅医療機器使用患者等への対応

市は、避難行動要支援者名簿等を活用し、県医療災害対策本部及び山本地域災害医療対策本部、能代市山本郡医師会等と連携して、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用しており医療の中断が致命的となる患者（以下「在宅医療機器使用患者等」という。人工透析患者については、上記「４　人工透析の供給」を参照とする。）への迅速な医療の提供を図る。

市は、個人情報に留意しつつ、県医療災害対策本部及び山本地域災害医療対策本部に在宅医療機器使用患者等に関する情報を提供し、受入可能な医療機関等の医療情報の提供を求める。

市は、消防機関及び能代市山本郡医師会と連携し、必要に応じて在宅医療機器使用患者等の医療施設への搬送に努める。

第５　収容医療機関

１　収容医療機関

負傷者は、原則として次の施設に収容する。

（１）救急告示医療機関
ア　能代・山本二次医療圏
（ア）山本組合総合病院（地域災害医療センター、災害拠点病院）
（イ）能代山本医師会病院
（ウ）（独）地域医療機能推進機構秋田病院
（２）その他の医療機関
（３）応急救護所

２　医療機関の受入体制の確立

市（保健医療班）は、能代市山本郡医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受入医療機関として確保するとともに、医師・看護師等からなる医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入体制の確立を要請する。

３　受入可能施設の把握

市（保健医療班）は、消防本部と協力して、医療機関の受入状況を常に把握し、関係部署に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者を振り分けるよう指示する。

第６　医薬品・資器材の確保

１　常用備蓄と流通備蓄

医療救護班が使用する緊急医薬品等及び搬送重傷病者へ必要な医薬品等については、平常時に病院業務のなかで可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する備蓄品（常用備蓄）並びに薬剤師会や卸売業者等の協力を得て、平常時に薬局等業務のなかで販売・使用している医薬品等の在庫を情報管理・確保する備蓄品（流通備蓄）の両者を、被災地に迅速かつ的確に供給する。

（１）被災地外の災害拠点病院の常用備蓄に係る医薬品等については、流通備蓄に関わる薬剤師会や卸売業者等の協力を得て、被災地の救護所、災害拠点病院または災害協力医療機関に供給する。

（２）災害の初動時以降に必要となる流通備蓄に係る災害用医薬品については、流通備蓄に関わる薬剤師会や卸売業者等の協力を得て、被災地の救護所、災害拠点病院または災害協力医療機関に供給する。

（３）災害時に必要となる応急ベッド等の医療器材については、災害規模に応じて、被災地の救護所、災害拠点病院または災害協力医療機関に供給する。

２　後方供給体制

医薬品等（輸血用血液製剤を含む。）の後方供給体制については、秋田県地域防災計画に基づき県が実施する。

３　お薬手帳の活用

薬剤師会は、必要に応じて、お薬手帳を救護所等へ供給する。市は、救護所等においてお薬手帳の配布とその使用方法の普及に努める。

第７　医療ボランティアの活用

大規模災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

１　受入窓口の設置

市（保健医療班）は、災害発生後直ちに「受入窓口」を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

２　受入窓口の運営

「受入窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

（１）ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
（２）山本地域災害医療本部における医療ボランティア受入窓口との連絡調整
（３）市社会福祉協議会における災害ボランティア受入窓口との連絡調整
（４）その他

３　医療ボランティアの活動内容

（１）医師・看護師

ア　医療救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。
イ　被災地の医療機関において医療活動を行う。
ウ　後方医療施設において医療活動を行う。

（２）薬剤師

ア　医療救護班に加わり、調剤業務等を行う。
イ　支援医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理・供与等の業務を行う。

（３）保健師

指定避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。

（４）歯科医師・歯科衛生士

指定避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

第８　災害・救急医療情報システム

１　災害・救急医療情報ネットワーク

（１）医療機関、保健所、消防本部、市町村及び郡市医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県厚生連の関係団体等が広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）によりインターネット等で接続されており、市は本システムの機能を活用し各種防災・医療情報及び救急医療情報の共有を図る。
（２）県は、災害発生時には、災害・救急医療情報センターに災害医療対策本部を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図るものとする。

２　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の内容

（１）災害・救急医療情報センターに集積される災害医療情報については、各防災関係機関との間で共有されるものとし、災害医療情報のバックアップ機構として確保する。
（２）また、災害規模によって、広域災害・救急医療情報ネットワークにより、全国都道府県や国の機関等に対する支援要請の連絡体制を確保する。

３　災害医療情報

（１）被災地における死傷者や要医療患者等の被災状況の把握
（２）災害支援病院及び災害協力医療機関の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等救急医療応需情報
（３）災害拠点病院等による医療救護班の派遣状況及び医療救護活動の補完・支援体制の把握

（４）常用備蓄及び流通備蓄に係る医薬品等の備蓄在庫数量情報
（５）初動後の医薬品、医療器材、血液等の後方支援体制の確認
（６）県内外の医療ボランティアの登録情報の把握

第９　市民への災害医療情報の提供

市は、医療機関、救護所等に関する災害医療情報について、市民に適宜情報提供する。その際は、報道機関等の協力を得て広く市民に周知する。

第20節　災害ボランティアの受入れ

【実施機関：関係各部局、市社会福祉協議会】

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策活動が広範囲または長期に及ぶことが考えられる。その場合、円滑な応急対策を継続的に実施するためには、多くの人員が必要となる。

このため、市は、市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害ボランティアを受入れ、その協力を得る。

第２　災害ボランティアの分類

災害ボランティアとは、「災害発生後に、行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人や団体」であり、以下の二種類に区分される。

１　一般ボランティア

災害時に被災者の救護活動、高齢者、障がい者等の介護等、労務を提供するボランティア

２　専門（技術）ボランティア

医師や看護師、通訳、建物危険度判定等の建築・土木関係の専門家、外国語・手話通訳者等の専門家

第３　災害ボランティアの活動分野

１　一般分野

（１）炊き出し、給食の配食
（２）災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
（３）清掃及び防疫の補助
（４）救援物資等の仕分け及び輸送
（５）応急復旧現場における危険を伴わない作業
（６）指定避難所の運営
（７）高齢者・障がい者等要配慮者の介護補助
（８）その他被災地における軽作業等

２　専門分野

（１）指定避難所・救護所等での医療・看護
（２）被災建築物の応急危険度判定
（３）外国語の通訳、翻訳
（４）情報の収集整理、広報
（５）被災者への心理治療
（６）要配慮者等の看護
（７）災害ボランティアのコーディネート
（８）その他専門的知識、技能を要する活動

第４　受入体制の確保

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。そこで、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

１　災害ボランティアセンターの設置

市災害対策本部は、市社会福祉協議会等と連携を図り、市関係部局から派遣した職員及び市社会福祉協議会職員で構成する災害ボランティアセンターを市社会福祉協議会事務所内に開設する。

（１）災害ボランティアセンターの業務

ア　市災害対策本部との連絡・調整
イ　全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
ウ　各種情報の収集・整理・提供
エ　ボランティアの受付・派遣・コーディネイト
オ　被災者ニーズの把握

２　災害ボランティアの受入体制の整備

市災害対策本部と災害ボランティアセンターは、市が実施する業務を担うボランティアを受け入れるため、連携して体制を整える。

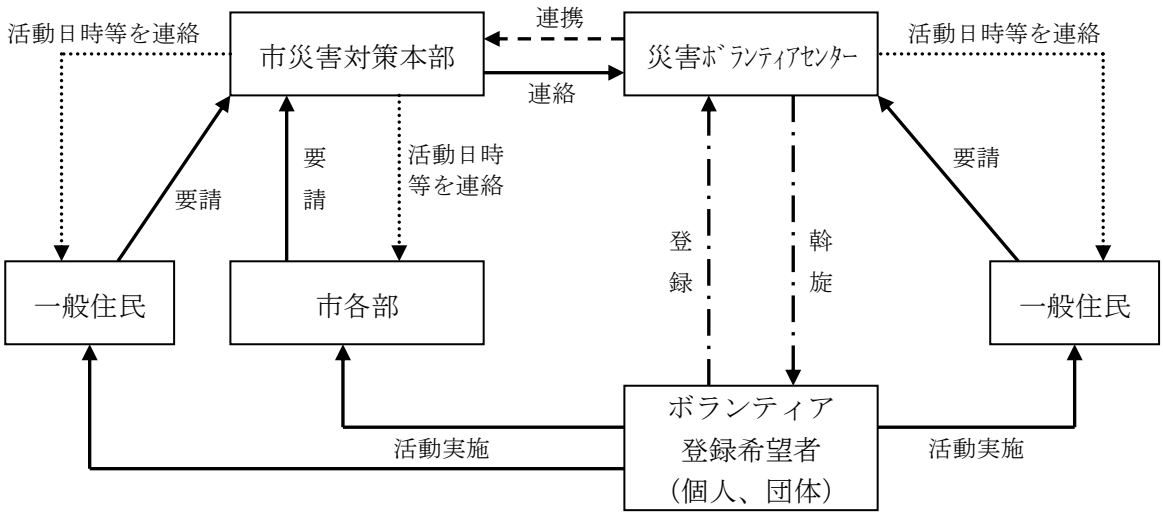

ボランティアの活動内容

区分		活動内容
一　　般		炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援、物資の仕分け、配布、情報の収集・提供、介護、手話等
専門	医　　療	医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士）等
	応急危険度判定	建物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
	要配慮者の支援	要配慮者の介護等（各種支援団体）
	語　　学	外国語通訳・翻訳等
	アマチュア無線	非常通信等
	応急救護活動等	応急救護活動等（消防職・団員ＯＢによる消防支援隊）

第５　連携体制

市災害対策本部は災害ボランティア活動について以下の支援を行う。

１　活動拠点の提供

災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努める。

２　資材・機材・設備等の提供

各班は、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて資材・機材・設備等を提供する。

３　被害状況等の情報提供

各班は、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供を積極的に行う。

４　ボランティア保険の加入促進

市災害対策本部は、災害ボランティア活動中の事故に備え、災害特約の付いたボランティア保険についての広報を実施する等、災害特約の付いたボランティア保険への加入を促進する。

５　ボランティアコーディネーターの活動

ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努めるものとする。

第21節　公共施設等の応急対策

【実施機関：都市整備部、市民福祉部、東北電力㈱能代営業所、各通信事業者、東日本旅客鉄道株式会社、防災関係機関、各施設管理者】

第１　基本方針

水道、下水道、電力、通信、ガス等のライフライン施設、また、道路、河川、港湾、漁港、鉄道等の公共土木施設、さらに社会福祉施設や医療施設等が、災害による被害を受けた場合は、市民生活に多大な影響を与えるとともに、様々な災害応急対策活動に大きな支障をきたすことになる。

市及び防災関係機関は、災害発生の兆候が把握された場合、所管施設の緊急点検等を実施し、災害の発生に備えるものとする。また、災害が発生した場合には、市民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、二次災害防止のため必要な措置をとるものとする。

第２　水道施設

１　実施の主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、市長及び簡易水道設置管理者並びに小規模水道設置管理者とする。

２　実施の要領

（１）情報の収集

水道施設の管理者は、災害発生と同時に施設のパトロールを実施し、被災状況の把握に努めるとともに、市民からの情報を収集する。

（２）水道停止時の代替措置

応急給水活動については、第３章第16節の「第３　給水対策」に示した要領で実施する。

（３）二次災害防止の措置

災害時において、原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察・消防機関等から送水停止等の要請があった場合は、適切な措置を講ずる。

（４）応急復旧の実施

ア　作業体制の確保

市（都市整備部）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部に対して協力を要請する。

イ　復旧作業の実施

市（都市整備部）は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、指定避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行う。

応急復旧の行動指針

・施設復旧の完了の目標を明らかにする。
・施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や指定避難所等への配管経路を明らかにする。
・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。
　その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
・被害状況の調査、把握方法を明らかにする。
・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

ウ　基幹施設の復旧

（ア）取水、導水、浄水及び配水施設等基幹施設の破損は給水の停止や給水不良に繋がることから、水道施設の管理者は、災害発生と同時に浄水施設等の被害状況を調査し、状況に応じた応急工事を速やかに行い、施設の機能回復に努める。

（イ）施設が破損したときは、破損個所から有毒物等が混入しないよう措置する。特に、浸水地区等で汚水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう市民に周知徹底を図る。

（ウ）配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始する。また、破損が大規模で応急復旧が困難な場合は、仮設応急配管を実施して供用栓等を設置する。

エ　応急復旧資機材の確保

市（都市整備部）は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対して調達を要請する。

（５）応援要請

ア　災害が発生し、水道の復旧作業が必要となった場合、市が締結している「資料編○○大規模災害時等における水道復旧等の応援体制等に関する協定」（資料編P53参照）に基づき応援を要請する。

イ　応急給水、応急復旧について独自で処理できない場合は、「日本水道協会秋田県支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請し、秋田県支部で対応できない場合には秋田県支部が「日本水道協会東北支部」へ要請する。

ウ　自衛隊、ボランティアの応援を必要とする場合は、市災害対策本部を通して応援を要請する。

エ　復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援を要請する。

（６）市民への広報

水道事業者等は、被災状況及び断減水の状況、給水情報、応急復旧の見通し等について、防災関係機関へ通報するとともに、市民に対しての情報も広報車、報道機関等により周知徹底を図る。

第３　公共下水道施設（合併処理浄化槽を含む）及び農業集落排水処理施設

１　実施の主体

公共下水道施設及び農業集落排水処理施設の応急復旧の実施責任者は、市長とする。

２　実施の要領

（１）施設被害の把握

実施責任者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。

（２）下水道停止時の代替措置

ア　宅内の排水設備の使用不能時

宅内の排水設備は、市民の要望に基づき、排水設備業者を斡旋する等、臨時の排水系統の確保に努める。

臨時の排水経路を確保できない場合は、使用可能な隣接の市民への協力を求め、それが不可能な場合、市は仮設トイレ等を斡旋する。

イ　下水管渠の使用不能時

市（都市整備部）は、下水管渠の使用可能な近隣地区の公共施設や大規模商業施設等にトイレ使用を依頼し、臨時トイレとする。

臨時使用のトイレを確保できない場合、市は、仮設トイレ等を設置する。

ウ　ポンプ場、終末処理場の使用不能時

市（都市整備部）は、緊急止水処理（土のう等での遮断）を行い、一時的に管内貯留をする。

（３）応急復旧体制の確立及び実施

ア　作業体制の確保

市（都市整備部）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対して協力を要請する。

イ　応急復旧作業の実施

市（都市整備部）は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

（ア）下水管渠

下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保に努め、他施設に与える影響の程度を考慮しながら、下水道本来の機能を回復することを目的とし、応急復旧工事を実施する。具体的には、管渠、マンホール内部の土砂の清掃、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

（イ）ポンプ場、終末処理場

ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るため、応急復旧工事を実施する。

終末処理場が被害を受け、処理機能や排水機能に影響が出た場合は、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、応急復旧を図る。

次に周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を、沈殿池や消毒池に転用する等の簡易的な処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

停電のため施設の機能が停止した場合は、自家発電による運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

（ウ）合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の被害に対しては、一時的な浄化槽機能の確保を目的とし、応急復旧工事を実施する。

停電、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。

（４）応援要請

ア　大規模災害により、市独自では対応できない下水道被害が発生した場合、「北海道・東北ブロック下水道災害応援に関する申し合わせ（平成９年６月18日）」に基づき応援要請を行う。

イ　復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請をする。

（５）市民への広報

市（企画部）は、広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第４　電力施設

１　実施の主体

電力施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力（株）秋田支店長とする。なお、応急復旧の対応窓口の責任者は東北電力（株）能代営業所長とする。

２　実施の要領

（１）災害時の組織体制

防災体制を発令し、非常災害対策本部を設置するとともに、設備、業務ごとに編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

（２）動員体制（応急復旧要員の確保）

対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多大で当該事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他事業所等に応援を要請し、要員を確保する。

ア　対策要員の確保

（ア）夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

（イ）非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本部に出動する。

（ウ）交通途絶等により所属する本部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ　対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

（３）電力停止時の代替措置

電力施設の事業者は、電力停止時の代替措置が緊急に必要な場合、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない範囲において、他ルートからの送電等により代替措置を講じる。

（４）二次災害防止措置

電力施設の事業者は、災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され警察・消防機関等から要請があった場合は、送電停止等、適切な危険防止措置を講ずる。

（５）応急復旧の実施

電力施設の事業者は、次の措置により応急復旧を実施する。

ア　災害時における基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ　復旧計画

本部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本部に速やかに報告する。

ウ　復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

エ　復旧資材の確保

（ア）復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。

（イ）災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両、またはヘリコプター等により行う。

（ウ）災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

（６）災害時における広報

ア　広報活動

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や、通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

イ　広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新開等の報道機関を通じて行うほか、広報車、パンフレット、チラシ等により直接当該地域へ周知する。

第５　電信電話施設

１　実施の主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、各電信電話事業者とする。

２　実施の要領

（１）東日本電信電話(株)

ア　基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況等に応じた応急復旧措置を、迅速かつ的確に実施する。

イ　応急対策

（ア）災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧等について、速やかに対策がとれる体制をつくる。

（イ）通信サービスの復旧順位

Ａ　第１位

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関

Ｂ　第２位

ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第１順位以外の国または地方公共機関

C　第３位

第１順位、第２順位に該当しない機関等

（ウ）通信の非常そ通措置

災害時の通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

A　中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。

B　通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

C　非常、緊急通話または非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取り扱う。

D　災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため、災害用伝言ダイヤルを運用する。

（エ）災害状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、または利用制限を行った時は、支店前掲示、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を市民等へ周知する。

A　災害復旧措置及び応急復旧状況等

B　通信の途絶または利用制限の状況と理由

C　災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ

D　利用制限をした場合の代替となる通信手段

E　市民に対して協力を要請する事項

F　その他必要な事項

（２）（株）ＮＴＴドコモ

ア　基本方針

移動通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。

イ　応急対策

（ア）重要通信のそ通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

（イ）携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

（ウ）災害時における広報

A　災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

B　テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等で直接当該被災地に周知する。

（３）エヌ・ティ・ティーコミュニケーションズ（株）

ア　基本方針

電気通信設備に災害等が発生した場合、重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、適切な措置をもって復旧に努める。

イ　応急対策

（ア）情報の収集

重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

A　気象状況、災害予報等

B　電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況

C　災害応急復旧計画及び措置状況

D　被災設備、回線等の復旧状況

E　復旧要員の稼働状況

F　その他必要な情報

（イ）重要通信のそ通確保

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。

A　応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。

B　通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

C　非常、緊急通話は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話に優先して取扱う。

D　大規模災害の発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。

（ウ）災害時における広報

災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

（４）ＫＤＤＩ（株）

ア　基本方針

各通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって早期復旧に努める。

イ　応急対策

（ア）重要通信のそ通確保

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

（イ）携帯電話等の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話（衛星携帯電話含む）の貸出しに努める。

（ウ）災害時における広報

A　災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

B　ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、状況に応じて地方公共団体等へ通信設備復旧状況を連絡するとともに、できるだけ直接当該被災地に周知する。

（５）ソフトバンクテレコム（株）、ソフトバンクモバイル（株）

ア　基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害時の状況、電気通信設備または移動通信設備の被害状況、通信の輻輳状況等に応じた適切な措置をもって、迅速な復

旧に努める。

イ　応急対策

（ア）体制の確立

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して、通信の確保と設備の早期復旧に努める。

（イ）重要通信のそ通確保

災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

A　応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること

B　通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること

C　非常、緊急通話は、電気事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと

D　災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等を速やかに提供する。

（ウ）携帯電話の貸出

災害救助法が適応された場合等には、指定避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出に努める。

（エ）災害時における広報

A　災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を努める。

B　テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

第６　都市ガス施設の応急復旧

１　実施の主体

都市ガス工作物の災害応急復旧の実施責任者は、施設事業所の管理者とする。

２　実施の要領

（１）災害時の組織体制

事業所の管理者は、職員を召集し災害対策本部を設置するとともに、そのもとに定めた組織により災害対策業務を遂行する。

（２）動員体制

被害が甚大な場合には、職員のほか工事指定店等の関係者に応援を要請し、災害の復旧に必要な人員を確保する。

（３）ガス停止時の代替措置

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源の確保に努める。

ア　需要世帯情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定して

おく。

イ　一般需要世帯の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、速やかに調達できる体制を整備しておく。

（４）二次災害防止措置

事業所の管理者は、災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害等が予想される場合は、供給の停止等の適切な二次災害防止措置を講ずる。

（５）応急復旧の実施

ア　供給の止まった需要世帯に対し、メーターガス栓の閉止をお願いするほか、閉栓確認作業を行う。

イ　ガス導管に関して

（ア）緊急路線巡回を行い、臭気による安全確認を行う。

（イ）漏洩のおそれのある部分に関しては、ガス検知器にて危険度を判断し適切な対応を行う。

ウ　製造・供給設備に関して供給を継続することができるよう、復旧作業並びに設備点検を行う。特に電力設備については、早期に復旧できるように東北電力との連絡を密にする。

エ　復旧資材に関して直ちに資材・機材を確保するよう手配する。

（６）応援要請

復旧に長時間かかることが予想される場合は、（社）日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

（７）市民への広報

事業所の管理者は、被害発生直後は、テレビ・ラジオ・広報車を通じて「ガスの火を消すこと」「臭気等で異常を感じたらメーターガス栓を閉止すること」を周知する。

ガスの供給を停止した場合は、以下の周知をする。

ア　ガスの供給を停止したこと（一部地区の場合はその地区を分かり易く）

イ　メーターガス栓、ガス栓、器具栓等を閉めておくこと

ウ　ガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと

なお、地方自治体、警察署、消防本部、諸官庁、マスコミに対し、以下の周知と協力要請をする。

エ　地方自治体の災害対策本部との情報連絡体制

オ　ガスの供給を停止したこと（一部地区の場合はその地区を分かり易く）

カ　ガス事業の保安体制・広報体制

キ　保安確保のための協力要請、需要家への広報の協力要請

ク　復旧の見通し

第７　道路及び橋梁施設

１　実施の主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、国道７号と琴丘能代道路能代南ICから二ツ井白神ICが東北地方整備局能代河川国道事務所、国道101号と県道が山本地域振興局建設部、市道を市都市整備部、琴丘能代道路能代南ＩＣ以南を東日本高速道路株式会社とする。

２　実施の要領

（１）施設被害の把握

各道路管理者は、被害発生とともに、道路パトロールを実施するとともに、各関係機関を通じ、または市民から直接情報を収集する。

（２）広報活動

各道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により通行者に周知徹底を図る。

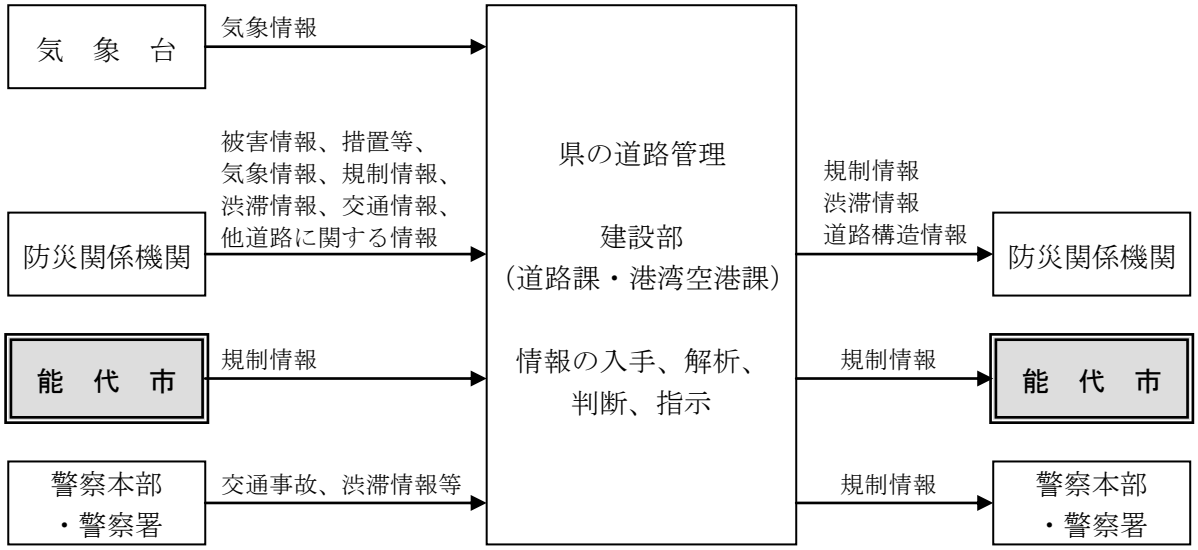

道路情報の流れ

（３）応急復旧

ア　交通路の確保

道路、橋に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努める。

イ　応急復旧対策

各道路管理者は、被害を受けた道路・橋は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

ウ　協力体制の確立

各道路管理者や民間事業者等の土木施設管理者は、施設の応急対策に関し、行政と民間事業者の連携・協力を図り、効率よく作業を進める。また、市内の建設業協会等との「災害時における応急対策業務に関する基本協定」（資料編P○○参照）による協力業務としての「被災情報の収集及び連絡体制」を利用する。

第８　河川及び内水排除施設

１　実施の主体

河川及び内水排除施設の応急復旧の実施責任者は、一級河川は東北地方整備局能代河川国

道事務所、山本地域振興局建設部、二級河川は山本地域振興局建設部、それ以外の準用河川及び普通河川は市都市整備部とする。

２　実施の要領

（１）被害の把握

災害によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変化が見られる可能性が高い。このような変化の有無を調査し、変化が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する。

市（都市整備部）は、災害発生後直ちに、所管河川施設の被害や異常について、周辺住民から情報を収集するとともに、現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

ア　堤防の表面または漏水・湧水の状況
イ　堤防の亀裂の有無
ウ　堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
エ　周辺における市民及び滞在者の数
オ　付近の降雨量
カ　その他二次災害の予防または応急対策上参考となる事項

なお、これらの調査結果については、山本地域振興局建設部に報告する。

（２）応急復旧

各河川管理者は、調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について、防災関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。

なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。また、水門及び排水機等の破損については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に閉切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

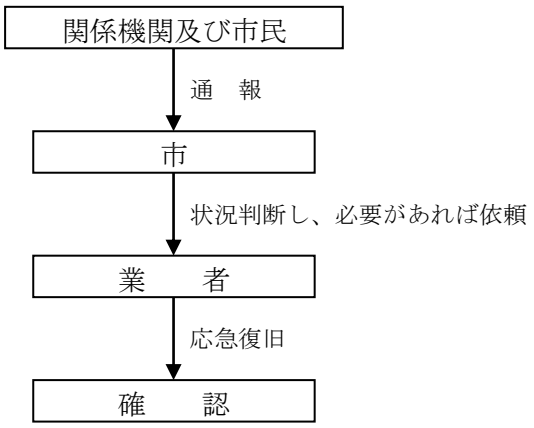

市が管理する河川の応急復旧フロー

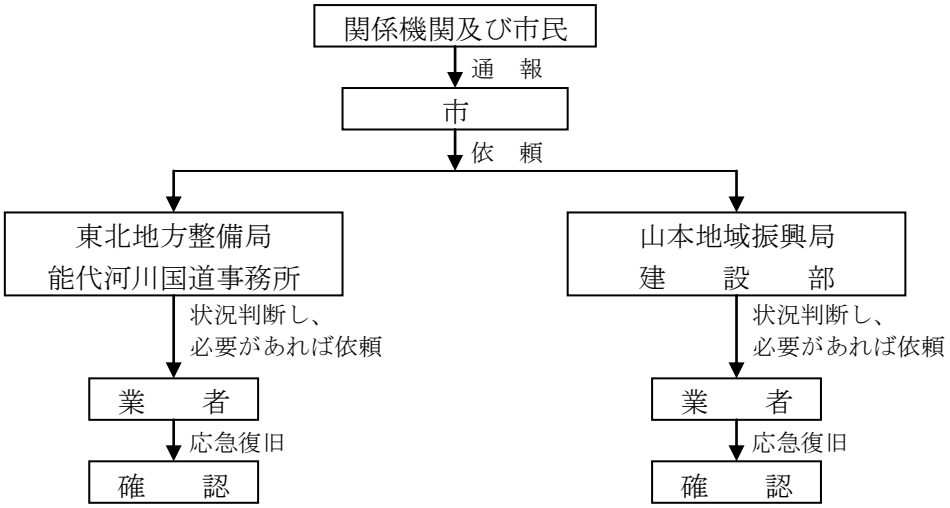

市以外が管理する河川の応急復旧フロー

３　広報活動

各河川管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、被害状況等について、テレビ、ラジオ、パトロールカー等により周辺住民に周知徹底を図る。

河川及び内水排除施設の応急復旧で交通規制が必要な場合は、テレビ、ラジオ、標識、情報板、看板等により、通行者に周知の徹底を図る。

第９　港湾施設

１　実施の主体

港湾施設の応急復旧の実施責任者は、秋田県能代港湾事務所とする。

２　実施の要領

（１）被害の把握

港湾施設が被災した場合には、国及び港湾管理者は、その被害程度を迅速に調査し、その緊急性に応じた対策を講ずる。

ア　護岸の表面または漏水・湧水の状況
イ　護岸の亀裂の有無
ウ　護岸や周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
エ　周辺における市民及び滞在者の数
オ　そのほか二次災害予防または応急対策上参考となる事項

（２）被害状況の通報

各港湾施設管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ連絡する。

（３）広報活動

被害状況等については、テレビ、ラジオ、パトロールカー等により周辺住民に周知徹底を図る。

（４）応急復旧

国及び港湾管理者は、調査の結果、危険性が高いと判断された港湾施設については、応急工事等を実施し、被害が拡大しない措置を講ずる。なお、応急工事等の実施に際しては、特に十分な注意と監視を行いながら実施する。

第10　鉄道施設

１　実施の主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道（株）秋田支社長とする。

２　実施の要領

（１）施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

（２）広報活動

ア　災害が発生したときは、速やかに防災関係機関に被害状況を連絡する。

イ　被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関連会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行えるように必要な措置を講じ、防災関係機関に連絡する。

ウ　二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により地域住民に周知する。

（３）応急復旧

ア　災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。

イ　災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。

ウ　あらかじめ定めた事故復旧担当区域により、復旧作業を実施する。

第11　社会福祉施設等

１　実施の主体

社会福祉施設の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

２　実施の要領

（１）社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は災害発生後、次の行動をとるものとする。

ア　災害発生時には、消防機関等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。

イ　停電等の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期す。

ウ　災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

エ　災害の被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。

オ　施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

第12　医療施設

１　実施の主体

病院等医療施設の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

２　実施の要領

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期すものとする。

ア　災害発生時には、消防機関等の防災関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。

イ　重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難救援活動に全力を期す。

ウ　停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期す。

エ　災害に際しては、平常時からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

第22節　危険物施設等の応急対策

【実施機関：消防本部、能代警察署、秋田海上保安部、ＬＰガス保安協会、保健所、各事業所、施設管理者】

第１　基本方針

災害によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、危険物質等の化学反応の誘発による爆発等、その特殊性から二次、三次の災害に発展するおそれがある。

このため、漏洩物質等の性質及び取り扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関は、緊密な連携のもとに被害の拡大を防止する。

第２　危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）

１　実施の主体

石油類等の危険物施設の応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者とする。

２　実施の要領

（１）施設被害の把握

施設管理者は、災害発生時には、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

（２）広報活動

施設の管理者は、災害発生に当たっては、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について報道機関を通じ、または広報車等により地域住民に周知する。

（３）応急復旧

ア　施設の管理者は、予防規定等に基づき、次の応急措置を実施する。

（ア）自衛消防隊員の出動を命ずる。

（イ）施設内のすべての火気の使用を禁止する。

（ウ）施設内の電源は、保安経路を除き切断する。

（エ）危険物荷卸しの中止と移動搬出の準備をする。

（オ）流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。

（カ）引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。

（キ）相互応援協定締結事業所は、協定を締結した事業所に応援を要請する。

イ　市長は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難の指示または勧告を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施する。

ウ　消防機関は、火災発生または発生のおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を出動させ、引火、爆発防止等の可能な措置をとる。

エ　消防機関は、転倒したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施するとともに、漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

オ　海上保安部は、次の措置を実施する。

（ア）危険物積載船舶につては、必要に応じて移動を命じ、または航行の制限若しくは禁

止を行う。
（イ）危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
（ウ）危険物施設については、危険物流出等の事故防止のために必要な指導を行う。

第３　火薬類

１　実施の主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

２　実施の要領

（１）　施設被害の把握

施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら、災害の拡大防止の措置を講ずる。

（２）　広報活動

施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡をしながら、状況に応じて地域住民に周知を図る。

（３）　応急復旧

施設の管理者は、危害予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。
ア　災害の拡大または二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。
イ　近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

第４　高圧ガス

１　実施の主体

高圧ガス施設の災害応急の実施責任者は、施設の管理者とする。

２　実施の要領

（１）施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生時には、電話等により情報の収集を図る。

（２）広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、地域住民に周知徹底を図る。

（３）応急復旧

施設の管理者は、危害予防規程等に基づき所要の応急措置を実施するとともに、災害の拡大または二次災害を防止するため、速やかな関係機関への通報と自衛保安に必要な指示を行う。

第５　ＬＰガス

１　実施の主体

ＬＰガス製造所等の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

２　実施の要領

ＬＰガス販売事業者は、災害発生後、緊急に行う液化石油ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき、適切な処置を行う。

（１）施設被害の把握

ＬＰガス施設の管理者は、災害発生後職員を動員して速やかに被害の情報を収集し、状況の把握を行う。

（２）広報活動

施設の管理者は、秋田県エルピーガス保安協会能代支部の広報車等により、関係業者、一般需要者等に対し、災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

（３）応急復旧

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

ア　施設が危険な状態になったときは、直ちに製造または消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。

イ　貯蔵所は充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。

ウ　必要により、施設周辺の住民に対して避難を勧告する。

エ　災害が拡大し、または二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県エルピーガス保安協会に対して応援を要請する。

オ　秋田県エルピーガス保安協会能代支部は、災害事故発生時には速やかな情報活動と関係諸団体との連携を密にし、関係業者、一般需要者に対し、災害拡大防止の周知徹底を図る。

第６　毒物、劇物

１　実施の主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び業務上の取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という）とする。

２　実施の要領

（１）施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から地域住民に危害の生ずるおそれの有無について、情報把握に努める。

（２）広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては、広報車及び報道機関により周知を図る。

（３）応急復旧

ア　施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

（ア）毒物劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署または消防機関へ通報する。

（イ）災害時により被害が発生するおそれがあるときは、関係機関と密接な連携をとり、危険のある場所の認知及び毒物劇物等の測定を行い、汚染区域の拡大防止を図る。

（ウ）毒物劇物が流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、

吸収（着）剤等による処理等を実施し、保健衛生上の危害が生じないようにする。

イ　市、保健所、警察署、消防機関は相互に連携をとりながら、次の措置を実施する。

（ア）毒物劇物の流出等の状況を、速やかに市民に周知させる。

（イ）危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

（ウ）毒物劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

第23節　危険物等積載運搬車両の事故対策

【実施機関：都市整備部、道路管理者、消防本部、能代警察署、防災関係機関、関係団体等】

第１　基本方針

タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、ＬＰガス、薬液等の危険物が漏洩し爆発・火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は、緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市は、防災行政無線等を介し、市民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携して、速やかな避難措置を講ずる。また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により、周知徹底を図る。

第２　漏洩物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

１　運転者

（１）警察、消防、市及び他の道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。
（２）運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。
（３）応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

２　運送会社

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

３　荷送危険物事業所

（１）被害を最小限に止めるため、運転者に対して必要な応急措置を指示し、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。
（２）直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
（３）応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

４　県警察本部

（１）交通規制を実施する。
（２）現場、周辺の被害状況の把握に努める。
（３）市民の避難、誘導を実施する。

５　市及び他の道路管理者

（１）事故の状況把握に努める。
（２）道路の応急復旧、交通確保を実施する。
（３）道路情報の提供を行う。
（４）広報・避難誘導

６　消防機関

（１）漏洩危険物の応急措置を実施する。
（２）火災の消火活動を実施する。
（３）負傷者の救出、救護を実施する。
（４）市民の避難、誘導を実施する。

第３　実施要領

１　危険物の特定

運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社または荷送危険物事業所に照会する。

２　事故の通報

（１）高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、東日本高速道路株式会社に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。
（２）漏洩危険物の河川への流出は、河川が上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び市に通報する。

３　広報活動

市及び他の道路管理者、県警察本部及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害伏況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。

なお、市民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。

４　応急復旧

（１）タンクや容器から危険物等が漏洩している時は、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。
（２）漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

また、毒物、劇物の場合は、前節第６「毒物・劇物取扱施設」の応急復旧に準じ、これを実施する。
（３）火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。

５　交通規制

防災関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

第24節　防疫、保健衛生対策

【実施機関：環境産業部、市民福祉部】

第１　基本方針

災害発生時における被災地の防疫、保健衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、市民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

第２　防疫

１　実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。）に基づき、知事は、感染症患者若しくはその保護者またはその場所の管理者等に対し、消毒を命ずることができる。また、災害の状況により感染症の患者等が実施不可能等の場合は、法第27条の規定により知事は市に消毒を指示することができる。

２　実施の方法

市は、知事から法第27条第２項の指示があった場合は、被災地域の消毒等を実施するとともに、感染症予防に関する市民への広報等、必要な防疫措置を行う。

（１）防疫措置情報の収集・報告

災害発生後、県、警察及び消防等と連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。また、被災者にかかる感染症や食中毒の発生の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いがある場合は、防災関係機関への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

（２）薬剤・防疫資機材・人員等の確保

平常時から、家屋等の消毒に必要な保有器材の把握、人員確保の把握に努め、災害時には防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ、他の防災関係機関に協力を求める。

ア　防疫資機材

市が、保有している消毒用噴霧器等の整備点検を行うとともに、県や他の防災関係機関から借用する。

イ　薬剤

市で保管している薬剤を確認し、不足分については県に協力を依頼するとともに、業者より購入する。

（３）消毒等の実施

ア　ねずみ・昆虫等

感染症が発生し、若しくは発生のおそれがあるときは、ねずみ・はえ等の駆除及び感染予防の指導をする。

イ　床上浸水

市災害対策本部でまとめた床上浸水等の被害状況をもとに、市（環境衛生班）は、防災関係機関、ボランティア等の協力を得ながら、迅速に家屋の消毒を実施する。また、消毒の活動方法については、広報班において、広報車、防災行政無線、報道機関等を活用して、迅速に市民に周知するよう努める。

（４）臨時予防接種の実施

市は、県知事の指示により、能代保健所及び医療機関等と連携して、予防接種法（昭和23年法律第68号）第６条の規定による臨時予防接種を実施する。

（５）感染症の患者が発生した場合の対応

ア　感染症指定医療機関への入院

感染症の患者が発生した場合は、直ちに保健所に届出し、知事が入院勧告若しくは入院措置を行い、病名に応じた適切な感染症指定医療機関に入院させる。緊急その他やむを得ない理由があるときは、知事が適当と認める医療機関に入院措置を行う。

イ　家屋等の消毒

感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために、感染症の患者の自宅または滞在箇所及び病原体に汚染されたおそれがある物件について、保健所の指導を受けながらこれらを消毒する。

３　防疫の予防教育及び広報活動

感染症の発生及びそのまん延防止のため、新聞等の報道機関の協力を得て、感染症の予防措置等をする。

４　防疫の記録整備

消毒等の防疫活動状況等を記録し、市災害対策本部に報告する。

第３　食品衛生監視

１　実施機関

被災地の食品等の安全確保を図るために、市は、関係団体の協力を得て、保健所の指揮に従い監視指導に当たる。また県は、必要に応じて生活衛生班の内部組織として、食品衛生監視指導班を編成し、当該地域に派遣する。

２　実施の方法

食品衛生監視指導班は、次の業務を行う。

（１）食品営業施設に対する監視指導
（２）救護食品に対する監視指導
（３）炊き出し施設に対する衛生的な取扱いの指導
（４）その他食品に起因する危害の発生防止

第４　被災者の健康保持

市は、県と連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

１　保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等

２　要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応

第５　防疫用薬品､資器材等の調達

市は、必要に応じて県に対し、防疫に必要な薬品及び資器材等の調達・あっせんを要請する。

第６　こころのケア対策

被災体験や慣れない避難所での生活により、身体的・精神的なストレスが蓄積し、体調の変化やＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）の進行が懸念されることから、市は、県及び精神科医や保健師等の協力を得ながら、被災者のこころのケア対策に努める。

１ こころの健康状況の把握

（１）被災者のこころの健康状態の把握

ア　市（環境衛生班）は、県や市医師会の協力を得て、医師および保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、「見守り必要性チェックリスト」を用いてこころの健康状態の把握を行う。

イ　ケアが必要な者については､精神科医や臨床心理士等専門家に相談できるよう配慮する。

ウ　被災によってＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）の疑いのある者については、カウンセリングなどの適切な対応を行う。

（２）被災者のストレスの緩和

ア　市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ　市は、被災によってＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）の疑いのある者について、（仮）「こころのケア相談所」を設置し、カウンセリングなどの適切な対応を行うとともに、ＰＴＳＤに関する広報活動に努める。

（３）継続的要援助者のリストアップ

市は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

（４）関係機関との連携の強化

市は、症状の安定のために関係機関と連携を図り、必要な者に対しては、施設（医療機関、福祉施設等）を提供し、あるいは快適な在宅生活が継続できるよう援助を行う。

２ こころのケア相談

（１）「こころのケア相談所」の設置

保健衛生班は、（仮）「こころのケア相談所」を設置し、被災者の精神衛生状態の把握に努める。

なお、（仮）「こころのケア相談所」では、各精神科医療チームの派遣など支援体制の進展に応じて次の活動を実施する。

ア　第一段階

県･市医師会および臨床心理士の協力を得て､精神科医等医師による保健所での相談、

保健所からの避難所への巡回相談及び訪問活動

イ　第二段階

（ア）精神科医療チームによる巡回相談、近隣の精神科医療機関への紹介

（イ）保健所による長期継続が必要なケースの把握、対応

ウ　第三段階

（仮）「こころのケア相談所」におけるメンタルヘルスケアシステムの構築、各指定避難所および在宅者の状況把握

エ　第四段階

（ア）仮設住宅入居者、在宅者等への巡回相談、訪問活動

（イ）ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）への対応

（２）児童、高齢者、外国人に対する心のケア対策の実施

市は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対しても十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行う。

（３）こころのケアに対する正しい知識の普及および相談

被災者の心理的ケアに対応するため、市はこころのケアやＰＴＳＤに関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続してこころのケアに対していく。

（４）市職員等の心の健康の保持・増進

災害復旧や被災者の対応に当たる行政職員等の支援者等に対し、支援者自身のこころのケアに関する情報を提供する。また、必要に応じて、県に対して研修会の実施を要請する。

また、防災活動や災害時業務従事者の安全確保とともに、惨事ストレス等のストレス対策を行う。

第25節　動物の救護

【実施機関：市民福祉部、環境産業部、保健所、防災関係機関】

第１　基本方針

災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性がある。

市は、大規模災害時において、県、防災関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護及び管理の観点から、飼い主への支援及び被災動物の保護に努める。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、防災関係機関及び関係団体等の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

第２　特定動物・飼養動物の対策

１　実施機関

（１）特定動物

原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき、市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。

（２）飼養動物

原則、飼養者とするが、市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。

２　飼養者の役割

大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保したうえで、飼養動物を連れて避難する。

日頃からペットに対してケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

３　特定動物・飼養動物対策

（１）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。

（２）負傷した飼養動物、または飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。

（３）被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。

（４）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

第３　指定避難所の飼養動物の管理

指定避難所における飼養動物対策については、本章第10節の「第13　指定避難所等の飼養動物対策」を参照とする。

第26節　廃棄物の処理

【実施機関：環境産業部、都市整備部】

第１　基本方針

市は、災害により発生した大量のごみの処理、し尿の汲み取り処分等の清掃業務を迅速に実施し、環境衛生の保全を図る。

第２　実施機関

市は、災害により発生した生活系廃棄物及びし尿等を迅速に処理する。ただし、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理については、事業主が行うものとする。本市で処理することが不可能の場合は、保健所及び県の指導により他の市町村に応援を要請する。

第３　廃棄物処理の方法

災害発生後、災害規模に応じて直ちに廃棄物処理を行う。なお、一般廃棄物の中間処理施設を有する能代山本広域市町村圏組合による迅速な運搬のもとに、適正な処理を行うものとする。また処理が困難な物についても、平常時から処理ルートを開拓するものとする。

１　清掃の方法

（１）ごみ処理

ア　収集順位

腐敗性の高い生ごみや、応急対策活動上または市民生活に重大な支障を与えるものを優先する。

イ　収集品目

生活系廃棄物、家電リサイクル法の対象品目

ウ　収集方法

（ア）災害ごみは、市が保有する車両、許可業者または臨時借上げ車両により中間処理施設に搬入する等、適正に処理する。

（イ）ごみの排出場所については、臨時集積の設置、または道路排出とし、その収集方法については、あらかじめ自治会・町内会と協議して定めておく。

（ウ）あらかじめ定められた収集方法については、広報、ホームページ等で周知するほか、災害が発生した場合は、被災地域内にチラシを配布する等により周知する。

（エ）周知の際は、いわゆる便乗ごみの排出が行われないよう、合わせて周知する。

（オ）収集における人員については、衛生班と市災害対策本部事務局及びボランティア受入窓口と連携をとりながら、ボランティア等の人員を確保し、衛生班において、収集計画をたて、実施する。

（カ）高齢者等の要配慮者世帯に対するごみの運搬は、ボランティアによる支援により対応する。その際は、あらかじめ作成している避難行動要支援者名簿等により対象者を把握し、積極的に本人、家族、自治会・町内会関係者と連絡をとりながら、対応する。

（２）し尿処理

ア　収集順位

浸水被害の場合は、水が引いた後、浸水した区域及び重要性の高い施設を優先する。

イ　収集処理の方法

（ア）し尿の収集処理については、市の許可業者が直接被害家屋を巡回し、収集する。

（イ）市民に対しては、直接市の許可業者に収集依頼をしてもらうよう、チラシの配布、広報車の出動等により、周知する。

ウ　仮設トイレの設置

市は、指定避難所において避難者の生活に支障が生じないよう、次の事項を勘案し、必要に応じて仮設トイレを設置する。

（ア）避難箇所数と避難人員

（イ）仮設トイレの必要数の確保

（ウ）応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保

（エ）他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保

エ　仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理

市は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。

（ア）仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布

（イ）他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保

（ウ）仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み

（３）がれき等の処理

ア　市は、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ　市は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれき等の発生量を種類別に推計するとともに、最終処分までの処理工程の確保を図る。

ウ　市は､生活環境保全上支障のない場所に確保した仮置場に災害廃棄物を安全に収集し、適切に選別・処理を進める。

エ　アスベストや津波堆積物に含まれる重金属類等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。

オ　市は、応急活動後の処理の進捗状況やがれきの発生量も踏まえ、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努める。

カ　がれき処理に関する詳細については､本章の｢第28節　障害物の除去｣を参照とする。

（４）死亡獣畜の処理

ア　収集順位

飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合または路上に放置されている場合には、市民の通報等により、市が処理する。

イ　収集処理の方法

（ア）移動が可能なものについては、焼却施設または公衆衛生上支障のない場所で処理する。

（イ）移動が不可能なものは、埋設処理等、その場で他に影響を及ぼさないよう個々に処理する。

第４　廃棄物の処理施設の応急復旧等

１　市及び能代山本広域市町村圏組合は、処理施設の被災により廃棄物の処理が困難となった

場合は、他の施設へ処理を依頼するとともに、処理施設の復旧については、迅速に実施するものとする。

２　水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、指定避難所の衛生向上を図る。

３　市及び能代山本広域市町村圏組合は、がれきの発生量に応じて処理方法や処理の期間等に関する計画を作成し、復旧・復興作業を進めるが、自地域内の既存施設で処理仕切れない場合には、広域的な対応の必要性を県と協議する等して、状況に応じ、県内の他の市町村や県域を越えた処理を要請する。

第５　廃棄物の一時保管場所

廃棄物処理施設が被災した場合に備え、一時保管場所をあらかじめ確保しておく。

第27節　行方不明者及び遺体の捜索、収容、埋火葬計画

【実施機関：企画部、環境産業部、市民福祉部、消防本部、能代警察署、秋田海上保安部、能代市山本郡医師会】

第１　基本方針

市は、災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者の捜索、または遺体の処理・収容・埋火葬を実施し、被災者の精神的な安定を図る。

なお、遺体の捜索、検視、安置、埋葬等については、県が策定する「大規模災害時における遺体処理・埋火葬等計画」に基づいて実施する。

第２　行方不明者及び遺体の捜索

１　実施責任者

（１）市長が防災関係機関の協力を得て行う。

（２）災害救助法が適用された場合は、原則として知事が防災関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合または知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

２　災害救助法が適用された場合の実施基準

（１）対象

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

（２）支出費用

遺体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費であって、その実費とする。

（３）実施期間

遺体の捜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

３　災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記２に準じて実施する。

４　捜索の方法

（１）市は、市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。

（２）届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣等について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。

（３）「届出」については、まず指定避難所に避難しているかを避難者名簿等により確認する。

（４）本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、要捜索者名簿を作成する。

（５）行方不明者の捜索、救出活動に当たっては、市災害対策本部、消防、警察、自衛隊、海上保安部等の防災関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

（６）災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断してすでに死亡していると判断される者については、直ちに遺体捜索に切り替える。
（７）遺体の捜索は、消防団、関係機関等の協力を得て、捜索に必要な舟挺その他機械器具を借り上げて行う。

５　遺体発見時の措置、搬送等

（１）市は、遺体を発見した場合、警察に届出するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を明確に記録する。
（２）市は、警察署、秋田海上保安部等関係機関の協力を得て、遺体の搬送を行う。
（３）市は、遺体の搬送が困難な場合は、他市町村または県へ遺体の搬送、実施要員及び資機材について応援を要請する。
（４）市は、遺体搬送車が不足する場合は、県に応援を要請する。

第３　遺体の処理

１　実施責任者

（１）市長

市は、遺体の清浄、縫合、消毒等の処理を、能代市山本郡医師会等の関係機関の協力を得て行う。

（２）知事

災害救助法が適用された場合は、県または日本赤十字社秋田県支部が、災害救助法第３２条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して遺体の処理を行う。

（３）能代警察署

ア　警察官は、災害等によって死亡したと認められる遺体を発見し、または遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに警察署長に報告し、検視規則及び死体取扱規則に基づき、死因、身元、その他の調査を行うものとする。ただし、死亡者の身元が明らかでない場合または死亡者を認識できない場合は、死体取扱規則により市長に報告する。
イ　遺体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族等に引渡すものとする。ただし災害直後の混乱等のため、遺族等への引渡しができないときは、遺体を市長に引渡すものとする。

（４）海上保安部

ア　海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の行方不明者については、巡視船艇、航空機により捜索するとともに、発見した遺体の収容、検視、引渡しを併せて行う。遺体は、巡視船艇により収容し、収用した巡視船艇の船長は、その指揮者の指定する者に引き渡す。
イ　海上保安官は、明らかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき、または遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに海上保安庁死体取扱規則に基づき遺体を検分するとともに、死因、身元、その他必要と認める事項の調査を行い、死体検分調書または多数死体検分調書を作成する。また、その死亡者の本籍が明らかでないとき、またはその死亡者を認識することができないときは、同規則により市長に報告するものとする。
ウ　遺体についてすべての必要な処分が行われた場合は、所持金品とともにその遺体を遺族その他の引取人に、引取人がないときは市長に引渡すものとする。

２　災害救助法が適用された場合の実施基準

（１）対象

災害の際、死亡した者に関わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、防災関係機関の協力のもとに実施する。

実施に当たっては、人心の安定、防疫または遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮する。

（２）支出費用

次に示す費用は、秋田県災害救助法施行細則によるものとする。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用
イ　遺体の一時保存のための費用
ウ　救護班によらない検案のための費用
エ　遺体処理のため必要な輸送費及び人件費

（３）実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

３　災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記２に準じて実施する。

４　遺体の取扱

（１）災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署または直近の警察職員にその旨を通報する。
（２）警察は、遺体の調査・検視を行う。
（３）捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺する。なお、遺体安置所については、あらかじめ指定するよう努めるものとする。
（４）警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
（５）警察は、調査・検視及び医療救護班の医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族または関係者に引き渡す。
（６）遺族等の引き取り者がない場合、または遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。

５　漂流遺体の処理

（１）遺体の身元が判明している場合

漂着した遺体の身元が判明している場合は、市長は、警察官または海上保安官の調査を受けた後、直ちにその遺族、親戚、縁者または災害発生地の市町村長に連絡して引き取らせる。

ただし、被害地域に災害救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

（２）遺体の身元が判明していない場合

災害救助法が適用され、災害発生地市町村から漂流、漂着したものと推定される身元不明遺体については、前記と同様の処置をする。

なお、遺品等の保管に努め、遺体を撮影し記録する。

遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、漂流、漂着地域の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。

６　遺体の収容・安置

検案を終えた遺体については、関係各機関の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

（１）安置所については、公共施設または寺院を利用するが、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

（２）遺体収容台帳を作成するともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

（３）遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品等必要な用品を業者から調達する。

（４）遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理のうえ引き渡す。

（５）遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。また、県及び警察と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

（６）身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。

（７）県及び警察等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、市民等への周知を図る。

７　身元不明者の取扱い

（１）県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。

（２）遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取り扱う。

（３）県、県警本部と連携し、遺体安置所等に所持金品の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。

第４　遺体の埋火葬

１　実施責任者

（１）災害救助法が適用された場合は、知事が実施責任者となるが、知事から委任を受けた場合は市長が実施する。

（２）災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

２　災害救助法が適用された場合の実施基準

（１）対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、または死亡した者に遺族がいない等のため埋火葬が困難な場合とする。

（２）支出費用

埋火葬のため支出できる費用は、秋田県災害救助法施行細則によるものとする。

（３）実施期間

遺体の埋火葬は、原則として災害発生の日から10日間以内とする。

３　災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記２に準じて実施する。

４　埋火葬の方法

（１）原則として火葬するが、習慣または状況により埋葬する。
（２）棺または骨壷等埋火葬に必要な用品の支給及び火葬、埋葬または納骨等の役務の提供を原則とする。
（３）引受人が見つからない遺体については、死亡診断書等により埋火葬の手続を行う。
（４）縁故者の判明しない焼骨または縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第または墓地を確保次第引き継ぐものとする。また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋蔵する。
（５）埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑な埋火葬を支援する。

第５　費用

１　原則として、市が負担する。その他の費用については、県と協議して決定する。
２　災害救助法が適用された場合については同法による。

第６　応援要請

災害による死者の数が多数に及び、遺体の収容、斎場の火葬能力を超える場合、市は、応援要請を行う。

１　民間の所有する霊柩車の出動を要請する。
２　近隣市町村の火葬場使用についての受入れを要請する。
３　埋火葬に相当の日時を要する場合は、遺体安置場所での一定期間の保存のためにドライアイスを多量に必要とするため、民間の業者に依頼する。
４　棺やドライアイス等が不足する場合には、県に対して広域的な確保を要請する。
５　遺体数が火葬能力を上回ること等、市単独で火葬できない場合は、県に広域火葬を要請する。

第７　広報

身元不明者の確認のため、遺体安置場所に所持金品等の内容掲示の他、広報紙、報道機関等へ、市災害対策本部を通じた広報を行う。

第28節　障害物の除去

【実施機関：都市整備部、道路管理者、河川管理者】

第１　基本方針

市は、職員による所管施設の巡視や、道路管理者及び河川管理者との連絡等により、迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路および河川施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業に当たっては、県、近隣市町村、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

第２　道路関係障害物の除去

１　実施責任

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その際、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	ＦＡＸ
東北地方整備局 能代河川国道事務所	道路管理課	鰄渕字一本柳97-1	70-1275	70-1143
	能代国道維持出張所	鰄渕字家の下19	58-2919	58-3149
秋田県山本地域振興局	建設部工務課	御指南町1-10	52-6109	54-5226
東日本高速道路株式会社 東北支社	秋田管理事務所	秋田市上北手古野字大繁沢30-2	018-826-1700	018-826-1703

２　除去の方法

（１）除去する道路の優先順位は、概ね次のとおりとする。
　ア　地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路、例えば避難路等
　イ　災害防止上重要な道路、例えば火災防御線となるような道路
　ウ　緊急輸送を行ううえで重要な道路
　エ　その他応急対策活動上重要な道路
（２）除去作業のため必要とする機械器具、運搬のための車両等の確保については防災関係機関の協力を得るものとする。
（３）除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限られる。
（４）市は、保有する人員、設備及び機材で除去することが困難な場合は、県または他の市町村に応援を要請する。

第３　河川関係障害物の除去

１　実施責任

流木等の流出による橋梁被害や、ダムの放流による浸水を防止するため、障害物の状況を各河川管理者及び橋梁の管理者が調査し、速やかに除去する。

連絡先リスト

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	ＦＡＸ
東北地方整備局	河川管理課	鰄渕字一本柳97-1	70-1246	70-1126
能代河川国道事務所	二ツ井出張所	二ツ井町荷上場字中島26	73-5432	73-5090
秋田県山本地域振興局	建設部工務課	御指南町1-10	52-6109	54-5226

２　除去の方法

河川の流水を良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認めた場合に実施する。

（１）橋脚に引っ掛かった流木等は速やかに除去し、橋の流失防止をする。
（２）除去作業に当たっては、救命胴衣や命綱等を装着して安全を確保するものとする。
（３）実施は、自らの応急対策器具を用い、または命綱等を装着して安全を確保する。
（４）障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限られる。

第４　住家関係障害物の除去

１　実施担当

災害救助法適用の有無に係わらず、市長が除去の必要を認めたとき、災害救助法の実施基準に基づき障害物の除去を実施する。なお、市において除去が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他防災関係機関の応援を得て実施する。

２　除去の対象物

除去すべき障害物とは、住家及びその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものである。

その他施設、敷地内の障害物の除去は、当該施設、敷地の所有者または管理者が行う。

３　除去の対象者

自らの資力で障害物の除去が出来ない被災者で、次の条件に該当するものとする。

（１）障害物のため、日常生活を営むことが困難な状態にあること
（２）半壊した住家
（３）原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること

４　除去の方法

市が保有する人員、設備及び機材等による除去が困難な場合は、県または他の市町村に応援を要請する。なお、障害物の除去は、原状回復ではなく応急的な除去に限られる。

第５　障害物集積所の確保

災害によって発生する障害物は、建物の倒壊状況によっては大量になる可能性がある。市は、最終処分までの間保管する場所を確保する必要があることから、空地等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積場所の確保を要請する。

集積場所が確保できない場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

１　交通に支障のない国有地、県有地、市有地を選ぶものとする。
２　国有地、県有地、市有地に適当な場所がないときは民有地を使用するが、やむを得ないと

き以外は、所有者の了解を求め、事後の処理には万全を期する。

第６　障害物の処理

１　分別処理の努力

災害時であっても、可能な限り分別を行うことが望ましいことから、集積場所において再資源化や有害物質の除去を行う。

２　工作物の保管及び処理・処分

（１）工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名等を公示する。
（２）保管した工作物等が消滅または破損するおそれのあるときにおいても、その保管に不相当の費用及び手数を要するときは、その工作物を売却して代金を保管する。
（３）売却の方法、手続きは競争入札または随意契約による。

第29節　文教対策

【実施機関：教育部】

第１　基本方針

市教育委員会及び各学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた計画に基づき、児童・生徒の安全を最優先で確保する。災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、市教育委員会及び各学校長は、緊密に連携し、県教育委員会等関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設が被災した場合は、必要な応急措置を実施する。

また、災害により文化財が被災した場合、市教育委員会は、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財に対して応急措置を迅速に講ずる。文化財の所有者または管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、適切な対応を実施する。

第２　情報等の収集・伝達

１　市教育委員会は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
２　学校長は、防災関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
３　学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市教育委員会及びその他の防災関係機関に報告する。
４　教職員は、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

第３　応急措置災害発生直後の体制

学校長は、適切な避難の指示により児童・生徒の安全を確保するとともに、災害の規模、児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、必要に応じて臨時休校等の措置をとる。

１　児童・生徒等の避難等

在校時に災害が発生した場合、以下により児童・生徒の避難を実施する。

（１）情報の伝達

児童・生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

（２）避難の指示

学校長は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

（３）避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市教育委員会や消防署、警察署等防災関係機関の指示及び協力を得て行う。

（４）休校措置

学校長は、市教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休校措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、特に低学年児童にあっては教師が地区別に付き添う、保護者に連絡のうえ直接引き渡す等により帰宅させる。

（５）下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険・事放を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校または教員による引率等の措置を講ずる。

（６）校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、あらかじめ定めた保護者への引渡しルール等の計画に則り、速やかに保護者への連絡に努める。

また、市教育委員会に対して、速やかに、児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

（７）保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

２　在校時以外の措置

（１）休校措置

休日や夜間、早朝（登校前）に休校措置を決定したときは、直ちに各学校等で定める緊急時連絡網や、指定避難所が開設されている場合は、指定避難所へ連絡する等により保護者または児童・生徒に徹底させるとともに、市教育委員会に報告する。

（２）安否確認

市教育委員会及び各学校長は、災害発生が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統により教職員等を非常参集して体制を整え、児童・生徒の安否確認を行う。

３　被害状況の把握と報告

学校長等施設の管理者は、適切な緊急避難の指示をするとともに、災害の規模、児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

第４　応急教育の実施

１　文教施設の確保

市教育委員会は、教育施設等の確保に努め、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

（１）校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能の場合は、できる限り速やかに補修し、施設を確保して授業の再開に努める。

（２）一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併または二部授業を行う。

（３）被災により校舎の一部が利用できない場合は、屋内体育施設または特別教室を利用する。学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する所については、応急修理または補強をする等、学校教育に支障をおよぼさないよう措置を講じ、二部授業、圧縮学級の編成等をして、で

きる限り休校を避ける。
（４）被災により一時使用不可能になった校舎が、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
（５）校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校がない場合は、公民館または体育館その他の公共施設等を利用して授業を行う。
（６）教育施設が確保できない場合は、プレハブ等の仮校舎を建設する。
（７）施設・設備の損壊の状態、指定避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建計画を立て、その具体化を図る。

２　教員の確保

市教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために、次の措置を講ずる。
（１）災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
（２）被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処置する。
ア　少数の場合は、学校内で調整する。
イ　学校内で調整できない場合は、市教育委員会管内で調整する。
ウ　県教育委員会に対し、補助教員の配置を要請する。

３　被災児童・生徒の保護

（１）市教育委員会は、被災地域の児童・生徒に対して、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。
（２）学校長は、児童・生徒に対し、災害によって生じた危険な場所には近づかないように指導の徹底を図る。

４　学校飼育動物の保護

（１）被災動物の集中管理場の確保に努める。
（２）動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿の処理等の環境保全に努める。
（３）被災動物の飼料が不足しないよう、飼料の調達に努める。

第５　教科書、学用品の調達及び支給

被災により就学上著しく支障のある児童・生徒がいる場合、教科書、学用品を調達し、支給する。また、文房具、通学用品を喪失または棄損し、直ちに入手が困難な児童・生徒の人数、品目を調査のうえ、その確保に努める。

１　対象者

（１）災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること
（２）小学校児童及び中学校生徒に限る。
（３）学用品がなく、就学に支障を生じている場合

２　支給の品目

（１）教科書及び教材
（２）文房具
（３）通学用品

３　教科書等の確保

（１）支給の方法

ア　教科書の調達・支給は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、県に報告するとともに市教育委員会において一括調達し、学校長を経て速やかに支給する。

市教育委員会は、自ら学用品等の支給の実施が困難な場合は、県教育委員会へ学用品等の支給の実施、調達について応援を要請する。

イ　教科書販売会社と連絡をとり必要冊数を確保し支給する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第36節の「第８　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」も参照のこと。

４　文房具、通学用品等の支給

各学校長は、文房具、通学用品等を喪失、棄損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状態にある児童・生徒の人員、品目等について調査把握し、この確保に努める。

第６　学校給食対策

災害により給食ができないときは、パン、牛乳等の簡易給食を実施する。

１　応急措置

（１）学校給食施設､設備及びパンその他の給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、学校給食が困難な場合には中止等の措置をとる。

（２）被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

２　応急復旧措置

（１）給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に努める。

（２）児童・生徒及び学校職員の感染症の発生状況を調査確認し、必要に応じ保健所等と協力し防疫措置を講ずる。

第７　文化財の保全対策

文化財が被災した場合には、市（教育部）は、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財には応急措置を迅速に講ずる。

文化財の所有者または管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

１　応急措置

（１）文化財が火災の被害を受けたときは、その管理者（または所有者）は直ちに消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。

（２）管理者（または所有者）は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財は市教育委員会へ、県指定文化財は市教育委員会を経由して県教育委員会へ、国指定文化財は市・県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。

（３）防災関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するために、協力して応急措置を実施する。

２　保全措置

文化財の所有者及び管理者は、防災責任者を定める等の責任体制を確立して保全に努める。

また、搬出可能な文化財については、性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時に当たっての保全に努めるものとする。

第30節　応急保育の実施

【実施機関：市民福祉部】

第１　基本方針

災害が発生した場合、市は、乳幼児をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、乳幼児の精神的安定を確保する。

第２　情報等の収集・伝達

1　市民福祉部は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、認可保育所及びへき地保育所の所長、認定子ども園の園長、幼稚園の園長、認可外保育施設の園長（以下、「保育所長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に収集及び伝達するとともに、必要な措置を指示する。
2　保育所長等は、防災関係機関から災害に関する情報を受けた場合、職員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
3　保育所長等は、入所児童・園児（以下、「入所児童等」という。）及び施設に被害を受け、またはそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市民福祉部及びその他の防災関係機関に報告する。
4　保育所等の職員は、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

第３　応急措置災害発生直後の体制

１　入所児童等の安全確保

保育所長等及び職員は、あらかじめ定める計画に基づいて避難等を実施し、入所児童等の安全を確保する。

２　休所・休園措置

保育所長等は、市民福祉部と協議し、必要に応じて臨時休所・休園措置をとる。

３　入所乳幼児等の保護者への引渡し

保育所長等は、入所児童等を施設内に保護し、あらかじめ定めた保護者への引渡しルール等の計画に則り、速やかに保護者への連絡に努める。

なお、市民福祉部に対して、速やかに、入所児童等の数その他必要な事項を報告する。

４　保健衛生

保育所長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、入所児童等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

５　在所・在園時以外の措置

（１）休所・休園措置

休日や夜間、早朝に休所・休園措置を決定したときは、直ちに各保育所等で定める緊急時連絡網等により保護者に徹底させるとともに、市民福祉部に報告する。

（２）安否確認

各保育所長等は､あらかじめ整備した連絡系統により職員等を非常参集して体制を整え、入所児童等の安否確認を行う。また、確認した安否情報については、市民福祉部に報告する。

第４　応急保育の実施

１　通所・通園の可否による保育の実施

（１）通所・通園が可能な児童について

通所・通園が可能な児童については、各保育所において保育する。

（２）通所・通園ができない児童について

被災により通所・通園ができない児童については、その実情を把握するよう努める。

２　保育所での対応

（１）入所児童以外の受入について

入所児童以外の受入については、可能な限り行い、保育するよう検討する。

（２）長期間保育所が使用できない場合

災害等により長期間保育所等として使用できない場合、市民福祉部は、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、保育所長等に指示して、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

第31節　住宅応急対策

【実施機関：都市整備部】

第１　基本方針

市は、災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し、または自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の提供や市営住宅等の空き家のあっせん、日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

第２　公的住宅等の提供

市は、市内あるいは近隣市町村の公的住宅等に空き家がある場合は、防災関係機関にも協力を求め、被災者、特に要配慮者に対し、優先的に提供する。

１　市営住宅の活用

市営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居の斡旋を行う。

２　民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼する等の措置を講ずる。

また、県から得られた借上げ可能な民間賃貸住宅の情報を基に、必要に応じて民間賃貸住宅の借上げを行う。

３　被災者への住宅情報の提供

本部長は、庁舎内等での相談窓口の設置や広報活動を行い、応急仮設住宅や借上げ住宅の情報提供に努める。

第３　応急仮設住宅の設置

１　実施機関

災害救助法を適用した場合は知事が行い、知事から委任されたときは市長が行うが、災害救助法が適用されない場合には、これに準じて市長が行うものとする。

２　入居対象者

（１）住家が全焼、全壊または流出した者
（２）居住する家がない者
（３）自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

３　災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置

（１）期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から２年以内とする。（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第３項の期限内）

（２）設置戸数

建設戸数は、全壊（焼）、流出戸数の３割以内とする。ただし、被害の程度、その他の要件から、必要があれば知事に要請し、厚生労働大臣の承認を得て建設戸数の限度を引き上げる。

（３）設置場所

市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を定めておくものとし、県は予定された建設地の中から選定する。なお、仮設住宅の設置予定場所は、市有地または国及び県から提供された公有地若しくは民有地とするが、民有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結する。また、学校敷地を応急仮設住宅の用地とする場合については、学校の教育活動への十分な配慮を行う。

（４）構造

建物の形式は、軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとするが、耐積雪構造とする。なお、高齢者等の要配慮者に配慮した設備の整備、並びに床面のバリアフリー化についても考慮する。

（５）規模、費用

一戸当たりの床面積は、災害救助法に定めた基準によるが、世帯数及び資材の調達状況により、基準運用が困難な場合は、基準枠を調整してその規模及び費用の迫加ができるものとする。

なお、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置等、要配慮者に配慮した仮設住宅についても建設する。

（６）建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

（７）建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は、秋田県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とする。

（８）建設工事

建設工事は、市の直営工事または建設業者との請負契約により実施する。また、県は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に協力を要請する。

４　災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置

前記３に準じて実施する。

５　被災者の収容及び管理

（１）入居者の選定

市が被災者の資力、その生活条件等を十分調査し、それに基づき県が市の協力により選定するが、その選定を市に委任される場合がある。

選定に当たっては、要配慮者の優先的な入居を考慮する。

（２）管理運営

災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市はこれに協力する。

ただし、状況に応じて市は県から管理の委任を受ける。災害救助法適用に至らない場合

は市が管理する。

応急仮設住宅地区の運営に当たっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、市の福祉担当者やボランティアの連携により入居者の健康管理、メンタルケア等の生活支援の活動を行う。

６　広報

広報紙等で、応急仮設住宅の建設のための民有地の提供に関する情報の提供を求め、また、入居の募集を行う。

７　報告

（１）応急仮設住宅の設置状況について、知事に報告する。（災害救助法が適用された場合）

（２）被害程度、その他の要件から必要があれば、応急仮設住宅の設置戸数の限度引き上げについて、知事に要請する。

第４　被災住宅の応急修理

１　実施機関

災害救助法が適用された場合には、知事が行い、知事から委任されたときは、市長が行う。

２　修理対象者

災害により住宅が半焼または半壊し、現に応急修理対象の住家に居住し、自らの資力では応急修理ができない被災者を対象とする。

３　災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理

（１）修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について応急的に修理する。

（２）修理の戸数

市長からの要請により、知事が決定する。

（３）修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法に定める額の範囲とする。

（４）修理の期間

応急修理は、災害発生時から１か月以内に完了するものとする。

（５）修理の方法

応急仮設住宅の建設方法に準じて、現物給付をもって実施する。

（６）協力要請

市は、応急修理に当たっては、社団法人秋田県建設業協会等に対して協力を要請するとともに、関係機関に連絡して応急修理を行う。

４　災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理

前記３に準じて実施する。

５　住宅の応急修理実施上の留意事項

必要に応じて、被災建築物の応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口の設置について考慮する。

６　報告

市は、被害家屋の応急修理状況について、知事に報告する。（災害救助法が適用された場合）

第32節　海上災害応急対策

【実施機関：秋田海上保安部、消防本部】

第１　基本方針

秋田海上保安部は､被害規模等の情報収集を行い､その情報に基づき必要な活動体制を確立し、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

また、秋田海上保安部をはじめ関係機関は、災害時に港湾及び漁港等における船舶等の被害を防止するため、相互に十分連携のうえ、的確な警報等の伝達に努めるとともに、海上交通及び港内の安全を確保する。

第２　実施機関

海上災害の応急対策については、海上保安部が関係行政機関の協力を得て実施する。

第３　通信の確保

1　通信施設の保全に努める。
2　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
3　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
4　非常の場合の通信を確保するための通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
5　映像伝送システムを搭載した巡視船及び航空機を配備する。
6　非常の場合、関係機関と緊密な連絡をとる。
7　防災関係機関との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、または関係機関等の職員の派遣を要請する。
8　他の無線局からの非常通信の協力依頼に応ずる。
9　市長から災害に関する重要通報発信依頼があったときは、これに協力する。

第４　警報等の伝達

1　市と防災関係機関は、災害時の通信を確保するため通信施設の保全に努めるとともに、防災関係機関と緊密な連絡をとって通信の万全を期する。また非常通信の疎通に関し、相互に協力する。
2　市と防災関係機関は、気象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、ただちに無線放送、広報車、巡視艇等により周知し、応急体制の指導を行う。
3　秋田海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合は、航行警報を放送するとともに、必要に応じて水路通報により周知する。
4　秋田海上保安部は、大量の油の排出、放射性物資の漏洩等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った場合は、航行警報、安全通報、または船艇、

航空機等により周知する。

5　港湾管理者及び漁港管理者は、災害の状況によって必要な場合は、漁業協同組合、船舶所有者、船舶代理店等関係者に対し、応急体制について指示または勧告を行う。

第５　災害状況の通報、把握

１　船舶管理者等による通報

船舶管理者等は、災害または事故が発生した場合は、速やかに海上保安部及び警察署へ通報する。

２　秋田海上保安部長による災害情報の把握

（１）秋田海上保安部長は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、県、市等防災関係機関と密接な情報交換を行う。

（２）情報収集活動の実施に当たっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生した時は、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するものとし、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せて実施する。

なお､必要に応じ､ヘリコプター撮影画像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。

（３）秋田海上保安部、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を県、市等防災関係機関へ連絡する。また、非常本部等が設置されている場合は、必要な情報を防災関係機関へ連絡する。

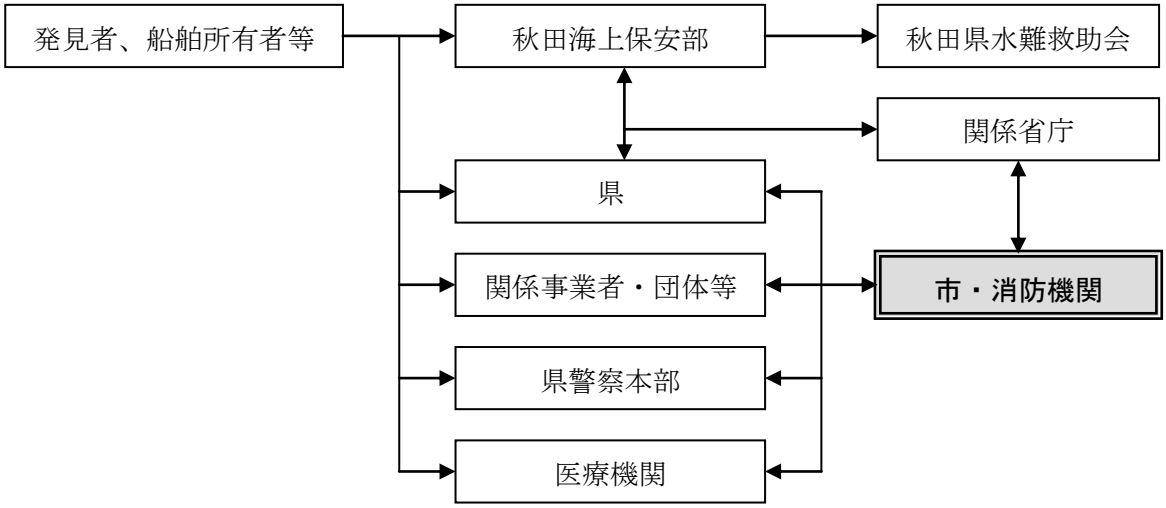

海上災害の情報伝達経路

第６　活動体制の確立

災害が発生した時は、秋田海上保安部長は、次に掲げる措置を講ずる。

1　必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には､指揮能力を強化した災害対応型巡視船の活用を図る。

2　非常本郎等が設置された時は、直ちに職員を派遣し、防災関係機関との協力体制を確保する。

３　災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇及び航空機等の食料、水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。
４　警戒本部等の設置の方針が決定された時は、所要の措置を講ずる。

第７　船艇、航空機の出動、派遣等

災害が発生した時は、秋田海上保安部長は、被害の第一次情報や情報収集活動により得られた情報に基づき、所属（派遣勢力を含む）の船艇及び航空機を災害が発生している周辺海域に出動させ、必要に応じて職員を災害応急対策を実施する事務所に派遣する等、必要な措置を講ずる。

第８　海難救助

１　海上における行方不明者及び遭難船員の救助については、秋田海上保安部が、以下のとおり実施する。
（１）船舶の海難、人身事故等が発生した時は、速やかに船艇、航空機または特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。
（２）危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発、ガス中毒等の発生防止を図るとともに、航泊禁止措置または避難勧告を行う。
（３）救助・救急活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発、ガス中毒、大規模地震に伴う余震、津波等による二次災害の防止を図る。
２　火災船に対しては、「船舶火災の消火に関する秋田海上保安部と能代山本広域市町村圏組合消防本部との業務協定」に定めるところにより実施する。
３　市、消防機関は、遭難船舶を認知した時は、海上保安部、県、警察等関係機関と連携し、捜索、救助、搬送等の救護活動を実施する。

第９　排出油の防除

１　船舶、航空機により排出油の状況、防除作業の実施状況調査を行う。
２　防除措置義務者等に対して排出油拡散防止、除去等の措置命令及び指導勧告を行う。
３　緊急時における海上災害防止センターへの防除措置の指示及び巡視船艇等による防除措置を行う。

第10　物資の無償貸付または譲与

物資の無償貸付または譲与について要請があったとき、またはその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付し、または譲与する。

第11　警戒区域の設定

生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第１項及び第２項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限または禁止の指示を行うものとする。また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

第12　海上交通、港内保安の確保等

1　港湾管理者及び漁協管理者は、港内または付近において漂流物、沈没物その他航路障害物があることを知った場合は、その物件の所有者または占有者に対して除去を命ずる。
2　秋田海上保安部は、水路が損壊し、または水深に異状を生じた場合は、応急的な水路の検測及び警戒を行う。
3　秋田海上保安部は、災害の状況によって次の措置をとる。
（1）出、入港船舶の制限または禁止
（2）係留施設の使用の制限または禁止
（3）船舶に対する避泊地の選定と避難誘導
（4）係留修繕船への必要人数の乗船勧告
（5）港内における停泊船舶に対する移動命令または船舶交通、荷役の制限、禁止
（6）航路標識が損壊または流失した場合の復旧措置及び応急措置
（7）水路が損壊し、または水深に異状を生じた場合の、応急的な水路の検測及び警戒
4　船舶、漁船の、流出、転覆、破損を防止するため、所有者または占有者は係留索の増強、移動、陸揚または漁獲具、資材等の損失防止の措置を取る。
5　港湾管理者及び漁港管理者は危険が予想される場合、荷役作業の取り止めを警告し、警戒員の配置、荷役機器材の保全を図る。
6　その他当該港湾の状況に応じて、市防災計画等に定める計画によって必要な措置をとる。

第13　治安の維持

1　巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。
2　巡視船艇により、警戒区域または重要施設周辺海域の警戒を行う。
3　治安の維持に必要な情報収集を行う。

第14　自発的支援の受入れ

海上保安部においては、防災関係機関と協力し、ボランティア及び海外からの支援に対する受入体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティア及び海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。

なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供及び情報収集についても配慮する。

第15　物資の収用、保管等

災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等は、次により行う。
1　災害応急対策の実施に特に必要があると認めるときは、災対法第78条（指定行政機関の長等の収用等）の規定による処分を行う。
2　前項の処分は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全確保のために必要な最小限度においてのみ行われるべきであって、できるだけ行政指導により関係者の協力を得て、必要な物資の供給確保に努める。

第16　危険物の保安措置

１　海面に油等危険物が流失した場合、その付近の警戒を厳重にし、港内における船舶交通の制限または禁止を行う。
２　港内における危険物積載船舶に移動を命じ、または航行の制限若しくは禁止を行う。
３　船舶の危険物荷役の制限または禁止を行う。

第17　緊急輸送

１　傷病者、医師等の緊急輸送の要請があったときは、速やかに対応する。
２　飲料水、食料等の救援物資輸送の要請があったときは、速やかに対応する。

第18　広報

災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保及び海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、関係機関等との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努める。

なお、広報の実施に当たっては、無用な社会不安の防止及び民心の安定に十分配慮する。

１　災害に関する情報及び各種注意報・警報の発令状況等
２　第１から第17に掲げる災害応急対策の実施状況及び今後の予定

第33節　流出油等の防除対策

【実施機関：秋田海上保安部、環境産業部、都市整備部、総務部、消防本部】

第１　基本方針

船舶及び陸上施設から海上または河川に大量の油や危険物等が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。

市及び防災関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めることとする。

第２　海上流出油等防除措置

１　各機関の役割

秋田海上保安部	1　防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、または機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 2　防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。 3　緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、独立行政法人海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、または機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、防災関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。 4　防除措置を講ずべき者、非常本部等及び防災関係機関等は、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。 5　危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置または避難勧告を行う。 6　危険物の防除作業に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。 7　第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請の上申
東北地方整備局	1　関係先への事故情報の伝達 2　直轄担当区域における状況調査、油等の防除 3　備蓄資機材の提供
秋田地方気象台	1　関係先への油防除に関する気象、海象予報の伝達
秋　田　県	1　関係先への事故情報の伝達 2　沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整 3　自衛隊への災害派遣要請 4　ボランティア活動の受入れ及び支援活動 5　沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収

能　代　市	1　関係機関への事故情報の伝達 2　関係機関に対し、災対法第60条に基づく避難の指示等の措置に関する助言 3　油防除活動に関する関係機関との調整 4　協定等に基づく他の自治体への援助要請 5　沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
消　防　本　部	1　関係先への事故情報の伝達 2　沿岸における状況調査 3　備蓄資機材の提供 4　沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供 5　海防法第42条の９に基づく消防機関の長の権限行使 6　救助・救急活動 7　協定等に基づく近隣消防機関への援助要請
警　　察	1　関係先への事故情報の伝達 2　沿岸地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備 3　沿岸住民に対する避難等の措置 4　自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項
秋田県漁業協同組合	1　油を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2　沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動 3　漁業施設等に関する自衛措置 4　流出油防除活動に関する関係漁協との調整
事　業　所　等	1　浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2　管理する施設等に関する自衛措置 3　防除活動等の実施
秋田県沿岸流出油等災害対策協議会	秋田県沿岸流出油等災害対策協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号」第43条の６第１項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域及び隣接する沿岸海域において著しく大量の油または有害液体物質が流出した場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。 ◎総合調整本部 会長は、大量の油や危険物が流出した場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

２　独立行政法人海上災害防止センター

独立行政法人海上災害防止センターは、海防法に基づき、海上災害の発生及び拡大防止のための措置を実施する業務を行うとともに、この措置のために必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上災害のための措置に関する訓練等の業務を実施する。

第３　河川流出油等防除措置

河川に大量の油や危険物が流出した場合は、河川から海上への流入を含め、本節第２の各機関の役割を参考に、的確な防除措置の実施を図る。

米代川水系の河川・湖沼における水質事故等の緊急時情報連絡及び対策を円滑にするための調整については、米代川水系水質汚濁対策連絡協議会の連絡系統により行う。

米代川水系水質汚濁対策連絡協議会	米代川水系の河川・湖沼及び水路における河川水質汚濁対策の推進を始めとし、河川環境保全や水質改善に関して各関係機関相互の連絡調整を図り、河川利用の推進に寄与すること及び水質事故時における対策に関する調整を図ることを目的としている。 事務局：東北地方整備局能代河川国道事務所

第34節　航空機事故応急対策

【実施機関：各部局、消防本部、能代警察署、県、医療機関、自衛隊、日本赤十字社、空港管理事務所、航空会社】

第１　基本方針

市域内において、航空機（国際航空運送事業または国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ。）の墜落炎上事故の発生または事故発生が予想される場合、市及び防災関係機関は、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、必要な応急対策を実施する。

第２　県内の航空施設

空港の名称	所在地	管理者	滑走路（m）		種別
			延長	幅員	
秋田空港	秋 田 市	秋田県知事	2,500	60	特定地方管理空港
大館能代空港	北秋田市	秋田県知事	2,000	45	地方管理空港

第３　応急対策の組織

１　市災害対策本部の設置

市長は、市域において大規模な航空機事故が発生した場合は、事故の状況に応じて、直ちに能代市災害対策本部等を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

２　現地派遣班

事故現地には、必要に応じて市職員を派遣し、事故情報の収集や現地の防災関係機関との連絡調整等を行う。

３　情報伝達

事故情報の連絡を受けた市及び各防災関係機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。

４　自衛隊の災害派遣要請

市は、必要に応じて、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要請する。

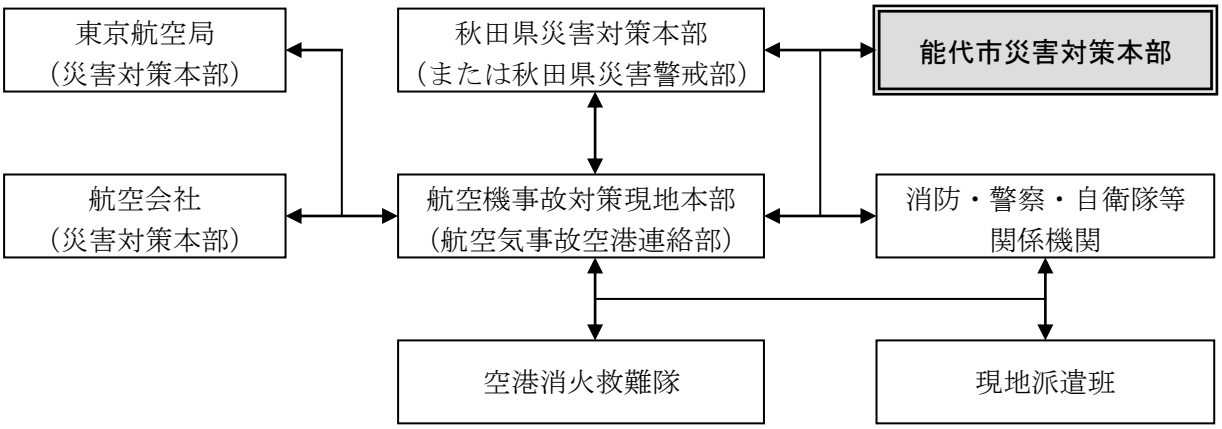

応急体制組織構成図

第４　連絡系統図

１　市域で発生した事故

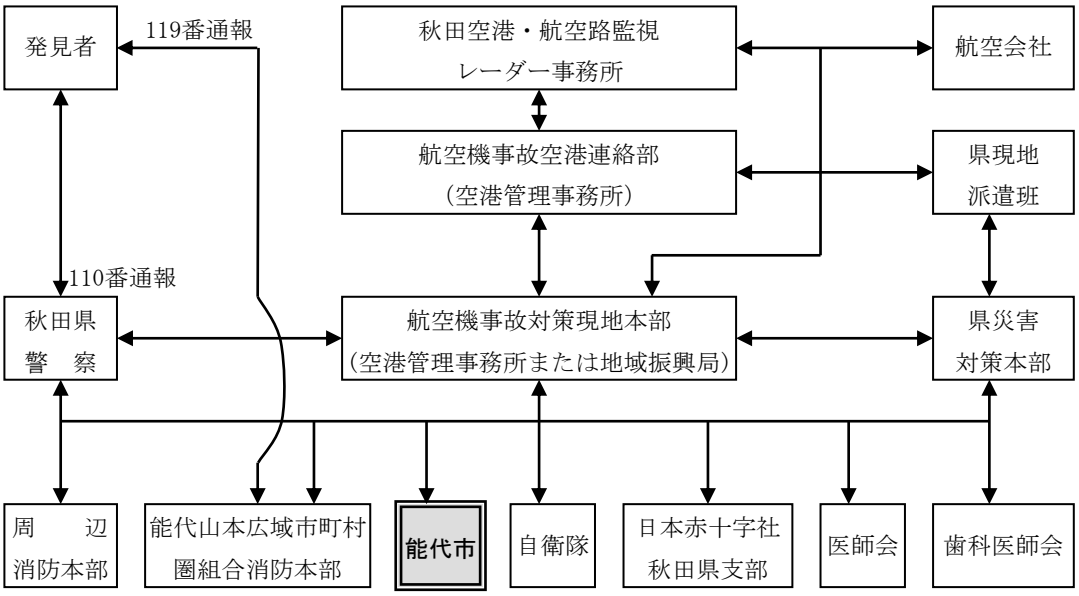

２　海上で発生した事故

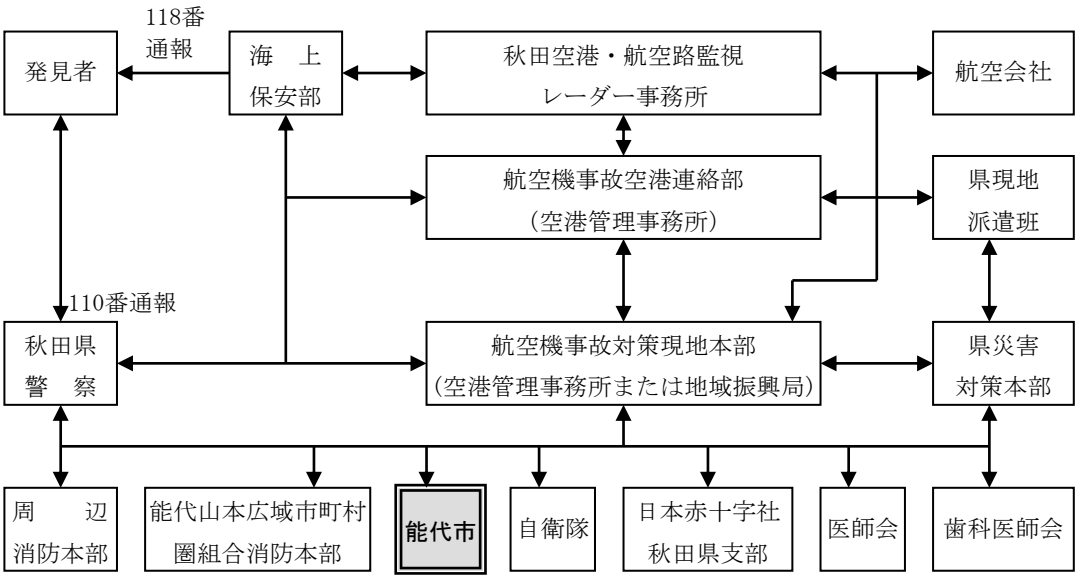

第５　広報

航空機事故が発生した場合、市は、県と連携して人心の安定及び秩序の維持並びに応急対策に対する協力を求めるため、報道機関を通じ、または広報車、防災行政無線、インターネット等により地域住民、旅客及び送迎者等に対し、次の内容について広報を行う。

１　事故状況と協力依頼
２　応急対策の概要及び復旧の見通し
３　避難の指示・勧告及び避難先の指示
４　乗客及び乗員の住所、氏名、年齢等
５　その他必要事項

第６　救援救護及び遺体の収容

市域において大規模な航空機事故が発生した場合、市、空港管理事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日本赤十字社、医師会等）は、連携して救援救護及び遺体の収容活動を行う。

１　航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。
２　負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。
３　救護所は、あらかじめ定められた場所、または事故現場付近の適当な場所に開設する。
４　医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係機関の保有するヘリコプター等により行う。
５　負傷者の後方医療機関への搬送は、県や関係機関の保有するヘリコプター並びに救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借り上げた大型バス等により行う。
６　遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体一時保存所を設置し、遺体の処理後は速やかに県災害対策本部長の指示する場所に安置し、または遺族に引渡すものとする。

第７　消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所及び現地消防機関は、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、現地消防機関では対処が困難と予想される場合には、市、消防機関等の応援を求めるとともに、自衛隊の災害派遣を要請する。

第８　警戒区域の設定及び交通規制

１　市長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。
２　道路管理者または公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、または制限する。
３　道路の通行を禁止し、または制限した時は、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し、協力を求める。

第９　経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者または出勤要請者の負担とする。

第35節　原子力施設災害対策

【実施機関：環境産業部、県、防災関係機関】

第１　基本方針

福島第一原子力発電所の事故において、放射性物質の「広域汚染」と「長期にわたる汚染」が新たな課題となっている。市内はもちろん、秋田県内には原子力施設は存在しないが、他地域の原子力施設からの放射性物質の異常な放出等が発生した場合、市内経済や市民生活に多大な影響があると考えられる。

そのため、市は、防災関係機関と連携し、市民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保するため、空間放射線量の測定や水道水・食品・農作物等の放射性物質の測定、放射線に関する健康相談等を実施する。

第２　環境モニタリングの強化

１　緊急時モニタリング等

市は、必要に応じて、市施設や学校、保育所等において、放射線量の測定を行う。

２　食品、水道水等の摂取制限等

県は、緊急時モニタリングの結果、国が定める基準値等を超過した場合、国の指示、指導または助言に基づき、食品、水道水等の摂取の制限等必要な措置を行う。

市は、県による食品、水道水等の摂取制限等の措置が取られた場合、速やかに市民に公表する。

３　情報の収集等

市は、県及び防災関係機関から事故の状況やモニタリングの結果等必要な情報を収集するとともに、当該情報について防災関係機関との共有を図る。

４　モニタリング結果の公表等

市は、市及び県が実施した緊急時モニタリングの結果について、速やかに市民に公表するとともに、防災関係機関に情報を提供する。

第３　食品及び水道水中の放射性物質に係る検査測定

１　測定体制

市及び防災関係機関は、風評被害防止、消費者の安全・安心、信頼性確保を図るため、学校給食や食品、水道水中の放射性物質の円滑な測定体制を構築する。

２　検査

市及び防災関係機関は、国のガイドライン等に基づき検査を実施し、検査測定体制を確保し、科学的根拠に基づく測定結果の迅速な情報提供に努める。

３　情報提供

市及び防災関係機関は、市産農林水産物等の安全性確保のため、放射性物質検査の結果及

び出荷制限等に関する情報の提供、問い合わせに対応する窓口の整備等、情報提供体制を構築する。

第36節　災害救助法の適用

【実施機関：総務部】

第１　基本方針

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を図ることを目的とした緊急の措置である。市は、災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行う。

災害救助法が適用された場合は、市民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

第２　適用基準

１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条に定めるところによる。本市においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され、実施される。

（１）適用の基準

ア　市における全壊、全焼、流失等による住家の減失した世帯数が80世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第１条　第１項　第１号）

イ　県全体の滅失世帯が1,500世帯以上に達した場合で、市の住家の滅失世帯が40世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第１条　第１項　第２号）

市の人口	住家の減失世帯数		該当市町村
	上記アの適用基準	上記イの適用基準	
５万～10万	80以上	40以上	能　代　市

（注）滅失世帯の算定は全壊１、半壊１／２、床上浸水１／３で換算

ウ　住家の滅失世帯数がアまたはイの基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の滅失世帯が、7,000世帯以上に達した場合で、市において多数の住家が滅失し、被害状況が特に援助を要する状態にあるとき（災害救助法施行令第１条　第１項第３号）

（２）適用の例外

災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合で知事が特に救助を実施する必要があると認めるとき（内閣総理大臣に事前協議を要する。）（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

ア 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合

（ア）火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため、多数の市民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

（イ）大規模災害の発生により、多数の市民が避難して継続的に救助を必要としている場合
（ウ）船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合　等
イ　災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合
（ア）交通路の途絶のため、多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
（イ）火山噴火または有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
（ウ）豪雪により多数の者が危険状態となる場合　等

第３　被害の認定基準

１　住家の滅失等の認定

「災害救助法による救助の実施について（昭和40年５月11日社施第99号厚生省社会局長通知）」による。

２　住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯数の算定に当たり、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもってそれぞれ住家が滅失した１の世帯とみなす。

第４　災害救助法の適用手続

1　災害救助法による救助は、市の区域単位ごとに実施されるものであり、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、災害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて法の適用を要請するものとする。
2　災害救助法適用の要請を受けた知事は、秋田県災害対策本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは直ちに法に基づく救助を実施するよう市長に指示するとともに、関係機関に通知し、または報告し、一般に告示する。
3　知事は、災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣に情報提供するものとする。
4　災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことが出来ないときは、市長は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第５　災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

1　法による救助の種類は次のとおりである。
（１）収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
（２）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（３）被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
（４）医療及び助産
（５）災害にかかった者の救出
（６）災害にかかった住宅の応急修理

（７）生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
（８）学用品の給与
（９）埋葬
(10) 死体の捜索及び処理
(11) 災害によって住居またその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、（７）にいう生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」による支給の貸付を実施する。

２　災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行う。ただし、災害の状況により必要があるときは、政令に定めるところにより、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することとなる。

指定避難所の設置、運営、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品等の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市は、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておく。

第６　救助の実施状況の記録及び報告

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県総務部総合防災課に報告する。

第７　災害救助基金の運用

法に基づく応急救助の費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づきに基づき、能代市災害救助基金を積み立てる。

災害救助基金は、預金として運用するほか、災害発生時に緊急に必要とする生活関連物資の事前購入に充てている。

第８　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

「資料編○○　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（P○○）を参照とする。

第37節　罹災証明書の発行

【実施機関：総務部、環境産業部、消防本部】

第１　基本方針

災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、災害対策基本法第90条の２で市町村による罹災証明書の発行が義務化されている。

市は、災害発生後、被災者に対する支援措置を早期に実施するために、遅滞なく罹災証明書を交付する。

第２　発行手続き

１　被害調査の実施

市は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とする時等においては、関係団体等の協力を得て行う。

また、被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、市が下表の１または２のいずれかによって行う。

災害の被害認定基準

	全壊	半　壊	
		大規模半壊	半壊
1　損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 70%未満
2　損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 50%未満

２　被災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、被災者台帳を作成する。

３　罹災証明書の発行事務

市は、被災者の「罹災証明書」発行申請により、上記、被災者台帳で確認し、発行する。

４　区分

消防本部：火災等に関する罹災証明
総務部（調査班・会計班）：家屋の損壊等その他に関する罹災証明
環境産業部（農林水産班）：農林水産業に関する罹災証明
二ツ井地域局（総務企画班）：二ツ井地域内の罹災証明
二ツ井地域局（環境産業班）：二ツ井地域内の農林水産業に関する罹災証明

第３　証明の範囲

１　罹災証明の証明項目

罹災証明書は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

（１）家屋の損壊等に関する証明項目

ア　全壊、半壊、一部損壊
イ　流出、床上浸水、床下浸水
ウ　その他

（２）家屋の火災に関する証明項目

ア　全焼、半焼、部分焼、ぼや
イ　全壊、半壊、一部損壊（爆発による損壊）
ウ　その他

第４　手数料

罹災証明書の証明手数料は、200円とする。

第５　証明書

罹災証明書の書式は「資料編○○　罹災証明書の書式」（P○○）に示す。

第３編　地震災害対策

第１章　地震被害想定

第１節　地震に関する知識

第１　気象庁震度階級関連解説表（平成21年３月）

震度は､地震による揺れの強さを総合的に表す指標で､防災対応の基準として利用されている。「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測されたときに、その周辺でどのような現象や被害が発生するかの目安を示す資料である。

使用に当たっての留意事項

1　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

2　地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなる等、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。

3　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回当たりの時間の長さ）及び継続時間等の違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

4　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものが記述されており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害に止まる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではない。

5　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られた場合や、建物・構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなった場合には変更される。

6　この資料では、被害等の量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞が用いられている。

用　語	意　　味
まれに わずかに 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。					
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。					
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が眼を覚ます。	電灯等のつり下げ物がわずかに揺れる。				
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが眼を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。 一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱の揺れるのがわかる。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁等に亀裂が生じるものがある。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。 山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。 テレビが台から落ちることがある。 タンス等、重い家具が倒れることがある。 変形により、ドアが開かなくなることがある。 一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。 備え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 多くの墓石が倒れる。 自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂が生じるものがある。 耐震性の高い建物でも、壁等に亀裂が生じるものがある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。 開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。 耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。 耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂が生じるものがある。	地割れや山崩れ等が発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。 戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。 耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものが多い。 耐震性の高い建物でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	
7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、跳ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

ライフライン・インフラ等への影響	
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある（※）。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある（※）。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起ることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第２節　活断層

第１　活断層の定義

活断層とは、一般に地質年代の区切りである第四紀（約200万年前から現在まで）において繰り返し活動し、将来も活動することが想定される断層のことをいう。

第２　地震断層

地震により地表に現れた断層を地震断層といい、例えば、野島断層（1995年阪神・淡路大震災）が代表的であり、秋田県では1896年の陸羽地震により地表に現れた千屋断層（旧千畑町）が陸羽地震の活動記録として保存されている。

なお、活断層が地表に現れる地震の規模は、概ねマグニチュード７以上とされている。

第３　活断層の確実度・活動度

活断層の確実度とは、空中写真判読等から活断層の存在を特定するための指標で、確実性の高い順にⅠからⅢまでの３階級に分類される。

また、活断層の活動度とは、活断層における過去の活動程度を分類したもので、千年当たりの変位量（平均変化量）によって、変位量の大きい順にＡ級からＣ級までの３階級で分類され、断層活動による地震の規模は変位量に比例して大きくなる。

しかし、確実度については、活断層を特定するまでの暫定的な分類であり、将来において調査・研究が進むことにより、「活断層であるもの」または「活断層でないもの」に２分類され、活断層の正確な数が把握されることになる。

確実度の分類表

確実度　Ⅰ	活断層であることが確実なもの。 断層の位置、変位の向きがともに明瞭であるもの。
確実度　Ⅱ	活断層であると推定されるもの。 断層の位置、変位の向きも推定できるが、確実度Ⅰと判定できる決定的な資料に欠けるもの。
確実度　Ⅲ	活断層であるが、変位の向きが不明確であったり、他の要因、例えば川や海の侵食による崖、あるいは断層に伴う浸食作用によってリニアメントが形成された疑いが残るもの。

活動度の分類表

活動度　Ａ級	平均変位速度：１m以上10m未満/千年
活動度　Ｂ級	平均変位速度：0.1m以上１m未満/千年
活動度　Ｃ級	平均変位速度：0.01m以上0.1m未満/千年

第４　活断層による地震

活断層は、陸域と海域にあり、海域の活断層でマグニチュード７クラスを超える地震が発生した場合は、津波が発生する。

また、陸域の活断層による地震（内陸直下型地震）は、ほとんどが深さ約20km以浅を震源とするため、比較的規模が小さな地震でも被害が大きくなる場合がある。

第５　市内の活断層

秋田県内には、約43の活断層があるといわれており、これらの活動性については未だ多くが解明されていない。このうち、能代市に分布する主な活断層は、次表のとおりである。

地　域　名	断　　層　　名	確実度	活動度	長さ(km)
能 代 平 野	高 野 野 断 層	Ⅰ	B	1.5
	小 手 萩 断 層	Ⅰ	B	6.0
	北 能 代 断 層	Ⅲ	B	4.2
	能 代 断 層 帯	Ⅰ	A～B	22.0

第３節　積雪期における地震

第１　冬の気候

本県の冬の気候の特徴は、シベリアの寒冷高気圧から吹き出す乾燥した北西風が、温暖な日本海で雪雲を発達させ、これが奥羽山脈にぶつかり内陸地方を中心に大雪を降らせる。

積雪期間は、沿岸では概ね12月中旬から３月中旬頃、また内陸では概ね11月下旬から３月下旬頃までである。

豪雪の到来周期は、統計上11年とも言われているが、秋田県では昭和38年（38豪雪）、昭和49年、昭和59年及び平成18年（平成18年豪雪）に見舞われている。このうち、38豪雪では内陸の山沿いで４ｍを超える記録的な積雪を観測した。

第２　地震災害の記録

積雪期に発生した地震災害の記録は、以下のとおりである。

秋田城の地震（天長地震）	発生年月日	天長７年２月３日（830年）
	震源の位置	北緯39.8度、東経140.1度（秋田市追分西方）
	地震の規模	マグニチュード7.0～7.5（理科年表）
	被害状況	１　人的被害 ･･･ 死者15人、傷者100余人 ２　建物被害 ･･･ 秋田城の城郭・角舎・四天王寺等倒壊
秋田仙北地震（強首地震）	発生年月日	大正３年３月15日（1914年）
	震源の位置	北緯39.5度、東経140.4度（大仙市西仙北大沢郷付近）
	地震の規模	マグニチュード7.1（最大震度６）（理科年表）
	被害状況	１　人的被害 ･･･ 死者94人、傷者324人 ２　建物被害 ･･･ 全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸 ３　火　　災 ･･･ 住家３戸（強首２、淀川１）

第３　積雪・凍結による被害の拡大要因

人的・家屋被害	屋根に多く積雪がある場合、地震動により激しく揺すぶられた家屋は、地震動と積雪荷重が相乗し、全壊または半壊が想定される。 家屋の倒壊または損壊による死者や負傷者の発生が想定される。 さらに、雪崩による道路の寸断や積雪等で救助隊の遅れが想定され、これが凍死者や凍傷者の増加につながる。
火　　災	家屋の倒壊や損壊により、暖房用備蓄燃料タンク本体や給油配管が破損し、灯油等の漏洩や暖房器具の転倒・損傷による火災が多く発生する。 積雪や雪崩による消防車の通行障害、消防施設の被災・凍結等により、迅速な消火活動が困難となり、延焼面積が増加する。
雪崩・孤立地区（集落）の発生	雪崩による道路の寸断や通信回線の途絶により、孤立地区（集落）が発生する。 特に、地震発生時の積雪深、気温、天気、時間帯等の条件と、発生する雪崩の種別（表層雪崩、または全層雪崩）により被害の規模が大きく左右される。

情報収集活動	天候、降雪量、積雪深、並びに二次災害への安全対策等により、被害情報収集活動への支障が想定される。
緊急輸送活動	雪崩や積雪による除排雪作業の遅れ、スリップ事故、地吹雪等による交通障害が発生し、緊急輸送活動への支障が想定される。

第４節　地震・震度観測

日本及びその周辺は、世界でも地震活動の非常に活発な地域として知られている。

平成５年度末に、気象庁は全国約150箇所に高性能の地震計を設置し、「津波地震早期検知網」を構築した。更に近年観測点の追加整備と「検知網」の配置見直しを行い、現在、全国約250箇所の地震観測データをリアルタイムで収集し、24時間体制で地震活動を監視している。

これらの観測データを用いて、地震動警報・予報、津波警報・注意報・予報や地震・津波情報を即時に発表するとともに、観測成果は地震活動の研究に有効に利用されている。

能代市には、気象庁及び秋田県の地震計が、合計５箇所で設置されている。

秋田県内の震度観測点位置及び名称

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」）

第５節　地震・津波等に関する調査研究

国及び県は、地震・津波に関する様々な調査研究を行っており、秋田県域においては、内陸直下型地震（活断層）並びに海溝型地震（秋田県沖）を想定した地震被害想定調査を実施している。

市は、この結果を市の地震防災対策の基礎データとして活用するとともに、必要に応じて都市計画策定等に関する基礎資料としても活用する。

第６節　地震被害想定

第１　基本的な考え方

大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような、実効性のある地域防災計画とするためには、地震が発生した場合、能代市ではどのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で起こるか、また能代市がどのような状況に置かれるのかを想定しておくことが有効である。すなわち、発生の可能性がある地震（想定地震）によって引き起こされる被害を可能な限り具体的かつ定量的に予測することにより、地域防災計画が主たる対象として考える災害の内容（前提条件）を明らかにすることができる。地震の被害は、自然現象に起因するゆえに不確実性を内包しており、想定結果も「確率」であるという認識は必要であるが、この想定結果を踏まえることによって、人員、資機材、財源のより効率的な配置や投入が可能となる。

このような考えのもとに、市では県が実施した秋田県地震被害想定調査報告書（平成25年８月）の中から、市に被害を及ぼすと想定される地震およびその物的･人的被害の想定結果を活用して、地域防災計画の中でもとりわけ緊急の課題とされている地震対策の前提となる条件を求めた。

今後、この調査を踏まえ、市民が安心して生活できるよう、市および防災関係機関の震災対策に活用する。

第２　活用に当たっての留意事項

本調査の結果を活用するに当たっては、以下の点に留意することとしている。

１　将来発生する地震を予測したものではないこと

本調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震度分布、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意する。

２　実際に発生する被害量を予測したものではないこと

本調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであり、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることに留意する。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。また、特定の構造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

３　各想定地震の発生確率は検討していないこと

本調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。地震の発生確率については、国の地震調査研究推進本部が、一部の地震について、次のとおり長期評価を行い公開している。

陸域地震の長期評価

震　源　域	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
1　能代断層帯	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％
2　花輪東断層帯	0.6～１％	１～２％	２～３％
6　北由利断層	２％以下	３％以下	６％以下
8　横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％
10　真昼山地東縁断層帯/北部 (雫石盆地西縁-真昼山地東縁断層帯)	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％

（資料：平成25年８月　秋田県地震被害想定調査　報告書）

海域地震の長期評価

地震名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％	海域Ａ参考
秋田県沖の地震	１％程度以下	３％程度以下	５％程度以下	海域Ｂ参考
佐渡島北方沖の地震	１～２％	３～６％	５～10％	
山形県沖の地震	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％	
新潟県北部沖の地震	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％	海域Ｃ参考

（資料：平成25年８月　秋田県地震被害想定調査　報告書）

４　「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983年、マグニチュード7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震だったことを踏まえて、本調査では連動地震を設定した。

なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。「想定外をつくらない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

今後、国により、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく震源モデルが示された場合は、そのモデルによる浸水想定の実施を検討する。

第３　想定地震

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定している。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定している。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおりである。

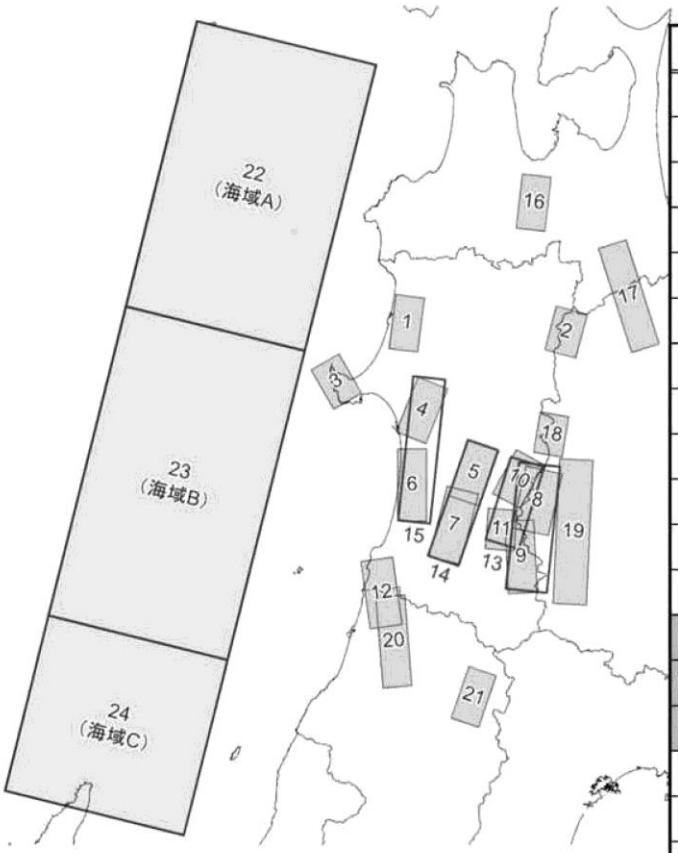

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地　真昼山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震　北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B(佐渡島北方沖,秋田県沖,山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C(新潟県北部沖,山形県沖を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A＋B連動	8.5	県独自
26	海域B＋C連動	8.3	県独自
27	海域A＋B＋C連動	8.7	県独自

連動地震

想定地震の位置と一覧
（資料：平成25年８月　秋田県地震被害想定調査　報告書）

第４　被害想定

県が設定している27の想定地震の中で、本市に大きな被害を与える可能性のある能代断層帯の被害想定結果について以下に示す。

能代断層帯は、マグニチュード7.1を想定し、震源域の分布は能代地域のほぼ全域に及ぶ。

１　震度分布図

能代断層帯による被害想定の震度分布図を次に示す。

能代地域は、ほぼ全域が震度６強以上であり、米代川南側には震度７の分布域が広がっている。二ツ井地域は、南北の山間部の一部を除いて震度５強以上となっている。

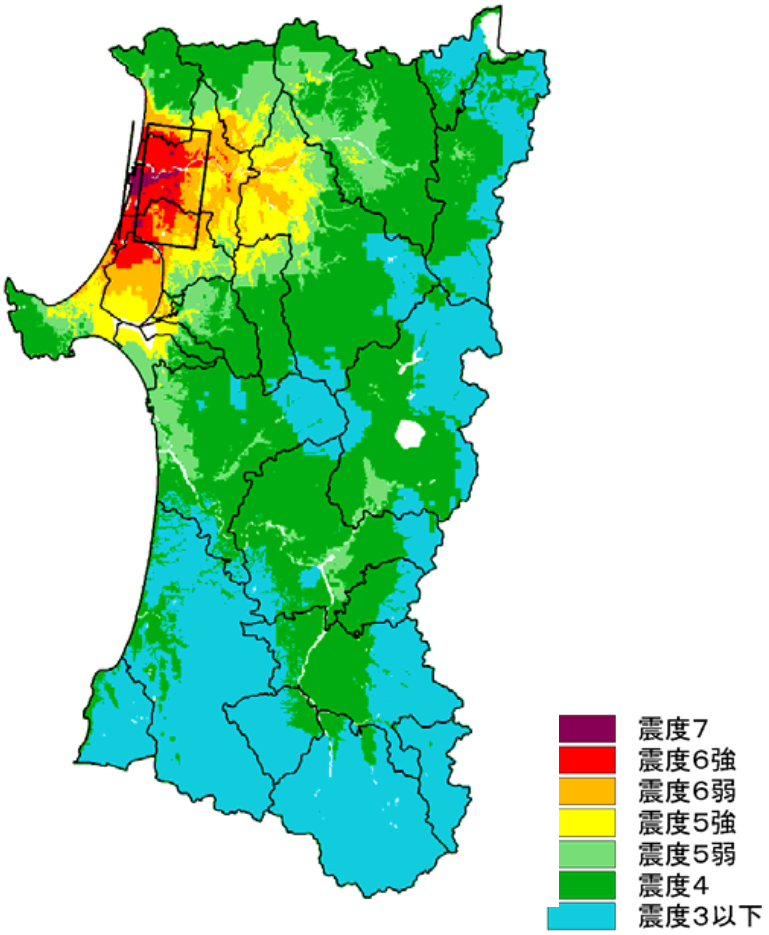

（マグニチュード7.1、最大震度７、詳細法）

能代断層帯による被害想定の震度分布図

（資料：平成25年８月　秋田県地震被害想定調査　報告書）

２　津波浸水域等

津波浸水域等については、「第４編　津波災害対策」を参照とする。

３　液状化の予測

能代断層帯による液状化危険度の予測結果を次に示す。液状化危険度は米代川流域、海岸部等で極めて高い。

（１）能代断層帯（M＝7.1）

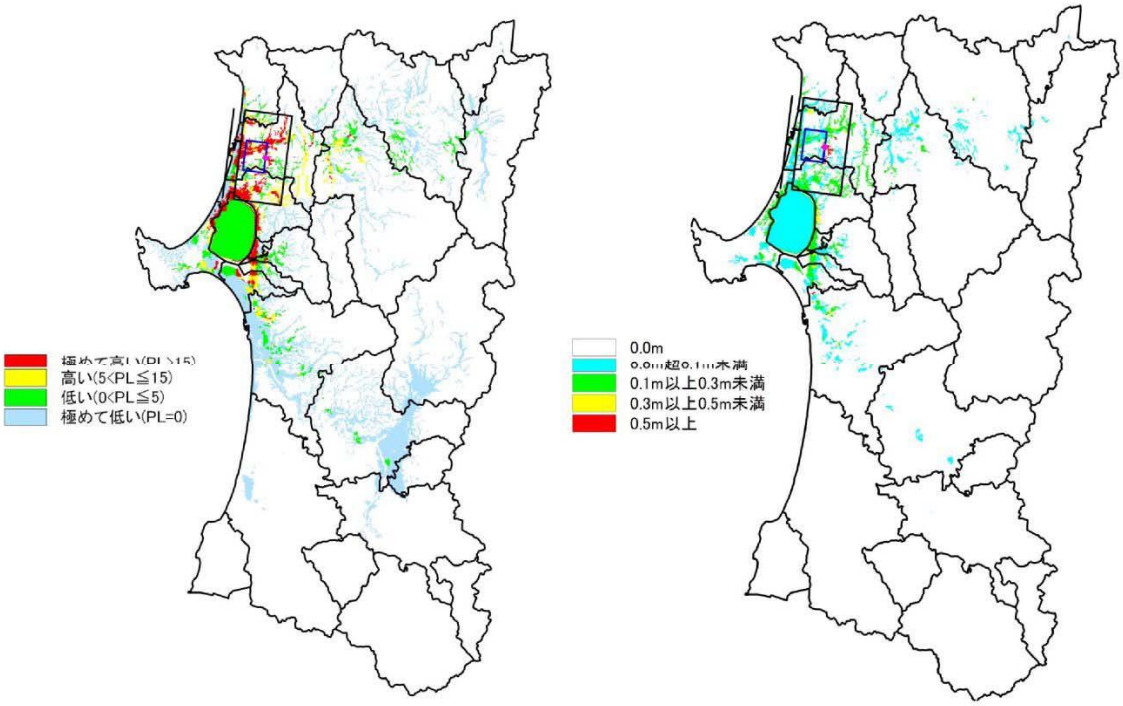

液状化危険度分布図　　液状化による沈下量

（□：断層位置、□：アスペリティの位置、◆：破壊開始点の位置）

能代断層帯の液状化危険度の予測結果

（資料：平成25年８月　秋田県地震被害想定調査　報告書）

４　被害想定結果（能代市）

能代断層帯による能代市の主な被害想定結果は、以下のとおりである。

項目＼想定地震			能代断層帯		
マグニチュード			7.1		
最大震度			7		
発生条件			夏10時	冬２時	冬18時
建物被害	全壊棟数（棟）		11,927	12,798	
	半壊棟数（棟）		11,554	12,525	
	焼失棟数（棟）		32	30	1,744
炎上出火件数			16	15	37
人的被害	死者数（人）		332	768	575
	負傷者数（人）		2,310	3,412	2,766
		うち重傷者数	557	885	697
細街路被害	延長912,959m		180,577	194,208	
ライフライン被害	上水道	被害箇所	1,668		
		断水人口（人）	39,652		
	下水道	被害延長（m）	18,118		
		機能支障人口（人）	4,237		
	都市ガス	機能支障人口（人）	9,651		
	ＬＰガス	機能支障人口（人）	8,332		
	電力	停電世帯数（世帯）	20,761	21,024	21,024
	通信	不通回線数（本）	2,225	2,373	4,087
孤立集落数			2	23	
避難者数	１日後		20,077	24,301	25,494
	４日後		21,724	25,509	26,563
	１ヶ月後		14,635	20,308	21,957
震災廃棄物（トン）			1,883,387	1,994,432	2,048,216
食料	食料需要量（食分）		78,206	91,833	95,628
	粉ミルク（ｇ）		42,062	49,391	51,432
飲料水需要量（トン）			119		
応急仮設住宅数			5,050	5,930	6,175
必要仮設トイレ数			397	454	470

（資料：平成25年８月　秋田県地震被害想定調査　報告書より抜粋）

５　調査結果から分かる被害の特徴

（１）人的被害のほとんどが、建物の倒壊によるものである。

人的被害（死者及び負傷者）の原因を見ると、建物の倒壊が約９割を占める。

本市は、現在の耐震基準が導入された時期（昭和56年）より前に建てられた建物が過半数であり、被害拡大の要因となっている。

（２）冬期の被害が最大になる。

冬は、夏に比べて、積雪により建物倒壊数が増加する。

深夜は、日中に比べて、避難に時間がかかるほか、在宅率が高いため、建物倒壊等によ

る人的被害が増加する。

また、孤立集落数も冬期に増加する。

（３）ライフラインの復旧までに数週間を要する場合がある。

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被災した場合は、被害の大きさによって、復旧までに数日から数週間を要する。特に、冬の場合には作業効率が下がり、復旧期間が長期化する。

（４）多数の避難者が発生する。

建物被害によるほか、断水の長期化により、２万人以上の避難者が発生する。

第２章　災害予防計画

第１節　計画的な地震防災対策の推進

【実施機関：総務部、消防本部】

第１　基本方針

平成24年度から２か年にわたり県が実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び県民生活への影響が明らかになった。

この調査結果を踏まえ、県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード、ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。

このため、県は、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号。以下、「法」という。）に基づく「地震減災行動計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、計画的な地震防災対策を推進するものとしている。

市は、これらの計画に則り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。

第２　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

１　五箇年計画の対象地区

過去の被害地震の分布状況及び活断層の分布状況等、本市の地震災害環境を勘案し、法第２条第１項に規定する地区は本市を含む県全域となっている。

２　五箇年計画の修正

五箇年計画の期間中において地震防災上の事由により計画を修正する必要が生じたときは、県は国その他の関係機関と調整し、法第２条第４項の規定による五箇年計画の変更を行うことになっている。

３　第４次五箇年計画の対象施設等

第４次五箇年計画に定める平成23年度から平成27年度までの期間において、市域に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等は、法第３条第１項各号に掲げる次の施設等である。

（１）避難地（第１号）

市は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を県と調整を図りながら、以下の事業により推進する。

事　業　の　概　要	実施予定年度
都市公園事業	平成27年度

（２）消防用施設（第３号）

市は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備を、県と調整を図りながら、以下の事業により推進する。

事　業　の　概　要	実施予定年度
消防防災施設整備費補助事業（耐震性貯水槽）	平成24～27年度
施設整備事業（市）（消防ポンプ自動車）	平成23～26年度
施設整備事業（市）（小型動力ポンプ）	平成23～27年度
施設整備事業（市）（消防団拠点施設）	平成23～27年度
過疎対策事業（市）（小型動力ポンプ積載車）	平成23～27年度

（３）防災行政無線（第15号）

市は、地震災害時における情報の収集・伝達手段として、防災行政無線の整備を推進する。

事　業　の　概　要	実施予定年度
施設整備事業（市）	平成23～27年度

（４）水・自家発電設備等（第16号）

市は、地震災害時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。

事　業　の　概　要	実施予定年度
簡易水道再編推進事業（配水地）	平成23～27年度

第２節　防災知識の普及啓発

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、市及び防災関係機関の職員が災害や防災、災害応急対策活動に関する正しい知識を習得することはもちろん、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震災害についての正しい知識をもち、地震災害発生時に沈着に行動できる力を日頃から身に付けることが最も必要なことである。

このため、市及び防災関係機関は、災害対策活動に備え、職員の意識啓発を積極的に行うとともに、平常時から防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとする。

なお、市民への防災啓発に当たっては、男女共同参画の視点を盛り込むとともに、高齢者、障がい者、外国人等、要配慮者への広報に十分配慮する。

第２　市及び防災関係機関の職員に対する防災教育

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第２（P35）に準ずる。

第３　学術機関との連携

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第３（P36）に準ずる。

第４　市民に対する防災知識の普及

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第４（P36）に準ずる。

第５　学校等における防災教育

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第５（P38）に準ずる。

第６　防災上重要な施設の管理者等の教育

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第６（P39）に準ずる。

第７　企業における防災教育・役割

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第７（P39）に準ずる。

第８　地域コミュニティーにおける防災教育の普及推進

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第８（P40）に準ずる。

第９　防災に関する意識調査

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第９（P40）に準ずる。

第３節　自主防災組織等の育成

【実施機関：総務部、消防本部】

第１　基本方針

住民は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、平常時より災害に対する備えを心がけておく必要がある。特に、大規模災害が発生した場合、被害が広域にわたり、市及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。大きな被害の発生した阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、地震発生直後、消防や警察等の公助による救助活動が被災地に入る前に、自主防災組織や市民の協力によって多くの人が救助されている事例が報告されている。

このため、発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、各地域で自発的に救助活動や消防活動を行う等、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等の強化を図り、地域の防災活動を推進する。

なお、女性、高齢者、障がい者等の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性等多様な主体の参画を促進するよう努める。

第２　地域住民等の自主防災組織

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第２節　第２（P41）に準ずる。

第３　事業所の自衛消防組織等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第２節　第３（P42）に準ずる。

第４　消防職団員、ＯＢとの連携

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第２節　第４（P42）に準ずる。

第５　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第２節　第５（P42）に準ずる。

第４節　防災訓練

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　計画の方針

地震発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるためには、市及び防災関係機関並びに市民等それぞれが、災害発生時に取るべき行動を想定した実践的な訓練を、計画的に実施することが重要である。

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、さらに地域防災計画の検証等、副次的な効果がある。

そのため、市及び防災関係機関は、自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び市民と、相互に緊密な連携のもと、冬期の災害や複合災害等の様々な災害条件を考慮した実践的な訓練を実施し、訓練実施後には、訓練内容を評価・検証して課題等を整理し、必要に応じて災害活動体制の見直しを図る。

なお、訓練の実施に当たっては、女性や要配慮者等多様な主体の視点を取り入れるとともに、十分な配慮を行う。また、訓練において、特定の活動（例えば、指定避難所における食事作り等）が片方の性に偏る等、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

第２　現況

市及び防災関係機関は、市地域防災計画及びそれぞれの防災業務計画等に基づいて各種訓練を実施しており、これにより、地震災害応急対策に必要な実践的能力の向上はもとより、市民に対する防災思想の普及啓発を図っている。

第３　訓練種別

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第３節　第３（P44）に準ずる。

第４　訓練項目

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第３節　第４（P44）に準ずる。

第５　総合防災訓練の実施方針

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第３節　第５（P45）に準ずる。

第６　防災関係機関等の訓練の実施

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第３節　第６（P46）に準ずる。

第５節　情報連絡体制の整備

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

地震災害発生時における迅速・的確な情報の収集・分析及び伝達・指示は、市及び防災関係機関における迅速な初動態勢の確立や、迅速かつ適切な応急対策を実施するうえで極めて重要である。

そのため、市は、防災関係機関との情報収集・伝達ルートを確立し、情報収集伝達体制の整備に努める。また、迅速かつ円滑な災害情報収集・伝達活動を実施するために、市及び防災関係機関は、それぞれの機関が提供または伝達できる情報について、訓練等を通じて実態を把握するとともに、態勢の強化を図る。

第２　緊急地震速報の種類と発表基準

１　緊急地震速報の発表

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード：M）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し、地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

２　緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁における発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

区　　分	名　　称	発表内容
地震動警報	緊急地震速報（警報） または緊急地震速報	最大震度５弱以上の揺れが推定された時に、震度４以上が予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度３以上またはM3.5以上等と推定された時に発表する。

３　緊急地震速報及び震度速報で用いる地域の名称

秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部

４　一般向け緊急地震速報の発表条件・内容

（１）緊急地震速報を発表する条件

ア　地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上と予想された場合

（２）緊急地震速報の内容

イ　地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

ウ　強い揺れ（震度５弱以上）が推定される地域名及び震度４が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な推定震度と猶予時間は発表しない。

第３　現況

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第４節　第２（P47）に準ずる。

第４　情報収集伝達体制の整備

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第４節　第３（P47）に準ずる。

第５　情報の共有化

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第４節　第４（P48）に準ずる。

第６　非常用電源の確保

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第４節　第５（P48）に準ずる。

第７　非常通信ルートの活用

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第４節　第６（P49）に準ずる。

第６節　安全避難の環境整備

【実施機関：総務部、市民福祉部、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

地震が発生し、建物の倒壊や地震火災等の二次災害から市民の安全を確保するとともに、被災直後の市民の生活を確保するために、避難の実施は必要不可欠である。また、被災者の避難生活に十分配慮することは、被災者の心身の健康を確保するうえで非常に重要となる。

そのため、市は、地震災害が発生、または発生するおそれがある場合において、市民が安全に避難できるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所を確保し、安全避難の環境整備に努める。特に、避難行動要支援者に対する避難支援及び指定避難所への入所・同所での支援に当たっては、家族・介護者及び福祉・医療機関との緊密な連携体制の整備に努める。避難生活においては、避難者のプライバシーを尊重し、女性、乳幼児、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して特に配慮するための施設・設備の整備や、避難所運営に関する体制の整備に努める。

また、大規模な災害が発生した場合は、電車やバス等の公共交通機関の運行停止や道路の寸断等により、帰宅困難者が発生することが予想される。

そのため、市は、県及び公共交通機関と連携し、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保等、帰宅困難者の支援に努める。

【用語の定義】

○要配慮者：高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）や、日本語の災害情報を理解しにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とするもの

○避難行動要支援者：災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの

○指定緊急避難場所：災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定したもの

○指定避難所：災害の危険性があり、避難した市民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定したもの

○避難行動：数分から数時間後に起こるかもしれない災害から身を守るために行う「命を守るための行動」で、以下のすべての行動

① 指定緊急避難場所への移動
② （自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
③ 近隣の高い建物等への移動
④ 建物内の安全な場所での待機

なお、指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」という。

第２　避難行動

１　指定緊急避難場所の指定

市は、地震災害発生後の指定緊急避難場所として、小・中・高等学校のグラウンド、公園、緑地、広場その他の公共空地を指定する。ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても指定緊急避難場所として指定・開設することができるものとする。

なお、指定緊急避難場所の政令による基準は、以下のとおりとなっている（災害対策基本法施行令第20条の３）。

（１）発災時に居住者等に開放される管理体制を有していることなどの管理上の基準
（２）洪水や崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、津波、大規模な火事等の異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない土地の区域（「安全区域」）内に立地するものであることなどの立地上の基準
（３）異常な現象等の安全区域外に立地する施設などについては、当該異常な現象等に対して安全な構造であることのほか、洪水や高潮、津波等に係る施設の場合は、その想定される水位よりも上に居住者等の受入用部分等があることなどの構造上の基準
（４）地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること
ア　当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること
イ　当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと

指定緊急避難場所は、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。公共施設が災害の状況により指定緊急避難場所として開設できない場合も想定されるため、民間施設を指定緊急避難場所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。

指定緊急避難場所として指定している公園・緑地等については、防災機能を強化するとともに、避難困難地域をなくすよう、公園・緑地やオープンスペースの確保を図る。

２　避難路の指定

市は、地震災害に関する避難路は指定せず、次の点に注意し、安全な避難経路を避難者各自が任意に選ぶ避難方法とする。その場合、避難者に対しては、地震等で被災している道路状況の迅速な伝達に努める。ただし、避難誘導が行われる場合は、避難者は、これに従うものとする。

（１）主要道路、鉄道、河川等を横断しない。
（２）高圧ガスや危険物施設のある道路は避け、高層建築物からの落下物、ブロック塀等の倒壊に留意する。

３　指定避難所の指定

（１）指定避難所の政令による基準は、以下の全てを満たすこととなっている（災害対策基本法施行令第20条の６）。
ア　被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること

イ　速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること
ウ　想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること
エ　車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること

なお、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所等については、上記の他に、以下のア～ウが必要となる。

ア　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること
イ　災害時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること
ウ　災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

（２）指定避難所は、避難が長期にわたることも想定して（１）の基準を満たす学校施設、公民館等を選定するものとする。さらに、民間施設を避難所として活用できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結する等の体制を整備する。なお、指定避難所に指定した学校施設については､避難所として利用する際に教育活動の場としての配慮を行う。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会や地域住民等と調整を図る。

（３）集落が点在し、指定避難所までの距離がやや遠くなる地域については、集落ごとに集会所､公民館､寺院等を一時避難場所として活用し､これを経由して指定避難所へ避難する。

（４）指定避難所の運営に必要な設備や資機材の整備を図る。

（５）なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるとされている（災害対策基本法施行令第49条の８）

４　学校施設における「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の関係

文部科学省では、平成23年７月に公表した「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校施設の津波対策として、各地域の状況に応じた対策例を示している。災害対策基本法の改正による「緊急避難場所」と「避難所」の考え方をこれらの対策例に当てはめてみると、概ね次のように考えることができる。

市及び校長等学校施設管理者は、学校施設を指定緊急避難場所または指定避難所とする場合は、学校施設のどの部分を指定対象とするかを明確にしたうえで指定し、市民等に対して周知を図るものとする。

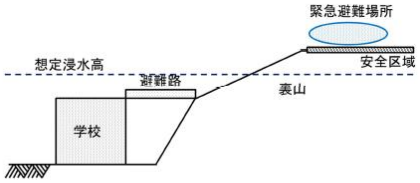

◇裏山の高台に避難することを想定した学校の場合
　裏山の高台は緊急避難場所となり得る。

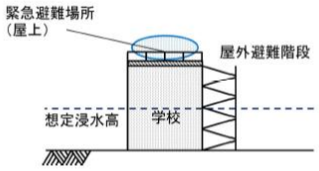

◇周辺に避難できる高台がなく校舎の屋上等に避難することを想定した場合
　屋上は緊急避難場所となり得る。

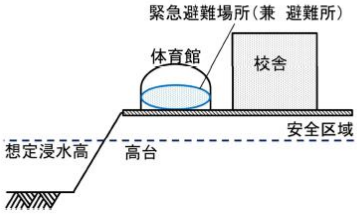

◇高台に学校施設が立地している場合
　学校施設は緊急避難場所 兼 避難所となり得る。

５　指定避難所の耐震化

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、指定避難所に指定されている施設等については耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐震度調査による改築に努める。

６　指定避難所等の備蓄物資及び設備の整備

（１）備蓄物資及び設備の整備

市は、指定避難所等に必要な次の設備等をあらかじめ整備し、または必要な時、直ちに配備できるよう準備に努める。

ア　食料、生活必需品
イ　非常用電源の配置とその燃料
ウ　医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等
エ　毛布、暖房器具、暖房施設等
オ　災害情報入手機器（被災者用テレビ、ラジオ等）
カ　空調、洋式トイレ等要配慮者に配慮した設備
キ　プライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮した環境

（２）避難の長期化に対応した施設の整備（給水体制と資機材の整備）

ア　市民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。
イ　仮設トイレ及び入浴施設等、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
ウ　給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。
エ　十分な備蓄スペースや通信設備等の整備を推進する。

７　指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、指定緊急避難場所を記載した各種ハザードマップ等の公表・配布、指定避難所の看板の設置等により、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難方法等について、市民への周知徹底を図る。

８　避難情報の判断基準

市長は、発生した地震災害の規模、または発生が予測される災害を前提に、迅速で安全な市民の避難または避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知する。

なお、避難には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があるが、土砂災害・高潮災害・津波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置（「屋内安全確保」）をとるものとする。

（１）避難準備情報

「避難準備情報」は、避難勧告または避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難及び避難誘導させるために通知する。

（２）避難勧告

「避難勧告」は、地震災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域または被災するおそれがある区域の市民や観光客等に対し、指定緊急避難場所または指定避難所（公共施設等）へ避難を促すために通知する。

（３）避難指示

「避難指示」は、被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化したとき、または危険が切迫しているときに「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知する。

（４）屋内での退避等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待避等を指示する。

（５）避難解除

避難の必要がなくなったとき、市長は避難の解除を通知する。

９　避難指示・勧告マニュアルの周知

市は、地域防災計画を補完するものとして、避難情報を発令するための判断基準を定めた避難指示・勧告マニュアルを作成しており、その周知徹底に努める。

10　市民の避難行動の認識の徹底

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、市民に対し、避難行動に関する基本的な対応等の周知・徹底を図る。

市民は、平常時から自分自身で、災害種別毎の避難先や避難路等について、十分に確認を行うものとする。

「各人の避難行動に関する基本的な対応等」については、資料編○○（P○○）に示す。

11　避難行動要支援者対策

地震発生時における避難行動要支援者の避難については、安全かつ的確な対応が不可欠で

あり、市は、避難行動要支援者の状態に応じた避難誘導、災害情報の伝達等における支援体制の整備を図る。

（１）要配慮者の自助の取組み

避難行動要支援者についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の避難行動要支援者との関わりを積極的に持っておく必要があるため、市は、広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めるほか、老人クラブ活動等の円滑な実施に配慮する。

（２）避難に関する準備

市は、避難行動要支援者に対し、避難時や指定避難所において援助が必要な事項（特に内部障がい者や難病患者は治療や薬剤に関すること）について記載した連絡カードの作成、非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備等についての啓発を行う。

また、自らの避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）及び避難経路の状況を把握できるよう、避難行動要支援者及び避難支援者の防災訓練への積極的な参加を促進する。

（３）高齢者福祉施設優先の指定避難所の指定

市は、水害時に、より迅速かつ安全に高齢者福祉施設の利用者が避難できるように、高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイ、グループホーム等）優先の指定避難所を、以下のとおり指定している。

高齢者福祉施設優先の指定避難所

対象地区	指定避難所名称
能代地域（米代川右岸）	東雲中学校
能代地域（米代川左岸）	勤労青少年ホーム（及び文化会館）
二ツ井地域	二ツ井高等学校

（４）避難誘導

市及び防災関係機関は、避難行動要支援者の状態に基づき、災害時における家族及び地域の役割について啓発する。

民生委員、自治会・町内会、自主防災組織等は、平常時から避難行動要支援者が避難の際に必要とする支援、留意事項を聞き取る等、避難誘導体制の確立に努めるものとする。寝たきり等により家族が移動させることが困難な避難行動要支援者の避難については、自治会・町内会、自主防災組織、福祉関係機関等による支援体制の確立に努めるものとする。

（５）災害情報の伝達

市は、災害発生時において、防災行政無線、緊急速報メール及び災害情報メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等のあらゆる手段を活用し、避難行動要支援者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、自治会長、町内会長等は、避難行動要支援者情報を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努めるものとする。

第３　帰宅困難者支援

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第５節　第３（P55）に準ずる。

第４　避難生活等

１　要配慮者対策

（１）避難所生活に関する環境の整備

市は、指定避難所の開設・運営に当たり、民生委員、福祉関係者、自主防災組織等と連携し協力を得ながら、要配慮者に配慮した適切な対応を行うため、次の環境整備に努める。

ア　指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料について、あらかじめ備蓄しておくよう努める。

イ　一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、高齢者福祉施設用の指定避難所のほか、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

ウ　避難準備情報により早めに避難する避難行動要支援者を受け入れられるよう、体制整備に努める。

エ　震災時には、避難施設において避難生活を共にする避難者同士の相互扶助の体制づくりに努める。

オ　指定避難所における避難者への情報伝達に当たり、視聴覚等に障がいがあるものに対する十分な配慮を行うことができるよう、掲示板の配備等、その設備の整備に努める。

カ　指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等については、高齢者福祉施設用の指定避難所や、公営住宅及び社会福祉施設等への一時的な収容、移送等を行う必要があるため、搬送体制の整備に努める。

（２）介護保険事業者及び社会福祉施設等における体制の整備

介護保険事業者及び社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、以下のとおり体制の整備に努める。

ア　市及び防災関係機関等と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、自治会・町内会、自主防災組織等地域住民との協調体制の確立に努める。

イ　施設・設備の耐震性の確保を図るとともに、市、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ　生活必需物資及び常備薬等の確保に留意するものとする。

エ　施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるため、防災教育の実施、施設の周辺環境や建築構造及び入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

２　指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

また、市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、必要な情報が確実に伝達できるよう体制の整備を図る。

３　避難者の健康管理

市は、避難者または在宅避難者等の健康状態を確認・把握するため、保健師による、指定避難所等の巡回健康相談等を実施する。

４　女性の視点から捉えた避難者対策

女性は、災害時に被害を受けやすい、不便な生活環境のもとでの家事や育児等の家庭的責任に対する負担が女性に集中する、支援する側に女性の担当者が少ないこと等の問題が明らかになっており、女性に配慮した支援が必要である。そのため、避難所生活が長期になる場合の女性の避難者対策として下記の対策を実施する。

（１）指定避難所への女性職員（相談員）を配置し、相談窓口を設置する。
（２）指定避難所内に授乳室や更衣室の設置、女性専用の物干し場の設置、男女別トイレの配置等、女性のプライバシーに配慮した専用スペースを確保する。
（３）生理用品や女性用下着等については女性による配布を行う。
（４）巡回警備や防犯ブザーの配布等により、指定避難所における安全性を確保する。
（５）女性消防団員の拡充に努め、女性避難者への支援を行う。

５　避難所運営マニュアルの周知

市は、避難所運営における地域防災計画を補完するものとして避難所運営マニュアルを作成しており、これを各指定避難所に備え付ける等、周知徹底に努める。

６　指定避難所における飼養動物対策

市は、災害発生時の飼い主による飼養動物との同行避難や指定避難所での飼養について、飼い主の責務であり、平常時より準備に努めるよう、その啓発に努める。

７　広域一時滞在のための体制整備

市は、大規模地震発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、遠方の市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、広域一時滞在に際し、被災者の所在地等の情報について、市と避難先の市町村で共有する仕組みを構築するよう努める。

第５　関係機関の実施範囲

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第５節　第５（P57）に準ずる。

第６　応急仮設住宅・公営住宅供給計画

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第５節　第６（P58）に準ずる。

第７節　防災拠点等の整備

【実施機関：総務部、二ツ井地域局】

第１　基本方針

地震災害発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、防災拠点や救援物資の集積拠点、備蓄倉庫等、地域の防災拠点となる施設等の整備が重要である。

そのため、市は、「道の駅ふたつい」を広域避難地（広域応援隊の進入拠点）として位置づけるとともに、地域の防災拠点となる施設等の耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。

第２　防災拠点代替施設の指定

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第６節　第２（P59）に準ずる。

第３　県による広域防災拠点の指定等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第６節　第３（P59）に準ずる。

第４　地域防災拠点等の整備

市は、地域における災害環境を把握のうえ、防災上重要な施設について、計画的な耐震診断、防災点検等を実施し、その結果をもとに防災上必要な補修、改修その他の必要な対策を講ずる。

１　地域防災拠点施設の整備

市は、地域防災拠点施設として、市役所本庁舎及び二ツ井町庁舎を指定する。

市役所本庁舎は、免震構造の新庁舎の建設が予定されており、水害対策として、発電設備や電算室、市災害対策本部等の重要緒室は３階以上に配置するように計画している。

二ツ井町庁舎は、二ツ井地区における災害応急・復旧対策を講ずるための市の現場活動拠点となることから、計画的な耐震診断、防災点検等をもとに地震防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、震災時の情報の収集・提供のための通信・広報機能、設備等の積極的な整備に努める。

また、現在、施設の移転を検討している「道の駅ふたつい」について地域防災拠点施設として整備することとし、非常用発電設備、防災倉庫等の設置を検討する。

２　備蓄倉庫の整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第６節　第４　２（P60）に準ずる。

３　ベースキャンプの整備等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第６節　第４　３（P60）に準ずる。

４　二次物資集積拠点の整備等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第６節　第４　４（P60）に準ずる。

第８節　備蓄体制の整備

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部】

第１　基本方針

災害が発生した直後の市民の生活を維持するため、市及び防災関係機関、市民や自主防災組織、事業所等は、食料や生活必需品等の必要な物資を備蓄する必要がある。

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資を備蓄するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して必要な物資等を円滑に供給できるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

第２　現況

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第７節　第２（P62）に準ずる。

第３　計画の前提とする想定地震

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第７節　第３（P62）に準ずる。

第４　備蓄に関する役割分担

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第７節　第４（P62）に準ずる。

第５　県と市町村との共同備蓄品目と備蓄目標

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第７節　第５（P63）に準ずる。

第６　市民・事業所等の備蓄に関する意識啓発

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第７節　第６（P64）に準ずる。

第７　流通備蓄による調達体制の整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第７節　第７（P64）に準ずる。

第８　水道水の給水体制の整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第７節　第８（P64）に準ずる。

第９　備蓄倉庫の整備等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第７節　第９（P64）に準ずる。

第10　緊急調達体制の整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第７節　第10（P64）に準ずる。

第９節　通信施設の整備

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要である。

市及び防災関係機関は、災害から通信施設を防護するために、保有する施設の改善と保守体制の強化に努めるとともに、防災関係機関相互の通信確保を図る。

第２　通信施設

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うため、様々な情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

１　現況

市において災害時に情報収集、または情報連絡に使用する通信施設の現況は、次のとおりである。

（１）能代市防災行政無線施設

防災行政無線（固定系）
親　　局：能代市役所 子　　局：能代地域 113局・二ツ井地域 50局 中　継　局：七折山 簡易中継局：能代市文化会館 遠隔制御局：３局 二ツ井町庁舎 能代山本広域市町村圏組合消防本部 二ツ井消防署

※防災行政無線（固定系）については、平成26年度に能代地区と二ツ井地区の統合及び市内全域への設置が終了する。

（２）秋田県総合防災情報システム

県（災害対策本部室）を統制局に、市本庁舎、山本地域振興局、能代港湾事務所、消防本部等を光ファイバー通信で接続し、バックアップ回線として衛星携帯電話を使用する防災情報システムである。

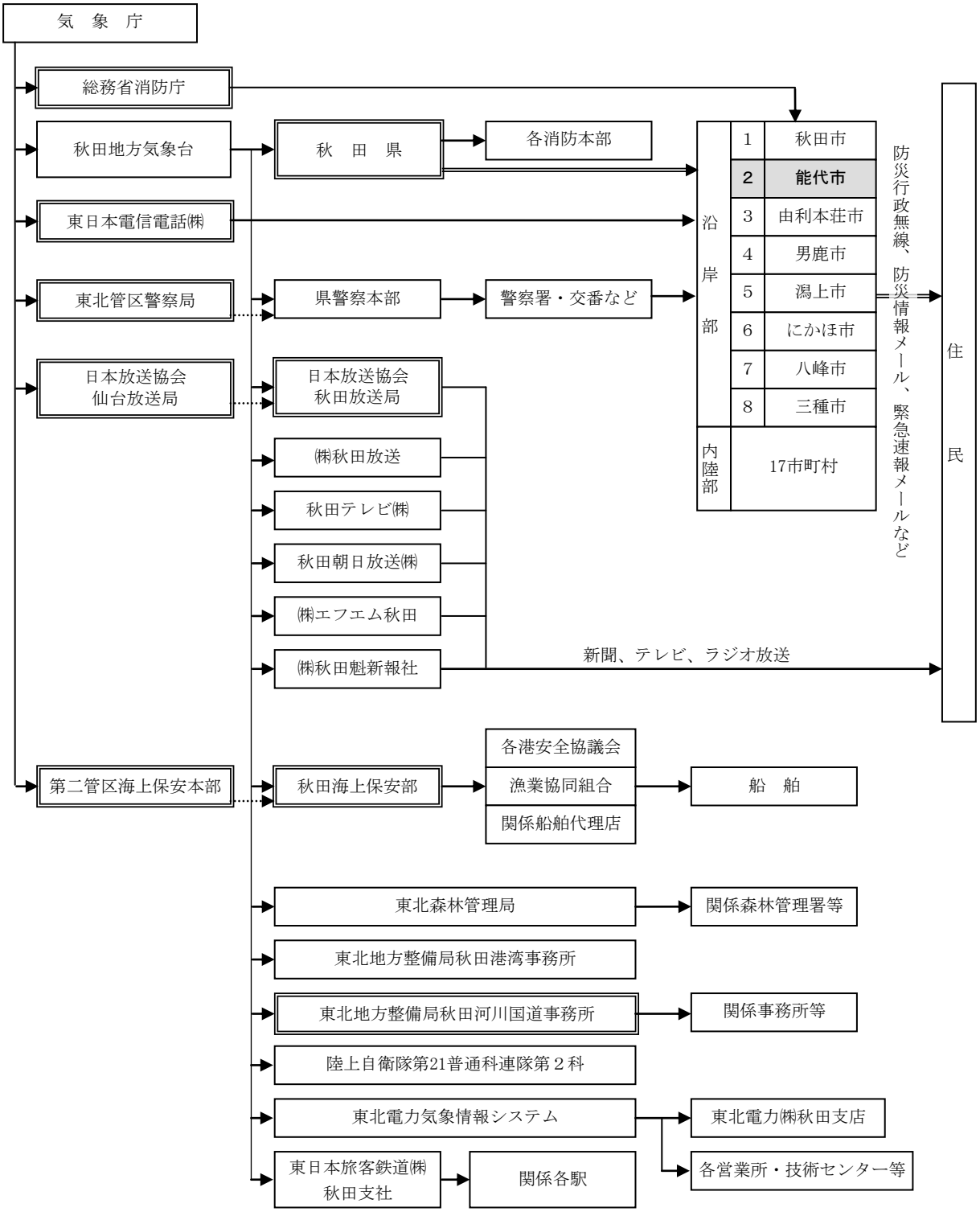

（注）二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先機関
（注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

地震・津波情報、津波予報の伝達系統図

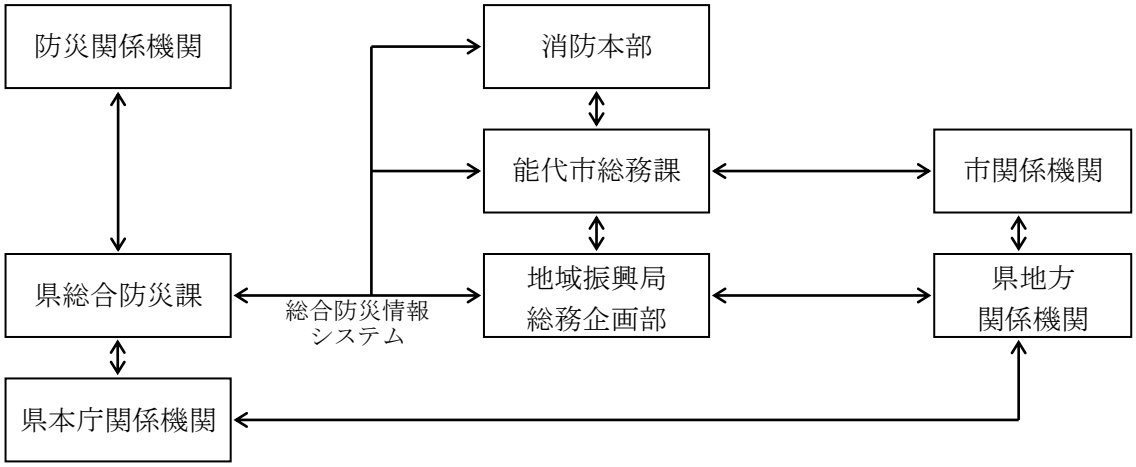

災害に関する情報の連絡系統図

（３）情報集約配信システム

市と県情報企画課をＬＧ－ＷＡＮ回線（総合行政ネットワーク：地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク）で接続し、情報の集約と共有を図るシステムである。情報集約配信システムに入力した災害情報は、県内市町村及び県庁各機関の間で共有できるほか、テレビ・ラジオ・新聞、携帯電話事業者、インターネットポータルサイト、ツイッター・フェイスブック等への配信を行なうことができる。

（４）消防・救急無線施設

無線設備については、消防本部及び消防署・出張所並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は移動局をもって構成し、各種災害に迅速に対処できる体制が整備されている。

２　対策

市は、以下のとおり、災害時の情報伝達に必要な通信施設の整備に努める。

（１）防災行政無線の整備

ア　災害時における各種情報の伝達及び被害状況の把握を確実に行えるよう常に点検を行い、機能の維持に努める。

イ　防災行政無線テレホンサービスや防災情報メール等の普及を図る。

（２）秋田県総合防災情報システム及び情報集約配信システムの活用

平常時から、当該システムを使用することにより、災害時に的確に使用できるよう努める。

（３）消防無線の整備

消防無線には周波数別に、市町村波、救急波、県内共通波、防災波、全国共通波がある。

（※　平成28年６月より下記名称に変更する。
市町村波、救急波⇒活動波　　県内共通波⇒主運用波　　全国共通波⇒統制波）

（４）災害時優先電話等

平常時から関係機関との円滑な調整に努め、特に災害時の優先電話の指定をＮＴＴに要請し、災害時の通信を確保する。

（５）情報通信設備の耐震化

情報通信設備の耐震化対策を十分に行い、災害時の機能確保に留意するものとする。

ア　バックアップ化

通信の中枢機器や幹線が被災した場合でも通信が確保できるよう、通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努める。

イ　非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

ウ　耐震性、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すよう努める。

（６）通信機器の使用訓練の実施

災害時に迅速かつ的確に通信機器を使用するため、定期的に使用訓練を実施する。

第３　警察無線施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第８節　第３（P68）に準ずる。

第４　その他の通信施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第８節　第４（P69）に準ずる。

第10節　河川施設、ため池施設の地震対策

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部】

第１　基本方針

地震の発生によって、河川、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合、市民の生命、身体、財産等に大きな被害をもたらすことが予想される。

そのため、市は、能代市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備促進を図る。また、ホームページによる情報提供等を行い、円滑・迅速な避難の確保に努める。

第２　河川施設

１　現況

本市には、一級河川の米代川が市域のほぼ中央部を東西に流れており、支流として阿仁川、藤琴川、比井野川、内川、種梅川、天内川、常盤川、久喜沢川、桧山川、悪土川があるほか、二級河川の竹生川、準用河川として桧山川運河がある。

河川施設の地震による被害としては、河川堤防の亀裂、沈下、法面崩壊及び護岸、水門、橋梁等のコンクリート構造物の亀裂、沈下が予想され、特に増水時等に地震が発生した場合には、堤防が決壊するおそれがある。

２　対策

（１）現在改修実施中の河川については早期完成を図るとともに、重要度の高い河川については、耐震性を考慮した河川施設の整備に努める。また、国や県の管理河川については、関係機関に要望し、その早期実現を期する。

（２）河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため、河川巡視員によるパトロール等を実施し、安全管理に努める。

（３）水防倉庫の整備を図り、必要な資器材を備蓄する。

第３　ため池施設

１　現況

農業用ため池は、そのほとんどが築造された年代が古く、年々老朽化の傾向にあり、また、最近の農村は高齢化が進み、更には兼業農家が増加して管理体制が弱体化し、危険となったものもある。地震により、これらのため池が決壊した場合は、大きな被害をもたらすおそれもある。

２　対策

（１）農業用ため池施設の管理者は、老朽化したため池については、県営または団体営による「ため池等整備事業」を実施して、補強改修に努める。

（２）県及び市は、地震時のため池の決壊を想定したため池ハザードマップを作成するとともに、ため池施設管理者等の関係機関相互における情報伝達体制の構築に努める。また、市は防災行政無線等の情報連絡システムの整備に努める。

（３）農業用ため池施設の管理者は、随時、施設の安全点検を行い、さらには出水期に備えた

管理施設の点検整備を行うものとする。

第11節　火災の防止

【実施機関：総務部、都市整備部、消防本部】

第１　基本方針

関東大震災の死亡者の９割弱が火災を原因とするものであり、大規模地震が発生した場合、現在でも市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。

このため、市及び消防機関等は、地震火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、消防力の強化及び充実に努めるとともに、防火思想の普及及び予防査察の実施等、必要な予防対策を推進する。

第２　出火防止と初期消火

１　現況

市及び消防機関は、県と一体となって、消防力の充実強化と火災予防組合等の組織化及び市民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

特に、耐震安全装置付火気使用設備器具、住宅用火災警報器等の普及と消火器、消火用バケツの備付け、水の汲み置き等について指導に努めている。

２　対策

消防機関は、市及び県と連携して、次の対策を推進する。

（１）消防力の強化

消防職員及び団員の充足を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、消防施設及び資器材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ及び消火器等の整備に努める。

（２）燃焼器具等の管理指導

地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理と適正な使用方法について、指導に努める。

（３）防火思想の普及

防災関係機関、関係団体と協力して、市民に対する防火思想の普及徹底を図る。

（４）出火防止及び初期消火の周知徹底

市民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図るとともに、各家庭に消火器、消火用バケツの備え付けと初期消火技術の向上について指導に努める。

（５）火災予防条例等の普及徹底

市民に対し、火災予防条例等火災予防に関する規則の普及の徹底や、住宅用火災警報器の設置促進を図る。

第３　火災延焼拡大の防止

１　現況

地震時の火災の延焼拡大を防止するために、消防力の強化、消防計画の整備及び建築物の不燃化等を実施している。

２　対策

消防機関は、次の対策を推進する。

（１）予防査察の実施

消防長または消防署長は、平常時から査察等対象施設への立入り等、予防査察等を実施して震災時の対応について現場指導する。

（２）自主防災組織の育成

自治会・町内会等の自主防災組織の結成が推進されるよう、その必要性について普及啓発に努め、組織的な初期消火能力の向上を図る。

第４　消防水利の整備

１　現況

地震発生時には、水道施設の損壊等による消火栓の断水・機能低下や、道路・建物等の損壊による消防用自動車の通行障害等が発生し、消防活動が制約されることが予想される。このため、平常時から自然水利等の状況を確認し使用に備えるとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を活用し、耐震性貯水槽並びに防火水槽等消防水利の整備を計画的に実施している。

２　対策

（１）耐震性貯水槽、防火水槽の設置に当たっては、木造家屋の密集地、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）及び避難路の周辺等を優先的に整備する。
（２）防火水槽の構造は耐震性とする。
（３）老朽化した防火水槽の改修及び解体を行う。
（４）消防水利確保のため、上水道消火栓の整備を行う。
（５）自然水利、プール等を効率的に利用する。

第12節　危険物施設等の安全確保

【実施機関：消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

危険物施設等の地震による被害や二次災害の発生は、有害物の漏洩等により環境にも大きな影響を与え、被害が拡大する可能性がある。

そのため、消防本部、防災関係機関及び関係事業所は、施設の耐震性能の向上、安全規則の遵守等の適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立・強化に努め、危険物施設等の安全確保を図る。

また、市は、消防本部及び防災関係機関と密接な連携を保ち、地震による被害及び二次災害の発生、並びに被害の拡大防止に努める。

第２　危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第12節　第２（P78）に準ずる。

第３　火薬類

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第12節　第３（P79）に準ずる。

第４　高圧ガス

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第12節　第４（P79）に準ずる。

第５　都市ガス

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第12節　第５（P80）に準ずる。

第６　ＬＰガス

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第12節　第６（P80）に準ずる。

第７　毒物・劇物

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第12節　第７（P81）に準ずる。

第13節　危険物等積載運搬車両の災害予防

【実施機関：消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、ＬＰガス及び毒物・劇物等の危険物等の運搬は、危険物等積載運搬車両による陸上輸送が多く、全国では、毎年、危険物運搬中の事故も発生している。特に、大規模地震が発生した際には、危険物等積載運搬車両の事故は大規模で重大な事故となる可能性がある。

このような危険物等積載運搬車両に関する事故災害を予防するため、消防機関及び防災関係機関は、相互に連携し、運転者や事業所に対する啓発、予防措置の指導等に努めるとともに、発災時の連携体制を確保する。

第２　対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第21節　「第４　危険物等積載運搬車両」（P121）に準ずる。

第14節　建築物等の災害予防

【実施機関：各部局、消防機関、山本地域振興局建設部】

第１　基本方針

地震による建築物等の倒壊、損壊等の被害の発生は、そこに住んでいる人や利用している人にも人的被害が生じる可能性がある。また、延焼や倒壊等により、その周辺の建築物等にも被害が生じたり、沿道の建築物に被害が生じた場合は、道路交通への影響も懸念される。

そのため、市は、「能代市耐震改修促進計画（平成21年３月）に基づき、優先的に耐震化に着手すべき建築物及び重点的に耐震化すべき区域（１次・２次・３次緊急輸送道路の沿道の区域）を中心に、建築物等の耐震化や耐火、不燃化の促進を図る。また、地震防災マップの普及・啓発に努め、一般建築物の耐震化を促進する。

第２　公共施設等

１　現況

公共建築物のうち、主要な施設は、災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動等の拠点となるものであり、耐震性及び不燃化の強化が必要である。

学校施設については、耐震診断を実施し、必要な施設については耐震改修を実施済みである。

２　対策

市は、「公共施設等総合管理計画」を策定し、その中において施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定め、以下の対策を推進する。

（１）市施設

市が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が施設の耐震診断、点検を実施するとともに、必要な耐震補強・改修及び耐火・不燃化等を行うよう努める。また、天井の仕上げ材等の非構造部材についても、耐震性の確保を図るため、各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

（２）学校施設

学校施設については、文部科学省の指針に基づく非構造部材の定期的な点検を実施するとともに、異状箇所について、改修・改善を図る。

（３）市営住宅

市は、公営住宅等長寿命化計画等を策定し、市営住宅の計画的な建替や維持保全の推進を図る。

第３　一般の建築物

１　現況

建築関係法令等の徹底により、建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達しつつある。しかし、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、引き続き耐震性の強化を図る必要がある。

また、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止し、市民及び地域の安全・安心の確保並びに生活環境の保全を図ることを目的として、市は、「能代市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成26年４月１日から施行している。

２　対策

市は、消防本部及び防災関係機関と連携して、以下の対策を推進する。

（１）建築物の耐震化の促進

百貨店、ホテル、劇場等、不特定かつ多数の者が集合・利用するような既存建築物及び緊急輸送路沿いの建築物について、耐震診断・改修等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。

（２）住宅等の地震・防火対策

ア　市民からの地震対策に関する一般的な相談には、山本地域振興局建設部が当たる。
　この際、パンフレット、リーフレット等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。

イ　市民が耐震化に関する相談や簡易な耐震診断法の説明を受けられる耐震相談窓口を設置し、パンフレットの配布や融資制度に関する情報提供等を行う。

ウ　老朽木造住宅や宅地の震災性等について、診断及び補強方法等を指導する。指導に当たっては建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。

エ　建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震防災マップの周知を図る。

オ　耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行うより安価・短期間で行うことができるメリットがあることから、本市の相談窓口において、耐震改修情報の提供に努める。

カ　防火地域及び準防火地域を中心として、耐火・簡易耐火・防火構造等への建築物の建替の促進を図る。

キ　密集住宅地等における防災機能の向上を推進する。

ク　市民に対し、「能代市空き家等の適正管理に関する条例」を周知し、空き家の適正な管理を推進する。

（３）特殊建築物、昇降機の地震対策

ア　一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

イ　建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善等、防災上必要な指導、勧告を行う。

（４）落下物対策

窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下物による災害を未然に防止するため、市街地の道沿いにある３階以上の建築物を調査し、改修指導を行って安全を図る。

また、大規模空間を持つ建築物については、その所有者に対し、天井落下防止のため、日頃の点検の重要性を継続的に啓発していく。

第４　ブロック塀、石塀等

１　現況

ブロック塀等の安全性については、建築基準法施行令等に基づいて審査、指導等を行い、耐震性の確保を図っているが、既存のものについては、地震に対して脆弱である。

２　対策

（１）既存のブロック塀に対する耐震補強等の必要性について、所有者等に指導する。
（２）関係業界に対して適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。
（３）ホームページにパンフレット等を掲載する等、所有者等に改善を促すよう、日頃からの点検を含めて啓発する。

第５　家具等の転倒防止

１　現況

地震によって家具、冷蔵庫、テレビ等が移動、転倒し、また柱や壁に掛けられた時計、額縁、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となるおそれがあることから、市は防災関係機関と連携し、市民に対して啓発を進めている。

２　対策

市は、市民に対して、更なる啓発を進めていく。
（１）家具類等は、固定金具、転倒防止金具、テープ等で固定、連結して転倒を防止する。
（２）ピアノや電気製品等はキャスタ、または金具で移動を防止する。
（３）食器類の破損・落下による負傷を防止するため、収納方法や落下防止対策について普及啓発に努める。
（４）事業所に対して、コピー機や書棚等オフィス家具の転倒・移動防止対策の啓発を図る。

第６　宅地の災害防止

１　現況

大規模地震等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

２　対策

市は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法を始めとした各種基準に基づき、当該開発計画の是非について判断する。なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や、現地における地質や地下水位状況等を勘案し、当該開発計画について土質力学上の安全性を確認するよう努めるものとする。

市は、県と連携して、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地滑りや崖崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起する。

第７　エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知して最寄りの階に

停止し、ドアを開放する装置等の地震対策がなされていないエレベーターの所有者等に対し、その重要性を啓発していく。

第15節　土砂災害の防止

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部、米代西部森林管理署、山本地域振興局建設部】

第１　基本方針

地震による土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めることが重要である。

このため、市は、地すべり、崖崩れ、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を把握し、避難体制の確立を図る。

また、県に対しては、土砂災害警戒区域ならびに土砂災害特別警戒区域の指定促進を要望していく。

第２　土砂災害危険箇所

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第14節　第２（P84）に準ずる。

第３　地すべり

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第14節　第３（P84）に準ずる。

第４　急傾斜地

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第14節　第４（P85）に準ずる。

第５　土石流

１　現況

土石流とは、山腹が崩壊して生じた土石等、または渓流の土石等が、長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される自然現象である。

当市では、土石流危険渓流地域として68箇所（ランクⅠ：38渓流、ランクⅡ：30渓流（平成25年３月現在）が指定されている。（「資料編○○　土石流危険渓流」（P○○）参照）

土石流危険渓流の区分と内容

区　　分	内　　容
土石流危険渓流（Ⅰ）	保全人家５戸以上、または、保全人家が５戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流
土石流危険渓流（Ⅱ）	保全人家戸数が１～４戸以上、５戸未満の場所に流入する渓流

２　対策

（１）市は、県と連携して、地震による砂丘地帯の液状化及び山腹崩壊、またはその後の降雨等によって発生する土石流対策を、県とともに次のとおり推進する。

ア　土石流危険渓流の砂防指定地の指定及び砂防工事を促進する。
イ　土石流及び危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。

（２）農地・農業用施設等の管理者は、市及び県と連携して、農地・農業用施設等に係る土石流対策について、次により推進する。
ア　圃場に土砂及び濁水が流入した場合は、試験研究機関等が主体となって速やかに成分や化学性の調査・分析を行う。
イ　圃場に土砂が堆積した場合は、極力除去する。
ウ　圃場に土砂が流入するおそれがある場合は、水口付近に沈砂区間を設ける等により、圃場全体への流入防止を図る。
エ　土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合は、濁水を取水しないように管理の徹底を図る。
オ　揚水機や水門等の取水施設の保守・点検等を行うとともに、状況に応じて監視体制を強化する。

第６　山地

１　現況

秋田県では、急峻な地形と脆弱な地質のため、融雪・大雨等による山地崩壊が発生している。また、地震時には、揺れによって山地崩壊が発生したり、地盤が緩み、その後の雨によって山地崩壊が発生するおそれがある。

崩壊した土砂は、土石流となって下流に被害を与えるおそれがあり、それを予防するため、県は、保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

市の山腹崩壊危険地区は99地区、崩壊土砂流出危険地区は201地区である。（「資料編○○　山地」（P○○）参照）

２　対策

県では、地震等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まり等に対応するため、平成25年４月から平成35年３月を計画期間とする米代川計画区の地域森林計画を策定しており、これを基にした治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進する。

（１）災害に強い地域づくり

ア　地震に基因する山地災害に応じた予防対策を推進する。
イ　人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資するための対策を含め、重点的な治山事業を実施する。
ウ　治山事業施工地区等の適切な維持管理を推進する。

（２）水源地域の機能強化

ア　水源の確保を図るため、複層林等の非皆伐林と渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保全施設の一体的な整備を、計画的かつ効果的に推進する。
イ　ダム等の水源地域の森林について、林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策を推進する。
ウ　森林と渓流・湧水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、渓畔林の造成等を積極的に実施する。

第７　雪崩

１　現況

市の雪崩危険箇所は71箇所（東北森林管理局所管のなだれ危険箇所３箇所、県河川砂防課所管68箇所）、雪崩危険地区は11地区であり、特に地震によって大きな雪崩が発生するおそれがある。このため雪崩による住家の破壊、道路の途絶等においては、過去に被害がなくとも警戒を必要とする。（「資料編○○　雪崩危険箇所」（P○○）参照）

２　対策

（１）市は、雪崩危険箇所周辺の集落及び道路において、地震が発生した場合、直ちに警戒及び避難できる体制を確立する。

（２）雪崩危険箇所については、所管毎に雪崩防止のための対策事業を計画的に推進する。

第８　土砂災害警戒区域等

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第14節　第８（P87）に準ずる。

第９　災害危険区域からの住宅移転

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第14節　第11（P90）に準ずる。

第16節　公共施設の災害対策

【実施機関：都市整備部、防災関係機関】

第１　基本方針

上下水道、電力、電信電話、ガス、道路・橋梁、鉄道、社会公共施設等の公共施設は、市民の日常生活や社会経済活動上、非常に重要な役割を担っている。また、これらの施設の被災は、市及び防災関係機関の災害発生時の緊急対策及び応急対策等全般に重大な支障を及ぼすため、早期の応急復旧が求められる。

そのため、市及びこれらの施設管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の耐震化に努め、関係機関が連携を図りながら施設災害の防護を図る。

第２　水道施設

１　現況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで、広範囲にわたっている。水道に関する構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対し脆弱である。

２　対策

市は、以下のとおり、水道施設に関する地震対策を推進する。

（１）施設（取水、導水、浄水、送水、配水）の防災の強化

ア　水道施設の保守、更新を行い、耐震性の向上を図る。

イ　配水施設については、経年管の取替を進め、管路の耐震性強化を図る。

ウ　水道施設の建設に際しては、地震災害や液状化被害を受け難い地形、地質及び地盤の地区を候補地とし、各施設の設計に当たっては、耐震性の高い構造とする。

（２）応急給水体制と資機材の整備

ア　災害により被害を受けた場合、市民が必要とする最小限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

イ　応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

（３）災害時の協力体制の確立

ア　市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱」に基づき、応援を要請する。

イ　「水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱」によっても処理できない場合は、自衛隊に応援を要請する。

ウ　なお、市は、災害時の水道の復旧作業の協力体制を確保するため、能代山本水道管工事協同組合と、大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定を締結している。

第３　下水道施設

１　現況

本市の下水道は、水洗トイレによる生活環境の改善、降雨時の浸水防止、河川等の公共用

水域の水質保全等において市民の日常生活に欠くことのできない施設であり、快適で衛生的な都市環境を創造するためには必要不可欠な施設である。また、ポンプ場及び処理場の根幹的施設は耐火、耐震、耐食等の対処がなされているが、管路は地震に対して脆弱である。また、下水道区域以外の地域では合併処理浄化槽による整備を推進しているが、地震に対しては脆弱である。

２　対策

市は、以下のとおり、下水道施設に関する災害対策を推進する。

（１）管渠

ア　地質が軟弱または不均一な場所に埋設されている管渠及び老朽化の著しい管渠を重点に施設の更新または補修を行い、強度及び耐久性の向上を図る。

イ　新たに布設される管渠にあっては、地盤条件を十分検討したうえで基礎等を設けて強度の向上を図り、また軟弱地盤等の場合は管渠の接合部等に可撓性継手等を使用する等の地盤変動に対する耐久力の向上を図る。

ウ　マンホールについては、液状化による浮き上がり等の防止策を講じる。

（２）ポンプ場、処理場

ア　市は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

イ　ポンプ場及び終末処理場と下水管渠の連結箇所は、破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

ウ　管渠、ポンプ場及び終末処理場の耐震・耐津波対策に当たっては、「下水道の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

（３）合併処理浄化槽

ア　施設の安全性の強化

（ア）過去に発生した地震による被害の実態等を考慮して、設計に当たっては十分安全な構造とする。

（イ）地震による不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤に浄化槽を設置しなければならない場合は、基礎を補強する等の被害防止対策を講ずる。

イ　施設の予防点検

定期的に施設の点検を実施する。

（４）施設の液状化対策の推進

地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。

また、液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

（５）維持管理による機能の確保

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

（６）防災体制の確立

市は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、災害時の業務継続性を高める。

事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に当たっては、「下水道ＢＣＰ策定マニュアル」に基づ

いて行う。

第４　電力施設・設備

１　現況

当市で消費する電力のほとんどは、県内の各発電所からの供給によるものである。電力施設・設備を地震災害から予防するため、電力施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

２　対策

東北電力株式会社は、以下のとおり対策を推進する。

（１）設備の耐震性の強化

ア　過去に発生した地震被害の事態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
イ　地震による不等沈下や、地すべり等のおそれのある軟弱地域にある設備の基礎を補強する。
ウ　新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地域を避ける。

（２）電力施設予防点検

定期的に電力施設の巡視点検を実施する。

（３）災害復旧体制の確立

ア　情報連絡体制を確保する。
イ　非常体制の発令と復旧要員を確保する。
ウ　復旧資材及び輸送力を確保する。

（４）防災訓練の実施

ア　情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を、部門別または総合的に実施する。
イ　各防災関係機関の実施する訓練へ参加する。

第５　電信電話施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第15節　第５（P93）に準ずる。

第６　都市ガス

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第15節　第６（P97）に準ずる。

第７　道路及び橋梁施設

１　現況

市における国、県、市が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため道路網の整備が急務であると同時に、災害等に対処するため計画的に進められている。

道路の地震被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土部では地滑り・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊、落石等が予想され、また沿岸部には液状化の発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋梁については、経年及び地盤沈下等による老朽化または耐震強度不足等、落橋防止対策を必要とするものがある。

なお、市内の道路橋梁等の状況は次のとおりである。

道路・橋梁の状況　　(H25.4.1現在)

区　　分	管理区分	道路延長(m)	橋　梁　数	横断歩道橋
国　　道	国	50,925	34	15
国　　道	県	8,379	4	0
県　　道	県	127,573	90	0
市　　道	市	740,209	259	2

（「平成25年版　能代市の統計」より）

２　対策

市及び他の道路管理者は、以下のとおり対策を推進する。

（１）道路全体の耐震点検と対策工事（道路部及び橋梁等の施設を含む）

ア　地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の防災力向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。

イ　防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。さらに、発災時の応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために、情報連絡施設・体制等の整備を図る。これらの施設計画は、国の方針、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。なお、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案して決定する。

ウ　防災上重要な路線を構成する道路において、必要に応じて道路の占有の禁止または制限を実施する。また、無電柱化を促進する。

エ　狭隘道路については、拡幅整備等を推進する。

（２）道路施設等の耐震点検と対策工事

ア　道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び対策施設の整備を、計画的に実施する。

イ　道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険個所）

（ア）平成８～９年度に実施

（イ）危険箇所の把握と要対策箇所の抽出

（ウ）防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）
　　災害に至る要因の事前把握をする。

（エ）道路防災総点検の点検項目
　　落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり、雪崩、盛土、擁壁等

（３）橋梁等の耐震点検と対策工事

ア　最新の道路橋示方書に基づき、既設橋梁の下部工補強・沓座の拡幅・落橋防止装置の設置等の耐震対策を実施する。
　また、新設橋梁も同様である。

イ　重要路線及び優先確保ルート上の橋梁において、適用耐震基準が古く、震災被害が想定される橋梁については、耐震補強を重点的に実施する。

ウ　道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な維持管理を行う。

エ　橋梁の詳細点検

（ア）道路防災総点検（震災点検）を平成８～９年度に実施している。

（イ）平成15年から定期的な点検体制を導入し､道路橋に対する施設の諸元及び損傷を調査して、データベース化している。

（ウ）道路防災総点検の点検項目

橋梁、横断歩道橋、共同溝、開削トンネル、掘割道路、盛土、擁壁、ロックシェッド・スノーシェッドの８項目である。

オ　市道については「能代市橋梁長寿命化修繕計画」に則った補修対策を推進する。

（４）トンネルの安全点検と対策工事

道路機能を確保するため、トンネル等の安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

第８　鉄道施設

１　現況

地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、各施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係職員の出動、応急復旧のための体制の整備に努めている。

２　対策

東日本旅客鉄道株式会社は、以下のとおり対策を推進する。

（１）施設、設備の点検

耐震性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

（２）列車防護措置

ア　地震が発生したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。

イ　乗務員には、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。

（３）防災訓練及び機材の整備

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資機材を整備する。

（４）情報連絡体制確保

鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通し等の広報が行えるよう、鉄道事業者、県及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。

（５）安全確認手順等の社内体制の充実

災害発生時における安全確保のための運転規制や、早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保する等、社内体制の充実に努める。

第９　港湾

１　現況

能代港は、昭和49年８月開港し、昭和56年５月にエネルギー政策の一環として、能代火力

の発電所の立地が決定され、重要港湾に指定された。その後、港湾整備は順調に進められ、県北部の物流、産業を支える基盤として重要な役割を担ってきた。また、平成18年12月には、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定され、リサイクル関連貨物を取り扱う静脈物流の拠点港としての役割も担っている。

こうしたなかで、港湾区域は、市街地に近接した親水空間であり、地域住民等が港に親しむための空間の形成や、海洋レクリエーション等の役割も求められており、緑地も含めた港湾環境の早期整備が進められている。

２　対策

（１）避難対策施設、機器の整備

ア　地震災害時の情報伝達のため、港湾工事や荷役業務等を行う各事業所に独自に無線通信機器を整備するよう指導する。

（２）耐震強化岸壁の整備

県は、港湾計画に位置づけられている能代港の耐震岸壁については、整備の必要性を検討する。

第10　漁港及び船舶係留施設

１　現況

市内には指定された漁港はないが、秋田県北部漁業協同組合能代支所、能代市浅内漁業協同組合が存在しており能代港湾内に漁船船舶係留施設が設置されている。

２　対策

（１）安全対策の指導

市は、漁港及び船舶係留施設の関係者に対して、地震災害時における船舶の被害を防止するため、十分注意を図るよう指導する。

（２）耐震化の推進

県は、漁港施設について、耐震化を進める。

第11　社会福祉施設等

１　社会福祉施設

（１）現況

市内には、要配慮者が入所または通所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

（２）対策

社会福祉施設の管理者は、以下のとおり対策を推進する。

ア　地震発生に際しては、入所者等へ早期周知を図ることが、被害の拡大を防止するため有効な方法であるので、職員が迅速かつ冷静に入所者への周知を図れるよう平素から訓練を実施する。

イ　施設の管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等の関係機関と具体的な協議を行い、施設の実態に即した消防計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避

難誘導訓練等を実施する。また、災害時の現況及び避難先等、保護者への連絡体制を整備する。

ウ　防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。

エ　地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が得られるよう平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。

オ　施設管理者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。

カ　施設管理者は、施設の耐震化に努めるとともに、家具等の転倒防止対策を推進する。

２　病院等

（１）現況

市内には、国、厚生連、医療法人等の医療施設があり、傷病者の収容及び治療並びに予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を行っている。

（２）対策

病院等施設設置者または管理者は、以下のとおり対策を推進する。

ア　医療施設の自主点検の実施

災害予防について、管理者が定期的に自主点検を実施する。

イ　避難救助体制の確立

入院患者については、日頃から病棟ごとにその状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者等、自力避難することが困難な患者についての避難救助体制を確立する。特に、休日・夜間についての避難救助体制についての確立を図るとともに、消防機関への早期通報体制の確立を図る。

ウ　危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、災害発生時における安全管理対策を講ずる。

エ　職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに、定期的な防災訓練を実施する。

オ　ライフラインの確保

施設設置者または管理者は、次の設備等の整備に努めるものとする。

（ア）ライフラインの確保に係る貯水タンク、自家発電装置等の整備

（イ）水道、電気、燃料、電話等の災害時優先使用と優先復旧契約

（ウ）メンテナンス会社との災害時優先復旧工事契約

カ　施設の耐震化等

施設管理者は、施設の耐震化に努めるとともに、オフィス家具等の転倒防止対策を推進する。

第17節　農業災害対策

【実施機関：環境産業部】

第１　基本方針

地震により、農地の崩壊や農業用施設の倒壊等の被害が発生する可能性がある。

そのため、市は、既設の農地及び農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設に当たっては耐震性の向上を図る。

第２　農地及び農業用施設等

１　現況

農村部では労働人口の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が十分でなく、施設等が老朽化しているものがある。

２　対策

（１）農業用施設等の管理者は、地震によって決壊または転倒のおそれのある頭首工、樋門、揚排水機場、水路等については、県営及び団体営事業で補強、改修を実施する。

（２）地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害が出た場合は、水不足等によって農作物に大きな影響がでる。この場合には、管理者は、亀裂部周囲への盛土、揚水機による潅水等によって被害の防止、軽減を図る。

第18節　文化財の災害予防

【実施機関：教育部】

第１　基本方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、適切な保存と活用の調和を図りながら後世に伝えていかなければならない。

市は、文化財を地震災害から防護するために、防災管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。また、文化財の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制を構築し、地域全体で文化財の災害予防を実施する。

第２　文化財の指定状況

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第19節　第２（P114）に準ずる。

第３　有形文化財（建造物）

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第19節　第３（P114）に準ずる。

第４　有形文化財（建造物以外）

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第19節　第４（P115）に準ずる。

第５　史跡、名勝、天然記念物等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第19節　第５（P115）に準ずる。

第６　未指定の文化財

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第19節　第６（P115）に準ずる。

第19節　廃棄物処理体制の整備

【実施機関：総務部、環境産業部、能代山本広域市町村圏組合】

第１　基本方針

大規模地震が発生した場合、被災地域においては、生活ごみ等（一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ）、し尿（仮設トイレからのくみ取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）のほか、山間部では流木・倒木の発生が想定される。

そのため、市は、これら廃棄物の収集・分別・処理が、環境に配慮したうえで迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第２　廃棄物処理に係る防災体制の整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第22節　第２（P124）に準ずる。

第20節　医療救護体制の整備

【実施機関：市民福祉部、消防本部、能代市山本郡医師会】

第１　基本方針

大規模な地震災害が発生すると、多数の市民が負傷し健康の危機に瀕するとともに、被災地の医療機関で治療中の市民は、十分な医療を受けることが困難となる。このような状況で可能な限りの医療活動を行い、多数の市民を健康の危機から守るのが災害医療である。

市は、災害医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするため、平常時から能代市山本郡医師会及び日本赤十字社秋田県支部と協力し、医療救護班等の派遣体制を整え、初期医療及び後方より支援する医療機関等との協力体制を整備、確立する。

その際、医療救護班及び救護所の機能を十分に発揮するため、秋田県災害医療救護計画に基づき、地域災害医療センターとして指定されている山本組合総合病院において、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。また、災害の規模が広域にわたり、一度に多数の負傷者が出た場合に対処するため、広域的な救急医療体制の整備や、県の災害派遣チーム（ＤＭＡＴ）及び災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の活用促進等、相互応援体制の促進を図る。

第２　応急医療体制の整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第23節　第２（P125）に準ずる。

第21節　要配慮者の安全確保

【実施機関：市民福祉部、企画部、総務部】

第１　基本方針

近年の災害では、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）や、日本語での災害情報が理解できにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とする方々（「要配慮者」）への配慮の必要性が強く認識されている。また、避難を行う際には、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）に、特段の配慮を行う必要がある。

これら要配慮者や避難行動要支援者の安全を確保するため、市は、地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等支援体制の確立に努める。

なお、要配慮者の避難行動に関する安全確保については「同章第５節第２　避難行動」、避難生活については「同章第５節第４　避難生活」に準じる。

○避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者を避難行動要支援者とする。

①　要介護認定結果が要介護３～５の者
②　身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
③　療育手帳Ａを所持する知的障害者
④　精神保健福祉手帳１・２級を所持する精神障害者で単身世帯の者
⑤　地域が災害発生時に支援が必要と認めた者
⑥　上記①から⑤に準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

○避難行動要支援者の地域における避難支援等関係者

①消防機関
②警察署
③民生委員
④市社会福祉協議会
⑤自主防災組織
⑥自治会・町内会
⑦その他の避難支援等の実施に携わる関係者

第２　在宅避難行動要支援者の状況把握

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第24節　第２（P130）に準ずる。

第３　避難行動要支援者の避難支援計画の作成等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第24節　第３（P131）に準ずる。

第４　外国人、旅行者等の安全確保対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第24節　第４（P132）に準ずる。

第22節　災害ボランティアの受入体制の整備

【実施機関：各部局、市社会福祉協議会】

第１　基本方針

大規模な地震災害発生時には、市等の行政機関はもとより、自主防災組織等の地域コミニュティー団体の協力が不可欠である。特に、災害の規模が大きくなると、その災害応急対策の実施には非常に多くの人員が必要となる。また、指定避難所における避難者への生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが大きい。

そのため、市は、被災者や行政機関を支援する各種ボランティアの受入体制や、その活動が円滑に行われるよう環境整備を図るとともに、平常時からボランティアについて広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努める。

第２　災害ボランティアの活動内容

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第25節　第２（P133）に準ずる。

第３　災害ボランティア活動への支援

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第25節　第３（P134）に準ずる。

第４　教育及び相互の連携

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第25節　第４（P134）に準ずる。

第23節　相互応援体制の整備等

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

大規模な地震災害が発生した場合、市だけですべての応急対策を実施することが困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もある。

そのため、市は、県内の市町村のみならず県外の市町村との応援協定の締結に努める。また、災害応急対策活動を迅速かつ的確に展開するため、様々な公共機関及び民間事業者との応援協定の締結に努める。

第２　相互応援体制の確立

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第26節　第２（P135）に準ずる。

第３　県内消防機関相互応援協定

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第26節　第３（P136）に準ずる。

第４　公共機関その他事業者間の相互応援協定等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第26節　第４（P137）に準ずる。

第５　緊急消防援助隊の受入体制の整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第26節　第５（P139）に準ずる。

第24節　緊急輸送の環境整備

【実施機関：都市整備部、総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

地震災害発生時の迅速な応急対策活動を行うには、それを必要とする場所に、人員や物資等を円滑に輸送することが必要不可欠である。また、災害発生時には、安全確保のために被災者や避難者を移送したり、様々な救援物資を指定避難所等へ輸送することも考えられる。

そのため、市は、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

第２　指定拠点

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第27節　第２（P140）に準ずる。

第３　陸上輸送の環境整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第27節　第３（P141）に準ずる。

第４　航空輸送の環境整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第27節　第４（P142）に準ずる。

第５　海上輸送の環境整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第27節　第５（P142）に準ずる。

第25節　積雪期の地震災害予防

【実施機関：都市整備部、総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

積雪厳寒期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、積雪や低温により、人的・経済的に大きな被害を及ぼすことが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備等、総合的な雪対策を推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第２　総合的な雪対策の推進

積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の総合的・長期的対策の推進によって確立されるものであり、関係機関が相互に協力し、より実効のある雪対策の確立に努める。

第３　交通の確保

１　道路交通の確保

地震時には、防災関係機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、国、県及び市は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進するものとする。

（１）除雪体制の強化

ア　一般国道・県道・市道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ　除雪区間の延長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

（２）積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア　冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ　雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整理を促進する。

第４　雪に強いまちづくりの推進

１　家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理不可能な要援護世帯に対しては、地域ボランティアを育成し、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

２　積雪期の避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）、避難路の確保

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整理し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、融雪施設等の面的整備を促進して、避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）及び避難路の確保を図る。

３　克雪住宅の普及等

県及び市は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

また、市は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

４　消防水利の整備

積雪厳寒期には、積雪や凍結等により消防水利の確保に困難をきたすので、市は、積雪期に対応した多段式消火栓の整備に努める。

５　空き家対策の推進

市は、積雪による空き家の倒壊等を防止するため、管理不全な状態の空き家の所有者等へ、適正管理について指導・勧告等を行う。

第５　要配慮者に対する除排雪支援

自力での屋根雪処理が困難な要配慮者に対しては、地域の助け合いによる相互扶助やボランティア等の協力により屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとする。

第６　除排雪に関するボランティア活動

１　安全の確保

市は、市社会福祉協議会と協力して、ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、次のような事故の防止に努める。

（１）屋根の雪下ろし作業時の滑落事故
（２）気温の上昇による屋根からの落雪による事故
（３）重機（ロータリー車等）に巻き込まれる等の交通事故

２　健康対策

積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろしや、除排雪等、運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗等により、脳血管疾患や心疾患等を発症する引き金となることもあるため、注意喚起が必要である。

このため、市及び市社会福祉協議会並びに防災関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮するものとする。

３　ボランティア活動保険への加入

除排雪活動に係る防災ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。

４　事業者保険への加入

募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第７　緊急活動体制の整備

１　冬期緊急道路確保路線図の策定

各道路管理者は、冬期緊急道路確保路線図の策定に努めるものとする。

２　交通手段の確保

各道路管理者は、県、市及び防災関係機関と連携し、所管する道路または他機関所管道路の除排雪を実施し、幹線交通路及び生活道路の交通を確保するものとする。

３　通信手段の確保

市及び防災関係機関は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、集落の長、消防団長との通信手段を確保するため、アンサーバック機能付きの防災行政無線や衛星携帯電話等の整備を図る。

４　除排雪・暖房用資機材の備蓄

市は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等の防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。

市は、電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

第８　緊急離着陸ヘリポートの整備

孤立が予想される集落または隣接地区に、緊急離着陸ヘリポート場を確保し、ヘリポート、並びにアクセス道路の除排雪に関する連絡・実施体制を整備する。

第26節　企業防災の促進

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

地震災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は、地震災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や、防災体制の整備、防災教育の実施、各計画の点検・見直し等の対策を進める必要がある。

市及び防災関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第２　基本的な考え方

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第28節　第２（P144）に準ずる。

第３　企業防災促進のための取組

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第28節　第３（P145）に準ずる。

第27節　行政機能の維持・確保

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

市及び防災関係機関は、地震発生後の混乱期に市民の生命を守り、被害の拡大を最小限にとどめるため、迅速な防災活動を開始する組織を、あらかじめ整備しておく必要がある。

そのため、市は、業務継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築及び業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努め、利用できる資源に制約が生じた場合でも、非常時の優先業務について災害直後から実施できる体制をつくる。また、災害発生後にも必要となる住民データ等の各種情報については、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

第２　業務継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築及び業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

業務継続計画（ＢＣＭ）とは、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行うための計画である。また、業務継続マネジメント（ＢＣＭ）は業務継続計画を遂行するための手法や活動を指す。

市は、大規模な地震災害時にあっても適切に業務か遂行できるよう、業務継続マネジメントの構築及び業務継続計画の策定に努める。

第３　住民票等情報のバックアップ

市は、磁気ディスクにより複製した住民票やその他の重要な情報について、地震被害想定調査の結果や市庁舎の立地条件等を勘案のうえ、必要に応じ、複数のバックアップデータの作成や、庁舎外への保管について検討する。

第28節　大規模停電対策

【実施機関：各部局、防災関係機関、施設管理者】

第１　基本方針

東日本大震災では、能代市を含む秋田県全体で停電が発生したほか、太平洋側の被災地では、長期間の停電が発生した。

そのため、市は、市の重要施設や福祉・医療施設、指定避難所等において、非常用電源や非常用発電機の燃料の確保に努めるとともに、大規模停電を想定した訓練を実施し、長時間の停電に備える。

第２　指定避難所、公共施設等への非常用電源の整備

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第29節　第２（P146）に準ずる。

第３　非常用発電機の燃料確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第29節　第３（P146）に準ずる。

第４　大規模停電を想定した訓練の実施

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第29節　第４（P147）に準ずる。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急活動体制

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

大規模な地震等が発生した場合、災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、市は、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

また、市域外で地震被害が発生した場合は、必要な応援体制を整える。

第２　応急活動体制の基本

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第２（P148）に準ずる。

第３　防災活動体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第３（P149）に準ずる。

第４　能代市災害対策本部等

１　設置及び廃止基準

（１）設置、廃止の通知・公表

ア　市は、市災害対策本部等を設置または廃止した場合、市役所庁内及び地域センター、関係指定地方行政機関の長、知事、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、隣接町長、一般市民に対して電話、その他の適宜の方法で周知する。

イ　市災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁舎玄関等に設置する。

（２）設置基準

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で次の基準に該当し、必要があると認めるときは、市災害対策本部等の設置を指示する。

設置基準は次のとおりとする。

名　　称	設置場所	設　　置　　基　　準	主要業務	構成員
災害対策本部	市庁舎	1　震度６弱以上の地震が発生したとき 2　地震により市域に相当規模の災害が発生、または発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき 3　その他の状況により市長が必要と認めたとき	1　災害情報の収集・分析、伝達・指示 2　救出・救護活動 3　応急活動対策 4　避難対策 5　広報活動 6　その他市長からの特命事項	本部長 市　長 副本部長 副市長 本部員 監査委員 教育長 消防長 消防団長 総務部長 企画部長 市民福祉部長 環境産業部長 環境産業部主幹 都市整備部長 二ツ井地域局長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 ※必要に応じて国・県・防災関係機関から連絡調整員として本部へ派遣を求める

名　　称	設置場所	設　　置　　基　　準	主要業務	構成員
災害対策警戒部	市庁舎	1　震度５弱または５強の地震が発生したとき 2　その他の状況により、市長が必要と認めたとき	1　災害情報の収集・分析、伝達・指示 2　災害警戒 3　初期緊急応急対策計画の検討・実施 4　計画実施のための動員の検討 5　災害対策本部設置への移行準備 6　その他市長からの特命事項	部長 　副市長 副部長 　総務部長 部員 　企画部長 　市民福祉部長 　環境産業部長 　環境産業部主幹 　都市整備部長 　二ツ井地域局長 　会計管理者 　教育部長 　議会事務局長
災害対策連絡部	市庁舎 総務部 総務課	1　震度４の地震が発生したとき 2　その他の状況により、市長が必要と認めたとき	1　災害情報の収集・分析、伝達・指示 2　初期緊急応急対策計画の検討・実施 3　計画実施のための動員体制の検討 4　その他市長からの特命事項	部長 　総務部長 部員 　企画部長 　市民福祉部長 　環境産業部長 　環境産業部主幹 　都市整備部長 　二ツ井地域局長 　会計管理者 　教育部長 　議会事務局長

震度３以下の地震発生の場合は、被害の有無等を勘案して総務部総務課長の判断により、総務部総務課職員が初動対応する。ただし、被害が発生し、部局ごとの対応が必要なとき、総務部総務課長は、各課職員の動員を指示する。

名　　称	設置場所	設　　置　　基　　準	主要業務	構成員
情報収集体制	市庁舎 総務課 防災危機管理室内	1　震度３以下の地震が発生した場合で、被害調査及び情報収集等の初動体制を実施しなければならない場合 2　県内他市町村及び県外協定締結市町村等その他の地域において、災害が発生し、支援を行う場合	1　災害情報の収集・分析 2　庁内関係部局との連絡調整 3　被災地域への支援の実施 4　その他市長からの特命事項	防災危機管理室職員 その他必要な職員

（３）廃止基準

市長は、次のとおり、市災害対策本部等の設置の必要がなくなったと認める場合にこれを廃止する。

ア　予想した災害の危険が解消したと認められるとき

イ　災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき

（４）現地対策本部の設置

ア　市災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。

イ　現地災害対策本部長及び同本部員等については、市災害対策本部長が指名するものをもってこれに充てる。

ウ　現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずるものとする。

２　市災害対策本部長等の職務代行

市災害対策本部長等が職務を執ることが出来ない場合であっても本部等の機能を維持するため、本部長等の職務代行者を次のとおり定める。

（１）市災害対策本部長の職務代行者

第一順位　副市長

第二順位　総務部長

第三順位　企画部長

（２）市災害対策本部副本部長の職務代行者

第一順位　総務部長

第二順位　企画部長

第三順位　市民福祉部長

３　市災害対策本部等への移行措置

市災害対策警戒部長（副市長）または市災害対策連絡部長（総務部長）は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

４　市災害対策本部等事務局

市災害対策本部、市災害対策警戒部、市災害対策連絡部に事務局をおき、別表の事務分掌に従い、事務に従事する。

（１）事務局の設置場所は、総務部総務課（または本庁舎第１・２会議室）とし、総務部総務課長を事務局長とする。

（２）事務局長は、市災害対策本部長（災害対策警戒部長、災害対策連絡部長）指揮下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう市災害対策本部の各部（班）の連絡調整に当たる。

５　能代市災害対策本部組織編成表

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第４　５（P155）に準ずる。

６　能代市災害対策本部の事務分掌

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第４　６（P156）に準ずる。

第５　市災害対策本部会議の開催

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第５（P165）に準ずる。

第６　複合災害発生時の体制等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第７（P166）に準ずる。

第７　市域外での災害発生時の措置

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第８（P166）に準ずる。

第２節　職員の動員体制

【実施機関：各部局】

第１　基本方針

地震による被害状況を把握し、二次災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、市職員は、地震発生時において、動員基準及び動員計画に基づいて迅速に参集し、所掌業務に基づく応急復旧対策に従事する。

なお、動員対象になっていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第２　職員の動員基準

職員の参集は、「緊急連絡網」「職員参集メール」による連絡に基づく参集と、動員基準に基づく自主参集を基本とする。

１　通常時の動員基準

職員は、次の基準に従い、直ちに自主登庁するものとする。また、動員指示があった場合は、職員は所属勤務場所または指定された施設等に参集する。

動員区分	市内の観測震度	市の体制	職員の参集基準
第１次動員	震度４	災害対策連絡部	・部長級、課長級、課長補佐級職員 ・本庁舎、及び二ツ井町庁舎勤務職員のうち各庁舎から通勤距離が２ｋｍ以内に居住する職員 ・各施設の長（体育館、公民館、地域ｾﾝﾀｰ、保育所等） ・総務部総務課職員 ・二ツ井地域局総務企画課に所属する防災担当職員 ・その他各部において必要と認められる指定職員
第２次動員	震度５弱 または５強	災害対策警戒部	・上記職員に副市長、係長職員を加える。
第３次動員	震度６弱以上	災害対策本部	・全職員

※　上位の体制に移行する場合は、速やかに所定の要員に連絡をとり、参集する。

２　休日・夜間の動員

職員は、能代市職員服務規則第22条の規定に基づき、休日等若しくは勤務時間外に動員基準に該当する地震が発生したときや、庁舎またはその付近に火災その他の非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁しなければならない。

参集不能の場合は、所属長にその旨、連絡するように努める。

第３　職員の初期対応及び参集における心得

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第３（P168）に準ずる。

第４　職員のとるべき緊急措置

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第４（P169）に準ずる。

第５　動員計画

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第５（P169）に準ずる。

第６　応急公用負担

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第６（P173）に準ずる。

第７　防災関係機関の活動体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第７（P173）に準ずる。

第８　応援要請等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第８（P174）に準ずる。

第９　職員の派遣要請

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第９（P174）に準ずる。

第10　応急措置の代行

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第10（P174）に準ずる。

第３節　自衛隊の災害派遣要請

【実施機関：総務部】

第１　基本方針

大規模な地震災害が発生し、人命または財産の保護のため、自衛隊への災害派遣要請の必要があると認めた場合は、知事を通じて自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

第２　災害派遣要請権者

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第３節　第２（P175）に準ずる。

第３　担当地域

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第３節　第３（P175）に準ずる。

第４　災害派遣要請の範囲・対象等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第３節　第４（P175）に準ずる。

第５　自衛隊の災害派遣要請手続等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第３節　第５（P176）に準ずる。

第６　災害派遣部隊の受入れ

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第３節　第６（P177）に準ずる。

第７　自主派遣における措置

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第３節　第７（P178）に準ずる。

第８　派遣部隊の撤収

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第３節　第８（P178）に準ずる。

第９　費用の負担区分

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第３節　第９（P178）に準ずる。

第10　災害派遣要請及び撤収に関する様式

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第３節　第10（P179）に準ずる。

第４節　相互応援

【実施機関：総務部、消防本部】

第１　基本方針

大規模地震発生時においては、被害が広範囲にわたって発生し、市単独で十分な対応ができない事態も想定される。

このような場合、市は、防災関係機関、他市町村、民間団体、自衛隊等に応援を要請し、災害応急・復旧対策を実施する。

第２　地方自治体等との相互応援

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第４節　第２（P180）に準ずる。

第３　民間団体等に対する要請

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第４節　第３（P184）に準ずる。

第４　応援の要領等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第４節　第４（P185）に準ずる。

第５　消防機関等の相互応援

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第４節　第５（P185）に準ずる。

第６　緊急消防援助隊

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第４節　第６（P185）に準ずる。

第７　他市町村被災時の応援

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第４節　第７（P187）に準ずる。

第８　災害時応援協定一覧

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第４節　第８（P188）に準ずる。

第５節　地震・津波情報、津波予報等の伝達

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

地震発生直後において、市は、秋田地方気象台からの情報や秋田県総合防災情報システム等により地震・津波情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員体制を確立する。さらに、防災行政無線や広報車、防災情報のメール配信等により、市民へ迅速・的確な伝達に努める。また、伝達する内容は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい表現に努める。

第２　地震情報等

１　地震情報

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。
震源に関する情報	・震度３以上(津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と「市町村名を発表する。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

地震情報の種類	発表基準	内　　容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。

２　地震解説資料

秋田地方気象台は、以下の場合、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震、津波情報及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、防災関係機関に提供する。

（１）「秋田県」に津波警報・注意報が発表された場合
（２）県内で震度４以上の地震が観測された場合、または地震が頻発した場合
（３）県内で地震被害、津波被害が発生した場合
（４）社会的に影響が大きい地震が発生した場合

第３　地震・津波情報、津波予報の伝達

秋田地方気象台から地震・津波情報、津波予報等が発表されたとき、県、市及び防災関係機関等は速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。

県	県は、総合防災課が情報・予報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより市長、消防本部消防長及び防災関係機関等に通知する。
市	１　市において情報の伝達を受けた場合は、総務部総務課長は各部長に伝達する。 ２　市長は、受領した情報・予報を本計画の定めるところにより、防災行政無線、広報車等で速やかに市民及び関係団体等に伝達し、周知徹底を図る。 ３　震度４以上と推測される揺れを感じたとき、または揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波予報発表を待たずに海面の監視態勢に努める。 ４　海面監視情報は、電話、防災行政無線等により市長に伝達する。
放送機関	受領した情報・予報は放送を介し直ちに広報する。また、津波警報または津波注意報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。
その他の防災関係機関	防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、さらに県及び市と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力のうえ情報の周知徹底・共有化を図る。 １　警察は津波予報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に沿岸住民に伝達する。 ２　海上保安部は、船舶等に対する災害に関する情報を次により伝達する。 （１）被害が予想される海域、または周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知す

	る。 （２）航行船舶に対しては、航行警報または安全通報等により周知する。 （３）被害が予想される沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。

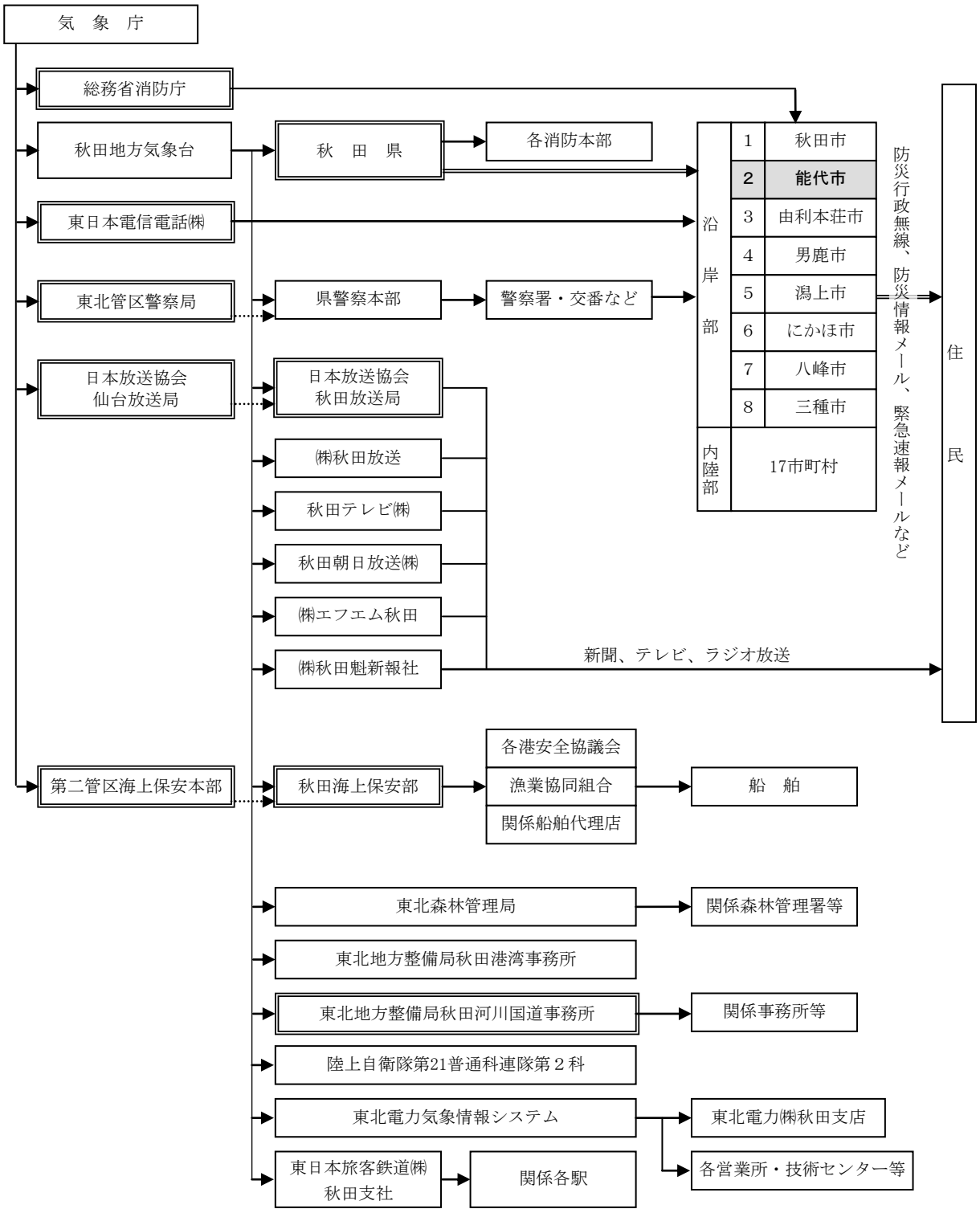

（注）二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先機関
（注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

地震・津波情報、津波予報の伝達系統図

第６節　災害情報の収集・伝達

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

被害情報等の迅速･的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、市、県及び防災関係機関は、地震が発生した場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡が取れない地域については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、市災害対策本部から人員を派遣する等積極的な情報収集を行う。

第２　情報収集体制及び伝達系統

･････････第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第２（P202）に準ずる。

第３　被害状況の収集・伝達等

１　情報の収集

（１）災害が発生した場合には、市及び防災関係機関は、その所掌する事務または業務に関して、積極的に自ら職員を動員して情報収集に当たるものとする。

（２）災害の情報収集の取りまとめは、総務部総務課が行う。

（３）情報の収集・分析等は総務部総務課の担当とし、常にその現況を明らかにする。

（４）情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、地域別情報等の連絡責任者（調査実施者）を定めておく。

（５）人的被害については、行方不明者の数を含める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

（６）市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、連携して被害状況の収集に当たるものとする。

２　収集・報告系統

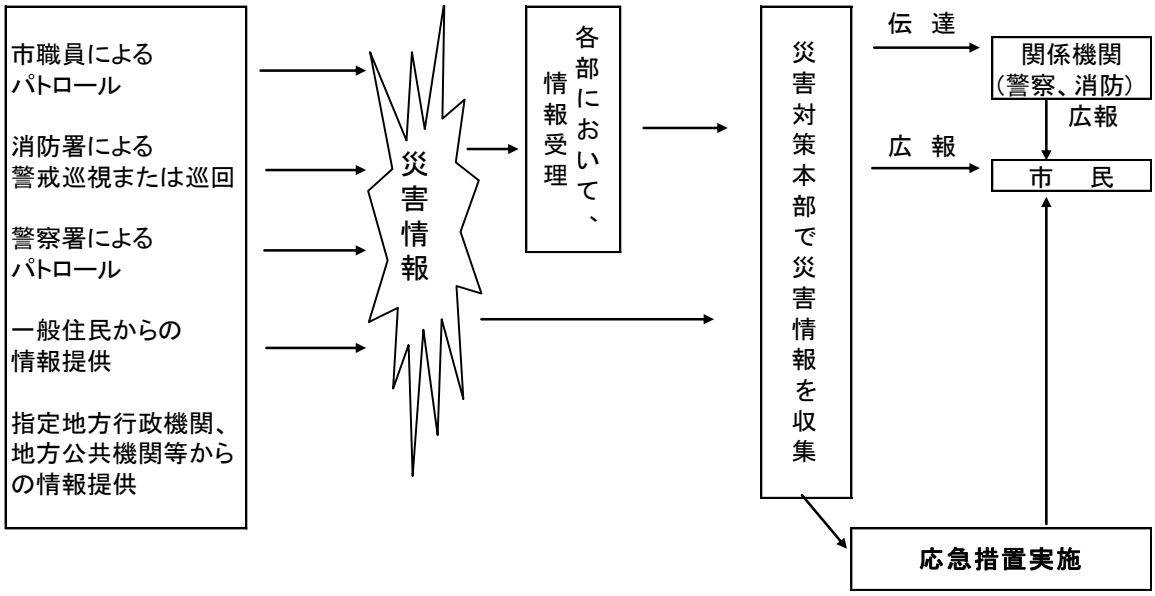

３　市民への伝達

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第４　４（P203）に準ずる。

４　防災関係機関との連携

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第４　５（P203）に準ずる。

５　被害情報収集時の留意事項

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第４　６（P204）に準ずる。

第４　異常現象発見時の措置

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第４（P204）に準ずる。

第５　特殊災害発生時の措置

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第５（P204）に準ずる。

第６　県に対する報告

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第６（P205）に準ずる。

第７　被害の認定基準

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第７（P208）に準ずる。

第８　安否情報の収集・伝達体制

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第８（P211）に準ずる。

第７節　孤立地区対策

【実施機関：総務部、都市整備部、東北電力㈱能代営業所、東日本電信電話㈱秋田支店】

第１　基本方針

中山間地集落または地区等において、地震災害の発生による孤立が想定される場合、市及び防災関係機関は、危険箇所の巡視や迂回路の設定等により交通路を確保するとともに、通信手段や電力等を確保し、孤立化の迅速な解消に努める。また、孤立地区において救急患者が発生した場合には、県消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

なお、孤立化に備え、市は県と連携して、平常時から道路・橋梁等の公共施設の耐震化、バイパス整備、通信施設の耐震化及び端末機器の整備充実、飲料水・食料・生活必需物資の備蓄、孤立地区におけるし尿・ごみ処理対策等の計画的な推進に努める。

第２　交通路の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第７節　第２（P212）に準ずる。

第３　通信手段の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第７節　第３（P212）に準ずる。

第４　電力の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第７節　第４（P212）に準ずる。

第５　救急患者及び救援物資の搬送

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第７節　第５（P213）に準ずる。

第６　緊急物資の備蓄

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第７節　第６（P213）に準ずる。

第７　し尿、ごみの処理

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第７節　第７（P213）に準ずる。

第８節　通信の確保

【実施機関：総務部、防災関係機関】

第１　基本方針

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、余震に関する情報等や、災害及び被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

また、市の通信施設が被災し、使用不能となった場合に備え、防災関係機関の協力により通信手段及び設備の確保に努め、優先度の高い情報を伝達する。

第２　通常時における通信連絡

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第８節　第２（P214）に準ずる。

第３　非常時における通信連絡

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第８節　第３（P214）に準ずる。

第４　通信の規制等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第８節　第４（P216）に準ずる。

第５　防災行政無線施設の応急、復旧対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第８節　第５（P216）に準ずる。

第９節　災害時の広報・広聴活動

【実施機関：企画部、消防本部、能代警察署】

第１　基本方針

地震災害発生時の流言飛語等による混乱を防止し、市民生活の安定と秩序の回復を図るため、市は、防災関係機関と協力して、被害状況や災害応急対策の実施状況並びに被災者等のニーズ等を十分把握し、正確で効果的な広報活動を行う。

なお、広報に当たっては、要配慮者に配慮するほか、市民等からの問い合わせに対する体制の整備を図る。

第２　広報の内容

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第９節　第２（P217）に準ずる。

第３　市広報活動の手段・実施手順

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第９節　第３（P218）に準ずる。

第４　報道機関への発表・協力要請方法

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第９節　第４（P220）に準ずる。

第５　災害記録資料の作成

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第９節　第５（P221）に準ずる。

第６　広聴活動

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第９節　第６（P222）に準ずる。

第10節　避難対策

【実施機関：総務部、企画部、市民福祉部、教育部、消防本部、能代警察署、防災関係機関】

第１　基本方針

地震による被害が発生し、または二次災害等が発生するおそれがある場合、市は、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令や避難誘導等を、的確に実施する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に対し十分な配慮を行う。

また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所の設置及び管理運営の方法について定める。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第２　避難準備情報、避難勧告、避難指示

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第２（P223）に準ずる。

第３　避難の区分

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第３（P223）に準ずる。

第４　避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定

１　避難勧告、避難指示及び警戒区域設定の実施責任者

（１）避難勧告、避難指示の実施責任者

実施責任者	内　　容（要件）	根　拠　法
市　　長	災害全般	災対法第60条
警　察　官	災害全般（ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または市長から要求があったとき）	災対法第61条 警察官職務執行法第４条
海上保安官	〃　（　〃　）	災対法第61条
知　　事	災害全般（ただし災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災対法第60条
自　衛　官	〃 （警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条の２
知事またはその命を受けた職員 水防管理者 （市　　長）	洪水または高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条
知事またはその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

（２）警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	警戒区域設定を行う要件	根　拠　法　規
市　　長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき	災対法第63条
警　察　官 ・ 海上保安官	災害全般 市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災対法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自　衛　官	災害全般 市長、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災対法第63条
消防吏員または消防団員	災害（水災を除く）の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法第28条、第36条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水、高潮が発生し、水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

２　避難勧告、避難指示の基準及び報告

（１）局地的な災害による避難勧告、避難指示

地域を限定した避難勧告、避難指示を行う要件は、次のとおりである。

ア　津波による災害のおそれがあると判断されたとき
イ　河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
ウ　火災が拡大するおそれがあるとき
エ　爆発のおそれがあるとき
オ　ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき
カ　地すべり、崖崩れ等の土砂災害により、著しく危険が切迫しているとき
キ　大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
ク　その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

（２）広域的な災害による避難勧告、避難指示命令

広域的な避難勧告、避難指示発令を行う要件は、次のとおりである。

ア　延焼火災が拡大し、または拡大するおそれがあるとき
イ　ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
ウ　その他、市民の生命を守るため必要と認められるとき

（３）避難情報の判断基準

避難の種別	基　　準
避難準備情報	1　災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
避　難　勧　告	1　災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
避　難　指　示	1　避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2　災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき
屋内での待機等の指示（屋内安全確保）	1　各種特別警報が発令される等、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ※土砂災害、津波災害時には「屋内での待機等の指示」は行わない。 ※特別警報が発令された時点では、既に避難勧告または避難指示が発令されている状況にある場合が多い。

（４）国及び県への助言の要請

市は、避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区気象台、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所能代事務所等に対して助言を求める。

（５）避難準備情報、避難勧告、避難指示

ア　市長

（ア）市長による措置

避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、前記（３）の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等を発令できないときは、地方自治法第153条の規定により、現場付近にいる、市職員に併任されている消防本部職員、消防団員、市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

（イ）報告

市長は、避難のため立ち退きを勧告し、若しくは指示し、または立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、市長が警察官または海上保安官から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けたとき、及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。

市　　長 → 知　　事

イ　警察官

（ア）警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、管理者、その他関係者に避難を促す等、必要な措置をとるよう命じるとともに、自らその措置をとる。

（イ）災対法による指示

市長による避難指示ができないと認めるとき、または市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

（ウ）　報告・通知

A　上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。

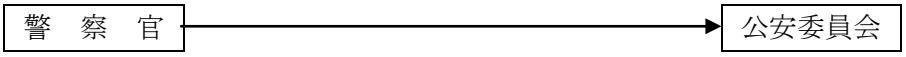

B　上記(イ)により、避難のため立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に報告する。

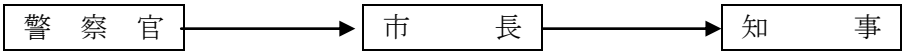

ウ　海上保安官

（ア）災対法による指示

上記イの(イ)の警察官に準じる。

（イ）報告・通知

避難のための立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。

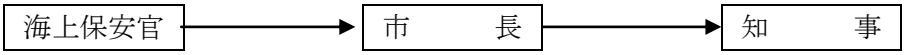

エ　自衛官

（ア）避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記イの(ア)警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとることができる。

（イ）報告

上記アにより自衛官がとった措置については、順序を経て大臣の指示する者に報告する。

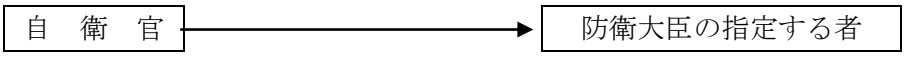

オ　水防管理者

（ア）指示

洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、その該当者に対して、避難のための立ち退きを指示する。

（イ）通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

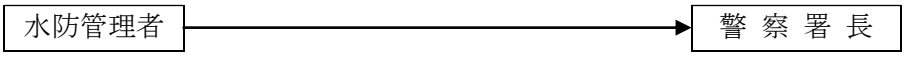

カ　知事またはその命を受けた職員

（ア）洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

（イ）地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、立ち退きを指示する。

（ウ）通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

知事またはその命を受けた職員 → 警 察 署 長

（６）避難勧告等の解除に当たっての留意事項

市は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

３　避難準備情報、避難勧告、避難指示の要領

（１）避難準備情報、避難勧告、避難指示の内容

避難準備情報、避難勧告、避難指示を行う場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア　避難の対象地域
イ　避難勧告・避難指示の理由
ウ　避難勧告・避難指示の期間
エ　避難先
オ　避難経路
カ　その他必要な事項

なお、避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）については、市長が防災関係機関と協議して最も適当な避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）を指示し、開設する。

指定緊急避難場所及び指定避難所については、「資料編○○　指定避難所、指定緊急避難場所一覧」（P○○）に示す。

（２）市民への周知

避難準備情報、避難勧告、避難指示を行った者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

ア　市民への周知徹底

避難準備情報、避難勧告、避難指示を行った者は、速やかにその旨を市民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

（ア）直接的な周知として、防災行政無線、広報車、サイレン、防災情報メール配信等を活用する。

（イ）消防機関、警察、自治会長・町内会長（自主防災組織）を通じて周知する。
なお、自治会長・町内会長については、電話、メール送信等により連絡する。

（ウ）報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。

イ　避難対象地区の巡回確認

消防職員や消防団等は、避難対象区域を巡回し、避難状況等を市災害対策本部に報告

する。

ウ　防災関係機関相互の連絡

避難準備情報、避難勧告、避難指示及び解除を行った者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

（３）避難行動要支援者への配慮

ア　避難準備情報等の発令・伝達

避難準備情報として発令される「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

（ア）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること

（イ）同じ障がいであっても､必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

（ウ）高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

等、その情報伝達について、特に配慮する。

イ　個別計画の活用

避難準備情報が発表された場合、避難行動要支援者の支援プランの「個別計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。

ウ　多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

（４）報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

（５）避難指示・勧告マニュアル

本計画に定めるもののほか、避難指示・勧告マニュアルに基づき、避難勧告、避難指示等の伝達を行うものとする。

４　警戒区域の設定

（１）警戒区域の設定

ア　市長

市長は、生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止またはその区域からの退去を命ずる。

イ　警察官

市長またはその職務を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があ

った場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

ウ　自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官及び海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

エ　海上保安官

市長またはその職権を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

オ　消防吏員または消防団員

消防活動・水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置することができる。（消防法第28条、第36条、水防法第21条）

（２）警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難勧告または避難指示と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

（３）警戒区域の設定に当たっての留意事項

ア　警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

イ　警戒区域の周知は、市防災行政無線及び広報車、または消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。

ウ　警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。

エ　警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、またはロープ等で明示する。

第５　避難誘導

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第５（P232）に準ずる。

第６　避難路及び避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）の安全確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第６（P233）に準ずる。

第７　来訪者、入所者等の避難

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第７（P233）に準ずる。

第８　避難に関する留意事項

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第８（P234）に準ずる。

第９　指定避難所の開設、運営

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第９（P235）に準ずる。

第10　広域一時滞在

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第10（P241）に準ずる。

第11　指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第11（P241）に準ずる。

第12　帰宅困難者支援

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第12（P242）に準ずる。

第13　指定避難所等の飼養動物対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第13（P243）に準ずる。

第14　災害救助法を適用した場合の指定避難所に関する基準

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第14（P243）に準ずる。

第11節　消防・救助救急活動対策

【実施機関：消防本部、秋田海上保安部】

第１　基本方針

大規模地震の発生時には、建物等の倒壊や火災の同時多発、延焼拡大等により、多大な人的被害が発生するおそれがある。その場合、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分する。

消防本部は、市及び防災関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救助救急活動を実施し、市民の安全確保と被害の軽減を図る。

第２　消防活動

大規模な地震災害や同時多発火災が発生したときは、「震災時消防対策計画」に基づき、迅速かつ的確な組織の確立と防災関係機関との連携による消防・救急活動を実施し、市民の生命、身体の安全確保と被害の軽減を図る。

１　組織

（１）活動体制

地震が発生し、被害が予想される場合は、必要に応じて消防本部に「対策本部等」を設置し、状況把握に努めるとともに消防本部各班へ活動を指示する。

（２）動員体制

消防職員は、市域内に震度４以上の地震が発生した場合、または地震による被害の発生が予想される場合は、別命を待つことなく直ちに所定の場所に参集する。

２　初動措置

地震発生時の初動措置は、次により行うものとする。

（１）消防本部の初動措置

ア　消防長は、直ちに消防本部に「震災指揮本部」を設置し、災害防除に必要な措置をとる。

イ　市災害対策本部が設置された場合は、職員を派遣し、情報連絡、その他、本計画に定められた業務を行う。

ウ　署長は、消防長を補佐し、総合的な部隊の運用を行う。副署長、各課長は署長を補佐し、震災時活動分掌に基づく活動を開始する。

エ　夜間及び休祭日の通常日勤者不在時の場合は、暫定的に当直責任者指示のもと、宿直全員で初動の応急的業務を開始し、参集者の到着までできうる範囲に実施しておくようにする。

（２）消防署（所）の初動措置

ア　庁舎内使用火気の即時停止を図る。

イ　車両の安全移動を行う。

ウ　シャッター等開口部を開放する。

エ　非常電源を確保する。
オ　無線を開局し、無線通信確保と合わせて、管轄区域内の被害状況を報告する。
カ　高所見張り（至近の高層建築物）を実施し、火災の早期発見に努める。
キ　各署所別、所属管内の出火防止巡回広報を行う。
ク　ホース、小型動力ポンプ等、多発火災防ぎょに使用する資機材を積載し、不必要な資機材は降し、出場後資機材を取りに戻らないように配意する。（一旦活動に入ると、現場から現場へと移動することが考えられる。）
ケ　携帯ラジオ等で正確な情報を収集する。
コ　活動隊員の飲料水と車両燃料の確保を図る。
サ　地震発生当初の主眼は、出火防止及び延焼拡大防止とし、火災防ぎょに対応する体制を図る。
シ　万一、署所庁舎が倒壊または出場車両が路面亀裂場所等に落ち、出場不能となった場合等は、直ちに徒歩活動隊に編成換えし、軽トラック、バイクを利用する等、機動性を配意した応用対策を講じて、絶対的不足の消防力に一層の欠如を生じさせないよう臨機応変な活動手段を図る。
ス　署所当直責任者は、地震発生後の管内状況を冷静に判断し、火災の発生がなかった場合においては、直ちに救助、救護の対応体制に切り替える。（ただし、地震による傷者が多数発生したとしても、火災が発生した場合は火災制圧を第一とする。）
セ　消防署は、広報車または消防車両を海岸及び河川地域に出場させ、退避場所や退避ルート等自らの安全確保を前提として、次による海面監視等を実施する。
（ア）津波予報がない場合でも、津波に関する情報が判明するまで所定の場所において潮位観測及び海面状態を監視する。
（イ）津波注意報が発令された場合は、広報後少なくとも30分以上は潮位観測及び海面状態を監視する。
（ウ）津波警報が発令された場合は、市及び防災関係機関と密接な連絡のうえ、徹底した広報活動または避難誘導を行う。
ソ　土砂災害の発生するおそれのある区域を管轄する署所においては、防災関係機関及び消防団に対し、積極的に情報を求める。
タ　災害時出場の広報車は、他の事象に対処することも配意して、原則として２名乗車する。

３　消火活動

地震後の火災発生が人的被害の多少を左右することから、出火防止、火災の早期発見と鎮圧に全力を傾注することとする。また、地震時の火災防ぎょの部隊運用の基本は、１件の火災に対し消防隊１～２隊とし、以下、震災時活動要領の基本に基づき、消火活動を行う。

（１）重要地域優先の原則

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、病院、学校、社会福祉施設等、さらには火災危険区域等を優先して活動する。

（２）消火可能区域優先の原則

多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動する。

（３）市街地火災優先の原則

大工場、多量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の活動を優先して活動する。

（４）避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）・避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）、避難路確保の活動を行う。

（５）火災現場活動の原則

ア　出動隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救急・救命活動の成算等を総合的に判断して活動を行う。

イ　火災の規模により消防力が優先と判断した場合は、積極的に攻勢的消火活動を行う。

ウ　火災の規模により消防力が劣勢と判断した場合は、道路、河川、空地等を活用して守勢的活動により延焼を阻止する。

４　消防団の活動

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節　第２　４（P245）に準ずる。

５　応援要請

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節　第２　５（P246）に準ずる。

第３　情報通信

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節　第３（P246）に準ずる。

第４　自主防災組織による消火活動

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節　第４（P246）に準ずる。

第５　火災及び災害等の報告

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節　第５（P247）に準ずる。

第６　救助・救急活動

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節　第６（P247）に準ずる。

第７　特殊災害発生時の措置

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節の「第７　林野火災等の災害対策」（P248）に準ずる。

第８　防災業務従事者の安全対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節　第８（P249）に準ずる。

第12節　消防防災ヘリコプターの活用

【実施機関：総務部、消防本部】

第１　基本方針

地震災害発生時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、孤立した地区への支援、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第２　運航体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第12節　第２（P250）に準ずる。

第３　臨時ヘリポート

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第12節　第３（P250）に準ずる。

第４　県消防防災ヘリコプターの緊急運航

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第12節　第４（P250）に準ずる。

第５　県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第12節　第５（P252）に準ずる。

第６　夜間救急搬送

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第12節　第６（P253）に準ずる。

第13節　水防活動

【実施機関：総務部、都市整備部、消防本部】

第１　基本方針

地震に伴い水害が発生し、または発生が予想される場合、市は防災関係機関と協力して、これを警戒・防御、または被害の軽減を図るため、「能代市水防計画」に基づいて、市内各河川及び海岸等に対する水防上必要な措置対策を行う。

第２　用語の定義

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第13節　第２（P254）に準ずる。

第３　水防責任

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第13節　第３（P255）に準ずる。

第４　通信施設の優先利用（法第27条第２項）

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第13節　第４（P256）に準ずる。

第５　水防組織

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第13節　第５（P256）に準ずる。

第６　水防体制と出動

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第13節　第６（P259）に準ずる。

第７　水防警報の種類・内容及び発表基準

水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内　容	発　表　基　準
待　機 ＊ 国交省 の　み	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき

種類	内　容	発　表　基　準
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	はん濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

＊「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に応じて水防警報を発表する。
（資料：「平成26年度　秋田県水防計画　実務編」）

第８　水防警報、水防指令の伝達系統図

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第13節　第９（P262）に準ずる。

第９　水防活動

１　巡視

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

２　非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに山本水防支部（山本地域振興局建設部）に連絡するとともに水防作業を開始する。

（１）裏法の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
（２）表法で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
（３）堤防の上面の亀裂または沈下
（４）堤防の水があふれている状況
（５）水門の両袖または低部よりの漏水と扉の締り具合不良
（６）橋梁その他の構造物との取付部分の異常

３　水門、樋門等の措置

（１）水門、樋門等の取扱責任者は、水防に関して必要なときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉の開閉を行わなければならない。
（２）取扱責任者は、門扉の操作等について支障のないよう毎年出水期に先だち整備点検を行わなければならない。

４　災害発生時の措置

災害発生時には、市民及び防災関係機関に情報伝達するとともに、水防作業の実施、避難

のための立ち退きの指示及び避難誘導、緊急輸送等を行う。

第14節　災害警備活動

【実施機関：能代警察署、秋田海上保安部】

第１　基本方針

警察及び海上保安部は、防災関係機関との緊密な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、市民の生命及び身体の保護を図る。

第２　警察

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第14節　第２（P264）に準ずる。

第３　海上保安部

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第14節　第３（P265）に準ずる。

第15節　交通、輸送対策

【実施機関：都市整備部、市民福祉部、総務部、能代警察署、他道路管理者、東日本旅客鉄道㈱、秋田海上保安部】

第１　基本方針

震災時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。

そのため、市及び防災関係機関は、輸送網の応急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、資機材、物資等の緊急輸送に努める。

第２　輸送の対象

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第15節　第２（P266）に準ずる。

第３　輸送網の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第15節　第３（P266）に準ずる。

第４　道路の交通規制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第15節　第４（P267）に準ずる。

第５　海上航行規制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第15節　第５（P269）に準ずる。

第６　輸送手段の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第15節　第６（P269）に準ずる。

第７　輸送拠点・集積場所

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第15節　第７（P272）に準ずる。

第８　災害派遣等従事車両に係る手続き

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第15節　第８（P273）に準ずる。

第16節　給食、給水対策

【実施機関：市民福祉部、環境産業部、都市整備部】

第１　基本方針

地震発生直後の食料及び飲料水の確保・供給は、被災者の生命維持のために、非常に重要である。

そのため、市は、被災者に対して、速やかに食料の配布及び応急給水を行う。

また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても、食料及び飲料水の供給を行う。

第２　給食対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第16節　第２（P274）に準ずる。

第３　給水対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第16節　第３（P276）に準ずる。

第17節　生活必需物資等の供給対策

【実施機関：市民福祉部】

第１　基本方針

市は、地震災害により被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な市民に対し、衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速かつ確実に行い、市民生活の安定を図る。

なお、女性に配慮した生活必需品の確保に努めるとともに、女性用品の配布については、女性が対応する等、女性への配慮を十分に行う。

第２　生活必需品物資供給の実施機関等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第17節　第２（P279）に準ずる。

第３　生活必需品の確保及び配分方法

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第17節　第３（P279）に準ずる。

第４　滞留物資の管理等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第17節　第４（P280）に準ずる。

第５　県、相互応援協定都市自治体、協定締結事業所への協力要請

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第17節　第５（P280）に準ずる。

第６　義援物資

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第17節　第６（P280）に準ずる。

第18節　燃料の確保

【実施機関：総務部、都市整備部】

第１　基本方針

大規模地震が発生した場合には、製油所の被災による操業停止や道路網の寸断によって、燃料不足が起こる可能性がある。

市は、燃料油に係る情報を収集して、市民に提供するとともに、必要に応じて、協定に基づき秋田県石油商業組合能代山本支部に対して、石油製品等の供給を要請する。

第２　石油商業協同組合との協定に基づく優先給油の実施

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第18節　第２（P281）に準ずる。

第３　燃料油に係る情報の収集・提供

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第18節　第３（P281）に準ずる。

第19節　応急医療救護

【実施機関：市民福祉部、消防本部、能代市山本郡医師会、能代市山本郡歯科医師会、秋田県薬剤師会能代山本支部】

第１　基本方針

大規模な地震災害が発生した場合は、多数の傷病者の発生により、医療機関の一時的な混乱や、医療活動の停滞等が考えられる。

このため、医療機関は、市及び防災関係機関と連携し、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施するとともに、搬送体制を強化し、市民の生命を最優先に守る。

第２　初動医療体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第19節　第２（P282）に準ずる。

第３　傷病別搬送体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第19節　第３（P285）に準ずる。

第４　在宅医療機器使用患者等への対応

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第19節　第４（P286）に準ずる。

第５　収容医療機関

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第19節　第５（P286）に準ずる。

第６　医薬品・資器材の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第19節　第６（P287）に準ずる。

第７　医療ボランティアの活用

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第19節　第７（P287）に準ずる。

第８　災害・救急医療情報システム

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第19節　第８（P288）に準ずる。

第９　市民への災害医療情報の提供

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第19節　第９（P289）に準ずる。

第20節　災害ボランティアの受入れ

【実施機関：関係各部局、市社会福祉協議会】

第１　基本方針

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策活動が広範囲または長期に及ぶことが考えられる。その場合、円滑な応急対策を継続的に実施するためには、多くの人員が必要となる。

このため、市は、市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害ボランティアを受入れ、その協力を得る。

第２　災害ボランティアの分類

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第20節　第２（P290）に準ずる。

第３　災害ボランティアの活動分野

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第20節　第３（P290）に準ずる。

第４　受入体制の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第20節　第４（P291）に準ずる。

第５　連携体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第20節　第５（P292）に準ずる。

第21節　公共施設等の応急対策

【実施機関：都市整備部、市民福祉部、東北電力㈱能代営業所、各通信事業者、東日本旅客鉄道株式会社、防災関係機関、各施設管理者】

第１　基本方針

水道、下水道、電力、通信、ガス等のライフライン施設、また、道路、河川、港湾、漁港、鉄道等の公共土木施設、さらに社会福祉施設や医療施設等が、災害による被害を受けた場合は、市民生活に多大な影響を与えるとともに、様々な災害応急対策活動に大きな支障をきたすことになる。

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合、市民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、緊急点検を実施して被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、二次災害防止のため必要な措置をとるものとする。

第２　水道施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第２（P293）に準ずる。

第３　公共下水道施設（合併処理浄化槽を含む）及び農業集落排水処理施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第３（P294）に準ずる。

第４　電力施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第４（P296）に準ずる。

第５　電信電話施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第５（P297）に準ずる。

第６　都市ガス施設の応急復旧

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第６（P300）に準ずる。

第７　道路及び橋梁施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第７（P301）に準ずる。

第８　河川及び内水排除施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第８（P302）に準ずる。

第９　港湾施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第９（P304）に準ずる。

第10　鉄道施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第10（P305）に準ずる。

第11　社会福祉施設等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第11（P305）に準ずる。

第12　医療施設

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第21節　第12（P306）に準ずる。

第22節　危険物施設等の応急対策

【実施機関：消防本部、能代警察署、秋田海上保安部、ＬＰガス保安協会、保健所、各事業所、施設管理者】

第１　基本方針

地震災害によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、危険物質等の化学反応の誘発による爆発等、その特殊性から二次、三次の災害に発展するおそれがある。

このため、漏洩物質等の性質及び取り扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関は、緊密な連携のもとに被害の拡大を防止する。

第２　危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第22節　第２（P307）に準ずる。

第３　火薬類

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第22節　第３（P308）に準ずる。

第４　高圧ガス

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第22節　第４（P308）に準ずる。

第５　ＬＰガス

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第22節　第５（P308）に準ずる。

第６　毒物、劇物

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第22節　第６（P309）に準ずる。

第23節　危険物等積載運搬車両の事故対策

【実施機関：都市整備部、道路管理者、消防本部、能代警察署、防災関係機関、関係団体等】

第１　基本方針

タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両の地震による事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、ＬＰガス、薬液等の危険物が漏洩し爆発・火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は、緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市は、防災行政無線等を介し、市民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携して、速やかな避難措置を講ずる。また、市民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により、周知徹底を図る。

第２　漏洩物質の防除措置

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第23節　第２（P311）に準ずる。

第３　実施要領

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第23節　第３（P312）に準ずる。

第24節　防疫、保健衛生対策

【実施機関：環境産業部、市民福祉部】

第１　基本方針

地震災害発生時における被災地の防疫、保健衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、市民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

第２　防疫

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第24節　第２（P313）に準ずる。

第３　食品衛生監視

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第24節　第３（P314）に準ずる。

第４　被災者の健康保持

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第24節　第４（P314）に準ずる。

第５　防疫用薬品、資器材等の調達

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第24節　第５（P315）に準ずる。

第６　こころのケア対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第24節　第６（P315）に準ずる。

第25節　動物の救護

【実施機関：市民福祉部、環境産業部、保健所、防災関係機関】

第１　基本方針

大規模な地震が発生した時には､飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性がある。

市は、大規模地震発生時において、県、防災関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護及び管理の観点から、飼い主の支援及び被災動物の保護に努める。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、防災関係機関及び関係団体等の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

第２　特定動物・飼養動物の対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第25節　第２（P317）に準ずる。

第３　指定避難所の飼養動物の管理

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第13（P243）に準ずる。

第26節　廃棄物の処理

【実施機関：環境産業部、都市整備部】

第１　基本方針

市は、地震災害により発生した大量のごみの処理、し尿の汲み取り処分等の清掃業務を迅速に実施し、環境衛生の保全を図る。

第２　実施機関

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第26節　第２（P318）に準ずる。

第３　廃棄物処理の方法

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第26節　第３（P318）に準ずる。

第４　廃棄物の処理施設の応急復旧等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第26節　第４（P319）に準ずる。

第５　廃棄物の一時保管場所

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第26節　第５（P320）に準ずる。

第27節　行方不明者及び遺体の捜索、収容、埋火葬計画

【実施機関：企画部、環境産業部、市民福祉部、消防本部、能代警察署、秋田海上保安部、能代市山本郡医師会】

第１　基本方針

市は、地震災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者の捜索、または遺体の処理・収容・埋火葬を実施し、被災者の精神的な安定を図る。

なお、遺体の捜索、検視、安置、埋葬等については、県が策定する「大規模災害時における遺体処理・埋火葬等計画」に基づいて実施する。

第２　行方不明者及び遺体の捜索

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第27節　第２（P321）に準ずる。

第３　遺体の処理

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第27節　第３（P322）に準ずる。

第４　遺体の埋火葬

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第27節　第４（P324）に準ずる。

第５　費用

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第27節　第５（P325）に準ずる。

第６　応援要請

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第27節　第６（P325）に準ずる。

第７　広報

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第27節　第７（P325）に準ずる。

第28節　障害物の除去

【実施機関：都市整備部、道路管理者、河川管理者】

第１　基本方針

市は、職員による所管施設の巡視や、道路管理者及び河川管理者との連絡等により、迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、住宅、所管の道路および河川施設について、障害物の除去、解体を実施する。除去作業に当たっては、県、近隣市町村、民間事業者等による応援協力体制を活用する。

第２　道路関係障害物の除去

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第28節　第２（P326）に準ずる。

第３　河川関係障害物の除去

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第28節　第３（P326）に準ずる。

第４　住家関係障害物の除去

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第28節　第４（P327）に準ずる。

第５　障害物集積所の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第28節　第５（P327）に準ずる。

第６　障害物の処理

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第28節　第６（P328）に準ずる。

第29節　文教対策

【実施機関：教育部】

第１　基本方針

市教育委員会及び各学校長は、地震が発生した場合、あらかじめ定めた計画に基づき、児童・生徒の安全を最優先で確保する。地震災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、市教育委員会及び各学校長は、緊密に連携し、県教育委員会等関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設が被災した場合は、必要な応急措置を実施する。

また、地震により文化財が被災した場合、市教育委員会は、所有者から被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財に対して応急措置を迅速に講ずる。文化財の所有者または管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、地震が発生した場合、適切な対応を実施する。

第２　情報等の収集・伝達

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第29節　第２（P329）に準ずる。

第３　応急措置災害発生直後の体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第29節　第３（P329）に準ずる。

第４　応急教育の実施

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第29節　第４（P330）に準ずる。

第５　教科書、学用品の調達及び支給

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第29節　第５（P331）に準ずる。

第６　学校給食対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第29節　第６（P332）に準ずる。

第７　文化財の保全対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第29節　第７（P332）に準ずる。

第30節　応急保育の実施

【実施機関：市民福祉部】

第１　基本方針

地震災害が発生した場合、市は、乳幼児をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、乳幼児の精神的安定を確保する。

第２　情報等の収集・伝達

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第30節　第２（P334）に準ずる。

第３　応急措置災害発生直後の体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第30節　第３（P334）に準ずる。

第４　応急保育の実施

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第30節　第４（P335）に準ずる。

第31節　住宅応急対策

【実施機関：都市整備部】

第１　基本方針

市は、地震による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し、または自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の提供や市営住宅等の空き家のあっせん、日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、市は県等と連携し、建築物の応急危険度判定を実施する。

第２　公的住宅等の提供

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第31節　第２（P336）に準ずる。

第３　応急仮設住宅の設置

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第31節　第３（P336）に準ずる。

第４　被災住宅の応急修理

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第31節　第４（P338）に準ずる。

第５　応急危険度判定

市は、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していく。

１　応急危険度判定

応急危険度判定は、次のように実施する。

（１）判定士派遣要請・派遣

ア　判定士派遣要請

市は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ　判定士の受入体制

応急危険度判定士は震災後早期に来市して判定活動に当たるが、ボランティアであることから、市内の地理や被害状況について不案内であったり、滞在場所や食料について備えが不十分なこともあり得る。したがって、市はこれらの問題点を解消し、判定士の活動を支援するため、地図の提供、その他応急危険度判定に必要な資機材の提供を行う。

（２）応急危険度判定活動

ア　判定の基本的事項

（ア）判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

（イ）判定実施時期及び作業日数は、２週間程度で、一人の判定士は３日間を限度に判定作業を行う。

（ウ）判定結果の責任については、市が負う。

イ　判定の関係機関

市は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

（３）判定作業概要

ア　判定作業は、市の指示に従い実施する。

イ　応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の３種類の構造種別ごとに行う。

ウ　判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

２　住宅の応急危険度判定実施上の留意事項

応急危険度の判定には迅速性と確実性の両面が要求され、判定結果に矛盾があると市民の不満に結びつきやすいので、配慮が必要である。

第32節　災害救助法の適用

【実施機関：総務部】

第１　基本方針

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を図ることを目的とした緊急の措置である。市は、地震災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行う。

災害救助法が適用された場合は、市民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

第２　適用基準

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第36節　第２（P354）に準ずる。

第３　被害の認定基準

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第36節　第３（P355）に準ずる。

第４　災害救助法の適用手続

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第36節　第４（P355）に準ずる。

第５　災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第36節　第５（P355）に準ずる。

第６　救助の実施状況の記録及び報告

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第36節　第６（P356）に準ずる。

第７　災害救助基金の運用

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第36節　第７（P356）に準ずる。

第８　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第36節　第８（P356）に準ずる。

第33節　罹災証明書の発行

【実施機関：総務部、環境産業部、消防本部】

第１　基本方針

地震による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、災害対策基本法第90条の２で市町村による罹災証明書の発行が義務化されている。

市は、地震災害発生後、被災者に対する支援措置を早期に実施するために、遅滞なく罹災証明書を交付する。

第２　発行手続き

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第37節　第２（P357）に準ずる。

第３　証明の範囲

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第37節　第３（P358）に準ずる。

第４　手数料

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第37節　第４（P358）に準ずる。

第５　証明書

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第37節　第５（P358）に準ずる。

第４編　津波災害対策

第１章　津波被害想定

第１節　津波に関する知識

第１　海溝型地震と津波

海溝型地震は、海底のプレート境界や海底の活断層で発生し、マグニチュード７程度から津波をともなう。その発生間隔は活断層より短く、地震の規模もマグニチュード８を超える巨大地震が発生する。

津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くないが、沿岸部に近づくと、波高が高くなり沿岸部に被害をもたらす。

津波の第１波は、引き潮から始まる引き波と、押し寄せから始まる押し波がある。また、小さな引き潮の後に大きな津波が押し寄せるなど一様でなく、津波は第１波よりも２波、３波目が大きいこともある。

特に、沿岸部では外洋と比較して水深が浅いことや、海底地形等の影響により、次のような現象が発生することがある。

○　浅水効果

外洋での津波の波長（波の山と山あるいは谷と谷の距離）は数10kmにもなり、速度は水深が深いほど速く、浅いほど遅くなる。津波が水深の浅い沿岸に近づくと、波の先端ほど水深が浅く、津波の先端部が減速するため、津波の前面に後方部が乗り上げるような形となって波高が高くなる。

○　集中効果

津波がＶ字型の湾内に入り込んだ場合、湾の両側から波が圧縮されるような現象が生じ、波高が高くなる。特に、狭い湾の奥になるほど波高が高くなる。

○　共鳴効果

津波の波長が湾の大きさの４倍程度である場合は、湾の奥における波高が次々と高くなる現象が生じる。

○　その他の効果

海底地形によって進路が屈折する現象などが加わる。

海岸から沖合いに向かって等深線が張り出すような海底地形を呈する箇所では、津波の進路が屈折することにより集中する現象が生じる。これをレンズ効果という。

以上のような効果が重なり、時には、「屏風を立てたような」、または「海の壁」と表現されるような津波が来襲することがある。

津波の速度

水　　深	速　度	備　　考
水深4,000mの外洋	秒速…約200m 時速…約700km	ジェット旅客機の巡航速度と同程度
水深　100mの沖合	秒速…約30m 時速…約110km	高速道路を走る車より少し速い程度
海岸部の浅瀬	秒速…約10m 時速…約36km	津波が目前に追ってくると逃げるのは困難

第２節　津波観測体制

第１　津波観測

昭和58年日本海中部地震や平成５年北海道南西沖地震では、大きな津波災害が発生した。気象庁では、これらの津波被害を契機に津波観測網の整備を進め、従来から全国66箇所で行っていた検潮所での津波観測体制を強化し、平成７年度に超音波式の津波観測施設（10箇所）、南鳥島に遠地津波観測施設を整備した。その他、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、自治体等で整備した観測データをリアルタイムで収集し､現在では合計224箇所の観測データを津波情報に活用している。また、水圧式の巨大津波観測施設89箇所を整備し、高さ約20mまでの津波の観測が可能となっている。

東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域に沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なＧＰＳ波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。

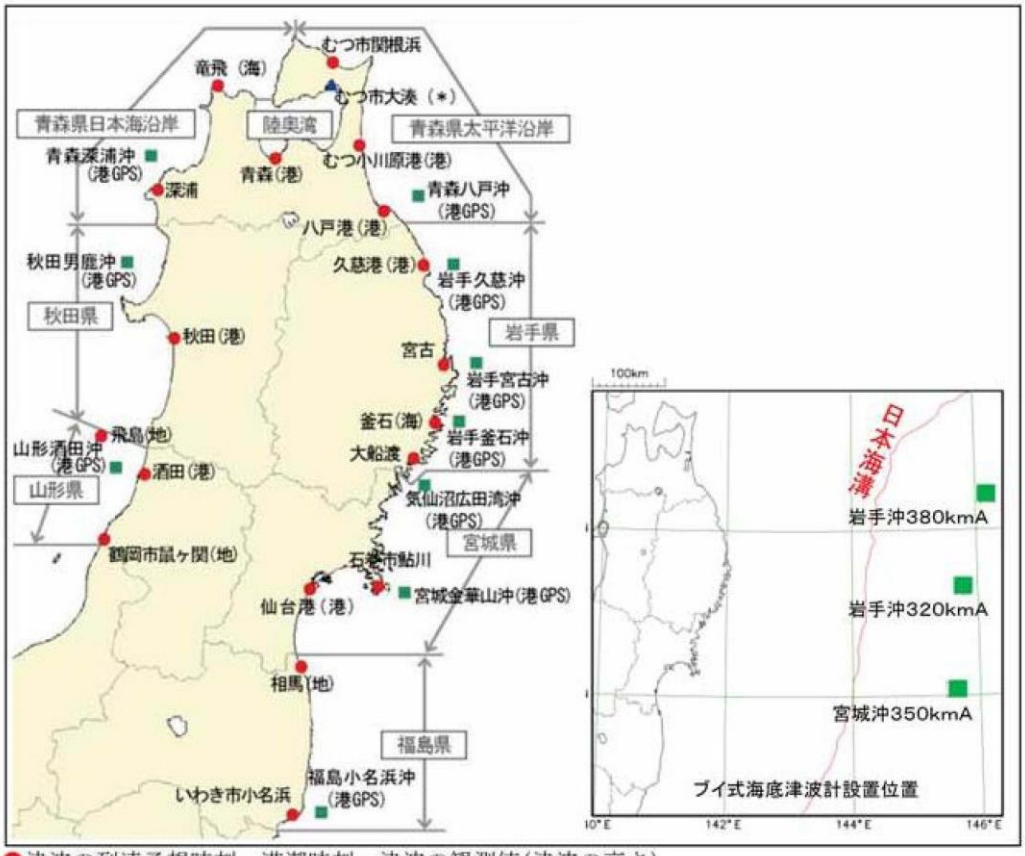

注）各観測点のうち、（海）は海上保安庁、（港）は港湾局、（港GPS）は港湾局のＧＰＳ波浪計、（地）は国土地理院の所属を示している。また、（＊）の観測点は検潮所が無く、津波の到達予想時刻・満潮時刻のみ発表する地点である。
これら以外は、気象庁の所属である。

東北地方の津波情報に用いる地点と津波予報区（平成25年９月１日）

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」）

津波予報区　（平成25年９月１日）

津波予報区名称		区　　域
秋　田　県		秋田県の沿岸
青森県	日本海沿岸	青森県（大間崎北端以東の太平洋沿岸及び東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸を除く。）
	太平洋沿岸	青森県（大間崎北端以東の太平洋沿岸に限る。）の沿岸
	陸　奥　湾	青森県の東津軽郡外ヶ浜町館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸
山　形　県		山形県の沿岸
岩　手　県		岩手県の沿岸
宮　城　県		宮城県の沿岸
福　島　県		福島県の沿岸

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」）

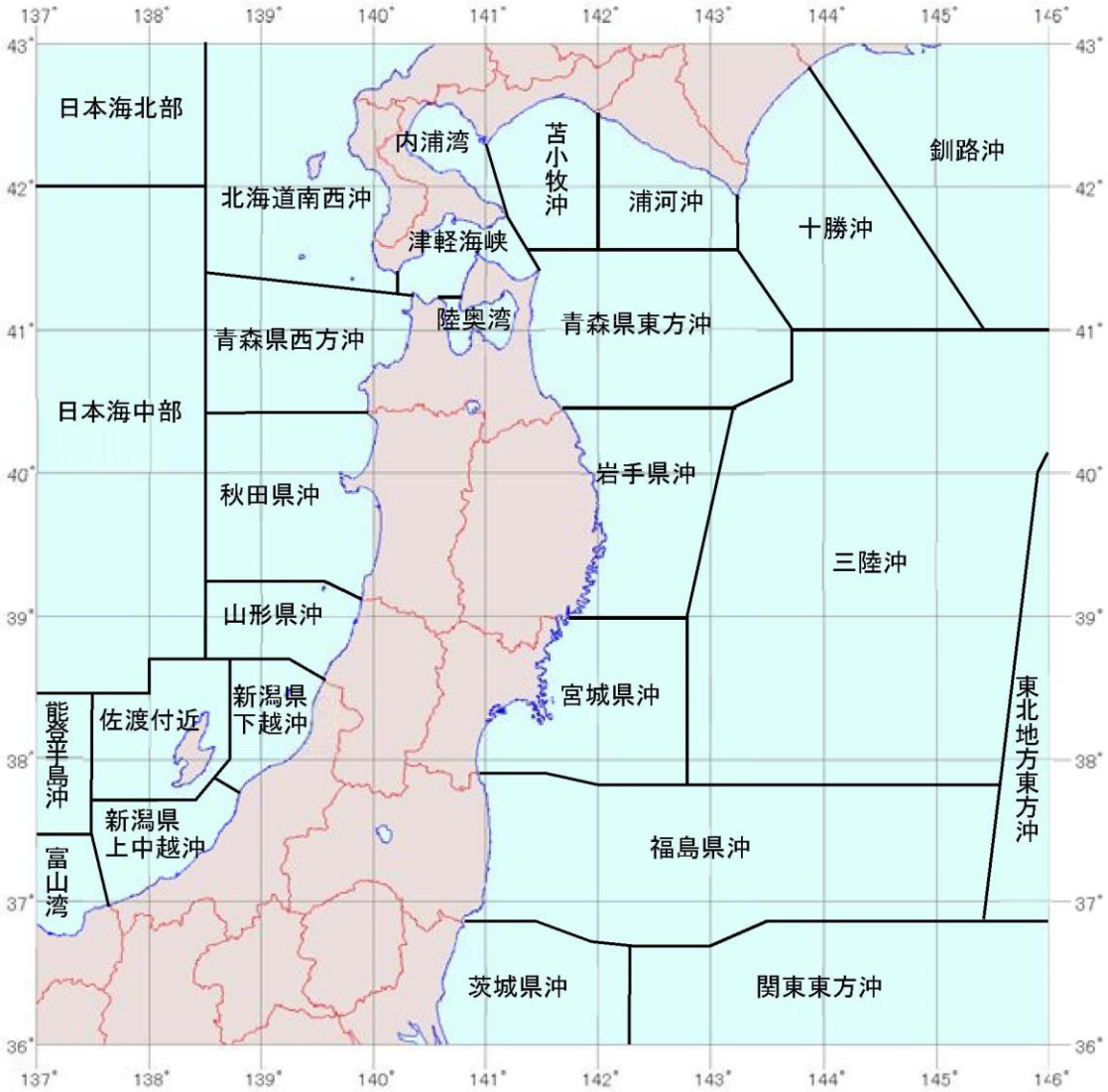

各種情報に用いられる海域の震央地名（東北地方とその周辺）

（資料：「秋田県地域防災計画　平成26年３月」）

第３節　津波被害想定

第１　秋田県による津波被害想定

秋田県が実施した「地震被害想定調査」（平成25年度）では、海域地震によって津波が発生した場合、どの程度の浸水域、浸水深、津波高等になるかをシミュレーションし、その被害の想定を行っている。

想定している海域地震は、以下の単独地震と連動地震の２種に分けられる。

１　単独地震

過去に発生した地震及び国の「地震調査研究推進本部」の長期評価の地震を参考に、単独地震を設定している。

区分	規模	モデル等
海域Ａ	M7.9程度	日本海中部地震（M7.7）等を参考
海域Ｂ	M7.9程度	佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定
海域Ｃ	M7.5程度	新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定

２　連動地震

東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、発生確率は限りなくゼロに近いものの、理論上考え得る最大クラスの地震として、連動地震を設定している。

区　　分	規　　模
海域Ａ＋Ｂ	M8.5程度
海域Ｂ＋Ｃ	M8.3程度
海域Ａ＋Ｂ＋Ｃ	M8.7程度

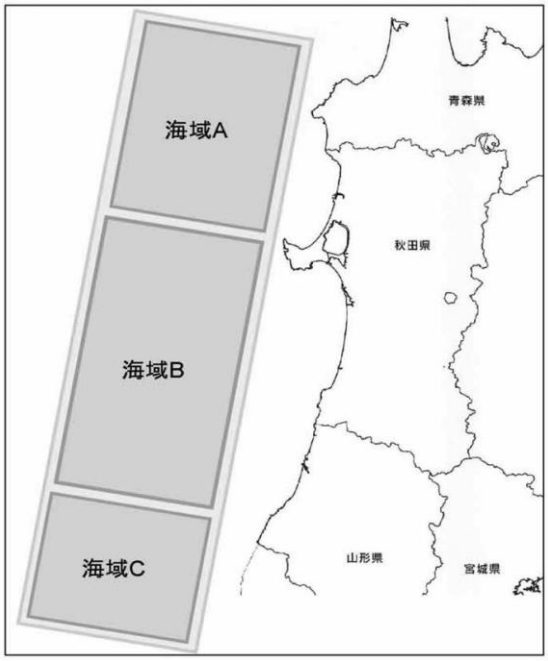

想定地震の位置図

（資料：「秋田県地震被害想定調査　報告書　平成25年８月」）

海域地震の長期評価

地　震　名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震（日本海中部地震）	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％	海域Ａの参考
秋田県沖の地震	１％程度以下	３％程度以下	５％程度以下	海域Ｂの参考
佐渡島北方沖の地震	１％～２％	３％～６％	５％～10％	
山形県沖の地震	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％	
新潟県北部沖の地震	ほぼ０％	ほぼ０％	ほぼ０％	海域Ｃの参考

（資料：地震調査研究推進本部）

第２　本市の津波防災対策の前提となる地震

秋田県が「秋田県地震被害想定調査　報告書（平成25年８月）」の中で示した上記６つの海域地震の中で、国の地震調査研究推進本部の長期評価や歴史的な根拠に基づき、本市に最も大きな影響を与える海域地震は「海域Ａ」の地震である。そのため、「海域Ａ」の被害想定を、「科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」として採用し、これを前提として本市の津波対策を推進する。

なお、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会（平成26年８月）」により「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく震源モデルが示された。今後、県がそのモデルによる浸水想定を実施した場合は、速やかに本計画の見直しを行う。

第３　津波シミュレーション結果

「秋田県地震被害想定調査　報告書（平成25年８月）」に示されている「海域Ａ」の津波シミュレーション結果は、以下のとおりである。

１　沿岸市町における最大津波高と到達時間

地点名	最大津波高（m）	到達時間（分）
八峰町	9.85	24
能代市	**7.06**	**24**
三種町	6.58	26
男鹿市１	6.34	26
男鹿市２	5.72	16
潟上市	3.62	34
秋田市	4.65	35
由利本荘市１	2.91	33
由利本荘市２	2.17	31
にかほ市	2.29	30

（資料：「秋田県地震被害想定調査　報告書　平成25年８月」）

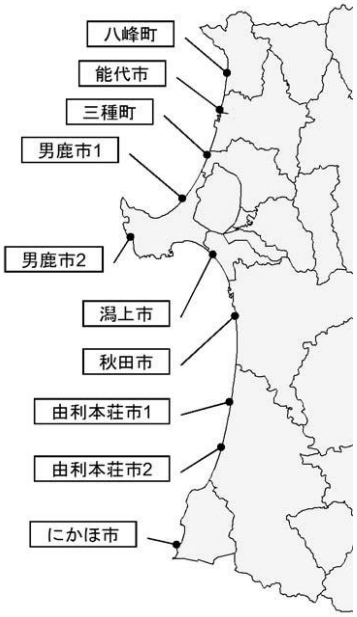

２　津波浸水分布図

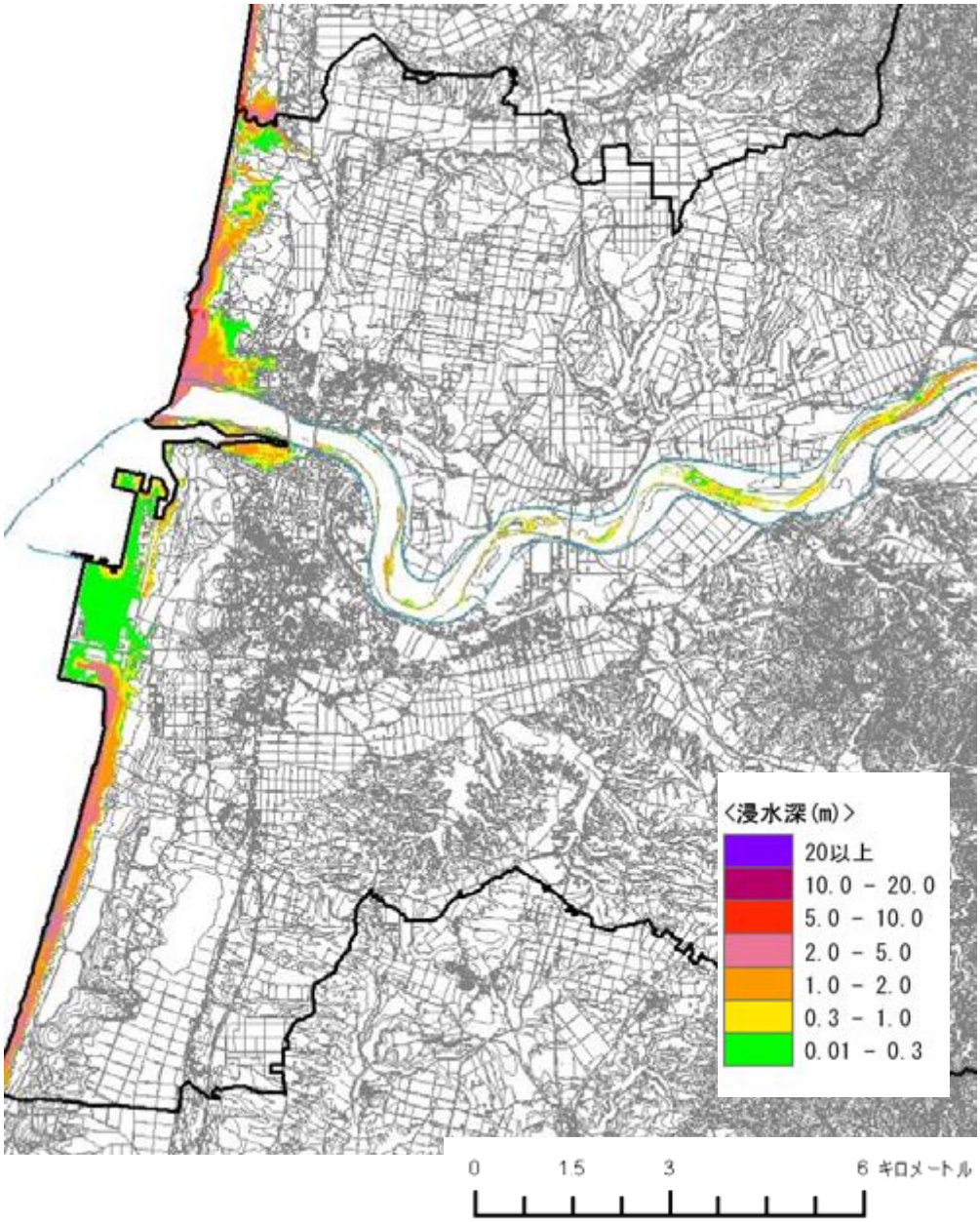

海域Ａ　最大浸水深分布図（施設有り、包絡値）能代市域
（資料：「秋田県地震被害想定調査　報告書　平成25年８月」）

３　被害想定結果（能代市）

海域Ａの想定地震による能代市の主な被害想定結果は、以下のとおりである。

項目＼想定地震			海域Ａ		
マグニチュード			7.9		
最大震度			６弱		
発生条件			夏10時	冬２時	冬18時
建物被害	全壊棟数（棟）		1,381	1,400	
	半壊棟数（棟）		1,876	1,850	
	焼失棟数（棟）		2	2	54
炎上出火件数			1	1	2
地震動による人的被害※	死者数（人）		0	2	2
	負傷者数（人）		123	197	150
		うち重傷者数	1	2	2
細街路被害	延長912,959m		20,822	20,892	
ライフライン被害	上水道	被害箇所	92		
		断水人口（人）	20,675		
	下水道	被害延長（m）	3,638		
		機能支障人口（人）	851		
	都市ガス	機能支障人口（人）	－		
	ＬＰガス	機能支障人口（人）	825		
	電力	停電世帯数（世帯）	10,117	10,442	10,442
	通信	不通回線数（本）	237	240	292
孤立集落数			0	0	
避難者数	１日後		6,484	7,111	7,143
	４日後		7,864	8,456	8,488
	１ヶ月後		1,923	2,662	2,697
震災廃棄物（トン）			215,632	216,152	217,774
食料	食料需要量（食分）		28,310	30,443	30,555
	粉ミルク（ｇ）		15,226	16,373	16,434
飲料水需要量（トン）			62		
応急仮設住宅数			1,828	1,966	1,973
必要仮設トイレ数			150	157	158

（資料：平成25年８月　秋田県地震被害想定調査　報告書より抜粋）

「海域Ａ」地震の津波による人的被害は以下のとおりである。
この人的被害は、地震（建物倒壊、急傾斜地崩壊及び火災延焼）による人的被害との重複を除去した津波によるものである。

津波発生時の時刻等			夏14時（海水浴客有り）	夏14時（海水浴客無し）	冬２時
発災後、すぐに避難した場合	死者数（人）		0	0	1
	負傷者数（人）		0	0	2
		うち重傷者数	0	0	1
早期避難者比率が高い場合（＋呼びかけ）	死者数（人）		1	1	11
	負傷者数（人）		1	1	32
		うち重傷者数	0	0	11
早期避難者比率が低い場合	死者数（人）		13	13	30
	負傷者数（人）		360	360	410
		うち重傷者数	122	122	139

（資料：「秋田県地震被害想定調査　報告書　平成25年８月」）

○「海域Ａ」地震の津波による道路浸水予測

（道路延長　87,677m）

浸　水　深	道路浸水延長（m）
0.01m以上　0.3m未満	2,764
0.3m以上　１m未満	1,019
１m以上　２m未満	380
２m以上　５m未満	103
５m以上　10m未満	0
10m以上　20m未満	0
合　　計	4,266

○「海域Ａ」地震の津波による鉄道浸水予測

（鉄道延長　38,554m）

浸　水　深	鉄道浸水延長（m）
0.01m以上　0.3m未満	263
0.3m以上　１m未満	108
１m以上　２m未満	283
２m以上　５m未満	0
５m以上　10m未満	0
10m以上　20m未満	0
合　　計	654

○その他、主な施設に関する「海域Ａ」地震の津波による浸水可能性

施　　設	浸　水　深　等
能代火力発電所	0.01m以上　0.3m未満
災害拠点施設	0.01m以上　0.3m未満：１施設
危険物取扱施設	0.01m以上　0.3m未満：３施設 １m以上　　２　m未満：１施設

（資料：「秋田県地震被害想定調査　報告書　平成25年８月」）

４　被害想定結果の特徴

（１）津波による人的被害の状況を見ると、早期避難比率が高い場合と低い場合で、被害の状況が大きく異なっている。特に発災後すぐに避難した場合は、津波による人的被害が０となる場合がある。

（２）冬期の被害が大きい。建物被害、避難者数、津波による人的被害についても、冬期の被害が大きくなっている。

（３）施設の津波による浸水深は概ね0.3m未満だが、道路は最大５ｍまで、鉄道は最大２ｍまで、危険物取扱施設は１箇所で１～２ｍの浸水深が想定されている。

第４節　津波防災の基本方針

第１　津波防災対策の基本方針

津波防災対策は、“発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波”と、“比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波”の、二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による地域づくりを推進する。

最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、市民等の生命を守ることを最優先に、市民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設の整備等、ハード対策を進めるものとする。

市は、国土交通大臣が定めた基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）の作成を検討していく。

第２　本編に記載のない事項の取扱い

本編に記載のない事項については、「第２編　一般災害対策編」及び「第３編　地震災害対策編」に準ずる。

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及啓発

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

津波災害から身を守るためには、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現する必要がある。

そのため、市は、様々な機会に、多様な手段により、地域の実情に応じて津波防災に関する啓発及び教育を実施する。

第２　津波に関する知識の普及・啓発

市は、津波に関する知識を市民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるように、津波ハザードマップ等を活用し、広報紙、パンフレット、インターネット等の広報媒体や、研修会や地域コミュニティー活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

市民は、日頃から津波防災訓練への参加や、津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認すると共に、自治会・町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制の構築や、避難行動要支援者の避難体制の構築に協力する。

なお、本項に記載のない事項については、第２編　一般災害対策編　第２章　第１節「第４　市民に対する防災知識の普及」（P36）に準ずる。

津波防災に関する主な普及啓発内容

避難行動に関する知識	1　沿岸で強い揺れを感じた時、またはゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、気象台からの情報を待たず、直ちに海岸から離れた高所に避難する。 2　気象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近または海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。 　海岸から離れた場所でも、津波が河川を遡上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。 　船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。 3　津波到達予想時刻及び予想される津波の高さなどの情報を、市防災行政無線、ラジオ、テレビ、無線及びインターネットなどにより収集する。 4　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで海岸に近づかない。

津波に関する想定・予測の不確実性	1　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。 2　地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。 3　浸水想定区域外でも浸水する可能性がある。 4　避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得る。
家庭での予防・安全対策	1　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常特出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。 2　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策を行う。
その他	1　津波警報等発表時や避難指示、避難勧告の発令時にとるべき行動、避難場所での行動を決めておく。 2　家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決めを行う。

第３　防災教育の推進

市は、県と連携して、学校教育はもとより、様々な場で教育の専門家や現場の実務者等の協力を得るなどして、地域の特徴や過去の津波の教訓等について、継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、調査結果や各種資料を収集・整理し、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く市民に伝承されていくよう努める。

本項に記載のない事項については、以下に準ずるものとする。

○「市及び防災関係機関の職員に対する防災教育」については、第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第２（P35）に準ずる。

○「学校等における防災教育」については、第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第５（P38）に準ずる。

第４　津波防災訓練の実施

市は、市民及び防災関係機関等と連携し、津波災害を想定した情報収集伝達、避難等の総合訓練を定期的に実施する。

また、この訓練から得られた課題を整理・検討のうえ、防災関係職員への防災教育に反映させる。

第５　学術機関との連携

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第３（P36）に準ずる。

第６　防災上重要な施設の管理者等の教育

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第６（P39）に準ずる。

第７　企業における防災教育・役割

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第７（P39）に準ずる。

第８　地域コミュニティーにおける防災教育の普及推進

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第８（P40）に準ずる。

第９　防災に関する意識調査

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第１節　第９（P40）に準ずる。

第２節　災害情報の収集・伝達体制の整備

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

津波からの迅速かつ確実な避難を実施するためには、津波情報の迅速な収集・伝達が必要不可欠である。

そのため、市は、地震発生時の海面監視体制の整備に努めるとともに、津波情報等の収集・伝達体制の強化を行う。

第２　海面監視体制の整備

1　市は、津波の来襲にそなえ、海面を監視する体制をあらかじめ確立しておく。

2　海面監視については、高所からの監視や退避ルートの選定、海面監視に関するルールの設定等、監視者の安全確保に関する準備を十分に行う。

第３　情報収集及び伝達

1　秋田県総合防災情報システムで県から津波情報を得たときは、迅速に防災関係機関に伝達するよう伝達体制の整備に努める。

2　市は、津波情報を得たときは、その内容を迅速、確実に市民に伝達するための計画を、具体的に作成しておく。

3　市は、市民に対する伝達手段としての防災行政無線、サイレン等の機能の維持に努める。また、要配慮者に配慮した伝達方法の整備に努める。

4　市は、多数の人出が予想される海水浴場、海浜の行楽地、釣り場、港湾、漁港及び沿岸部の工事区域等に対する津波情報、避難指示等の伝達について、あらかじめ地域住民、団体施設管理者、事業者等との協力体制を確立しておく。

5　その他、記載のない事項については、第２編　一般災害対策編　第２章　第４節「第３　情報収集伝達体制の整備」（P47）に準ずる。

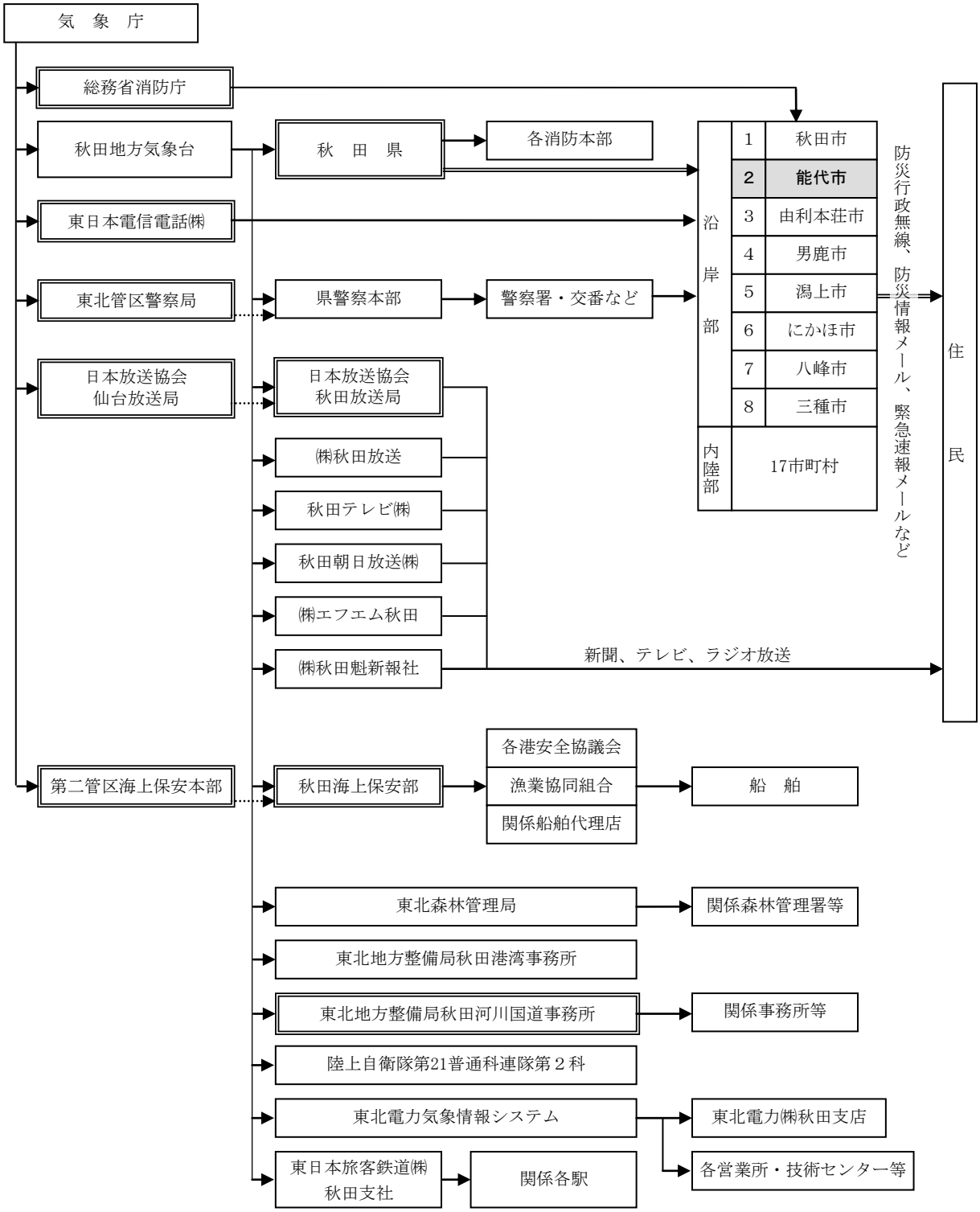

（注）二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先機関
（注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

地震・津波情報、津波予報の伝達系統図

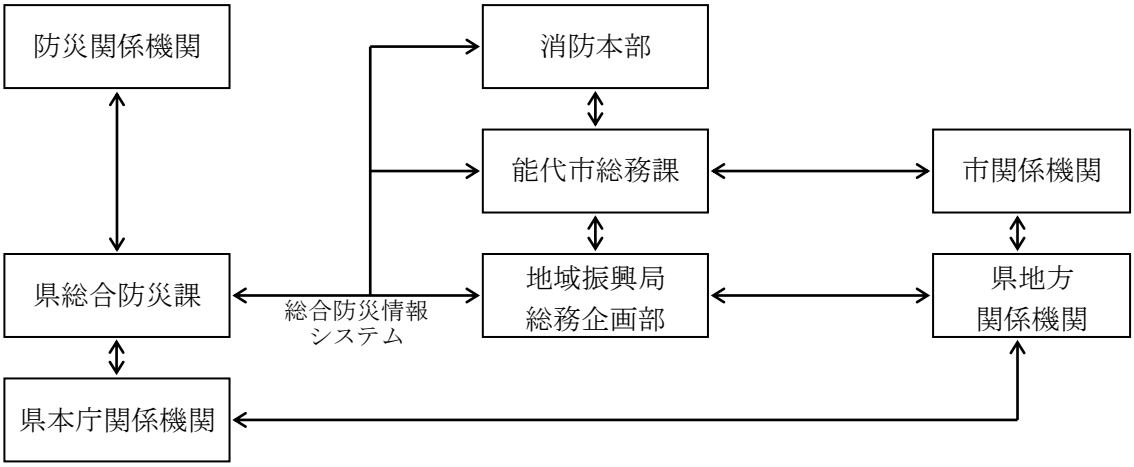

災害に関する情報の連絡系統図

第４　情報の共有化

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第４節　第４（P48）に準ずる。

第５　非常用電源の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第４節　第５（P48）に準ずる。

第６　非常通信ルートの活用

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第４節　第６（P48）に準ずる。

第３節　避難体制の整備

【実施機関：総務部、消防本部】

第１　基本方針

津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となる。

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、緊急避難場所、避難路等の確保等、避難体制の整備を推進し、津波ハザードマップ等を活用して市民への周知徹底を図る。

第２　緊急避難場所の指定・整備

市は、山本組合総合病院及びしらかみ看護学園を津波避難ビルとして指定している。これらの施設のほか、高台や、公共機関または民間が保有する堅固な中・高層建物等を津波発生時の緊急避難場所として指定するよう検討を進める。

さらに、これら緊急避難場所や避難路等の周知を図るため、統一的な図記号を利用した、分かりやすい誘導標識や案内板等を設置する。

第３　避難路等の整備

１　市は、津波に対する避難路の指定を行う。

２　市は、市民が徒歩等で確実に避難できるよう、避難路の整備等を行い、日頃から定期的な点検により安全性を確保する。

３　避難路の選定に当たっては、避難活動が円滑かつ安全に行われるよう、耐震性、道路の幅員、浸水、崖崩れ等の危険がないことなどを考慮する。

第４　避難方法・避難誘導

地震、津波の発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難の方法については徒歩によることを原則とする。ただし、津波到達時間や指定避難所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合もあることから、市は警察と連携を図りながら、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

避難行動要支援者の避難誘導については、家族、介護者、福祉関係機関及び防災関係機関の緊密な連携・連絡及び協力体制を整備する。

市は、消防職・団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定めるよう努める。

第５　住民の避難行動の認識の徹底

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、市民に対し、避難行動に関する基本的な対応等の周知・徹底を図る。

市民は、平常時から自分自身で、津波からの避難先や避難路等について、十分に確認を行うものとする。

「各人の避難行動に関する基本的な対応等」については、資料編○○（Ｐ○○）に示す。

第６　津波ハザードマップの作成・活用

市は、能代沖を震源とする地震により８ｍの津波が発生した場合の津波浸水域、津波浸水深、避難施設等を示した「能代市津波ハザードマップ（暫定版）」を作成し、公表している。

今後、国や県の新たな津波浸水想定を踏まえ、必要に応じて「能代市津波ハザードマップ（暫定版）」の改定を行う。

改定した「能代市ハザードマップ」については、改めて市民への周知を行うとともに、防災訓練や避難訓練への活用など、活用範囲の拡大を図り、市民に対し、津波災害に関する十分な知識の普及を行う。

第７　津波避難計画の策定

市は、秋田県津波避難計画策定指針に基づき、居住者等が円滑に避難できるように避難対象地域、緊急避難場所、避難路、避難指示・勧告のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画を策定する。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮したものとし、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第８　その他の避難行動

第１～７以外の事項については、第３編　地震災害対策編　第２章　第６節「第２　避難行動」（P386）に準ずる。

第９　避難生活等

・・・・・・・・・・・第３編　地震災害対策編　第２章　第６節　第４（P391）に準ずる。

第10　関係機関の実施範囲

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第５節　第５（P57）に準ずる。

第11　応急仮設住宅・公営住宅供給計画

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第２章　第５節　第６（P58）に準ずる。

第４節　津波防御施設等の整備

【実施機関：総務部、環境産業部、都市整備部、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

津波による被害を防ぐ、または軽減するためには、津波に強いまちづくりを推進する必要がある。

そのため、県は、海岸保全計画に基づいた港湾、漁港及び海岸施設等の整備を行う。市は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法第123号）に基づいた総合的な対策を推進する。

第２　海抜表示シートの設置

市は、国及び県と連携し、津波被害軽減の対策のひとつとして、標識柱等の道路施設に海抜表示シートを設置することにより、道路利用者や地域住民の津波に対する防災意識の向上を図る。

第３　海岸保全

１　現況

本市の海岸の総延長は15.8㎞で砂浜海岸となっている。砂浜海岸では冬期風浪等により年々浸食が進行しているため、昭和31年海岸法制定により本格的に対策工事に着工し、逐次海岸保全施設整備を促進中である。さらに、海岸利用者の安全確保のため、落合海岸、能代港（大森地区）に安全情報伝達施設を整備済である。

２　対策

県では、海岸保全施設を整備し、津波などから海岸及び背後地を防護するとともに、巡視員によるパトロール等を実施し、施設の保全に努めている。

第４　港湾施設

１　現況

能代港は、昭和49年８月開港し、昭和56年５月にエネルギー政策の一環として、能代火力発電所の立地が決定され、重要港湾に指定された。その後、港湾整備は順調に進められ、県北部の物流、産業を支える基盤として重要な役割を担ってきた。また、平成18年12月には、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定され、リサイクル関連貨物を取り扱う静脈物流の拠点港としての役割も担っている。

こうしたなかで、港湾区域は、市街地に近接した親水空間であり、地域住民等が港に親しむための空間の形成や、海洋レクリエーション等の役割も求められており、緑地も含めた港湾環境の早期整備が進められている。

２　対策

（１）設計津波の設定等

港湾における津波防災は、施設の利用継続と、背後地を守る対策が必要である。

このため、県は、「設計津波」の水位を想定し、既存施設への影響の確認と対策を推進するとともに、粘り強く機能を発揮できるようにするなどの対策を講じる。

背後地については、津波による浸水から生命・財産を守るための対策を推進する。
なお、能代地域海岸における設計津波の水位等は、以下のとおりである。

現「秋田県沿岸海岸保全基本計画」の堤防高	5.5～6.8m
設計津波の水位	4.1m

（２）避難対策施設、機器の整備

ア　津波発生時の情報伝達のため、港湾工事や荷役業務等を行う各事業所に独自に無線通信機器を整備するよう指導する。
イ　防災行政無線については、常に整備、点検を実施し機能の維持に努める。
ウ　津波来襲時に備え、一時避難を考慮した盛土による築山等を港湾緑地内に設置する。

（３）屋外蔵置貨物等の流出防止対策

屋外蔵置貨物等については、屋内への移動や貨物の固定等、津波発生時の流出防止対策を促進する。

第５　漁港及び船舶係留施設

１　現況

市内には指定された漁港はないが、秋田県北部漁業協同組合能代支所、能代市浅内漁業協同組合が存在しており能代港湾内に漁船船舶係留施設が設置されている。

２　対策

津波災害時における船舶の被害を防止するため、十分注意を図るよう指導する。

第６　防災拠点施設の津波防災対策

市庁舎の新庁舎南棟は、発電設備や電算室、市災害対策本部等の重要緒室を３階以上に配置し、津波にも備えた造りとなるよう計画している。
防災関係機関は、津波発生時においても防災拠点機能を維持・継続するために、通信設備や非常用発電機の上層階への設置、代替施設への機能移転の訓練等、津波による浸水を想定した対策を講じる。

第７　津波防災地域づくりの推進

市は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいた津波被害想定に基に、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりを推進する。

第８　適正な土地利用の推進

地震・津波等に対する危機感から、安全性の高い土地需要の増加により、特定地域の地価が高騰しないよう注視する必要がある。
市は県と連携して、適正かつ合理的な土地利用を推進し、計画の必要な見直しを行っていくこととする。

第９　津波防災推進計画の策定

市は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく推進計画を策定する際には、都市計画法で定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と調和が保たれたものとし、必要に応じて当該方針の見直しを行う。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害応急活動体制

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

大規模地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流出、火災や崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害等、市内の広い範囲にわたり大きな被害が発生することが予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、市は、迅速かつ的確な活動体制の確立を行い、災害応急対策に万全を期する。

第２　応急活動体制の基本

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第２（P148）に準ずる。

第３　防災活動体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第３（P149）に準ずる。

第４　能代市災害対策本部等

１　設置及び廃止基準

（１）設置、廃止の通知・公表

ア　市は、市災害対策本部等を設置または廃止した場合、市役所庁内及び地域センター、関係指定地方行政機関の長、知事、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、隣接町長、一般市民に対して電話、その他の適宜の方法で周知する。

イ　市災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁舎玄関等に設置する。

（２）設置基準

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で次の基準に該当し、必要があると認めるときは、市災害対策本部等の設置を指示する。

設置基準は次のとおりとする。

名　　称	設置場所	設　　置　　基　　準	主要業務	構成員
災害対策本部	市庁舎	1　震度６弱以上の地震が発生したとき 2　気象庁が、秋田県に「大津波警報」の特別警報を発表したとき 3　地震及び津波により市域に相当規模の災害が発生、または発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき 4　その他の状況により市長が必要と認めたとき	1　災害情報の収集・分析、伝達・指示 2　救出・救護活動 3　応急活動対策 4　避難対策 5　広報活動 6　その他市長からの特命事項	本部長 市　長 副本部長 副市長 本部員 監査委員 教育長 消防長 消防団長 総務部長 企画部長 市民福祉部長 環境産業部長 環境産業部主幹 都市整備部長 二ツ井地域局長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 ※必要に応じて国・県・防災関係機関から連絡調整員として本部へ派遣を求める

名　　称	設置場所	設　　置　　基　　準	主要業務	構成員
災害対策警戒部	市庁舎	1　震度５弱または５強の地震が発生したとき 2　気象庁が、秋田県に「津波警報」を発表したとき 3　その他の状況により、市長が必要と認めたとき	1　災害情報の収集・分析、伝達・指示 2　災害警戒 3　初期緊急応急対策計画の検討・実施 4　計画実施のための動員の検討 5　災害対策本部設置への移行準備 6　その他市長からの特命事項	部長 　副市長 副部長 　総務部長 部員 　企画部長 　市民福祉部長 　環境産業部長 　環境産業部主幹 　都市整備部長 　二ツ井地域局長 　会計管理者 　教育部長 　議会事務局長
災害対策連絡部	市庁舎 総務部 総務課	1　震度４の地震が発生したとき 2　気象庁が、秋田県に「津波注意報」を発表したとき 3　その他の状況により、市長が必要と認めたとき	1　災害情報の収集・分析、伝達・指示 2　初期緊急応急対策計画の検討・実施 3　計画実施のための動員体制の検討 4　その他市長からの特命事項	部長 　総務部長 部員 　企画部長 　市民福祉部長 　環境産業部長 　環境産業部主幹 　都市整備部長 　二ツ井地域局長 　会計管理者 　教育部長 　議会事務局長

震度３以下の地震発生の場合は、被害の有無等を勘案して総務部総務課長の判断により、総務部総務課職員が初動対応する。ただし、被害が発生し、部局ごとの対応が必要なとき、総務部総務課長は、各課職員の動員を指示する。

名　　称	設置場所	設　　置　　基　　準	主要業務	構成員
情報収集体制	市庁舎 総務課 防災危機管理室内	1　震度３以下の地震が発生した場合で、被害調査及び情報収集等の初動体制を実施しなければならない場合 2　県内他市町村及び県外協定締結市町村等その他の地域において、災害が発生し、支援を行う場合	1　災害情報の収集・分析 2　庁内関係部局との連絡調整 3　被災地域への支援の実施 4　その他市長からの特命事項	防災危機管理室職員 その他必要な職員

（３）廃止基準

市長は、次のとおり、市災害対策本部等の設置の必要がなくなったと認める場合に、これを廃止する。

ア　予想した災害の危険が解消したと認められるとき

イ　災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき

（４）現地対策本部の設置

ア　市災害対策本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めたときは、現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。

イ　現地災害対策本部長及び同本部員等については、市災害対策本部長が指名するものをもってこれに充てる。

ウ　現地災害対策本部は、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずるものとする。

２　市災害対策本部長等の職務代行

市災害対策本部長等が職務を執ることが出来ない場合であっても本部等の機能を維持するため、本部長等の職務代行者を次のとおり定める。

（１）市災害対策本部長の職務代行者

第一順位　副市長

第二順位　総務部長

第三順位　企画部長

（２）市災害対策本部副本部長の職務代行者

第一順位　総務部長

第二順位　企画部長

第三順位　市民福祉部長

３　市災害対策本部等への移行措置

市災害対策警戒部長（副市長）または市災害対策連絡部長（総務部長）は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

４　市災害対策本部等事務局

市災害対策本部、市災害対策警戒部、市災害対策連絡部に事務局をおき、別表の事務分掌に従い、事務に従事する。

（１）事務局の設置場所は、総務部総務課（または本庁舎第１・２会議室）とし、総務部総務課長を事務局長とする。

（２）事務局長は、市災害対策本部長（災害対策警戒部長、災害対策連絡部長）指揮下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう市災害対策本部の各部（班）の連絡調整に当たる。

５　能代市災害対策本部組織編成表

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第４　５（P155）に準ずる。

６　能代市災害対策本部の事務分掌

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第４　６（P156）に準ずる。

第５　市災害対策本部会議の開催

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第５（P165）に準ずる。

第６　複合災害発生時の体制等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第７（P166）に準ずる。

第７　市域外での災害発生時の措置

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第１節　第８（P166）に準ずる。

第２節　職員の動員体制

【実施機関：各部局】

第１　基本方針

津波による被害から市民の生命・身体及び財産を守るため、市職員は、地震発生時または津波注意報・警報等の発表時において、動員基準及び動員計画に基づいて迅速に参集し、所掌業務に基づいた応急復旧対策に従事する。

なお、動員対象になっていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第２　職員の動員基準

職員の参集は、「緊急連絡網」「職員参集メール」による連絡に基づく参集と、動員基準に基づく自主参集を基本とする。

１　通常時の動員基準

職員は、次の基準に従い、直ちに自主登庁するものとする。また、動員指示があった場合は、職員は所属勤務場所または指定された施設等に参集する。

動員区分	市内の観測震度	市内の津波注意報・警報	市の体制	職員の参集基準
第１次動員	震度４	津波注意報	災害対策連絡部	・部長級、課長級、課長補佐級職員 ・本庁舎、及び二ツ井町庁舎勤務職員のうち各庁舎から通勤距離が２ｋｍ以内に居住する職員 ・各施設の長（体育館、公民館、地域ｾﾝﾀｰ、保育所等） ・総務部総務課職員 ・二ツ井地域局総務企画課に所属する防災担当職員 ・その他各部において必要と認められる指定職員
第２次動員	震度５弱 または５強	津波警報	災害対策警戒部	・上記職員に副市長、係長職員を加える。
第３次動員	震度６弱以上	大津波警報 （特別警報）	災害対策本部	・全職員

※　上位の体制に移行する場合は、速やかに所定の要員に連絡をとり、参集する。

２　休日・夜間の動員

職員は、能代市職員服務規則第22条の規定に基づき、休日等若しくは勤務時間外に動員基準に該当する地震が発生したときや、津波注意報・警報等の発表、庁舎またはその付近に火災その他の非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁しなければならない。

参集不能の場合は、所属長にその旨、連絡するように努める。

第３　職員の初期対応及び参集における心得

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第３（P168）に準ずる。

第４　職員のとるべき緊急措置

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第４（P169）に準ずる。

第５　動員計画

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第５（P169）に準ずる。

第６　応急公用負担

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第６（P173）に準ずる。

第７　防災関係機関の活動体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第７（P173）に準ずる。

第８　応援要請等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第８（P174）に準ずる。

第９　職員の派遣要請

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第９（P174）に準ずる。

第10　応急措置の代行

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第２節　第10（P174）に準ずる。

第３節　津波情報、津波予警報等の伝達

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

津波に関する情報（特別警報、警報、注意報等）を受信したときは、市民及び関係機関に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。また、伝達する内容は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい表現に努める。

第２　津波警報等

１　津波警報等

秋田地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。

警報・注意報の種類	発表基準	解　　説	発表される津波の高さ	
			数値の発　表	巨大地震の場合の発表
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	高いところで10ｍを超える津波が予想されるので、厳重に警戒する。	５ｍ、10ｍ、10ｍ超	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	高いところで３ｍ程度の津波を予想されるので、警戒する。	３ｍ	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	高いところで１ｍ程度の津波が予想されるので、注意する。	１ｍ	－

注）１　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

２　津波予報

秋田地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内　容
津波予報	津波が予想されない時 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想された時 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続する時 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

３　津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

	情報の種類	内　　容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類の表に記載）を発表 ※　この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報（※１）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報（※２）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

※１　津波観測に関する情報の発表内容について（沿岸で観測された津波の最大波の発表内容）

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内　　容
大津波警報を発表中	１m超	数値で発表
	１m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（全ての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※２　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内　　容
大津波警報を発表中	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（全ての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※　沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

第３　地震・津波情報、津波予報の伝達

秋田地方気象台から地震・津波情報、津波予報等が発表されたとき、県、市及び防災関係機関等は速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。

県	県は、総合防災課が情報・予報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより市長、消防本部消防長及び防災関係機関等に通知する。
市	１　市において情報の伝達を受けた場合は、総務部総務課長は各部長に伝達する。 ２　市長は、受領した情報・予報を本計画の定めるところにより、防災行政無線、広報車等で速やかに市民及び関係団体等に伝達し、周知徹底を図る。 ３　震度４以上と推測される揺れを感じたとき、または揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波予報発表を待たずに海面の監視態勢に努める。 ４　海面監視情報は、電話、防災行政無線等により市長に伝達する。
放送機関	受領した情報・予報は放送を介し直ちに広報する。また、津波警報または津波注意報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。
その他の防災関係機関	防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、さらに県及び市と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力のうえ情報の周知徹底・共有化を図る。 １　警察は、津波予報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に沿岸住民に伝達する。 ２　海上保安部は、船舶等に対する災害に関する情報を次により伝達する。 （１）被害が予想される海域、または周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知す

	る。 （２）航行船舶に対しては、航行警報または安全通報等により周知する。 （３）被害が予想される沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。

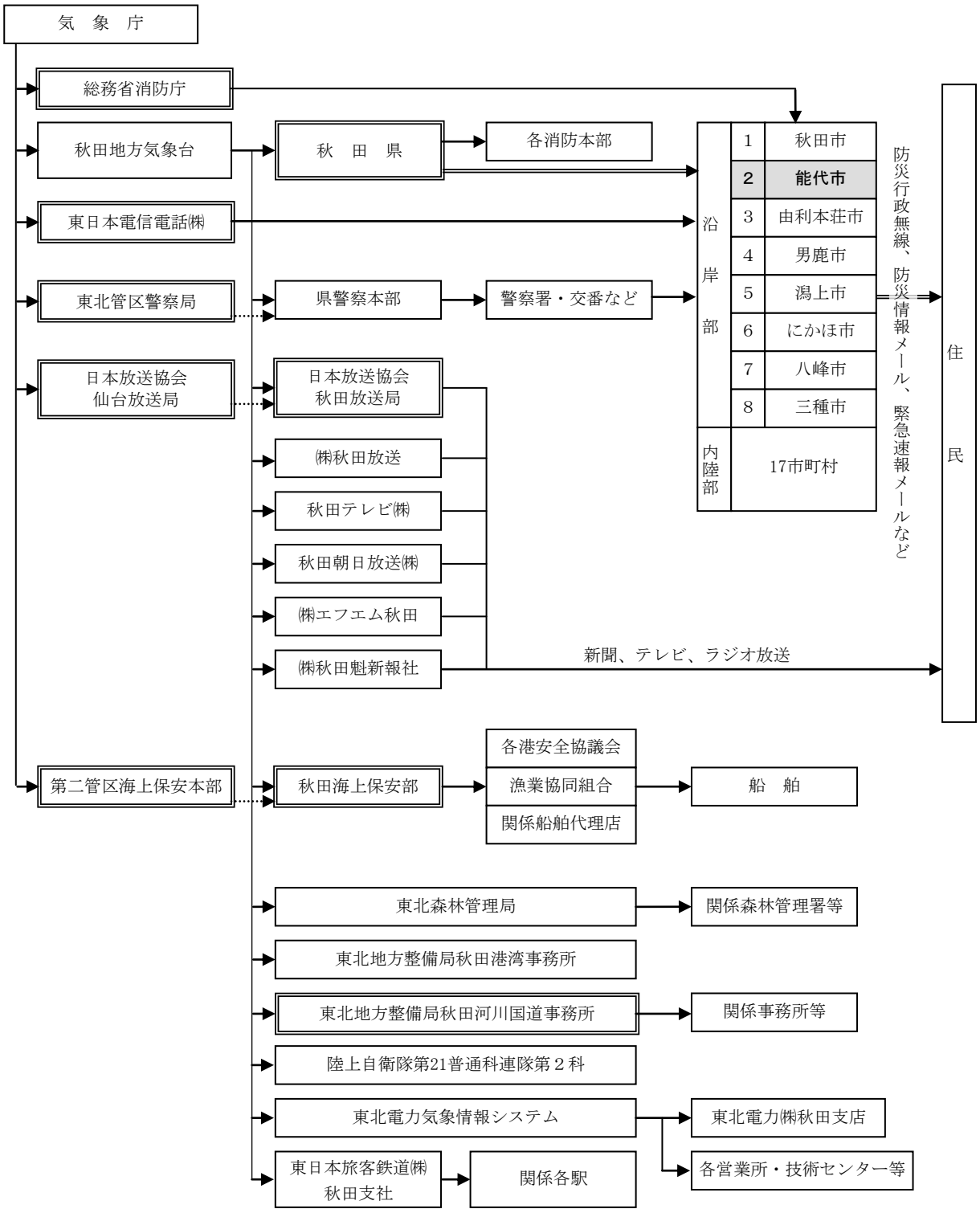

（注）二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先機関
（注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

地震・津波情報、津波予報の伝達系統図

第４節　災害情報の収集・伝達

【実施機関：各部局、消防本部、防災関係機関】

第１　基本方針

被害情報等の迅速･的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、市、県及び防災関係機関は、地震が発生した場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡が取れない地域については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、市災害対策本部から人員を派遣する等積極的な情報収集を行う。

第２　情報収集体制及び伝達系統

･････････第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第２（P202）に準ずる。

第３　被害状況の収集・伝達等

１　情報の収集

（１）災害が発生した場合には、市及び防災関係機関は、その所掌する事務または業務に関して、積極的に自ら職員を動員して情報収集に当たるものとする。

（２）特に津波浸水区域に関しては、県の消防防災ヘリコプター等を利用した空からの情報収集に努める。

（３）災害の情報収集の取りまとめは、総務部総務課が行う。

（４）情報の収集・分析等は総務部総務課の担当とし、常にその現況を明らかにする。

（５）情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、地域別情報等の連絡責任者（調査実施者）を定めておく。

（６）人的被害については、行方不明者の数を含める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

（７）市、消防本部、警察署その他の防災関係機関は、連携して被害状況の収集に当たるものとする。

２　収集・報告系統

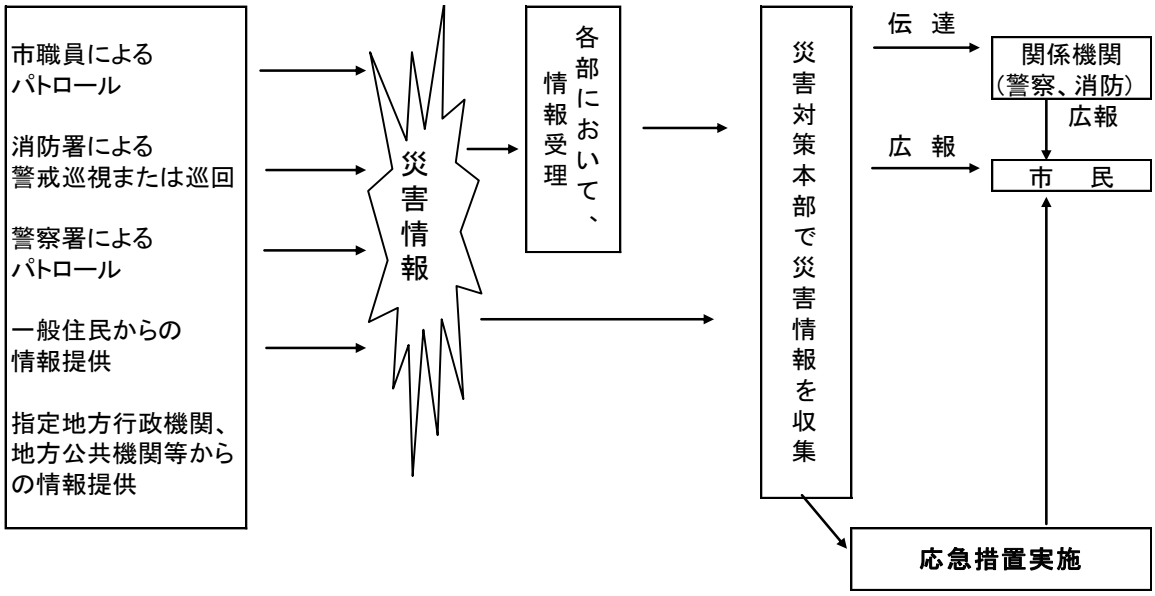

３　市民への伝達

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第４　４（P203）に準ずる。

４　防災関係機関との連携

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第４　５（P203）に準ずる。

５　被害情報収集時の留意事項

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第４　６（P204）に準ずる。

第４　異常現象発見時の措置

１　異常現象の通報

津波の前兆となるような異常現象（海面の異常変動等）を発見した者は、速やかに市長または警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

市は、市民や防災関係機関から、災害が発生するおそれのある異常現象を発見した旨の通報があった場合は、直ちに情報を確認し、所管各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を行う。

２　被害の発生が予測される場合

海面水位等の観測者は、被害発生のおそれがある現象、または前兆現象を観測・察知した時は、直ちに管轄の市長に報告する。

第５　県に対する報告

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第６（P205）に準ずる。

第６　被害の認定基準

・・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第７（P208）に準ずる。

第７　安否情報の収集・伝達体制

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第６節　第８（P211）に準ずる。

第５節　避難対策

【実施機関：総務部、企画部、市民福祉部、教育部、消防本部、能代警察署、防災関係機関】

第１　基本方針

津波が発生し、または発生するおそれがある場合、市は、危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難指示の発令や避難誘導等を、的確に実施する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に対し十分な配慮を行う。

また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所の設置及び管理運営の方法について定める。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第２　避難指示

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第２　３（P223）に準ずる。

第３　避難の区分

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第３（P223）に準ずる。

第４　避難指示及び警戒区域の設定

１　避難指示及び警戒区域設定の実施責任者

（１）避難指示の実施責任者

実施責任者	内　　容（要件）	根　拠　法
市　　長	災害全般	災対法第60条
警　察　官	災害全般（ただし、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または市長から要求があったとき）	災対法第61条 警察官職務執行法第４条
海上保安官	〃　（　〃　）	災対法第61条
知　　事	災害全般（ただし災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災対法第60条
自　衛　官	〃 （警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条の２
知事またはその命を受けた職員 水防管理者 （市　　長）	洪水または高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条

（２）警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	警戒区域設定を行う要件	根　拠　法　規
市　　長	災害全般 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき	災対法第63条
警　察　官 ・ 海上保安官	災害全般 市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災対法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自　衛　官	災害全般 市長、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災対法第63条
消防吏員または消防団員	災害（水災を除く）の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法第28条、第36条
水防団長、水防団員または消防機関に属する者	洪水、高潮が発生し、水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

２　避難指示の基準及び報告

（１）避難指示

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域は以下の区分とする。ただし、津波は局地的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

①大津波警報　：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする
②津波警報　　：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ３ｍの津波によって浸水が想定される地域を対象とする
③津波注意報　：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

【避難指示の判断基準】
１～２のいずれか１つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。
１：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表
（ただし、避難の対象区域が異なる）
２：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合
※　２つの設定例を全て判断基準とすることが必須ではなく、各市町村の実情等に応じて取捨選択する必要がある。

（２）国及び県への助言の要請

市は、避難指示の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区気象台、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所、国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所能代事務所等に対して助言を求める。

（３）避難指示

ア　市長

（ア）市長による措置

避難指示を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、前記(１)の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等を発令できないときは、地方自治法第153条の規定により、現場付近にいる、市職員に併任されている消防本部職員、消防団員、市職員は、市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

（イ）報告

市長は、避難のため立ち退きを勧告し、若しくは指示し、または立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、市長が警察官または海上保安官から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けたとき、及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。

市　　長 → 知　　事

イ　警察官

（ア）警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、管理者、その他関係者に避難を促す等、必要な措置をとるよう命じるとともに、自らその措置をとる。

（イ）災対法による指示

市長による避難指示ができないと認めるとき、または市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

（ウ）　報告・通知

Ａ　上記(ア)により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。

警　察　官 → 公安委員会

B　上記(イ)により、避難のため立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に報告する。

警　察　官 → 市　　長 → 知　　事

ウ　海上保安官

（ア）災対法による指示

上記イの(イ)の警察官に準じる。

（イ）報告・通知

避難のための立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。

海上保安官 → 市　　長 → 知　　事

エ　自衛官

（ア）避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記イの(ア)警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとることができる。

（イ）報告

上記アにより自衛官がとった措置については、順序を経て大臣の指示する者に報告する。

自　衛　官 → 防衛大臣の指定する者

オ　水防管理者

（ア）指示

洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、その該当者に対して、避難のための立ち退きを指示する。

（イ）通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

水防管理者 → 警 察 署 長

カ　知事またはその命を受けた職員

（ア）洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

（イ）通知

避難のための立ち退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

知事またはその命を受けた職員 → 警 察 署 長

（４）避難指示の解除に当たっての留意事項

市は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

３　避難指示の要領

（１）避難指示の内容

避難指示を行う場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア　避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）
イ　要避難対象地域
ウ　避難開始時刻
エ　避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
オ　避難経路
カ　避難指示の理由
キ　その他必要な事項

なお、避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）については、市長が防災関係機関と協議して最も適当な避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）を指示し、開設する。

指定緊急避難場所及び指定避難所については、「資料編〇〇　指定避難所、指定緊急避難場所一覧」（P〇〇）に示す。

（２）市民への周知

避難指示を行った者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに防災関係機関に対して連絡する。

ア　沿岸住民及び海水局客、その他市民等への周知徹底

避難指示を行った者は、迅速かつ確実に、その旨を沿岸住民、海水浴客等の海岸付近にいる人々、その他市民等に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

（ア）直接的な周知として、防災行政無線、広報車、サイレン、防災情報メール配信等を活用する。
（イ）消防機関、警察、自治会長・町内会長（自主防災組織）を通じて周知する。
　なお、自治会長・町内会長については、電話、携帯電話へメール送信等により連絡する。
（ウ）報道機関等の協力を得て、間接的に市民に広報する。
（エ）登録者に対し、災害情報をメール配信する。

イ　避難対象地区の巡回確認

消防職員や消防団等は、避難対象区域を巡回し、避難状況等を市災害対策本部に報告する。

ウ　防災関係機関相互の連絡

避難指示及び解除を行った者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

（３）避難行動要支援者への配慮

ア　避難情報の伝達

避難指示の発令の際に避難情報として伝達される「避難の指示」「避難先」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その伝達に当たっては、以下の事項に配慮する。

（ア）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにすること

（イ）同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

（ウ）高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

イ　個別計画の活用

避難指示が発令された場合、避難行動要支援者の支援プランの「個別計画」に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。

ウ　多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を行う。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は、多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

（４）報告

避難の措置を実施したときは、市長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

（５）避難指示・勧告マニュアル

本計画に定めるもののほか、避難指示・勧告マニュアルに基づき、避難指示の伝達を行うものとする。

４　警戒区域の設定

（１）警戒区域の設定

ア　市長

市長は、生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止またはその区域からの退去を命ずる。

イ　警察官

市長またはその職務を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

ウ　自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官及び海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

エ　海上保安官

市長またはその職権を行う職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要請があ

った場合、海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に対して通知する。

オ　消防吏員または消防団員

消防活動・水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置することができる。（消防法第28条、第36条、水防法第21条）

（２）警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

（３）警戒区域の設定に当たっての留意事項

ア　警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

イ　警戒区域の周知は、市防災行政無線及び広報車、または消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。

ウ　警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。

エ　警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、またはロープ等で明示する。

第５　避難誘導

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第５（P232）に準ずる。

第６　避難路及び避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）の安全確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第６（P233）に準ずる。

第７　来訪者、入所者等の避難

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第７（P233）に準ずる。

第８　避難に関する留意事項

１　避難指示の周知徹底

実施責任者は、避難指示を実施した場合は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、広報車、伝達員等により、市民に周知徹底する。

２　避難者の優先順位の設定

避難の順位は避難行動要支援者を優先するが、避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難するものとする。

３　市民の避難対応

（１）避難の優先

避難に当たっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

（２）携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳等）、タオル等、円滑な避難行動に支障

をきたさない最小限度のものとする。

また、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

ア　身分証明書等（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ　１人３食分くらいの食料と２～３リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ　服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

（３）避難方法

ア　原則として徒歩避難とする。

イ　海岸付近にいる者は、津波避難ビル・高台等への速やかな避難を行う。

ウ　津波避難に際しては、避難指示等を待たずに、自ら率先した避難を実施する。

エ　津波注意報等が発令されている間は、海岸付近に近づかず、避難を継続する。

（４）避難者の移送

避難者の移送は、原則としてバス等指定した輸送車両による大量輸送とする。なお、必要に応じて、県に避難者の移送を要請する。

４　避難誘導者及び避難支援等関係者の安全確保

被災者の避難誘導等に当たる者及び避難行動要支援者の避難支援に関わる避難支援等関係者は、自らの安全を確保しつつ、予想される津波到達時間等も考慮のうえで避難勧告・指示を行う等、避難に当たっての行動ルールを徹底して、安全かつ迅速な避難誘導等を行う。

第９　指定避難所の開設、運営

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第９（P235）に準ずる。

第10　広域一時滞在

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第10（P241）に準ずる。

第11　指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第11（P241）に準ずる。

第12　帰宅困難者支援

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第12（P242）に準ずる。

第13　指定避難所等の飼養動物対策

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第13（P243）に準ずる。

第14　災害救助法を適用した場合の指定避難所に関する基準

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第10節　第14（P243）に準ずる。

第６節　消防・救急救助活動対策

【実施機関：消防本部、秋田海上保安部】

第１　基本方針

津波により、多数の要救助救急者が発生したときは、特に、発災当初の72時間が、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分する。

消防本部は、市及び防災関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救助救急活動を実施し、市民の安全確保と被害の軽減を図る。

第２　消防活動

大規模な災害が発生したときは、「能代山本広域消防計画」「震災時消防対策計画」「水火災防ぎょ計画」に基づき、迅速かつ的確に消防・救急活動を実施し、市民の生命身体の安全確保と被害の軽減を図る。

１　組織

（１）活動体制

災害が発生したときは、必要に応じて消防本部に「対策本部等」を設置し、状況把握に努めるとともに消防本部各班へ活動を指示する。

（２）動員体制

消防職員は、次に該当する場合は、速やかに所定の場所に参集する。

ア　招集の命を受けたとき
イ　火災警報が発令されたとき
ウ　居住区域内及びその周辺に火災等が発生したとき

２　初動措置

災害が発生し、大きな被害が予想される場合、消防本部及び消防署は、直ちに次の初動措置をとる。

（１）消防本部の初動措置

ア　情報収集に当たるとともに必要に応じて本部指揮隊を設置し、消防長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助及び指揮命令の伝達に当たる。
イ　災害監視カメラ等で、市域の災害発生状況の確認に努める。

（２）消防署の初動体制

ア　署長は、努めて署指揮隊を編成し、署指揮隊は署長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助及び指揮命令の伝達に当たる。
イ　情報の収集と災害現場での消防活動対応資機材の確認・搬送準備等を行う。

３　消防団の活動

大規模災害時には、津波による浸水や、家屋の倒壊等被害が広範に及ぶことが予想されるため、消防団員は地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除に当たるものとし、津波

に関する災害活動の最大目標は人命救助等とする。

（１）救命救助活動

人命救助事案が発生した場合は、付近住民と協力し、要救助者の救助救出活動に当たり、負傷者等については応急手当、保護に当たるとともに安全な場所に搬送する。

（２）避難誘導活動

避難指示がなされた場合は、これを市民に明確に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら安全に避難させる。

（３）情報収集活動

道路障害状況、特異事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。なお、消防団の活動について、詳細は「震災時消防活動計画」に基づいて実施する。

４　応援要請

市は、災害規模が大きく、自力のみで災害の除去、拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村に応援を要請する。また、県内13消防本部による秋田県広域消防相互応援協定による応援要請を行う。

第３　情報通信

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節　第３（P246）に準ずる。

第４　自主防災組織の活動

１　救命救助活動

人命救助事案が発生した場合は、消防機関及び警察等に通報するとともに、付近の防災関係職員や付近住民と協力し、要救助者の救助救出活動に努め、負傷者等については応急手当、保護に当たる。

２　避難誘導活動

避難指示がなされた場合は、これを市民に明確に伝達するとともに、防災関係機関と連絡を取りながら安全に避難させるよう努める。

第５　火災及び災害等の報告

消防組織法第40条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」によるが、消防関係報告のうち、緊急事態発生時における火災・災害等に関する即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによるものとする。

第６　救助・救急活動

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第11節　第６（P247）に準ずる。

第７　防災業務従事者の安全対策

１　市は、消防団員等の防災業務従事者に対して、安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備品の確実な装着を徹底する。また、熱中症対策の指導や惨事ストレスへのケア等に努める。

２　消防本部は、消防職員に対して、危険地区からの退避ルートの確保の徹底や、熱中症対策や惨事ストレス対策に努めるとともに、安全装備品の確実な装着を徹底する。

３　特に、津波浸水区域で活動する防災業務従事者に対しては、余震による津波の発生等に留意し、情報伝達手段の確保に努める。

第７節　海上災害応急対策

【実施機関：秋田海上保安部、消防本部】

第１　基本方針

秋田海上保安部は､被害規模等の情報収集を行い､その情報に基づき必要な活動体制を確立し、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

また、秋田海上保安部をはじめ関係機関は、災害時に港湾及び漁港等における船舶等の被害を防止するため、相互に十分連携のうえ、的確な警報等の伝達に努めるとともに海上交通及び港内の安全を確保する。

第２　実施機関

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第２（P340）に準ずる。

第３　通信の確保

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第３（P340）に準ずる。

第４　警報等の伝達

1　市と防災関係機関は、災害時の通信を確保するため通信施設の保全に努めるとともに、防災関係機関と緊密な連絡をとって通信の万全を期する。また非常通信の疎通に関し、相互に協力する。

2　市と防災関係機関は、津波に関する注意報・警報の通知を受けた場合は、ただちに無線放送、広報車、巡視艇等により周知し、応急体制の指導を行う。

3　秋田海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合は、航行警報を放送するとともに、必要に応じて水路通報により周知する。

4　秋田海上保安部は、大量の油の排出、放射性物資の漏洩等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った場合は、航行警報、安全通報、または船艇、航空機等により周知する。

5　港湾管理者及び漁港管理者は、災害の状況によって必要な場合は、漁業協同組合、船舶所有者、船舶代理店等関係者に対し、応急体制について指示または勧告を行う。

第５　災害状況の通報、把握

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第５（P341）に準ずる。

第６　活動体制の確立

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第６（P341）に準ずる。

第７　船艇、航空機の出動、派遣等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第７（P342）に準ずる。

第８　海難救助

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第８（P342）に準ずる。

第９　排出油の防除

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第９（P342）に準ずる。

第10　物資の無償貸付または譲与

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第10（P342）に準ずる。

第11　警戒区域の設定

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第11（P342）に準ずる。

第12　海上交通、港内保安の確保等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第12（P343）に準ずる。

第13　治安の維持

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第13（P343）に準ずる。

第14　自発的支援の受入れ

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第14（P343）に準ずる。

第15　物資の収用、保管等

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第15（P343）に準ずる。

第16　危険物の保安措置

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第16（P344）に準ずる。

第17　緊急輸送

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第17（P344）に準ずる。

第18　広報

・・・・・・・・・・第２編　一般災害対策編　第３章　第32節　第18（P344）に準ずる。

第５編　災害復旧計画

第１章　災害復旧計画

第１節　市民生活安定のための緊急措置

【実施機関：総務部、市民福祉部、環境産業部】

第１　基本方針

災害により被害を受けた市民が、早期に安定した生活を取り戻せるように、市及び防災関係機関等は、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付等の金融支援、租税の減免等について、必要な措置を講ずる。

第２　生活相談窓口の設置

市は、以下の通り、生活相談窓口の設置に努める。

１　災害発生直後から被災者のための相談所を市庁舎、二ツ井町庁舎、指定避難所等に設置し、苦情または要望に対し、適切な対応・措置を実施する。

２　県及び防災関係機関等と連携し、種々の相談に対して速やかかつ適切に対応する。

３　応急対策等に関する情報を市民に提供するため、情報提供及び相談業務窓口の一元化に努める。

第３　早期再就職の支援・雇用保険の給付対策

災害により失業した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県は、以下の通り、職業相談、求人開拓、職業の斡旋、雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

また、市は、県と連携して、被災者の働く場を確保するための即効性のある臨時的な雇用創出策の実施に努める。

早期再就職の支援	職業相談	公共職業安定所職員を相談所または被災地に派遣し、被災者への職業相談を行う。
	求人開拓	被災者の希望する休職条件に合うよう、公共職業安定所において求人開拓を行う。
	職業訓練等	他職種への職業転換希望者に対しては、職業訓練の実施、転換給付金等を活用し、被災者の雇用確保に努める。
雇用保険の失業給付に関する特例措置	証明書による失業の認定	被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。
	激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給	被災地域を所管する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

被災事業主に関する措置	労働保険料の徴収の猶予等	災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。
	制度の周知徹底	制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第４　租税の徴収猶予及び減税の措置

被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予及び減免する措置を講ずるものとする。

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、納付または納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免措置を災害の状況により実施する。

１　国税の特別措置

（１）支援の内容

ア　所得税の軽減

災害により住宅や家財等に損害を受けた場合、確定申告で次の２つのうち有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができる。

（ア）所得税法（昭和40年法律第33号）に定める雑損控除の方法

（イ）災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下、「災害減免法」という。）に定める税金の軽減免除による方法

イ　予定納税の減額

災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、減額を受けることができる。

ウ　給与所得者の源泉所得税の徴収猶予等

災害により住宅や家財等に損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより、所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予または還付を受けることができる。

エ　納税の猶予

災害により被害を受けた場合、税務署長に申請し、その許可を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。

オ　申告等の期限の延長

災害等の理由により申告、納付等をその期限までにできない時は、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその期限が延長される。

これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。

（２）対象者

ア　所得税の軽減

（ア）雑損控除

災害により住宅や家財に損害を受けた者、災害に対してやむを得ない支出（災害関連支出）をした者が対象となる。

（イ）災害減免法に定める税金の軽減免除

損害額が住宅や家財の価額の２分の１以上で、被害を受けた年分の所得金額が

1,000万円以下の者が対象となる。

イ　予定納税の減額

所得税の予定納税をしている者で災害により損失を受けた者が対象となる。

ウ　給与所得者の源泉所得税の徴収猶予

災害による住宅や家財の損害額が、その住宅や家財の価額の２分の１以上で、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である者等が対象となる。

エ　納税の猶予

納税者（源泉徴収義務者を含む。）で、災害により全積極財産のおおむね５分の１以上の損失を受けた者、または災害等により被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる者が対象となる。

オ　申告等の期限の延長

災害によりその期限までに申告、納付することができないと認められる者が対象となる。

（３）問合せ

税務署

２　市税等の特別措置

（１）市税等の徴収猶予及び減免の措置関係

ア　納期限の延長

災害により、納税者が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出、または市税を納付もしくは納入することができないと認める場合には、当該期限を延長する。

（ア）災害が広範囲に発生した場合、市長は、地域、期日その他必要な事項を指定して、期限を延長するものとする。（能代市市税条例第９条の２）

（イ）（ア）以外の場合、災害がおさまった後、被災納税者による申請があった場合は、災害がやんでから２月以内、特別徴収義務者については30日以内において、市長が納期限を延長するものとする。（能代市市税条例第９条の２）

イ　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が市税を一時的に納付、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行うものとする。（地方税法〔昭和25年法律第226号〕第15条）

ウ　減免

市長は、被災した納税者に対し、地方税法及び能代市市税条例の規定に基づき、税の減免措置を講ずる。

（２）広報

市税等の徴収猶予・減免措置に関する広報活動については、広報紙若しくはチラシの配布等により行う。

（３）問合せ

市（総務部税務課）

第５　国民健康保険税、介護保険料の減免・猶予等

１　支援の内容

国民健康保険税や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について特別措置が講じられる。

（１）国民健康保険税

国民健康保険の被保険者について、保険税の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。

（２）健康保険料等

事業所の健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）等に関する保険料等の納期限または徴収期限が延長される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。

（３）介護保険料

介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられる。

２　対象者

保険者によって取扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や市（市民福祉部市民保険課、総務部税務課）及び国民健康保険組合に確認が必要である。

３　問合せ

市（市民福祉部市民保険課、総務部税務課）、国民健康保険組合、健康保険組合、日本年金機構

第６　応急住宅等の提供

１　応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の設置は、第２編　第３章　第31節の「第３　応急仮設住宅の設置」（P336）に準ずる。

２　公営住宅の建設

災害により住居を滅失または焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

３　住宅金融支援機構融資の斡旋

市は、災害による家屋被害の状況を遅滞なく調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図るよう努める。

４　公営住宅の修理

市は、被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住宅の確保を図る。

第７　住宅資金の貸付等

被災住宅の再建等のための貸付等については、以下の通りである。

１　災害復興住宅融資（建設）

<table>
<tr><td>支援の内容</td><td>（１）自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資
（２）融資が受けられるのは、原則として１戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅
（３）融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
（４）融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。
ア　融資限度額
<table>
<tr><td>基本融資</td><td>特例加算（一般分）</td><td>土地取得費</td><td>整地費</td></tr>
<tr><td>1,460万円</td><td>450万円</td><td>970万円</td><td>380万円</td></tr>
</table>
イ　返 済 期 間：35年または25年（構造による。基本融資以外は、抜本融資の返済期間に同じ。）
ウ　金　　利：住宅金融支援機構に確認が必要</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>（１）本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）</td></tr>
<tr><td>問 合 せ 先</td><td>住宅金融支援機構</td></tr>
</table>

２　災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

<table>
<tr><td>支援の内容</td><td>（１）自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資
（２）融資が受けられるのは、原則として１戸当たりの住宅部分の床面積が、50㎡以上（マンションの場合40㎡以上）175㎡以下の住宅で、１戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要
（３）融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
（４）融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。
ア　新築住宅
（ア）融資限度額
<table>
<tr><td>基本融資</td><td>特例加算（一般分）</td><td>土地取得費</td></tr>
<tr><td>1,460万円</td><td>450万円</td><td>970万円</td></tr>
</table>
（イ）返 済 期 間：35年または25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。）
（ウ）金　　利：住宅金融支援機構に確認が必要
イ　中古住宅
（ア）融資限度額
<table>
<tr><td>基本融資</td><td>特例加算（一般分）</td><td>土地取得費</td></tr>
<tr><td>1,460万円または1,160万円</td><td>450万円</td><td>970万円</td></tr>
</table>
（イ）返 済 期 間：35年または25年（融資タイプ・構造による。）
（ウ）金　　利：住宅金融支援機構に確認が必要</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>（１）本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。（住宅が「大規模半壊」または「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも、一定の条件を満たす場は、対象となる。）</td></tr>
<tr><td>問 合 せ 先</td><td>住宅金融支援機構</td></tr>
</table>

３　災害復興住宅融資（補修）

<table>
<tr><td>支援の内容</td><td>（１）自然現象により生じた災害または自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資
（２）融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
（３）融資の日から１年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない。）。
ア　融資限度額
<table>
<tr><td>基本融資</td><td>整地費</td><td>引方移転費用</td></tr>
<tr><td>640万円</td><td>380万円</td><td>380万円</td></tr>
</table>
イ　返 済 期 間：20年
ウ　金　　利：住宅金融支援機構に確認が必要</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>（１）本人が居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けたものが対象となる。</td></tr>
<tr><td>問 合 せ 先</td><td>住宅金融支援機構</td></tr>
</table>

４　住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

<table>
<tr><td>支援の内容</td><td>（１）住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。
ア　返済金の払込みの据置：１～３年間
イ　据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5％減
ウ　返済期間の延長：１～３年
（２）支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>（１）商品、農作物その他の事業財産または勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者
（２）融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者
（３）債務者または家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した者</td></tr>
<tr><td>問 合 せ 先</td><td>住宅金融支援機構または取扱金融機関</td></tr>
</table>

５　生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）

支援の内容	（１）災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの ア　貸付限度額：250万円（目安） イ　貸 付 利 率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5％（連帯保証人を立てない場合） ウ　据 置 期 間：６か月以内 エ　償 還 期 間：７年以内（目安）
対　象　者	（１）低所得世帯、障がい者または高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る。） ※　災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外
問 合 せ 先	県、市（市民福祉部）、社会福祉協議会

６　母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

支援の内容	（１）災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの ア　貸付限度額：200万円以内 イ　貸 付 利 率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.5％（連帯保証人がいない場合） ウ　据 置 期 間：６か月（貸付の日から２年を超えない範囲内で延長することも可能） エ　償 還 期 間：７年以内
対　象　者	（１）住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象
問 合 せ 先	県、市（福祉事務所）

７　住宅防災工事資金融資

支援の内容	（１）災害によって崩壊または危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告または命令が出される。 （２）改善勧告または改善命令を受けた者に対して、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）の工事のための費用を融資するもの ア　融資限度額：1,030万円または工事費の９割のいずれか低い額 イ　償 還 期 間：15年以内 ウ　金　　利：住宅金融支援機構に確認が必要
対　象　者	（１）宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告または改善命令を受けた者
問 合 せ 先	住宅金融支援機構

８　地滑り等関連住宅融資

<table>
<tr><td>支援の内容</td><td>
（１）地滑りや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの
（２）融資の対象となる地滑り等関連住宅には主に次のタイプがある。
ア　地滑り関連住宅
地滑り等防止法の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋、または関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋
イ　土砂災害関連住宅
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋
（３）融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
ア　移転資金、建設資金または新築住宅の購入
（ア）融資限度額
<table>
<tr><td>移転資金、建設資金または新築購入資金</td><td>土地取得資金</td></tr>
<tr><td>1,460万円または1,400万円
※　構造による</td><td>970万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">特例加算（一般分）　450万円</td></tr>
</table>
（イ）返 済 期 間：35年または25年（構造による。特例加算（一般分）の返済期間は、移転資金、建設資金または新築購入資金の返済期間に同じ
（ウ）金　　利：住宅金融支援機構に確認が必要
イ　中古住宅の購入
（ア）融資限度額
<table>
<tr><td>購入資金</td><td>特例加算（一般分）</td><td>土地取得費</td></tr>
<tr><td>1,460万円
または1,160万円
または　950万円
※　融資タイプ・構造による</td><td>450万円</td><td>970万円</td></tr>
</table>
（イ）返 済 期 間：35年または25年（融資タイプ・構造による。）
（ウ）金　　利：住宅金融支援機構に確認が必要
</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>（１）関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転または除去する際の当該家屋の所有者、賃借人または居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた者</td></tr>
<tr><td>問 合 せ 先</td><td>住宅金融支援機構</td></tr>
</table>

第８　災害弔慰金及び見舞金の支給

１　災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、災害により家族を失い、精神または身体に著しい障がいを受けた被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）」の規定に基づき制定した「能代市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年３月21日条例第174号）」（資料編○○（P○○）参照）により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

（１）災害弔慰金

支援の内容	ア　災害により死亡した者の遺族に対し、能代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給するもの （ア）生計維持者の死亡…500万円を超えない範囲内で支給 （イ）その他の者の死亡…250万円を超えない範囲内で支給 ※　ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
対　象　者	ア　災害により死亡した者（(ア)市に住民登録がある者、(イ)市に外国人登録がある者）の遺族 イ　支給の範囲・順位は、死亡した者の(ア)配偶者、(イ)子、(ウ)父母、(エ)孫、(オ)祖父母 ただし、死亡当時、(ア)～(オ)が存しない場合には、死亡者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹も含む。 ※　対象となる災害は、自然災害で市において住居が５世帯以上減失した災害等
問 合 せ 先	市

（２）災害障害見舞金

支援の内容	ア　災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た場合、能代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給するもの （ア）生計維持者が重度の障がいを受けた場合…250万円を超えない範囲内で支給 （イ）その他の者が重度の障がいを受けた場合…125万円を超えない範囲内で支給
対　象　者	ア　災害により以下のような重い障がいを受けた者 （ア）両眼が失明した者 （イ）咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者 （ウ）神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 （エ）胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する者 （オ）両上肢をひじ関節以上で失った者 （カ）両上肢の用を全廃した者 （キ）両下肢をひざ関節以上で失った者 （ク）両下肢の用を全廃した者 （ケ）精神または身体の障がいが重複する場合における当該する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる者 ※　対象となる災害は、自然災害で市において住居が５世帯以上減失した災害等
問 合 せ 先	市

２　災害援護資金の貸付

災害により住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「能代市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年３月21日条例第174号）」（資料編○○（P○○）参照）を定め、災害援護資金の貸付を行う。

<table>
<tr><td>支援の内容</td><td>（１）災害により負傷または住居、家財の損害を受けた者に対して、能代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの
ア　貸付限度額
<table>
<tr><td colspan="2">世帯主に１か月以上の負傷がある場合</td></tr>
<tr><td>（ア）当該負傷のみ</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>（イ）家財の３分の１以上の損害</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>（ウ）住居の半壊</td><td>270万円</td></tr>
<tr><td>（エ）住居の全壊</td><td>350万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">世帯主に１か月以上の負傷がない場合</td></tr>
<tr><td>（ア）家財の３分の１以上の損害</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>（イ）住居の半壊</td><td>170万円</td></tr>
<tr><td>（ウ）住居の全壊（工の場合を除く）</td><td>250万円</td></tr>
<tr><td>（エ）住居全体の滅失または流失</td><td>350万円</td></tr>
</table>
イ　貸 付 利 率：年３％　（据置期間は無利子）
ウ　据 置 期 間：３年以内（特別の場合は５年）
エ　償 還 期 間：10年以内（据置期間を含む。）</td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>（１）次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象
ア　世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね１か月以上
イ　家財の３分の１以上の損害
ウ　住居の半壊または全壊・流失
（２）以下の所得制限がある。
<table>
<tr><td>世帯人員</td><td>市民税における前年の総所得金額</td></tr>
<tr><td>１人</td><td>220万円</td></tr>
<tr><td>２人</td><td>430万円</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>620万円</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>730万円</td></tr>
<tr><td>５人以上</td><td>１人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。</td></tr>
</table>
※　対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害</td></tr>
<tr><td>問 合 せ 先</td><td>市</td></tr>
</table>

３　災害罹災者に対する見舞金

県は、災害により被害を受けた罹災者に対し、その自立更正を助長することを目的として、見舞金の給付を行う。

<table>
<tr><td>支　給　額</td><td>（１）死者または行方不明者（１世帯につき）　60万円
（２）災害により精神または身体に著しい障がいを受けた者　60万円
（３）自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主
<table>
<tr><th>被害の程度</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>全壊、流失</td><td>60万円</td></tr>
<tr><td>半壊、床上浸水</td><td>20万円</td></tr>
</table>
（４）借家で現に居住している家屋の被災世帯主
<table>
<tr><th>被害の程度</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td>全壊、流失</td><td>20万円</td></tr>
<tr><td>半壊、床上浸水</td><td>６万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>（１）災害により死者または行方不明者を出した世帯
（２）災害により精神または身体に著しい障がいを受けた者
（３）災害により住宅を全壊、流失または半壊した世帯
（４）床上浸水により住家に被害を受けた世帯
（５）（１)から(４)に掲げるもののほか、知事が必要と認めたもの</td></tr>
<tr><td>問 合 せ 先</td><td>秋田県（窓口：総務部総合防災課）</td></tr>
</table>

第９　生活資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県、社会福祉協議会は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的生活再建（生活復興）を支援するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、生活資金等の賃付の措置を講ずるものとする。

なお、住宅再建等に関する資金の貸付等については、同節第７を参照とする。

１　生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行うこととなっている。

（１）借入の手続き

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備えつけられている借入申込書を、その居住地を担当区城とする民生委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、県社会福祉協議会長に提出するものとする。

（２）貸付金の種頼

生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）がある。

	福　　祉　　費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円（目安）	10万円
貸 付 利 率	連帯保証人を立てた場合　：無利子 連帯保証人をたてない場合：年1.5%	無利子
据 置 期 間	６か月以内	２か月以内
償 還 期 間	７年以内（目安）	８か月以内

このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

（３）対象者

低所得世帯、障がい者または高齢者世帯

※　災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外

２　母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うこととなっている。このため、市では、福祉事務所に窓口を設け、貸付申請書を備え付けている。

（１）貸付の対象

貸付の対象は、配偶者のない女子及び男子であって、現に児童（20才未満の者）を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等である。

ただし、いずれの場合も前年度所得額が所得制限限度額以内の者に限る。

（２）借入の手続き

貸付を受けようとする者は、賃付申請書に関係書類を添付して、県に申請する。

（３）貸付金の種類

ア　事業開始資金
イ　事業継続資金
ウ　住宅資金
エ　技能修得資金
オ　生活資金
カ　就職支度資金
キ　修学資金
ク　転宅資金
ケ　就学支度資金
コ　修業資金
サ　医療介護資金
シ　結婚資金

第10　被災者生活再建支援金の支給

県は、災害救助法が適用される規模の自然災害により住宅が全壊した世帯等に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として、被災者生活再建支援金を支給する。また、市は、申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携を図り

ながら事務を行う。

１　支援の内容

自然災害により、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給する。

支給額は、次の２つの支援金の合計額になる。

（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が４分の３になる。）

（１）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊等	大規模半壊
100万円	50万円

（２）住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）
200万円	100万円	50万円

※　一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（または100万円）

２　対象者

住宅が全壊等（※）または大規模半壊した世帯が対象。

（※）下記の世帯を含む。

- 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯
- 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住居が居住不能になった世帯

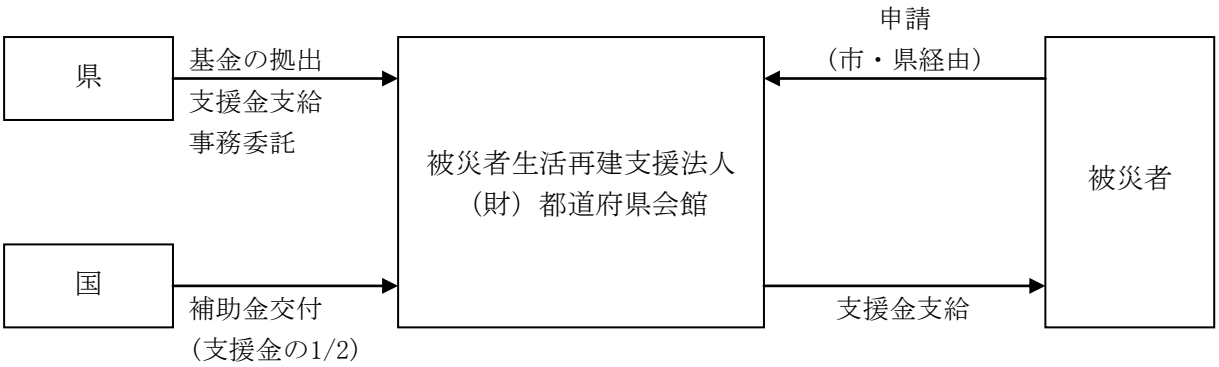

支援金支給の仕組み

第11　就学に対する支援等

１　教科書等の無償給与（災害救助法）

（１）支援の内容

災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給する。

（２）対象者

災害救助法が適用された市において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児竜・生徒が対象となる。

※　「児童・生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。

（３）問合せ先

県、災害救助法が適用された市

２　小・中学校の就学援助措置

（１）支援の内容

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童･生徒の保護者を対象に､学用品費、通学費、学校給食費等を援助する。

（２）対象者

要保護世帯、準要保護世帯（市が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）

（３）問合せ先

県、市、学校

３　高等学校授業料減免措置

（１）支援の内容

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予または減額、免除する。

（２）対象者

地方公共団体の長が災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者が対象

（３）問合せ先

県、学校

４　奨学金制度の緊急採用

（１）支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学会の貸出（無利子）を緊急に受付け・採用する。

（２）対象者

高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生

（３）問合せ先

高等学校または専修学校（高等課程）の生徒：各学校、公益財団法人秋田県育英会

大学、短期大学、大学院、高等専門学校または専修学校（専門課程）の学生・生徒：各学校、独立行政法人日本学生支援機構

５　児童扶養手当等の特別措置

（１）支援の内容

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずる。

（２）対象者

障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

（３）問合せ先

県、市

第12　その他の生活支援

１　生活関連物資の安定的な確保

災害発生時には、交通、通信機能の寸断や麻痺等により流通機能に混乱が生じ、食料品、日用品等の生活関連物資の円滑な供給が妨げられるため、県と連携して、以下の対策を講ずる。

（１）相談窓口・業者指導

ア　市及び県は、被災者相談窓口等において、市民からの苦情、相談に対応する。

イ　県は、売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対して、速やかに事実確認のうえ、不当な行為については、是正指導を行う。市は、県に、市民から寄せられた情報を提供し、必要に応じて、売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対する指導等の要請を行う。

（２）需給調査等

県は、生活関連物資の需給状況について調査等を行い、関係業界、国等への要請や円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

（３）国への要請

県は、必要に応じて、国に対し生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の発動を要請する。

２　郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対象

日本郵便株式会社は、被害の状況によって、以下の措置を行う。

（１）郵便業務関係

ア　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あての救助用郵便物の料金免除

（２）為替貯金業務関係

ア　郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払い渡し
イ　郵便貯金及び国債等の非常貸付
ウ　被災者の救護を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
エ　民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
オ　国債等の非常買い取り

（３）簡易保険業務関係

ア　保険料払込猶予期間の延伸
イ　保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払
ウ　保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
エ　解約償還金の非常即時払
オ　保険貸付金の非常即時払

３　放送受信料の免除

（１）支援の内容

災害により被害を受けた受診契約者に対して、一定期間ＮＨＫ（日本放送協会）の放送受信料が免除される。

免除に当たっては、日本放送協会が調査したうえで、免除の対象者が確定される。

（２）対象者

対象者は、災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼または床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している者である。

このほか、災害による被害が長期間にわたる場合等に免除が実施されることがある。

（３）問合せ先

日本放送協会

４　公共料金・使用料等の特別措置

（１）支援の内容

災害により被害を受けた被災者に対しては、市が所管する公共料金（上・下水道料金）や施設使用料、保育料等を軽減・免除することがある。

電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。

（２）対象者

県、市、関係事業者が定める。

（３）問合せ先

県、市、関係事業者

５　葬祭の実施（災害救助法）

（１）支援の内容

遺族が遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がいない場合、市が遺族に代わって応急的に埋葬（火葬）を行う。

（２）対象者

災害救助法が適用された市において、遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族とする。

死亡した者の遺族がいない場合も対象となる。

（３）問合せ先

県、市

第13　地震保険

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第２節　農林漁業関係対策

【実施機関：環境産業部】

第１　基本方針

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

第２　日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被災農林漁業者に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

１　農業関係

（１）農業基盤整備資金
（２）農業経営基盤強化資金
（３）経営体育成強化資金
（４）農林漁業セーフティネット資金
（５）農林漁業施設資金（災害復旧）

２　林業関係

（１）造林資金（復旧造林、樹苗養成施設）
（２）林道資金
（３）農林漁業セーフティネット資金
（４）農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

３　漁業関係

（１）漁業基盤整備資金
（２）漁船資金
（３）農林漁業セーフティネット資金
（４）農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

第３　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）による融資

１　支援の内容

天災融資法第２条第１項の規定に基づき、政令で指定された天災（暴風雨、豪雨等）による被害を受けた農林水産業者に農協系統金融資金や銀行用に利子補給を行い、再生産確保のため必要な経営資金を融資する制度である。

天災融資法

区　分 ＼ 融資限度額		①または②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の％	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000

災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

激甚災害法

区　分 ＼ 融資限度額		①または②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の％	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000

貸付利率、償還期限

資　格　者	貸付利率	償還期限
（１）被害農林漁業者で損失額が30％未満の者	6.5％以内	３年、４年、５年以内
（２）被害農林漁業者で損失額が30％以上の者	5.5％以内	５年、６年以内
（３）特別被害農林漁業者	3.0％以内	６年以内

２　対象者

次の基準に該当すると市長の認定を受けた者が対象となる。

（１）被害農林漁業者	（２）特別被害農林漁業者
１　農作物の減収量が平年収穫量の30％以上でかつ損失額が平均農業収入の10％以上 ２　樹体の損失額が30％以上	左のうち損失額が50％以上
１　林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10％以上 ２　林業施設の損失額が50％以上	左のうち損失額が50％以上 左のうち損失額が70％以上
１　水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10％以上 ２　水産施設の損失額が50％以上	左のうち損失額が50％以上 左のうち損失額が70％以上

３　問合せ先

市

第３節　中小企業関係対策

【実施機関：環境産業部】

第１　基本方針

市及び県は、災害時の被災中小企業者に対し、速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずる。

また、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施し、国に対しても要望する。

第２　実施体制

市は、県が設置する「地域経済復興支援対策本部」を中心として、被災中小企業者等を総合的に支援する。

地域経済復興支援対策本部構成機関

１	県（産業労働部、関連部局、地域振興局）
２	被災市町村
３	秋田県信用保証協会
４	金融機関（各政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
５	（財）あきた企業活性化センター
６	秋田県商工会連合会
７	秋田県商工会議所連合会
８	秋田県中小企業団体中央会

第３　復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等を把握し、関係機関と連携して次の措置を構ずる。

１　事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
２　既存借入金の償還期限の延長
３　各種補助、助成制度の優先的な適用
４　稼動可能設備等の確認及び受発注のあっせん
５　原材料入手経路、販売ルート等の経営情報の提供
６　従業員確保のための人材情報の提供
７　新たな支援制度の創設

第４節　義援金の受入及び配分に関する計画

【実施機関：総務部、市民福祉部】

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、全国から多くの義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

市は、被災者救済のため市に寄せられた義援金品の受入及び配分を公平かつ適正に行い、被災者の自立を支援する。なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

第２　義援金品の受付

市は、義援金品の受付・問合せ窓口を設置し、義援金品の受付を実施する。義援金品の受付方法等については、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て広報・周知を図る。この場合においては、各指定避難所及び指定緊急避難場所のニーズ把握に努める。また、一般から受領した義援金は、受託者へ受領書を発行する。

なお、県、日本赤十字社、共同募金会においても、同様に義援金品の募集及び受付が実施されることがある。

第３　保管場所の確保等

受付けた義援金は、専用の預貯金口座を設け、払い出しまでの間、預貯金を保管するとともに、救援物資については、大量の救援物資が送られてくることを想定し、適切な一次保管場所を確保する。

県及び市は、被災者に必要な物資が迅速に届くよう、輸送機関の協力を得て一時保管場所や指定避難所等への輸送方法を迅速に定める。

なお、市は、ヤマト運輸株式会社　秋田主管支店と「災害時における物資等の輸送及び物資拠点施設の運営に関する協定」を締結しており、必要に応じて義援品の保管や輸送に関して協力を要請する。

第４　配分方法の検討

被災者あてに寄託された義援金を公平かつ適正に配分することを目的として、義援金品配分のため配分委員会を設置する。

１　配分委員会の構成

配分委員会は、県、市、地域団体、福祉団体及び関係指定地方公共機関で構成するものとする。

２　配分委員会事務局

配分委員会の事務局は、市民福祉部に置く。

第５　義援金品の配分

１　配分方法の決定

配分委員会は、市等の受付期間で受付けた義援金品の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期ならびにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

２　配分の実施

配分委員会において決定された義援金品の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

３　配分先・使途が指定されている義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金は、受付けた機関自らが預託者の指定先に配分する。

４　配分の公表

配分委員会では、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。

第６　国・地方公共団体から市長あての見舞金

国・地方公共団体から市長あての見舞金は、総務部財政課で受入れ、歳入口座に入金し、市長あての災害見舞金として管理する。

第５節　財政金融計画

【実施機関：総務部】

第１　基本方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等における施策の実施は、関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであり、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、大規模な災害が生じた場合、市の財政では十分な対応ができない事態も生じることから、市は、法令の規定に基づき、または予算上の措置により、財政負担の適正化のため、所要の措置を講ずる。

第２　対策

１　費用の負担者

（１）災害予防及び災害応急対策に要する費用（災対法第91条）

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令の特別の定めがある場合または予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。（注：法令に特別の定めがある場合）

ア　災害救助法　第18条
イ　水防法　　第44条
ウ　災対法　　第94条、第95条
エ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律　第60条、第62条

（２）応援に要した費用（災対法第92条）

実施責任者が他の地方公共団体等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は実施責任者である市長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

（３）知事の指示に基づいて市が実施した費用（災対法第93条）

知事の指示に基づいて市が実施した応急措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうちで､指示または応援を受けた市に負担させることが困難または不適当なもので、災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部または全部を負担する。

２　国が負担または補助する範囲（災対法第94条）

（１）災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用は、別に法令に定めるところにより、または予算の範囲内において国がその全部または一部を負担し、または補助する。

（２）非常災害対策本部長または緊急対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災対法第95条）

非常災害対策本部または緊急災害対策本部の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部または一部を補助する。

（３）災害復旧事業費等（災対法第96条）

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、または予算の範囲内で国がその全部または一部を負担し、または補助する。

（４）激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費（災対法第97条）

政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いたうえで、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

（激甚法の対象となる事業は、第６節の「第６　激甚災害に対する援助措置」参照。）

３　災害救助基金

市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第１項の規定に基づき、能代市災害救助基金を積み立てており、必要な災害対策の費用に充てられる。

４　起債の特例（災対法第102条）

下記(１)、(２)の場合において、「災害対策基本法施行令」第43条に定める市は、激甚災害に指定された場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第５条の規定に係わらず地方債をもってその財源とすることができる。

（１）地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で、総務省令で定められるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らして相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

（２）災害予防、災害応急対策または災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で市の負担に属するものの財源とする場合

５　国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、市の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第６節　激甚災害の指定に関する計画

【実施機関：各部局、防災関係機関】

第１　基本方針

市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年９月６日法律第150号。以下「激甚法」という。）による激甚災害または局地激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復興事業を迅速かつ円滑に実施する。

第２　激甚災害指定の手続き

１　被害調査

激甚災害及び局地激甚災害に関する調査は、県が行う。市は、県が行う調査に協力する。

２　激甚災害指定の決定

知事は被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。

第３　激甚災害に関する被害状況等の報告

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の各関係部局に必要な調査を行わせる。県の関係部局は施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、そのほか激甚法に定める必要な事項を取りまとめたのち、総務部総合防災課を通じて知事に報告することとなっている。

第４　災害復旧事業計画

防災関係機関は、被災施設の復旧事業計画または査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。また、復旧事業計画の樹立に当たっては、防災関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図る。

なお、がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止または拡大防止のため、関係法令を考慮のうえ適切な措置を講ずる。

第５　激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月７日・中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の２つの指定基準がある。

第６　激甚災害に対する援助措置

１　激甚災害法に基づく主要な適用措置（激甚災害指定基準による指定：本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助		
公共土木施設	災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
	復旧事業関連事業	上記の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設または改良に関する事業で、国の負担割合が２／３未満のもの。（道路、砂防を除く）
公立学校施設	災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
公営住宅	災害復旧事業	公立住宅法第８条第３項の規定の適用を受ける公営住宅及び同施設の建設または補修に関する事業
生活保護施設	災害復旧事業	生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または第41条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
児童福祉施設	災害復旧事業	児童福祉法第35条第２項から第４項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
老人福祉施設	災害復旧事業	老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
身体障害者更正援護施設	災害復旧事業	身体障害者福祉法第27条第２項または第３項の規定により、県または市町村が設置した身体障害者更正援護施設災害復旧事業
知的障害者更正施設等	災害復旧事業	知的障害者福祉法第19条の規定により、県または市町村が設置した知的障害者更正施設または知的障害者授産施設の災害復旧事業
婦人保護施設	災害復旧事業	売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
感染症指定医療機関等	災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により設置された感染症指定医療機関の災害復旧事業
感染症予防事業		激甚災害のため感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県または市の支弁に係る感染症予防事業
堆積土砂排除事業		１　公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法（政令）に定めた程度に達する泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体またはその機関が施行するもの ２　公共施設の区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたものまたは市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業
たん水排除事業		激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水区域について浸水面積が、引き続き１週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

農林水産業に関する特別の助成	
農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）第３条第１項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。
農林水産業行動利用施設 災害復旧事業の補助の特例	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特定を定め、１箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について１箇所の工事費用を10万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）	第２条第１項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の２点の特別措置を行う。 １　天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付ができる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については７年とする。 ２　政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等、または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	

中小企業に関する特別の助成	
中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置	１　激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する担保限度額を別枠として設ける。 ２　災害関係保証の保険についてのてん補率を、100分の70から100分の80まで引き上げる。 ３　保証料率を一般の保証より引き下げる。
小規模事業者等設備導入資金等助成法による貸付金の償還期間の特例	激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模事業者等設備導入資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は償還期間を２年以内において延長することができる。
政府系金融機関による融資	商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。 また、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても低利融資を行う。
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	

その他の財政援助及び助成	
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象	法第３条第１項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、少年自然の家、同和対策集会所、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が、一の公立社会教育施設ごとに20万円以上が対象となる。
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する１学校の工事費の額を、その学校の幼児・児童・生徒または学生の数で除して得た額が750円以上で１学校について、 ・幼稚園・・・・・・・・・・・・・・　60万円以上 ・特別支援学校・・・・・・・・・・・　90万円以上 ・小・中学校・・・・・・・・・・・・　150万円以上 ・高等学校・・・・・・・・・・・・・　210万円以上 ・短　大・・・・・・・・・・・・・・　240万円以上 ・大　学・・・・・・・・・・・・・・　300万円以上の場合
母子寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例	国は、指定地方公共団体である県が、被災者に対する母子寡婦福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた３倍に相当する金額を、県に貸付ける。
水防資材費の補助の特例	次のいずれかの地域で、国土交通大臣が告示する地域に補助される。 １　県に対して補助する場合は、激甚災害に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域 ２　水防管理団体に対しては激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域で補助率は２／３である。
罹災者公営住宅建設資金の特例	
日本私学振興財団の業務の特例	
市町村が施行する感染症予防事業に関する特例	
産業労働者住宅建設資金の特例	
公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助	
失業保険法第８条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業保険金の支給	

２　局地激甚災害指定により適用される措置（局地激甚災害指定基準による指定：局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第２章：第３条、第４条）
（２）農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第５条）
（３）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第６条）
（４）森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の２）
（５）中小企業に関する特別の助成（激甚法第12条、第13条）
（６）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

第７　復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに着手し、事業実施期間の短縮に努める。

第７節　公共施設災害復旧事業計画

【実施機関：防災関係機関】

第１　基本方針

災害復旧計画は、被災した各施設（特に公共施設）の復旧においては、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設復旧計画の策定に当たっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当り、速やかに当該事業の促進を図るよう配慮する。

なお、復旧・復興に当たっては、市民の意向を十分に尊重し、県や国の協力を求めて、計画的に事業を進める。

第２　災害復旧計画

罹災施設等の復旧を迅速に行うため、市、指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期にこれを実施するため、復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等について必要な措置を講ずる。また、大規模な災害時における労働力、施工業者の不足、資機材の払底等の事態を想定して十分にこれを検討する。

１　河川災害復旧計画

市内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め県予算面あるいは公共土本施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推捗させる。

２　海岸災害復旧計画

被害の原因を調査・究明し、堤防（護岸）の強度と背後施設の水害に対する強さの総合的バランス等を十分勘案し、その安全性と施設によって防護される地域の経済効果等を加味して速やかに計画を樹立して復旧工事を推捗させる。

３　砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

４　地滑り災害復旧計画

被災原因を十分調査し、保全対象により復旧対策工事の規模を決定し、速やかに復旧工事を行う。

５　急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面対策として復旧工事を行う。

６　道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

７　港湾の災害復旧計画

災害で長期にわたり港湾機能が麻痺した場合、秋田県の社会・経済活動全体に大きな影響を与えることになる。

このため、被災した港湾施設は早期に応急手当を施し、経済活動等に与える影響を最小限となるよう努めるとともに、抜本的な復旧対策が必要な施設については、被災原因を詳細に調査し、各施設の性格に応じた適切な復旧計画を立案する。

特に、原形復旧のみで機能を十分に発揮できない施設や再度被災のおそれのある施設については、改良も含めて復旧工法を検討する。

８　漁港の災害復旧計画

各漁港の地理的条件に風速、潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案し、被災した漁港施設の速やかな復旧を図る。なお、漁港の埋塞等漁業活動に支障をきたす被害については、応急工事により対策を進め、再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を樹立する。

９　林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ計画的に従前の機能回復のための復旧工事を速やかに実施する。

なお、必要な場合、応急工事による対策を進める。

10　下水道施設の災害復旧計画

下水道施設は、市民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急対策を実施し、市民への影響が最小限となるよう努める。

本復旧は、被災規模、施設の重要度、復旧の難易度等を勘案して復旧水準を定め、工期や経済性等の検討を行ったうえで復旧計画を策定し、速やかに復旧工事を実施する。

11　農林水産施設災害復旧事業計画

（１）農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するためにも、今後はさらに被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画に当たっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。

なお、農業農村整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と相互関連を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

（２）林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両

の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧計画の推進を図る。

（３）農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林祖合、生産森林組合、森林組合連合会、または漁業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、１箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

12　社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人医療福祉機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

13　学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても、迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は災害時における指定避難所として指定されており、復旧計画の策定に当たっては次の点に留意する。

（１）災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため、必要に応じて改良復旧に努めるとともに、災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
（２）災害防止上特に必要があれば、設置箇所の移転等について考慮する。
（３）必要に応じて県に対し、技術指導の要請を行う。
（４）公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき、復旧計画を推進する。

14　公立医療施設病院等災害復旧事業計画

（１）公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院及び診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。

なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

（２）感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが、激甚法の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

第３　災害復興計画の作成

被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復（生活復興）には、迅速な被災地域の復興（都市復興）が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速

やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

１　事前復興対策の実施

災害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行ううえでの人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。

しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続の流れ等について平常時から整備に努めるものとする。

２　災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

なお、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合、市は、必要に応じて、国の復興基本方針に則した復興計画の策定等により復興を進める。この場合、国及び県は、市から要請がある場合等、必要に応じ、同法に基づく支援等を行う。

３　災害復興方針・計画の策定

（１）災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

なお、災害復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業･施策の展開に至るまで､市民の意見を十分反映させていく。

（２）災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

４　災害復興事業の実施

災害復興は、市と県及び国との密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県との間の十分な調整作業等が重要であり、また復興に当たっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、県及び国との密接な連携のもとに事業を推進する。

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、内閣府において緊急災害対策本部が設置された災害）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

また市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保を行う。